

「満州国」における「民族協和」下の人材養成と日本語教育

祝, 利

<https://doi.org/10.15017/1500469>

出版情報：九州大学, 2014, 博士（比較社会文化）, 課程博士
バージョン：
権利関係：全文ファイル公表済

「満洲国」における「民族協和」下の人材養成と日本語教育

祝 利

2014年12月

要 旨

本研究は、「満洲国」（以下、満洲国）における人材養成及び人材養成の軸となった日本語教育の実態について検討するものである。

教育はそもそも「政教、教化」の意味を持っていたが、近代になって教育は「国家がその理想を達成するために必要なる人的資材の養成」という意味あいを持つようになった。1932年、日本関東軍の内面指導下で満洲国が樹立された。この地域に居住していた漢・満・蒙・朝・日・露などの多民族構成に対して、関東軍は「民族協和」を国是として掲げ、こうした「民族協和」下の満洲国の教育の目的は満洲国に役立つべき人材の養成となった(皆川、1939:1)。では、満洲国に役立つとされた人材はいかなるものであり、その人材はいかに養成されたのか。満洲国の教育は、伝統的な教育を継承した私塾、民衆学校、近代的な教授科目を取り入れた改良私塾、また、「国」の方針にそって作られた初等・中等・高等教育機関、さらに、社会に散在していた様々な教育施設など多様な形式を有していた。そのうち、私塾は次第に学校教育の系統に組み込まれたことから、満洲国の教育は、大きく学校教育と社会教育の2種類に分けることができると考える。

従来の満洲国の教育に関する研究は主に学校教育に偏っており、社会教育からのアプローチはまだ十分とはいえない。満洲国の社会教育は学校教育系統以外の社会に散在していた70%の青少年とその他の一般民衆の教育を担っていたため、満洲国の教育には極めて重大な意味を持つと考える。

そこで、本研究では、教育主体と教育客体の両方に視点を据え、日本語教育史の観点から、学校教育と社会教育の双方より、満洲国の一般教育、及び「社会の中核」といわれた官吏、教員の養成、さらに、日本、満洲・満洲国と深くかかわり、日本の対ロシア(ソ連)及び大陸政策に重要な位置を占めていた白系ロシア人、及び当時、日本語、中国語とともに満洲国の国語と定められた蒙古語を母語とする蒙古人に対する教育についての考察を通じて、満洲国における人材養成の実態を解明し、その人材像を描く。それと同時に、共時的な視点から、植民地台湾・朝鮮での教育との比較分析を通じて、満洲国における人材養成の特徴を探ることを目的とする。研究の方法としては先行研究を参照しながら、資史料及びインタビュー調査とその結果に基づいて論究を進める。

本論は大別すると、満洲国の方針・制度(第1章)、満洲国における人材養成の実態(第2、3、4、5章)、満洲国における人材養成の特徴(第6章)の3つの部分に分けられている。具体的な構成は以下の通りである。

序章では、先行研究について概観し、その問題点を指摘した上で、本研究の目的、位置づけを述べた。また、本論の構成を紹介し、本論で使用する用語について定義した。

第1章では、満洲国の人材養成が行われる前提となる満洲国の民族政策と教育制度について、学校教育と社会教育、双方の観点から概観した。

第2章では、満洲国建国当初、一般教育より先立って注力された官吏に対する教育につ

いて考察した。満洲国の官吏制度は植民地台湾・朝鮮の官吏制度と同じく、日本の官吏制度を母体としていたが、官吏養成において、満洲国では台湾と朝鮮より一層体系的になり、学校教育と社会教育の上に特別な訓育機関である大同学院が位置しており、満洲国の官吏の資質は大同学院の指導・訓育により統一され、統括されたのである。

第3章は、教員の養成についての考察である。満洲国の教員は、教員訓練所で再教育された中堅在職教員、師範教育機関で養成された新教員と教員検定試験で認定された一般在職教員の3種から構成され、また、教員の再教育と検定試験は師範教育での教育水準を基準とし、教員の資質は統一されたことを明らかにした。しかし一方、実際のインタビュー調査を通して、教育現場で教員が教授法、教授能力にばらつきがある一面を示した。さらに、満洲国の教員養成を朝鮮で実施された教員養成と照らし合わせると、多民族を対象とした満洲国の教員養成方式は多様性が顕著ではあるものの、ともに教員に語学能力、「教育」に関する専門性と日本の統治への理解が求められた点では共通していることが指摘できる。

第4章は、満洲国の白系ロシア人の人材養成についての考察である。まず、白系ロシア人と満洲・満洲国地域とのかかわりを概観し、白系ロシア人に対する指導方針及び教育方針について確認した。次に、学校教育と社会教育の双方から白系ロシア人に対する教育について考察した。その結果、新学制実施後、白系ロシア人の高等教育では国民道徳と日本語科目の導入により、日本による白系ロシア人の満洲国国民への統合が始まったが、その一方、社会教育においては協和会露人係による満洲国国民への統合と白系露人事務局によるロシア伝統文化への統合が同時進行していたため、白系ロシア人の思想形成には満洲国国民としての自覚とロシア文化への執着が共存していたことが指摘できる。

第5章は、蒙古人の人材養成についての分析である。先行研究で指摘されているように、学校教育の中では、日本語学習の強要により、蒙古人の日本語能力は上がったが、その一方で、蒙古語教育が弱体化されたこともまた確かである。しかし、社会教育においては、日本語による教育を受けた蒙古人知識層は民族ナショナリズムを育み、日本語能力を生かし、各種社会組織を通じて積極的に蒙古語、蒙古文化を保護し、それを民衆へ伝授するという一面を見せており、学校教育において養成された人材像とはまた異なる人材像を描くことができる。

第6章は、日本語教育の面から満洲国の人材養成の特徴について考察した。研究対象として取り上げたのは満洲国の教育の全般を統括した満洲国政府語学検定試験制度である。実際の試験問題についての分析を通じて、植民地朝鮮・台湾に比べ、満洲国の人材養成においては多民族性に対応した多様な方式が編み出されたのみならず、語学力が各民族人材の養成、任用、特に高級人材の選抜の基準とされ、それと同時に、官吏、教員のような「社会の中核」と見なされた人材には統一された専門性が求められたという特徴が指摘できる。

終章では、本論のまとめ及び今後の課題について述べた。

目次

序章	1
1 問題意識と研究目的	1
2 先行研究の概観	2
3 研究課題と方法	7
4 論文の構成	8
5 用語の定義	10
第1章 満洲国の民族と教育	14
はじめに	14
1 「五族共和」から「民族協和」へ	15
1.1 中華民国の「五族共和」政策	15
1.2 満洲国の「民族協和」政策	19
2 満洲国の教育制度	19
2.1 満洲国成立以前の教育制度	19
2.2 満洲国の学校教育と日本語	20
2.3 満洲国の社会教育と日本語	27
2.3.1 社会教育の方針	27
2.3.2 協和会による教育	28
2.3.2.1 協和会の歴史	28
2.3.2.2 協和会による日本語教育	30
小括	35
第2章 満洲国における官吏の養成	40
はじめに	40
1 日本の官吏制度	42
2 満洲国の官吏制度	43
2.1 官吏の構成	44
2.2 官吏の任用	46
2.2.1 文官令実施以前(1932年～1938年)の官吏の任用	46
2.2.2 文官試験制度(1938年～1945年)による官吏の任用	46
2.3 満洲国の官吏制度の特徴	51
3 満洲国における官吏の養成・教育	52
3.1 語学講習所による在職官吏の語学教育	53
3.1.1 語学講習所について	53
3.1.2 『新撰日本語読本』からみた官吏に必要な日本語能力	55
3.1.3 語学講習所の位置づけ	59

3.2	建国大学による官吏の養成	60
3.2.1	建国大学について	60
3.2.2	教授科目からみた官吏に必要な能力	61
3.3	大同学院による官吏の養成・教育	65
3.3.1	大同学院の訓育対象と教授科目	66
3.3.2	大同学院の講習会による教育	71
3.3.3	大同学院による職員養成機関の統制	72
3.3.4	大同学院による官吏養成・教育の特徴	73
4	官吏にとっての満洲国教育	75
小括—満洲国における官吏の養成・教育の特徴		76
(1)	満洲国における官吏養成・教育の系統	77
(2)	満洲国の官吏像	78
(3)	満洲国における官吏養成・教育の特徴—台湾、朝鮮との比較を通して	79
第3章	満洲国における教員の養成	87
はじめに		87
1	満洲国の教員養成制度	89
1.1	教員の養成	89
1.1.1	満洲国成立以前の教員養成	89
1.1.2	満洲国の教員養成	90
1.2	教員の資格	94
1.3	教員の検定	95
2	満洲国における在職教員に対する再教育	97
2.1	教員訓練所による在職教員の再教育	97
2.2	中央訓練所による在職教員の再教育	99
2.3	地方師道訓練所による在職教員の再教育	104
3	満洲国における教員の養成	106
3.1	師範教育機関による教員の養成	106
3.1.1	師範学校による初等教育教員の養成	106
3.1.2	高等師範学校による中等教育教員の養成	112
3.1.3	師範教育機関による教員養成の特徴	115
3.2	中央師道訓練所による日本人教員の養成	116
4	満洲国における教員の検定	119
4.1	教員検定試験について	119
4.2	教員検定のための日本語試験	120
5	教員による日本語教授の実態	121

小括—満洲国における教員養成・教育の意味.....	124
(1) 満洲国における教員養成の体系.....	125
(2) 満洲国の教員像.....	126
(3) 満洲国における教員養成・教育の特徴—朝鮮との比較を通して.....	126
第4章 満洲国における白系ロシア人の人材養成.....	134
はじめに.....	134
1 満洲・満洲国の白系ロシア人.....	136
2 満洲国成立以前の対白系ロシア人教育方針.....	138
3 満洲国の対白系ロシア人教育方針.....	139
4 満洲国における白系ロシア人に対する学校教育.....	145
4.1 北満学院.....	145
4.2 建国大学.....	147
4.2.1 白系ロシア人に対する日本語教育.....	148
4.2.1.1 教科書『速成日本語読本』について.....	149
4.2.1.2 日誌・作文からみた白系ロシア人の日本語能力.....	151
4.2.2 日誌・作文の内容から描き出した人物像.....	154
4.3 満洲国における白系ロシア人に対する学校教育の特徴.....	157
5 満洲国における白系ロシア人に対する社会教育.....	158
5.1 満洲国協和会露人係.....	159
5.2 白系露人事務局.....	160
5.3 満洲国における白系ロシア人に対する社会教育の特徴.....	161
小括—満洲国における白系ロシア人の人材養成の意味.....	162
第5章 満洲国における蒙古人の人材養成.....	167
はじめに.....	167
1 蒙古人の民族構成及び分布.....	169
2 蒙古人に対する政策.....	170
2.1 満洲国成立以前の対蒙古人政策.....	170
2.2 満洲国の対蒙古人政策.....	171
3 満洲国における蒙古人に対する学校教育.....	172
3.1 教育方針.....	172
3.2 教科書の編纂.....	174
3.3 興安学院.....	175
4 満洲国における蒙古人に対する社会教育.....	177
4.1 一般社会教育.....	177
4.2 民族文化教育.....	178
4.2.1 蒙古会館.....	178

4.2.2	蒙民厚生会	178
4.2.3	蒙文編訳館	179
4.2.4	青旗社	179
	小括—満洲国における蒙古人の人材養成の意味	180
第6章	満洲国政府語学検定試験からみた人材養成	183
	はじめに	183
1	語学検定試験について	185
1.1	満鉄における語学検定試験	185
1.2	満鉄の語学奨励金支給制度	186
1.3	満洲国の語学検定試験	188
1.3.1	官吏を対象とした語学検定試験	188
1.3.2	社会一般を対象とした語学検定試験	190
1.3.3	満洲国の語学奨励金支給制度	191
1.4	満鉄、満洲国と華北地域の語学検定試験の関連性	195
2	満洲国政府語学検定試験の日本語試験と漢語試験の試験問題についての分析	196
2.1	1936年第1回語学検定試験についての分析	196
2.1.1	出題形式	200
2.1.2	出題内容	201
2.1.3	日本語試験と漢語試験の異同からみた試験の目的	202
2.2	1939年第4回語学検定試験についての分析	203
2.2.1	出題程度	204
2.2.2	出題形式	205
2.2.3	出題内容	207
2.2.4	試験問題の異同からみた満洲国における語学教育の特徴	210
	小括—満洲国政府語学検定試験と人材養成	213
(1)	満洲国政府語学検定試験と官吏の養成	213
(2)	満洲国政府語学検定試験と教員の養成	216
(3)	満洲国政府語学検定試験からみた人材養成	217
終章	221
1	本研究の要約	221
2	満洲国における「民族協和」下の人材養成の意味	223
3	今後の課題	228
文献目録	229

序 章

本研究は多民族社会である満洲国における人材養成、及び人材養成の軸となった日本語教育の実態について検討するものである。

1 問題意識と研究目的

1990年、日本の入管法改正により、日本への入国が容易になり、大勢の外国人が日本に流入してきた。日本政府は施策として、異なる国籍・民族の人々と相互の文化の違いを認め合い、対等の関係を築きながら、地域社会の構成員として共に多文化共生社会の構築を目標として挙げた¹。法務省 2013年の統計によると、12月1日付の外国人登録総数は2,066,445人に達し、出身国からみれば、アジア、ヨーロッパ、アフリカ、北米、南米などの191の国と地域の者が含まれている²。そのうち、アジア出身の外国人は、これまでの中国、台湾、韓国などを中心とした漢字文化圏に限らず、フィリピン、インドネシア、タイ、ベトナムなどの非漢字文化圏の出身者が年々増加している。

こうした背景の中、外国人の在留目的を問わず、いかにこれらの異なる文化・風習を有する外国人を日本に定着させ、また、彼らに適合する多様な日本語教育を創出するかは、日本の社会全体にとって喫緊の課題となっている。特に、近年、学校教育だけでなく、社会教育においても、地方自治体による外国人への日本語支援、地域日本語教育の実施などが求められるようになり³、新しい日本語教育の在り方が模索されている。

このような多文化・多様化に対応する日本語教育の需要は、近年になって起きた現象ではなく、約120年前の日本による植民地台湾・朝鮮の統治時代から始まり、その後、多民族社会である満洲国が建国された時代に頂点に達し、さらに日本の占領地である東南アジアにまで広がっていた。日本語教育は変転しやすい性格を持ち、「時代の趨勢に押し流されない足腰の強い日本語教育の在り方を追求する⁴」ことが大切なことであると指摘されている。現在の多様かつ複雑な教育の現状と課題に直面するにあたり、先人たちの残した業績や努力や失敗を知り、そこから「新たな時代に向けた次なる展望をする⁵」ためには、日本語教育の歴史をさかのぼって、史的な観点からその時代の教育について再検討する必要があると考える。

1932年、日本関東軍の内面指導下で中国東北地域に満洲国が樹立された。この地域に居住していた漢・満・蒙・朝・日・露など⁶の多民族構成に対して、関東軍は「民族協和⁷」を統治理念として掲げた。この「民族協和」の理念は「王道楽土⁸」の理想とともに満洲国の建国精神となされ、満洲国の経済、教育などあらゆる方面の指針となった。特に教育については、そもそも教育は「政教、教化」の意味を持っていたが、近代になって「国家がその理想を達成するために必要なる人的資材の養成⁹」という意味あいを持つようになり、こうした背景の下、満洲国の「民族協和」下の教育の目的は満洲国に役立つべき人材の養成

であるとされた(皆川、1939:1)。満洲国の教育は、伝統的な教育を継承した私塾、民衆学校、近代的な教授科目を取り入れた改良私塾、また、「国」の方針にそって作られた初等・中等・高等教育機関、さらに、社会に散在していた様々な教育組織・団体、及び社会にある各種企業の内部で開設された研修所など多様な形式を有していた。そのうち、私塾は次第に学校教育の系統に組み込まれたことから、満洲国の教育は、大きく学校教育と社会教育の2種類に分けることができると考える。では、このような多様な学校教育と社会教育を通して満洲国に役立つとされた人材はいかに養成され、また、その人材養成にはいかなる特徴があったのであろうか。これらの問題の解明が本研究の最大の目的である。

これまで多くの研究者、特に中国側の研究者は満洲国を日本の植民地台湾・朝鮮などと同等視しており、その教育自体を「奴隷化教育」、「漢奸教育」一辺倒と批判している。これに対し、満洲国教育の経験者、戦後、中国東北教育の専門家となった王野平は満洲国で受けた初等、中等、高等教育における自らの経験から、満洲国の教育を2つの面に分けて評価すべきと主張している。一つは、満洲国における教育は、日本の軍国主義に基づく教育よりも、日本の軍事力の対外拡張に貢献できる人材を養成できたこと、もう一つは、日本が満洲国で学校を建設し、学習者に学習環境を提供することによって人間形成にまで関わった人材養成ができたことである¹⁰。王野平の満洲国教育についての2面評価は実に2つの研究視座を備えていると考える。その一つは視点を教育の主体者に据える視座、つまり教育の実施側が実施した教育、もう一つは視点を教育の客体者に据える視座、つまり教育の受け側からみた教育の2つである。本研究では日本による中国への侵略、またそれにもなう教育の軍国主義的な性格について否定するものではない。ただし、王野平が主張している満洲国教育の2面性を統合的に検討し、言い換えれば、教育主体と教育客体の双方を研究視座とし、それを人材養成の枠組みに組み込むことにより、満洲国における人材養成の実態に迫っていくものである。

2 先行研究の概観

1980年代中期から、日本語のグローバル化をきっかけとして、中日両国でも、満洲国教育を研究するブームが起き、多くの優れた著書と研究成果が生まれてきた。

日本では、満洲国教育史研究会により監修された『「満洲国」教育資料集成Ⅲ期「満洲・満洲国」教育資料集成』(1993、エムティ)の出版が注目に値する。本資料集は1904年から1945年までの関東州、満鉄及び満洲国の教育法規、学校教育内容、社会教育などの豊富な史料を収録し、満洲・満洲国教育の多様な側面を示しており、満洲国教育研究の大本山を成したといえる。特に資料収集が漸次困難になっている現在、この資料集は満洲国教育研究者に多大な便宜をもたらした。しかし、満洲国の公的機関により作成された資料、また統計資料にはその信頼性に問題が残されているため、これらの資料を使用する際には、他の資料、たとえば満洲国の各地域により作成された統計資料との比較および検討が必要とされている¹¹。

満洲国教育に関して実証的な研究の端緒を開いたのは、野村章の力作『「満洲・満洲国」教育史研究序説』（1995、エムティ）である。同書では、満洲国の日本人子弟に対する教育に焦点を当てて、中国で収集した資料を駆使しながら、著者自身及び他の満洲国教育の当事者の経験に基づいて教育政策、教科書、教員などの面から分析を行っている。特筆すべきは、①著者よりはじめて植民地統制下の「教育そのものが持つ本来の性格、それによって人間を発達させ、人間の能力を引き出す¹²」という観点が提起されたことである。この観点は、いわば教育当事者の視点からの分析であり、満洲国の教育が当時の人々の人間形成に影響を与えたと考えてよいであろう。②満洲国教育の当事者の生の声を入れて、研究の真実性を一層高めたことである。上記の2点より、満洲国教育研究者として有すべき姿勢及び教育史研究の方法が示されたといえよう。

満洲国教育の当事者、経験者に関心を向け、その生の声を収集したものとして大森直樹の一連の研究論文(大森(1994a・1994b・1995・1997))が挙げられる。大森は満洲国の日本人教員のみではなく、中国人教育経験者をも対象者とし、これらの教育当事者の記述より、当時の教育実態を再現し、教育経験者による教育への評価を明らかにしている。

鈴木健一『古稀記念 満洲教育史論集』（2000、山崎印刷出版物）は満洲国教育に関する研究の集大成といえる。同書では大量な史料を駆使し、その研究範囲は満洲国成立前の日本による教育事業から満洲国成立後、満洲国で実施された教育政策、官吏・教員の養成の実態にまで及び、また、満洲国周辺部の蒙疆、南洋の教育にも触れており、日本の大陸進出にともなった各種教育についての検討が行われている。言わば複眼的視点から満洲国の教育が観察されており、日本の大陸進出の流れの全体から満洲国教育の位置づけ、及びその教育の特徴と性格の解明には、極めて説得力があると考えられる。だが、同書では満洲国の官吏と教員の養成教育などを分析する際、満洲国の中期までの考察にとどまっている点が不完全であり、また、研究の中心が学校教育に偏っており、社会教育については十分検討されていない。

満洲国の民族教育研究に関しては、槻木瑞生(2012)、金実(2014)、中嶋毅(2004、2005、2006)、娜日芽(2010)、鈴木(2012)などが挙げられる。そのうち、槻木瑞生が1972年から現在まで積み上げた一連の研究業績¹³は注目に値する。槻木は特に満洲国の各地域の朝鮮人に注目し、日中韓に現存する一次史料を駆使して、朝鮮人は日本と中国の間に挟まれながら自民族の近代化と抗日を求めており、地域ごとにその教育の独自性を指摘している。槻木の研究成果は現在、朝鮮人教育研究、また満洲国民族教育研究の基盤となっている。朝鮮人に関する研究のほか、中嶋(2004)、娜日芽(2010)を代表とした白系ロシア人、蒙古人に関する教育研究は近年になって行われるようになってきている。ただし、これらの研究はまだ事例研究の段階にあるため、満洲国における白系ロシア人と蒙古人の教育の詳細についてはまだ十分解明されていない。

満洲国の日本語・日本語教育研究については、その先駆的研究としては60年代に登場した豊田国夫『民族と言語の問題：言語政策とその考察』（1964、錦正社）がある。この著書

は、言語政策の視点から植民地及び占領地の民族教育、特に言語教育の実態を論述している。植民地統治下の民族と言語教育の関係の理解には非常に有用な参考資料となっているが、満洲国の民族および各地域の言語教育について論述する際、言語政策の概観までに留まっており、その内実については不明なところが多い。

歴史的な観点から日本語教育を考察するものとしては、『第二次大戦前・戦時期の日本語教育関係文献目録』（佐藤秀夫、1993、日本語教育研究会）、関正昭・平高史也（1997）『日本語教育史』（アルク）、関正昭（1997）『日本語教育史研究序説』（スリーエーネットワーク）などの研究著書が挙げられる。そのうち、『第二次大戦前・戦時期の日本語教育関係目録』は、日本の植民地で使用された各種日本語教育関係の資料を示しており、「戦後出されたもの（資料目録）としては初めての試み¹⁴」という位置付けを有する。目録は朝鮮、台湾、満洲、南洋のように地域別、また著者別に分けられ、満洲国の場合、学校教育で使用された日本語教科書のみでなく、辞書、漢語学習書なども含まれている。日本が植民地で実施した日本語教育の全般を捉えるにはとても貴重な資料となっている。その後、日本語教育史分野において、『日本語教育史研究序説』の出版は非常に注目を集めている。ただし、同書は日本語教育史全般を網羅して概説しており、「教育の初心者」のための「入門書」という位置付けであるため、満洲国の教育に関しては日本語の教授法と教科書が紹介されているのみで、その分析が十分ではないと評されている。

また、満洲国教育の大家である竹中憲一は『満洲国における教育の基礎的研究』（緑蔭書房 2000）を出版し、さらに『在満日本人用教科書集成』（緑蔭書房 2001）、『満洲国植民地日本語教科書集成』（緑蔭書房 2002）などの一連の教科書集成を行った。これらの成果は満洲国の日本語教育、特に教科書、教授法の分析・研究には極めて重要な資料を提供している。

一方、中国の方では、東北地域研究史においては、武強（1989～1998）『東北淪陥十四年教育史料』（全 3 輯、吉林教育出版社）、王野平（1989）『東北淪陥十四年教育史』（吉林教育出版社）、斎紅深（1997）『東北淪陥十四年教育研究』（遼寧人民出版社）などが先駆的研究として挙げられる。その中で、『東北淪陥十四年教育史料』は満洲国が成立してから政府より策定された様々な教育方針・政策の原文がそのまま収録されており、今日の満洲国の教育研究には極めて有用である。また、『東北淪陥十四年教育研究』は、当時の資料に基づいて、社会教育と学校教育について分析を行い、さらに、当時の教育関係者に対するインタビュー調査を加えることによって、研究内容を一層深いものになっている。そのほか、近年来、斎紅深は長年にわたって満洲国時代の教育関係者を訪問し、彼らの回想によって満洲国の教育実態を描く作業に取り組んでいる。その成果として『見証日本侵華教育』（中国語版）が出版され、同書は後に竹中憲一により翻訳され、『「満洲」オーラルヒストリー < 奴隷化教育 > に抗して』という題名で日本でも出版された。同書には、約 1,000 名の満洲国の教育関係者に対するインタビュー調査が収録されており、当時の教育実態に関する情報を得るには非常に貴重な資料となっているが、教育体験者が現在の立場で日本による満

洲国侵略の歴史を顧みている点においては、その批判について、やや主観的傾向が強い。

日本語教育の領域においては、『戦前中国における日本語教育：台湾・満洲・大陸での変容に関する比較考察』（徐敏民、1996、エムティ）は専ら中国における日本語教育についての研究書である。同書では、台湾、満洲、大陸の3つの地域で実施された日本語教育を取り上げ、教育政策、教育機関、教育内容と教育方法からの比較分析を通じて、台湾では皇民化を目指す「国語」としての日本語、満洲では「準国語」に相当する日本語、大陸では親日化を図る「外国語」としての日本語という実質的に異なる日本語教育の性格を明確に書き分けている。また、日本語教育の機能については、3つの地域とも、日本語が「同化」の手段と道具である点が共通しているという。しかし、同著は研究の中心が中国のみに置かれており、日本の他の植民地・占領地の教育との異同は解明されていない。また、同時代の中国の他の満洲国教育研究書と比べ、教育当事者の視点が欠けていると指摘できる。

楊家余(2005)の著書である『内外控制的交合一日偽統制下の東北教育研究』（安徽大学出版社）の出版は、これまでの中国における満洲国教育に関する研究の視点を一新した。同書は、社会学の角度から満洲国教育の全体を教育主体、教育客体及び社会媒介という3つの部分に分け、大量の史料を駆使しながらそれぞれの部分について論述している。だが、同書の研究の中心は依然学校教育に置かれており、社会教育の詳細についてはまだ不明なところが多く、また、教育主体と教育客体のいずれにおいてもその民族性が十分考慮されていないのである。2010年、同氏より専ら満洲国の社会教育を研究する著書である『偽満社会教育研究(1932-1945)』（高等教育出版社）が世に出された。同書では満洲国の社会教育に関して「知的教育、情意的教育と体的教育」の3つの範疇を設定し、それぞれの範疇に入った教育機関・組織、及びその教育方針・制度、さらに各機関・組織の役割について検討している。これまで日中双方において十分解明されていない満洲国の社会教育を光に当て、満洲国教育の研究を補強したところに意味があると考えられる。しかし、同書では、社会教育を分析する際、網羅的に概観するものが多く、各教育機関及び組織による教育の内実についての分析は十分行われているとはいえない。

以上の先行研究を概観して、これまでの先行研究の到達点及びその問題点を以下の研究視点、研究対象と研究内容の3方面からまとめていきたい。

(1) これまでの研究の視点は教育史、植民地言語政策などに据えられており、語学教育、特に日本語教育の史的な観点からのアプローチは少ない。日本語教育は実に建国精神教育とともに満洲国教育の核心を構成していた。学校教育においては、各民族の中等以上の教育機関では日本語が必須科目として実行され、また、社会教育においては、満洲国成立当初より、官吏と教員への語学普及を行い、それと同時に、協和会などの組織によって様々な形で民衆に日本語を普及させていた。前述のとおり、日本語教育は、時代の流れに左右される性質を有するため、現在、学校教育のみでなく、社会においても先人たちの残した業績や努力や失敗を顧みる必要が生じている。そして、多文化・多様化への対応が求められる日本語教育の新たな展開のためには、史的な観点が必要であると考えられる。

(2) これまでの満洲国の教育に関する研究の研究対象については、①教育の主体別にみると、主に学校教育に偏っており、社会教育についてはまだ十分考察されていない。満洲国建国当初、小学校の就学率は30%にしか達しておらず、残った70%の青年男女は社会に散在し、無教育のままであった¹⁵という。この実情に直面して、満洲国政府は社会教育に大いに力を注ぎ、一面では、知識普及のために、「社会の中枢¹⁶」と見なされた官吏、教員に対する教育を実施すると同時に、一般民衆へ識字教育、実業教育などを実施し、社会全体の教育水準の向上に努めていた。もう一面では、精神教育のために、宣撫、宣伝などの方策で民衆に満洲国の建国精神を鼓吹していた。このような社会の絶対数を占めていた民衆に対する教育の問題の解明は満洲国教育研究においては不可欠な部分であると考え。また、社会教育自体が持つ、「つねに学校教育と関係する¹⁷」という特質から、社会教育と学校教育を同時に考察する必要があると考える。

②学校教育の体系にそって、初等・中等・高等教育をそれぞれ研究対象として取り上げ、各種教育に関する論述が進んでいる一方、官吏、教員などのような業種別の人材養成に焦点をあて、職業別かつ系統的に分析を行う研究が少ない。特に、官吏と教員は満洲国の社会の中枢を構成しており、満洲国成立当初、「全国(満洲国)への思想普及は、一つは行政、もう一つは教育による¹⁸」と明示されたように、官吏と教員が満洲国の思想普及の担い手となっていた。こうした背景の中、官吏と教員の養成・教育は最も重要視され、満洲国成立初期、一般教育より先立って官吏と教員の養成・教育に重力が置かれたのである。官吏と教員の養成・教育の実態の解明は日本による満洲国統治、また満洲国教育の特質を解くカギとなると考える。また、日本は植民地台湾・朝鮮などの地域においても、官吏と教員の養成に力を注いだため、この点から、満洲国での官吏と教員の養成と教育の実態の解明は、日本による植民地・占領地統治の特質を解明することにも意味があると考え。

③民族別からみれば、研究の対象は漢人、朝鮮人及び日本人に偏っており、満洲国の主要民族でもある蒙古人、また、少数民族の白系ロシア人についての研究は少ない。蒙古人は中世から中国内地と深く関わっており、満洲国が成立する以前から、関東軍が蒙古人に対して真剣に対策を進め、満洲国成立後、蒙古人の母語である蒙古語を漢語(中国語)とともに満洲国の国語の一つとして定められ、蒙古人に対する教育に力を注いだ。また、岡本(1999:190)は、清末から中華人民共和国が成立する(1945年)までの蒙古人に対する教育の歴史から見れば、中国の他の少数民族と比べ、対蒙古人教育は中国少数民族教育のひな形であると指摘している。満洲国時代の対蒙古人教育はちょうどこのひな形が形成される過程に位置しており、この点から、満洲国の蒙古人に対する教育及びその人材養成の解明は、満洲国の教育のみではなく、蒙古人教育ないし中国の少数民族教育の史的研究にも意味があると考え。

満洲国の白系ロシア人は国籍を持たず、日本とロシア、またソ連政権との狭間で、時には利用され、時には駆逐され、その運命は時代の変動によって翻弄されていた。特に、満洲国が成立してから、関東軍がソ連を仮想敵国としており、その対ソ戦略の主力として白

系ロシア人が組み込まれていた¹⁹。このように、白系ロシア人の存在は日本の満洲国統治や大陸政策の施行には重要な意味を持つとされ、対白系ロシア人の教育も重要視された。満洲国の教育の全体像を把握するには、白系ロシア人に対する教育は看過できない問題である。また、日本語教育の観点から、白系ロシア人は非漢字圏の学習者であり、彼らに対して行われた日本語教育の経験や失敗などの解明は、現在のロシア人に対する日本語教育、また、日本国内における非漢字圏学習者数が増加している一方の日本語教育の方法論の探求には示唆を与えうると考える。

(3) 研究内容から従来の先行研究を検討してみよう。①これまでの満洲国の日本語教育に関する研究は、教科書・教授法・教材についての分析が中心とされ、日本語教授の方法論の追及が進んでいる一方、日本語教育自体の内実、つまり、教育主体が満洲国の人材に与えた知識、あるいは人材に期待していた日本語能力はいかなるものであったのかは十分解明されていない。

②従来の研究では主に日本語教育が強制的に実施されたことに注目し、そしてその強制的な教育によって日本語教育は教育客体に日本文化、日本イデオロギーを植え付ける媒介となった機能が究明されている。他方、満洲国の教育は実際、教育客体である当時満洲国で養成された人材がいかに受け入れられ、また、それらの人材は教育主体に何を求め、特に、教育の中心であった日本語の習得で何を獲得しようとしたのか。つまり、教育客体の視点からの日本語教育が果たした機能についての論究が十分であるとはいえない。

③これまでの研究の中で、当時の教育経験者へのインタビュー調査、また、当時の教育経験者により記された回想録などを通じて、満洲国の教育実態についての考察が進められているが、実際、当時の教育はこれらの経験者、いわば満洲国で養成された人材にいかなる影響を与えたのかについての論究が少ない。満洲国の教育は、満洲国の崩壊とともに途絶えてしまったが、その影響までも途絶えたのかということと必ずしもそうでもない。「教育には、単なる表面的な事実・事象の把握や統計的な数字による検証だけでは記述することのできない波及効果がある²⁰」。満洲国時代から戦後においても教育界をはじめ、各分野で貢献している者は多々存在し、そのうち、中国の日本語教育の発展を促進した先駆者も多数存在している。満洲国の教育はそこで養成されていた人材にいかなる波及効果を及ぼし、人材の人間形成にいかなる機能を果たしたのかについての解明も必要になるだろう。このような通時的な視点からの問題の解明こそ、日本語教育史研究の有意義な点である。

3 研究課題と方法

以上の先行研究の問題点を踏まえ、本研究では満洲国における人材養成およびそれにとともに日本語教育の実態を解明し、満洲国における人材養成の特徴を探る目的を実現するために、次の3つの課題を設定する。

第一の課題は満洲国の人材が持つ能力を明らかにすることである。この人材の持つ能力についての分析は主に以下の2つの面から着手する。一つ目は、教育主体に着眼し、教育

主体が実際の教育過程において、いかなる知識を人材に与え、また、それらの人材に期待した能力、特に日本語能力を明らかにすることである。それによって、教育主体から見た満洲国に必要とする人材像を描き出す。2つ目は教育客体、つまり満洲国で養成された人材の立場から、それらの人材はいかに満洲国の教育を受け入れ、また、その教育によって、それらの人材自身からいかなる能力が引き出されたのかを明らかにすることである。その上で、満洲国で養成された人材自身より作り出された人材像を描くことである。なお、満洲国の人材養成の過程を考察する際、日本語教育史の側面より、学校教育と社会教育の双方からの検討を行う。考察の対象としては漢民族を中心とした一般的な人材、社会の中核と見なされた官吏と教員、また、満洲国の多民族構成から、白系ロシア人と蒙古人を取り上げる。

第二の課題は日本語教育の機能について再検討することである。満洲国で養成された人材の立場にたち、通時的な視点から満洲国の教育はこれらの人材の人間形成にいかなる影響を与えたのかについて考察する。

第三の課題は、上記の2つの課題を解明すると同時に、満洲国の事例を植民地朝鮮・台湾における人材養成と照らし合わせることを通じて、人材養成における満洲国と台湾・朝鮮との異同を探り出すことである。

最後に、以上3つの課題より得た結果に基づいて、満洲国の人材養成の特徴を考察する。

なお、上記の研究課題を解明するために、本研究の研究方法としては先行研究を参照しながら、資史料に基づいて論究を進める。本研究で用いる資史料は主に『「満洲国」教育資料集成Ⅲ期「満洲・満洲国」教育資料集集成』、『東北淪陥十四年史』に収録されている一次史料、『満洲国の教育』、『露人に対する日本語教授の報告』などの当時の著書、報告書及び雑誌、また、当時の教育経験者、同窓会により記された手記、証言資料などを中心とし、各章ごとに使用する主な史資料を示す。

満洲国の教育経験者及び各種学校の同窓会による編集された資料については、日本国内の公共図書館に保存されたり、また研究者及び個人に私蔵されたりして、約1,400点²¹に達している。本研究では、満洲国の人材養成に焦点を当てており、研究の対象は主に中等以上の学校教育機関及びそれに相当する組織で養成された人材を中心とする。そのため、回想録などの資料を使用する際、主に中等教育以上の教育機関・組織について綴られた資料を用いることをここで断っておく。

4 論文の構成

本研究は大別すると、満洲国の人材養成の方針・制度(第1章)、満洲国における人材養成の実態(第2、3、4、5章)、日本語と人材養成(第6章)の3つの部分に分けられる。具体的な構成は以下の通りである。

第1章では、満洲国の人材養成が行われる前提である満洲国の民族政策と教育制度を概観する。「民族協和」という方針の下、満洲国は各民族の伝統、習慣などによって、各民族

に対して異なる方策を実施していたが、教育においては、民族を問わず、学校教育と社会教育はともに建国精神と日本語の普及を目的として実施していた。特に社会教育については、これまで十分解明されていない協和会による教育について考察し、協和会は民衆に民族協和、建国精神を普及すると同時に、積極的に日本語教育を実施し、日本語の普及にも重要な役割を果たしたことを指摘する。

第 2 章と第 3 章は、満洲国建国当初、学校教育より先立って注力された社会の中枢と見なされた官吏と教員の養成・教育についての考察である。満洲国で行われた官吏と教員の人材養成は、主に在職者に対する教育(いわゆる、再教育)と新しい人材の養成の 2 種の養成方式からなる。本研究では、これらの人材養成について分析する際、教育(再教育)と養成を区分してそれぞれの方式について考察を進める。

官吏の人材養成については、満洲国にはそもそも官吏制度はなかった。満洲国の樹立後、関東軍を主体とする満洲国政府は日本の官吏制度を援用しつつ、満洲国の官吏制度を確立した。第 2 章では、まず、日本の官吏制度と照合しながら、満洲国の官吏制度の歴史を概観し、そのうち、特に官吏の構成と採用について確認する。次に、官吏の養成・教育の実態を明らかにするために、語学講習所、建国大学、大同学院を研究対象として取り上げ、それぞれの機関で行われた教育について考察する。さらに満洲国の官吏養成・教育の特徴を明らかにするために、植民地朝鮮・台湾での官吏養成との比較分析を行う。

第 3 章では、満洲国における教員の養成・教育について考察する。満洲国の教員は、教員訓練所で再教育された中堅在職教員、師範教育機関で養成された新教員と教員検定試験で認定された一般在職教員の 3 種から構成され、それぞれの養成・教育方式についての分析を通じて、この 3 種の養成・教育方式の関係を明らかにする。さらに、満洲国における教員養成・教育の特徴を探るために、満洲国の教員養成を台湾、朝鮮で実施された教員養成と照らし合わせると、多民族を対象とした満洲国の教員養成方式には多様性が顕著ではあるものの、ともに精神教育が教員養成の中心に据えられている点では共通していることを指摘する。

第 4 章より第 5 章にかけて、満洲国の多民族性に着眼し、満洲国の少数民族に対する教育及びその人材養成について検討する。第 4 章で取り上げるのは、満洲国の白系ロシア人である。まず歴史の流れに沿って、白系ロシア人と「満洲・満洲国」地域とのかかわりを概観し、満洲国成立前後、白系ロシア人に対する指導方針及び教育方針を確認する。次に、学校教育と社会教育の 2 面から白系ロシア人に対する教育、特に日本語教育について考察する。満洲国の白系ロシア人の人材養成についての考察である。新学制実施後、白系ロシア人の高等教育では国民道徳と日本語科目の導入により、日本による白系ロシア人の満洲国国民への統合が始まったが、その一方、社会教育においては協和会露人係による満洲国国民への統合と白系露人事務局によるロシア伝統文化への統合が同時進行していたため、白系ロシア人の思想形成には満洲国国民としての自覚とロシア文化への執着が共存していたことを指摘する。

第 5 章は、蒙古人に対する教育とその人材養成についての分析である。蒙古人は中世から満洲・満洲地域と関わったため、まず満洲国成立以前の蒙古人の分布及び蒙古人の対策について確認し、その後、満洲国の対蒙古人方策を確認する。次に、学校教育と社会教育の双方から蒙古人に対する教育及びその人材養成について考察する。先行研究で指摘されているように、学校教育の中では、日本語学習の強要により、蒙古人の日本語能力は上がったが、その一方で、蒙古語教育が弱体化されたこともまた確かである。しかし、社会教育においては、日本語による教育を受けた蒙古人知識層はその日本語力を生かし、各種社会組織を通じて積極的に蒙古語、蒙古文化を保護し、それを民衆へ伝授するという一面を見せており、学校教育において養成された人材像とはまた異なる人材像を描くことができる。

第 6 章は、満洲国政府語学検定試験制度から満洲国の人材養成についての考察である。なぜ満洲国政府語学検定試験制度を取り上げるのか。この語学検定試験は満洲国の国策として制定され、一般社会人を対象者²²とした試験制度である。それと同時に、試験の基準は学校教育の水準を基本としている。つまり、この 1 つの試験で満洲国の学校教育と社会教育の全体を総括しており、この試験についての分析を通じて、満洲国教育の全般の一端を把握できるからである。そして、蒙古語、ロシア語と漢語をそれぞれ受験言語とした日本語試験と日本人を対象者とした漢語試験の試験問題についての比較分析を通じて、満洲国政府が社会全体の人材に求めた言語能力を明らかにし、さらに、満洲国の人材養成における日本語教育の役割を考察する。その上で、満洲国の人材養成の特徴を探るために、満洲国で実施された人材養成の事例と植民地朝鮮・台湾での教育との比較を行う。

終章では、本研究のまとめ及び今後の課題について述べる。

5 用語の定義

本研究で用いられている資・史料の中に、様々な歴史用語または戦前に限られた用語が散在しているため、本研究における用語使用について説明しておく。

①満洲・満洲国

「満洲」はそもそも「日本列島からみた大陸の一部、日本海対岸地域を意味する用語²³」である。日清・日露戦争以後、明確に中国東北地域を指す言葉となり、特に、「満洲国」の出現より、「満洲」の東北地域という意味が定着した²⁴。本研究では「満洲」・「満洲国」を歴史的な用語として用い、「満洲」を「満洲国」が出現する以前の東北地方を指す言葉として使用する。「満洲国」は地理上中国の東北三省及び内蒙古の東側の一部を括る範囲を指し、時間的には満洲国が建国される 1932 年から 1945 年までの約 14 年間で主な時間軸とする。

多くの研究者、特に中国側は「満洲国」という用語を使用する際、満洲国の前に「偽」をつけるか、または「」で括っているが、本研究では煩雑さを省くため、「満洲」と「満洲国」を引用する際、「」を省略することにする。

②満洲語・満語・支那語・華語について

「満洲語」（中国では「満語」と呼ぶ）はそもそも「中国に清（1616～1912）をたてた満洲族の固有言語で、ツングース語の1つである。（中略）今日、口語として黒竜江省の数地点のごく少数の満洲族によって話されている²⁵」。満洲国では、「満洲語」は満洲族固有言語として使用されたと同時に「別の意味」でも使われていた。それは今日でいうところの「中国語」、当時の一般的呼称としては「支那語²⁶」または「華語」のことである。たとえば、1936年に実施された満洲国政府語学検定試験の試験委員会の委員である木村辰雄は「満洲語」について、以下のように述べていた²⁷。

現在満洲国内に於て通用する満洲国人の言語は支那の標準語であつて北京語と全くその軌を一にするものである。もっとも処によって同一ではないけれども、多分山東地方の方言が含まれている関係で発音上捲舌音（そりじた音）がないといったような点で差異はあるが、言語の根本をなす四声や文章の構造には何の違ひもないものである。

（國務院総務庁人事処『満洲国国語検定試験問題集』明文社 1937年 23-24頁 下線は引用者）

つまり、当時、満洲国で普遍的に使用された「満洲語」は中国の標準語であり、発音上、北京語とは多少異なっていたものである。さらに当時使用されている標準語の意味を追及すると、一般的にいう標準語とは「漢民族の言語」であり、ツングース語の一種であるが、地域別に「官話系方言」（中国北部・中部、雲南、貴州）、「吳音系方言」（揚子江下流の南岸）などの5種類に分けられ、そのうち、官話系方言は共通語（つまり、標準語）として通用していた²⁸ことが分かった。以上より、満洲国で通用された「満洲語」（満語）を定義するなら、「官話系方言を中心とした漢民族の言語」と考えてよいであろう。

本研究では、蒙古語、ロシア語などの民族語を同時に取り扱っており、これらの民族語と統一するために、当時の中国の標準語（「満洲語」、「満語」）を表現する際、「漢語」とする。なお、史料を引用する際は、原文に記載されたとおりに表記する。

③満人・満系

塚瀬（1998：97）によると、満洲国の漢族出身の人々は「満人」または「満系」と呼ばれていた。本稿では、蒙古人、白系ロシア人及び日本人と同時に取り扱っており、その民族性を表すために、漢族出身の人を表す際、「漢人」とする。なお、史料を引用する際は、原文に記載されたとおりに表記する。

④社会教育

「社会教育」という言葉は、1872年の日本の学制発布による近代学校制度創設以後から登場したものである²⁹。20世紀に入ってから「社会教育」という言葉は中国の刊行物に現われはじめ、そして、中国側の多くの研究者が中国の近代の社会教育は日本から受容したと指摘している³⁰。なお、社会教育の定義については、未だに定説がない。近代学校教育と社会教育の発展からみれば、社会教育は「近代学校との関係においてのみ成立³¹」しており、宮原誠一の「学校教育との関連において特別の目的を持った運動³²」という解釈は社会教育の定義の基本とされている。近代日本社会教育は「学校教育の限界を補い、学校を了えた

勤労青年や、社会生活のなかにある成人大衆に対して(中略)思想善導をおこなったり、増産のための指導を行う³³⁾存在であった。

満洲国の社会教育については、楊(2010:15)は、社会教育の形式及び機能によって、満洲国の社会教育を大きく、家庭及び学校教育以外の諸機関を利用して、直接的に民衆を教育し、教育の向上、社会の振興を図る教育と、映画、音楽などのような間接的に社会を改善することを図る教育の2種に分けている。この分類法によって、社会教育の機能が十分重要視されたが、近代日本社会教育の特質とされた「学校教育との関連」の部分が失われており、上記の「家庭及び学校教育以外の諸機関を利用」という記述のように、社会教育は学校教育から切り離され、独立の部分となった。しかし、満洲国の社会教育の組織形式、またその利用施設などを精査すると、満洲国の社会教育は、むしろ独立の部分もありながら、実際、学校教育に附属したり、また学校教育の施設を利用したりして、学校教育と密接な関係を有したことが確認できる。

したがって、楊(2010)の定義をもとに、満洲国の社会教育について改めて定義すると、①家庭教育、学校教育体系以外の政府、社会団体、または個人により組織され、学校教育機関またはその他の施設を利用して、直接的に民衆を対象とする教育活動と②映画、音楽などのような間接的に社会を改善することを図る教育活動の2種である。なお、本研究では、社会教育について分析する際、この第①種の直接的に民衆を教育する教育活動を研究対象とする。

【注釈】

¹ <http://www.shujutoshi.jp/2010/pdf/soumusyou-1.pdf> 総務省 2010年「多文化共生の推進について」(2014年10月20日に参照)

² http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html 法務省「在留外国人統計表」(2014年10月20日に参照)

³ 前掲注(1)に同じ。

⁴ 関正昭・平高史也『日本語教育史』アルク 1997年 まえがき

⁵ 関正昭・平高史也『日本語教育史』アルク 1997年 まえがき

⁶ この「漢・満・蒙・朝・日・露」は中国東北地域に居住していた各民族の略称である。「漢」は漢族を指し、「漢人」とも呼ぶ。「満」は東北地域の在来民族の「満洲族」をさし、その大多数は漢族に同化され、漢族とともに「満人」ともいう。「蒙」は主に蒙古族を指し、「朝」は朝鮮列島から移民してきた朝鮮人のことを指し、現在、中国では朝鮮族といわれている。「日」は「日本人」のことを指す。「露」はロシア人の意味で、主に白系ロシア人をさしており、これに対し、ソビエト政権下のロシア人はソ連人と呼ばれていた。

⁷ 満洲国の多民族構成に対し、満洲青年連盟より提出された「民族の自由・平等」を意味する統治方策である。第1章で詳しく述べる。

⁸ 満洲国の「建国宣言」の中で、「王道主義を実行」と示しているように、満洲国建設の目標は王道建設、いわゆる王道楽土の実現である。第1章で満洲国の王道主義について説明する。

⁹ 皆川豊治『満洲国の教育』満洲帝国教育会 1939年 1頁

¹⁰ 大森直樹「中国人が語る満洲国教育の実態—元吉林師道大学学生・王野平氏へのインタビュー記録」『東京学芸大学紀要』1部門(45) 1994年 59頁

¹¹ 槻木瑞生「在外学校同窓会資料・在外学校教育資料の収集—私的文書の持つ意味について」『News Letter』18号 2006 80頁、槻木瑞生満洲国以前の吉林省の教育施設』『玉川大学教育博物館紀要』7号 2010

- 年 71 頁は公的機関による作成された満洲の教育資料についての問題を指摘している。たとえば、1940 年代の学校については、公式的な資料に記録されていないが、実際、私的文書によって、学校の存在が確認されたという。また、満洲の学校調査資料についても、調査者の学校に対する定義及び分類方法によって、その調査データにずれが現われているという。
- ¹² 野村章『「満洲・満洲国」教育史研究序説』エムティ出版 1995 年 248 頁
- ¹³ 槻木(1975)「日本植民地における教育—「満洲」および間島における朝鮮人教育—」『名古屋大学教育学部紀要』21 号、槻木(1992)「中国吉林省龍井村の朝鮮人学校—東北地区朝鮮族の学校の展開—」『国立教育研究所紀要』121 集などがある。
- ¹⁴ 槻木瑞生「在満学校関係者の手記目録」(第一回稿)『同朋大学武俠文化研究所紀要』第 23 号 2003 年 23 頁
- ¹⁵ 武強『東北淪陥十四年教育史』吉林教育出版社 1989 年 5 頁
- ¹⁶ 鈴木健一「満洲国における日系教育養成問題—国立中央師道学院を中心に」『満洲教育史論集』山崎印刷所 2000 年 224 頁では、建国大学、陸軍士官学校及び中央師道学校などによる官吏と教員の訓育より、「高級文官・武官そして教官」を「社会の中核となるべき部門」と称されている。
- ¹⁷ 宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』法政大学出版局 1967 年 3 頁
- ¹⁸ 武強『東北淪陥十四年教育史料』第 2 輯 吉林教育出版社 1993 年 447 頁より引用、引用者が訳した。
- ¹⁹ 生田美智子『満洲国の中のロシア』成文社 2012 年 21 頁
- ²⁰ 松永典子『「総力戦下」の人材養成と日本語教育』花書院 2008 年 14 頁
- ²¹ 槻木瑞生「在満学校関係者の手記目録」(第三回稿)『同朋大学仏教文化研究所紀要』第 25 号 2005 年 1-58 頁より、筆者がカウントしていた結果である。合計 1428 点があるが、そのうち、華北地域について記述するものも含め、また、満洲国に関する資料の中に、同じ著書であるのに、著者名または書名の違いによって、重複する場合がある。
- ²² 1936 年より実施され、1937 年までは政府官吏を対象者とし、1938 年より社会一般に開放するようになった。
- ²³ 槻木瑞生「満洲教育史概略—その土地に生きた人の視点から—」『News letter』24 号 近現代東北アジア地域史研究会編 2012 年 1 頁
- ²⁴ 槻木瑞生「満洲教育史概略—その土地に生きた人の視点から—」『News letter』24 号 近現代東北アジア地域史研究会編 2012 年 1-2 頁
- ²⁵ 亀井孝・他『言語学大辞典』第 4 巻 世界言語編(下 - 2) 三省堂 1996 年 203 頁
- ²⁶ 桜井隆「「満洲語」・「満語」」『植民地教育史研究年報第 7 号植民地教育体験の記憶』日本植民地教育史研究会運営委員会皓星社 2005 年 256 頁
- ²⁷ 国務院総務庁人事処『満洲国国語検定試験問題集』明文社 1937 年 23-24 頁 下線は引用者による。
- ²⁸ 日本国語大辞典編集委員会・小学館国語辞典編集部『日本国語大辞典』第二版第八巻 小学館出版 2001 年 1457 頁
- ²⁹ 宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』法政大学出版局 1967 年 3 頁
- ³⁰ 馬宗栄『社会教育概説』商務印書館 1925 年、王雷『中国近代社会教育史』人民教育出版社、2003 年、孫太雨『民国時期社会教育法規研究—1912-1945』瀋陽師範大学修士論文 2013 年などの研究がある。
- ³¹ 宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』法政大学出版局 1967 年 3 頁
- ³² 宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』法政大学出版局 1967 年 2 頁
- ³³ 宮坂広作『近代日本社会教育政策史』国土社 1966 年 2 頁

第1章 満洲国の民族と教育

はじめに

1932年、日本関東軍の指導下、中国の東北地方で傀儡国家である満洲国が樹立された。中国の東北地方はそもそも多民族共住の地域であり、この実情に対し、関東軍より「民族協和」の統治理念が掲げられ、各民族の実情に合わせて異なる民族政策をとっていた。その後、「民族協和」と王道政治、王道主義を意味する「王道楽土」という理想はともに満洲国の建国の精神¹を構成し、満洲国の政治、経済、教育などあらゆる方面の指導方針となった。そのうち、最も力が注がれたのが教育である。満洲国の建国初期から、学校教育と社会教育に建国精神教育と日本語教育が実施された。特に、1938年の新学制の実施により、建国精神と日本語が学校教育の必須科目とされた。それと同時に、日本語が漢語、蒙古語と共に国語の地位に置かれるようになったため、学校教育における日本語の比重が最も大きくなった。一方、社会教育においては、建国初期から民衆教育館、民衆学校などの組織を開設し、民衆への精神教育と実用技能の教授と身体訓練を展開していた。そのうち、特筆すべきなのは協和会²による教育である。

本章では、満洲国の人材養成が行われる前提である満洲国の民族政策及び教育方針・制度について確認する。これらの政策・制度を確認する際、満洲国成立当初の実情を理解するために、まず、満洲国成立前、東北地域における民国政府統治下の民族と教育制度を概観する。その後、満洲国の教育制度について、学校教育と社会教育の2面から分析する。特に日本語教育の実施に焦点を当てて、満洲国における日本語の地位の上昇にしたがい、日本語がいかに重要視されたのかを考察する。また、社会教育については、特に協和会による教育に注目し、協和会が行った協和運動の足跡を追って、協和会による日本語教育について考察する。

なお、本章で使用する史資料については、①民国政府及び満洲国の方針・制度の部分では主に以下の資料を用いる。

河原春作『現代支那満洲教育資料』培風館 1940

外務省文化事業部『中華民国教育其他ノ教育施設概要』外務省文化事業部 1931

『偽満洲国史料』(17、20) 全国図書館文献縮印複製センター 2000

満洲国史編纂刊行会『満洲国史各論』 満蒙同胞援護 1971

武強『東北淪陥十四年教育史料』第1輯、第2輯 吉林教育出版社 1993

皆川豊治『満洲国の教育』満洲帝国教育会 1939

②満洲国の社会教育、特に協和会による教育の部分では、主に以下の資料を用いる。

呂作新『協和会の外貌』満洲帝国協和会 1938

満洲帝国協和会(1939-1945)『協和運動』第1-20巻 緑陰書房復刻版 1994

山口重次(1938)「満洲帝国協和会指導要綱案」『20世紀日本のアジア関係重要研究資料
3 単行図書資料』第72巻龍溪書舎 2005

1 「五族共和」から「民族協和」へ

中国東北地域には「種族的または過去の伝統によって概ね20種の名称³」のついた住民によって構成された。この20種の民族は「ツングース族(日本人、朝鮮人、満族)、蒙古人、トルコ系族、漢民族と苗族(雲南人)⁴」の5つの大きな民族分類から細分化されたものである。しかし、人口比率から見れば、1937年12月の時点で、総人口3667万人のうち、漢族が最も多く2973万人で、全体の81%を占めており、その次は満族の435万人で、全体の12%を占め、第三位は蒙古族98万人で、全体の3%弱、第四位は朝鮮族93万人で、総人数の3%弱であった。第五位は日本人の42万人で総人口のわずか1%弱のみであった⁵。その他は白系ロシア人、またオロンチョン族などのようなこの地域の在来民族である。これらの民族に対し、どのような政策が実施され、これらの民族がいかに統合されたのか。本節では、中華民国統治下の民族政策から満洲国の民族政策まで概観する。

1.1 中華民国の「五族共和」政策

近代中国の民族政策は、孫文をはじめとした中華民族政府より策定された「中華民国政府臨時約法」という新国家の臨時憲法を起源とする。1912年、辛亥革命後、孫文は中華民国の臨時大総領に就任した際、中国にある漢族、満族、蒙族、回族(イスラム教徒)、藏族(チベット族)の5つの民族を中心とする民族構成に対し、「中華民国の人民は一律平等であり、種族・階級・宗教の区別はない⁶」という民族平等、民族団結の理念を掲げた。それはいわゆる「五族共和」の指導方針である。この指導方針のもと、漢族以外の少数民族は民族自決権が与えられ、民族区域では自治制度が取り入れられていた。この民族自治制度は現在の中国における少数民族に対する方策にも援用されている。

こうした「国」の指導方針と民族自治が併存した制度の下、中国の少数民族教育には「政府が国家を支える人材を養成するための少数民族に対する教育(国民教育)と少数民族自身が行う教育(民族教育)⁷」の2つの形態の存在が指摘されている。そのうち、民族教育がつねに政府に与えられた枠内で行われることが求められているため、2つの教育形態は入り交じっている⁸のである。民族教育については、第4章と第5章ではそれぞれ白系ロシア人と蒙古人を例として検討するが、本節では、「五族共和」の指導下、民国政府がいかに国民教育を展開していたのかを確認する。

1912年1月1日中華民国臨時政府が南京で成立した。同年5月、民国政府の大総領である袁世凱が内務部の下に設けた蒙蔵事務処にもつばら蒙古、チベット及び辺疆の事務を司らせた。同年7月、業務拡大のため、蒙蔵事務処が蒙蔵事務局に昇格し、國務総理の直轄に置かれて、教育、防衛、宗教などを担当することになった。蒙古人のグンサンノロブ親王が蒙蔵事務局の総裁に就任し、1913年蒙蔵学校を設立し、各地域に選抜された蒙古人、

チベット出身の人、また回族の人を対象に教育を行った⁹。教育内容としては、「漢語漢文、モンゴル文、チベット文の他、中国及び外国の歴史、地理や理数系の教科などがあり、生徒には一年目に漢語漢文を集中的に学ばせた¹⁰」。1914年、蒙蔵事務局はさらに蒙蔵院に改められ、大統領の直轄下に置かれた。1927年、蒋介石による南京国民政府が成立した。蒙蔵院の職権が蒙蔵委員会に引き継がれた。蒙蔵院を、総務処、蒙事処と蔵事処の3つの部門に細分した上で、民政、軍事、教育、宗教などの多様の事業を担当した。

1931年、第三期中央執行委員会第17回常務会議で選択した「三民主義教育実施原則¹¹」の第6章で、蒙蔵に対する教育の方針が定められた。教育目標の中に「五族共和の大民族主義国家の完成」が示されており、教育課程については、一、各級学校の教育課程は、内地の学校の標準的な教育課程に基づき、モンゴル、チベットの状況を考慮して定めること、二、小学校の教科書はモンゴル語と漢語、チベット語と漢語を併用し、中等以上の学校の教科書は原則として漢語で編纂すること、三、各級学校の教科書は原則として漢語で編纂することという方針が明示された。岡本(1999: 81)は、民国政府の対蒙蔵教育方針を蒙古人とチベット人を民国政府に統合するための同化手段と評している。

こうした「同化」の性格を有した対少数民族教育の実施は、実際、当時の民国政府の指導方針の変更から来たと考える。「五族共和」を唱える民族平等の方針を打ち出してから、孫文自身は国内外の事例を鑑み、1919年以後、「五族共和」を逐次に「中華民族」の理念へと移行させていた。これに関しては、1919年以後の孫文による講演、文章などで確認できる¹²。「中華民族」というのは、各民族の平等、自由を尊重した上に、蒙、回、蔵などの民族を漢民族に同化、融合させて、一つの中華民族を成し遂げるという考えである¹³。こうして、この民族平等、中華民族の理念は中国の民族政策の初期形態となり、満洲国にも影響を及ぼした。

1.2 満洲国の「民族協和」と建国精神

1932年3月1日、「建国宣言」の公布とともに、関東軍の支配により中国の東北地域で日本の傀儡政権である満洲国が樹立された。この地域での多民族共住という実情に対して、関東軍は満洲国の建国を構想する段階で、各組織や団体より方案を提出させた。そのうち、満洲青年連盟の存在を見逃すことはできない。満洲青年連盟は1928年満鉄の中堅社員より結成された組織であり、主に満蒙問題を研究して、満洲にいる日本人の権威を維持し、保護する組織である。1931年6月13日、青年連盟は満洲に存在した排日問題を解決し、日本の満蒙権益を守るための難局打開演説会で、はじめて「満蒙における現在諸民族の協和を期す¹⁴」という民族協和を提唱する方案を提出した。その後、同年10月、関東軍の満洲国建国構想の討論にあたって、青年連盟より「民族協和具体案確立の件」(下線は引用者)をはじめとする「満蒙共和国」、及び満蒙の福祉に関する方策などを関東軍に提案し、その結果、これらの方案が満洲国の治国理念として採用された。

そのうち、満蒙青年連盟より提案された「民族協和」案は1932年3月1日、満洲国の「建国宣言」の中に、「凡そ新国家領土内に在りて居住するものは皆種族の岐視尊卑の分別なし。

(中略)平等の待遇を享くることを得¹⁵)のように盛り込まれている。そして、この民族協和を実現するための具体策としては、「王道主義を実行¹⁶」することが挙げられた。同年3月9日、満洲国の代表である溥儀が執政に就任する際に公布した「執政宣言」には、満洲国の目標について、「(前略)今吾国を立つ道德仁愛を以て主とし種族之見国際之争を除去せむ王道楽土当に諸の实事を見る可し凡そ我国人望むらくは共に之を勉めむ¹⁷」と明示され、さらに「民族協和」と「王道楽土」の建設が謳われている。また、1932年7月25日、満洲国の国民統合組織である協和会が成立する際、協和会の名誉総裁であり、満洲国の執政でもあった溥儀が「執政訓辞」を発表し、満洲国の建国精神については「建国ノ精神ハ、王道ヲ行ハンコトヲ期ス、尤モ政党政治ノ現今時代ニ適宜セサルニ鑑ミ、茲会ヲ之レ設ケ、民族ノ協和ヲ謀リ、百業ノ振興ヲ図¹⁸」ると明確に示している。こうして「民族協和」と「王道主義」は満洲国の建国精神の中心内容を構成し、「満洲国」が存在していた14年間、満洲国の政治、経済、教育などあらゆる方面を指導する方針とされた。

特に教育においては、民族協和の理念下、満洲国は各民族の分布、伝統、文化、習慣などを調査し、各民族に対して、異なる方針をとっていた。たとえば、蒙古人に対しては、1933年7月に関東軍司令部より、満洲国地域外の蒙古政府に対して「暫行蒙古人指導方針要綱案」を打ち出してから、1936年11月に「蒙古民族指導の根本方針」を制定し、満洲国域内の蒙古民族に対する指導方案を公布した。二つの方案の根本的な違いは、満洲国域外の蒙古人に対しては「対日信頼の念を増強せしめ¹⁹」、満洲国との平和・友好を図ることが目的とされ、一方、蒙古民族に対しては「満洲国の一構成分子たることを銘肝せしめ、挙国一致五族協和し、建国精神を基調とし、指導を加えてその向上を計る²⁰」、つまり、満洲国の構成民族としての発展が望まれたことである。具体的な対策としては蒙古民族の定住、基礎的産業を牧畜から半牧半農への転換、また、教育においては、「一般に教育を普及する²¹」という方針が定められた。

ところが、蒙古民族の指導にあたって、「漢蒙両民族は互いに相容れざるの歴史を有するも五族の中核たるべき日本人の熱烈なる指導により漸を追ひて融合提携せしめ以て有色人種の大団結を促進する²²」と決められ、日本人による指導に対して服従することは民族大団結の前提であると明示されている。この論調は満洲国の民族指導方針にしばしば見受けられる。たとえば、満洲国の住民に対して1938年に実施された調査の報告書でも「各民族は、民族協和の国是に基づき、(中略)最強最優秀民族たる日本人の指導下に、今や渾然融合せる新大陸文化の創造に向かつて邁進²³」すると述べられている。また、1938年11月20日、満洲国全域の教育者講演会の田村教育司長の講演の中では、日本人の中心的地位が以下のように述べられていた²⁴。

満洲国は人類の理想、人類生活の法則、歴史発展の理法に基いで、実現せんとする所の東洋人の創作的努力である。就中東洋に於いて東洋人を世界に全長することのできる唯一の実力を持って居る日本及び日本人を中心としたところの創造的な一大事業である。(下線部は引用者による。)

このように、満洲国が唱えた「民族協和」は、当初、満洲青年連盟より建国方策として提案された際には「民族の自由・平等」の意味を有していたが、関東軍による満洲国統治が進む中、その意味に変化が生じ、日本人を中心とする「民族の不平等」の意味あいになってしまった。この「民族協和」の意味転換の過程は、中華民国の「五族共和」から「中華民族」へと変化する過程と類似性を有し、さらにいえば、満洲国の「民族協和」の内実は孫文の「中華民族」の思想に類似したものであると考えてもよいだろう。ただし、満洲国の民族協和は最も多数派の民族である漢族を中心としたのではなく、日本人への融合、服従という性格を有すると考えられる。

また、満洲国の建国精神の重要内容の一部である「王道主義」または「王道楽土」については、実にその意味や性格が変遷している。「王道主義」の「王道」はそもそも儒教に根ざす理念である。「漢人に容易に理解でき、また、朝鮮人と日本人にも親しめるものであるため、満洲国当初、この王道の思想を統治理念の中心に位置づけていたのである²⁵」。しかし、王道主義には「被統治者は暴政を除去する権力を持ち、皇帝は民意の帰趨によって推戴されるという易姓革命の思想が内包されている²⁶」。この王道主義の内在的に持つ危険性に鑑み、日本政府は1935年4月、満洲帝国（1934年より）の皇帝である溥儀が日本を訪問して帰国後、「回鑾訓民詔書」を公布させた。「回鑾訓民詔書」には「日本天皇陛下ト精神一体ノ如シ、爾衆庶等更ニ当ニ仰イテ此意ヲ体シ、友邦ト徳ヲ一ニシ心ヲ一ニシ以テ両国永久ノ基礎ヲ奠定シ、東方道徳ノ真義ヲ発揚スヘシ²⁷」とあり、王道のみを主張する「儒教的理念に日満一体化を加味したもの²⁸」である。さらに、1940年7月、溥儀が二度目訪日して帰国後、「国本定奠定詔書」を頒布した。「国本定奠定詔書」には「建国神廟ヲ立テ天照大神ヲ奉祀シ厥ノ崇敬ヲ尽シ²⁹」と示されているように、満洲国の建国精神に新しい方向を与えた³⁰とされるものである。これまでの王道は「惟神の道」に取って替われ、皇道の延長に位置づけられることになった。また、それと同時に日満一体関係が強化されたという³¹。1942年に入って、太平洋戦争が勃発し、日本より大東亜共栄圏の構想が打ち出された。それにしたがって、「満洲国基本国策大綱」が制定され、この時期の国民の指導方針には「王道」の思想は完全に消しさられ、「国体の本義を顕揚し、国家観念を涵養し、民族共和をもって国家的団結力を強固ならしめんと期する。（中略）国力を大東亜戦争完遂に結集し、進んで大東亜共栄圏必成に寄与せんことを期する³²」、つまり、大東亜共栄圏の実現が中心内容となっていた。

こうして満洲国の建国精神、いわゆる「民族協和」と「王道主義」を中心とした内容は時勢によって変化していったが、国民への建国精神の普及が疎かにされることは一度としてなかった。それは満洲国の国民統合を担っていた協和会が存在していたからである。前述したように、満洲国協和会は1932年7月25日、関東軍の指導の下で設立された組織であり、その主要任務は協和運動を通じて、各民族に建国精神を普及し、また、各民族の会員を招集することで、満洲国の各民族を統合することである。協和会については第3節で述べる。

序章で述べたように、これまでの満洲国の少数民族に関する研究のほとんどは、朝鮮族を研究対象としており、満洲国の構成民族とされた白系ロシア人と蒙古人については、まだ不明なところが多い。白系ロシア人は外来民族であり、歴史上満洲国及び日本と深い関係を有し、日本の満洲経営及び大陸経営に重要な地位を持っていた。また、蒙古人の教育は中国少数民族教育の「ひな形」と評されているため、本研究では、満洲国の少数民族教育についての考察は、主に白系ロシア人と蒙古人を研究対象とし、その論述は第4章と第5章で行う。次節は「民族協和」の思想を背景とする満洲国の教育制度について検討する。

2 満洲国の教育制度

前節では、満洲国での一切の方針政策は「民族協和、王道楽土」を中心内容とした建国精神に基づいて策定されなければならないことを確認した。この建国精神の下で実施された教育はいかなるものであろうか。本節では、人材を養成するための制度について検討する。検討する際、まず満洲国成立前の教育状況を概観し、その後、学校教育と社会教育の双方から教育の方針を確認する。特に日本語教育に注目し、日本語教育方針の特徴を探る。

2.1 満洲国成立以前の教育制度

中国近代教育の体系は1902年の壬寅学制、1904年の癸卯学制、1912年~1913年の壬子癸丑学制を経て、1922年に中華民国政府より制定された「壬戌学制」で定着した³³。壬戌学制は「米国（アメリカ）の学制の輸入³⁴」とされ、その教育の主旨は主に「社会進歩ノ要求ニ適応スベシ、民主主義教育精神ヲ發揮スベシ、個性ノ發展ヲ図ルベシ、国民ノ經濟力ニ注意スベシ、生活教育ヲ重視スベシ、教育ノ普及ニ努ムベシ、地方ニヨル伸縮ノ余地ヲ残スベシ³⁵」の7点に帰結されている。伝統的な君主制教育に対し、民国時代の教育は民主主義を重視し、科学教育思想の普及に重点が置かれていた。「壬戌学制」下の学校教育は初等教育、中等教育、高等教育の三段階に分けられ、小学校6年、中学校3年、高校3年、大学4年、いわゆる「六三三四制」という学制が定められた。また、壬戌学制の教育カリキュラムにおける最も大きな特徴とされたのは伝統の「経学」（四書五経）、「古典訓話」などを中心とした「修身科」に替えて、「公民科」が設置され、「社会道德」、また自然科学などの実用的科目が導入されたことである。

民国政府期においては、革命家、教育家の先駆である孫文が長年に渡り、三民主義教育を吹き込んでいた。三民主義、いわゆる民族、民権、民生を唱える理念であり、この教育は1928年に蒋介石が国民革命を遂行したことがきっかけとなって正式に確立された。三民主義教育の主旨は「人民ノ生活ヲ充實シ、能ク社会ニ生存セシメ、国民ノ生計ヲ發展セシメ、民族生命ヲ永カラシムルヲ目的トシ、努メテ民族独立、民権ノ普遍化、民生ノ發展ヲ期シ、以テ世界ノ大同団結を促進スルモノトス³⁶」と定められ、1931年5月に行われた国民会議において、「三民主義ハ中華民國教育ノ根本原則ナリ³⁷」と正式に決定された。その教育内容は壬戌学制の教育カリキュラムを踏襲していた。こうした三民主義教育はむろん、

その後成立した満洲国では排除されたが、壬戌学制は満洲国成立の初期まで援用された。また、現在の中国の学校教育の体系は実際「壬戌学制」に基づいたものである。

一方、社会教育については、教育対象者によって、その教育の中心が異なっていた。中華民国初期の1912年から1919年までは、社会の中層及び下層にある民衆を対象者とし、民衆知識の拡充が主要目標であったため、この時期の教育は主に講演、演劇などを通じて、民衆に国家理念、公民道徳などを伝授した³⁸。1919年から1927年、社会教育は主に学校教育を受けなかったものを対象者とし、教育の内容は識字教育を中心とした。1927年以後、社会教育の対象者は一般民衆の全体までに拡大したため、教育は識字、常識の教育、職業技能の教育、政治能力の養成、体育訓練などの豊富な内容を有し、形式は民衆学校、図書館、博物館、公共体育などの多様な形式を有していた³⁹。教育内容が異なるものの、民国政府が1927年後期に行った社会教育は満洲国初期段階の社会教育に標本を提供したとみられる。

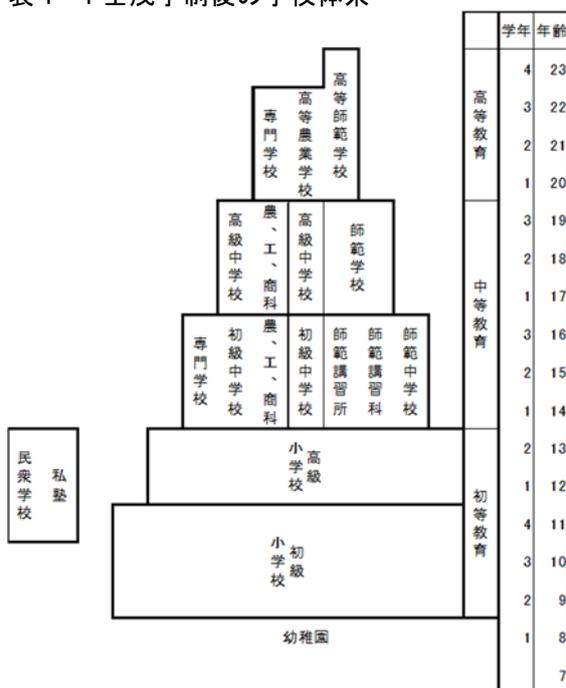
2.2 満洲国の学校教育と日本語

満洲国が1932年に建てられてから1945年に滅亡するまでの14年間、満洲国政府の文教部(後民生部)が学校教育に対し、2回にわたって大きな改革を行った。1回目は、1938年1月1日からの新学制の実施であり、2回目は1943年、太平洋戦争の全面的勃発により、満洲国の学校教育も戦時体制に入ったことである。中国東北教育史研究の先駆者である王野平は、この2回の大きな変更に沿って、満洲国の教育を3つの時期に分けている。すなわち、1932年から1938年の初期または準備期と呼ばれる時期、1938年から1943年までの中期、1943年から1945年までの後期である。本節では、この時期区分に沿って、各時期に制定された教育方針及びその特徴を、特に日本語教育についてみていく。

1932年から1938年までの初期において、満洲事変により東北地域ではほとんどの学校が閉校され、教育は一時期停滞の状態に陥っていた。「教育というものは、一国の文化を興隆する源だけではなく、国家発展の基礎ともなる。故に、一国において文教の興廢は国運ともつながっているので、軽視すべからずのものである⁴⁰」という認識のもと、1932年、満洲国が樹立されてから、満洲国政府は学校の再開に着手していた。しかし、建国早々、各方面の制度はまだ整えられていなかったため、これらの学校体系はやはり中華民国政府以来の壬戌学制の系統を踏襲し、1938年に満洲国の新学制が実施されるまで継続された。満洲国初期の教育体系は表1-1が示しているとおりである。

表1-1のとおり、当時の学校教育の体系は初等・中等・高等の3段階で、5等級からなっていた。初等教育は小学校を中心に6年制であったが、そのうち、初級小学校4年、高級小学校2年と分けられていた。中等教育はさらに初級と高級に分かれ、修業年限はともに3年である。師範講習所、講習科、師範中学校は中等教育の初級段階に位置して、中学校に相当し、師範学校は中等教育の高級段階にあり、高級中学校に相当する。そのほか、高等教育の中で、4年制の高等師範学校と3年制の専門学校がある。壬戌学制の特徴の一つは師範教育の重視とされたが、この体系構成の師範教育機関の比率からその一端が窺える。

表 1-1 壬戌学制後の学校体系



(武強(1993:142)より転載)

また、この満洲国の初期の学校体系については、見逃せない部分がある。それは、表 1-1 に示された学校体系と別に独立設定された民衆学校と私塾である。民衆学校は、修業期限と教授時間が短く、教育内容も学校教育と異なるため、社会教育の範疇に入れられることが一般的である⁴¹。また、私塾については、「私塾のシステムは学校制度とは別のものであり、(中略)個人的な要求に従って作られ、それだけで完結しているものである⁴²」。近代学校が発生する前から、中国の東北地域に大量の私塾が存在していた。1914年の延吉県の例⁴³を見ると、当時、延吉県にある私塾はその規模によって主に家塾(家族及び親戚の子弟を収容)、自設私塾(一般の子弟を収容する)と私立学校(朝鮮人のみを対象)の3種に分けられている。そのうち、家塾と自設私塾では主に中庸・論語・国文などの伝統的な教科目を教授し、一方、私立学校では小学・歴史・地理・算術・修身などの近代的な教科目を教授していた。その他、一部の近代科目を取り入れた改良私塾もあった。しかし、私塾の教育内容は正式な学校教育とは異なるからこそ、満洲国が存在する時期に、「私塾が反満洲国政府の拠点となった事例も現れ⁴⁴」た。満洲国政府は私塾を問題視するようになり、1938年の新学制の実施に伴い、「民間に在った寺小屋式の私塾を国民学校三年程度までの国民学舎として認め、そのうち設備の比較的整っているものを公立として国民義塾と称し⁴⁵」て、次第に満洲国の学校体系に私塾を組み込んでいった。

したがって、本研究では満洲国の教育を分類する際、民衆学校と私塾をそれぞれ社会教育と学校教育の範疇に入れることにする。なお、本研究の研究対象として取り上げられた官吏、教員、日系ロシア人及び蒙古人の人材は主に中等以上の教育機関で養成されたため、

本研究では、学校教育について分析する際、主に中等教育、高等教育に焦点を絞る。

満洲国では建国初期、具体的な教育方針が定められていなかった。1932年3月、國務院令第二号を以て、「党議（共産党について）及び三民主義（孫文が主張していた民族、民権、民生の理念）に拠る教科並に教科書を全部廃止し、三民主義の教育を厳禁し、これに代えるに四書・孝経を以てすべき旨を全国の学校に通令⁴⁶」し、初期教育の主旨を決めた。この主旨にしたがい、民国時代以来の教科書に代えて、建国精神・王道主義を内容とする教科書の編纂が始まった。それらの教材の実質は民国以前の儒教教育を踏襲し、中国の古典である四書五経を、日本側の意志にそぐわない内容を一部変更したものである。

1936年1月、満洲国文教部より「小学校教科規程に関する件」と「国定教科書採用に関する件」という2つの訓令が發布された。「小学校教科規程に関する件」の中で、「日本語を初級小学校1年から教授すべき⁴⁷」と規定されたが、教員が足りなかったため、初級小学校は3年から、高級小学校、初級中学校などは1年から日本語科を開設することになった⁴⁸。日本語の程度は「発音、簡易な聞き、話し、読み、書き⁴⁹」の能力が期待されていた。表1-2は1936年の初級小学校の教科目の週教授時間数表である。

表 1-2 1936年初級小学校教科目毎週教授時間数

科目	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年
修身(道德要旨)	2	2	2	2
国語	8	8	7	7
日本語			2	2
算術	4	5	5	5
自然	2	2	2	2
作業	1	1	2	2
体育	3	3	2	2
音楽	1	1	1	1
図画	1	1	1	1

(武強『東北淪陥十四年教育史料』第一輯 1993年 404-405頁より転載)

表1-2に示されるように、この時期の日本語は単独の科目として、週に約2時間ほどで教授されており、週総教授時間数に占める比率はやや低い。それに対して、学科目の「国語」にもっぱら「漢語」が設けられ、週7-8時間ほどの教授時間が割り当てられて、総教授時間数の最も多い科目となっている。ここより、満洲国の建国初期、日本語教育が重視され、学校教育カリキュラムの中に導入されはしたが、日本語はやはり外国語として教授され、「国語」として位置付けられていた「漢語」の地位とはずいぶん異なっていたことがわかる。

1937年にいたって、日本はすでに全面的に満洲国を統治するようになった。政治においては、政府の行政機関や各種機構、管理組織が完備され、経済においても満鉄の運営を通じて、満洲国の経済命脈をも握っていた。同年、日中戦争が全面的に勃発し、日本の大陸

政策により、その占領地域は中国の東北のみではなく、さらに中国の華北、また、東南アジアまでに拡大していった。それによって、満洲国は当然日本の後方支援基地となり、多数の満洲国に適合する人材の養成が急務となった。しかし、満洲国のそれまでの学制では、短時間で日本の要求にふさわしい人材を養成することができず、また、現有の教育制度は、「旧式のを其のまま踏襲し、わずかに教育内容の改善に依り、新国家の理想を具現せんと努力して来たのであるが、我国是の特殊性に基き、真に国民教育の徹底を期せんがためには⁵⁰」、徹底的に満洲国の教育制度を改革することが最も肝要なことになっていた。こうした背景の中、実施されたのがいわゆる新学制である。

1937年5月「学制要綱」が制定され、「学制要綱」の中に新学制の教育方針については以下のように決められた。

建国精神及「訪日宣詔」ノ趣旨ニ基キ

日満一徳一心不可分ノ関係及民族協和ノ精神ヲ体認セシメ、東方道德特ニ忠孝ノ大義ヲ明ニシテ旺盛ナル国民精神ヲ涵養シ、徳性ヲ陶冶スルト共ニ国民生活ノ安定ニ必要ナル実学ヲ基調トシテ知識技能ヲ授ケ、身体健康ノ保護増進ヲ図リ、以テ忠良ナル国民ヲ養成スルト教育ヲ方針トス⁵¹(下線は引用者による)

以上の教育方針から見れば、新学制では学生に「徳育、知育、体育」の3方面の発展が要求されていたことが分かる。そのうち、「道德教育特ニ国民精神ヲ根基トスル精神教育ハ総ユル学科目ニ於テ普遍的ニ之ヲ施サンコトヲ期ス⁵²」とされ、初期より、満洲国の教育の根本は精神教育にあると明確に示されている。

表 1-3 は新学制下の学校教育体系である。新学制の実施により、満洲国の学校教育にかなる変化がもたらされたのか、その要点については表 1-3 を参照しながら、以下のよう

にまとめていきたい。

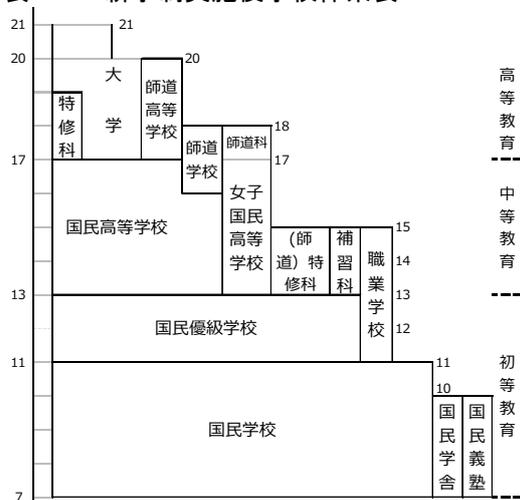
①修学年限をできる限り短縮した。前述していたように、満洲国建国初期の学校体系は従来の初等教育6年、中等教育6年、高等教育4年または3年、総計16年の修学年限であったが、新学制の実施により、その修学年限は13年に短縮された。新学制後の学校体系は表 1-2 に示されているように、初等、中等、高等教育の3つの段階、4つの等級からなった。初等教育では、国民学校4年、国民優級学校2年であり、中等教育では、もとの6年制の初級中学校と高級中学校を合わせて修学年限4年である「高等学校」になっていった。この修業年限の変化について、皆川教育司長は以下のように述べていた⁵³。

長期にすぎる学校に居って、精力を消耗し尽くし、卒業後国家のために貢献すべき時期に際して、活力を失い、努力をせず、修業怠けるということになれば、国家にとってこれ以上大たる損失はない。事実この状態は日本の大学辺りの卒業生に屢々見受ける実例である。この故に、新学制に於いては二十歳を以て学校教育の全課程を修了しうるように組み立てられるのである。

要するに、できる限り早いうちに、満洲国政府に必要な人材を育成し、卒業後、満洲国

に貢献させようとした意図が読み取れる。

表 1-3 新学制実施後学校体系表



民生部教育司(1937:17)『学校令及学校規定』より転載。表の中の数字は年齢を表す。

師範教育の体系の改正は新学制の一つの重点項目になっている。師道特修科、師道学校、師道高等学校の3種類の学校の修業年限や教育対象などが新しく決められ、もっぱら満洲国の初等・中等教育教員を養成することになった。また、「学校教育要綱」に「教師ノ素養改善ト実力向上トニカヲ用⁵⁴」いると明示しており、教員の素質が重視されるようになったとみられる。教員の養成については、詳しくは第4章で述べる。

② 労作教育⁵⁵が教育カリキュラムに増設された。その理由については、満洲国教育に務めた皆川豊治は「労作教育尊重は最近世界に於ける最も有力な教育思潮である。労作は人間の本能とも云ふべきもので、この精神を伸ばすことが精神の活発な活動を起こし、身心両全の人間を作るのである⁵⁶」と解釈している。また、もう一面では、「偏知教育の弊を脱⁵⁷」することが期待されたとみられる。

③ 中等及び高等教育で実業教育の比重が大きくなった。その理由については、皆川(1939:19-20)は腕に覚えのある独立生活の能力を附与するためだと述べている。

④ 日本語がより重視されるようになった。1937年3月文部省より訓令「学校教育上徹底的に日本語を普及させることに関する件」を發布し、日本語教師と日本語学習者は学校だけではなく、家庭においても、出来る限り多く日本語を使い、日本語を学習すること⁵⁸を明示している。また、同年、「学制要綱」が制定され、この要綱の「学制立案上ノ要点」の6条に「日本語ハ日滿一徳一心ノ精神ニ基キ国語ノトシテ重視ス⁵⁹」と日本語の国語としての地位を明確に示している。それにしたがって、学校教育での日本語授業の時間数が大幅に増加し、他言語に対して、日本語教育の比重は著しく大きくなっていった。具体的には、表1-4のとおりである。

表 1-4 国民学校各学年毎週教授時間数表 (単位：時間)

		第一学年	第二学年	第三学年	第四学年
国民科	日本語	6	6	7	8
	満語又は蒙古語	7	8	8	9
算術		6	6	6	6
作業		1	2	3	3
図画		1	1	1	1
体育		3	3	3	3
音楽					

(民生部教育司(1937:79)『学校令及学校規定』より転載)

表 1-3 で確認してきたように、1936 年に初級小学校(国民学校の前身)においては、日本語が外国語として 3 年から、週に 2 時間教授されたことに対し、新学制によって、日本語が満語(漢語)ともに小学校の 1 年から教授され、しかも週に満語(漢語)とほぼ同じ時間数 6-8 時間で教授されていたことがわかる。日本語の程度については「日常生活ニ必要ナル普通ノ言語、文字及文章ヲ知ラメシ正確ニ思想ヲ発表スル⁶⁰」能力を有することが期待されていた。満洲国時代の教育経験者である野村章は自身の体験を通して、当時の日本語教育について、以下のように述べていた⁶¹。

国民学校には国民科と称する教科がおかれ(中略)国民科は各科とも総授業の半分前後を占め、そのまた半分前後は日本語によって授業が行われていた。国語としての扱いをされたのは日本語、中国語(満語)、モンゴル語の三種であり、そのうちモンゴル語は特定地域に限って例外的に認められたものであるから、実際には日・中の二か国語が主で、日本語は最重要の共通語とされていた。

以上から見れば、満洲国教育の中期において、新学制が実施され、日本語が外国語の枠組みから離れ、国語の一つという地位に上がっていった。なお、学校教育の中で、他の言語教育と比べ、日本語教育の比重は大きく、「最重要」とされたのである。

1941 年 12 月 8 日、太平洋戦争が全面的に勃発した。当日、満洲国皇帝が関東軍の起草した「大東亜聖戦に関する詔書」を公布し、「官民一途、国民国力を挙げて新邦日本の戦いを援けるよう国民に訴えた⁶²」。こうして、満洲国が全国をあげて戦時体制に入った。一方、経済においては、「戦時緊急経済方策要綱」などの法令の制定を通じて、「自給資源の活用及び大陸諸地域との経済連携を強化して⁶³」、「日本が必要とする戦時緊急物質の対日輸出増強と、対日期待物質の輸入減少⁶⁴」という経済体制が実施された。

戦争の状況が如何に厳しくなっても、満洲国政府は教育への関与は少しも疎かにしていなかった。太平洋戦争が勃発した 1 年後の 1942 年、満洲国建国十周年を迎えて、満洲国政府は「満洲国基本国策大綱」を定め、国政全般にわたってその方策及び将来の展望を決めていた。特に、教育に関しては、「文教を振興し、産業の画期的開発を図るとともに、勤労興国の民風を作興し、もって民生を向上し、国力を培養充実させんことを期する⁶⁵」と明示されているように、教育に関する要項が基本国策大綱の中の根本方針の一つとして取

り上げられ、満洲国の発展における教育の重要性が示されている。この方針に応じて、中央教育行政機構の機能をさらに強めるために、1937年に廃止された文教部が1943年4月に満洲国政府によって改めて設立されるようになった。文教部は学校教育方針、制度、及び教科書の編纂などを司っていた。

後期における教育方針の基本的な内容は、第一に、建国精神を徹底的に発揮すること、第二に、実務教育及び勤労訓練を徹底的に実施すること、第三に、身体鍛練と国防訓練を強化することの3つが挙げられていた⁶⁶。教育の中心はやはり建国精神教育に置かれていたが、前述したように、建国精神の内容は初期の「民族協和、王道楽土」及び中期の「日滿一徳一心、民族協和」という内容より、天照大神への崇拝を促す部分が加えられ、さらに、「大東亜共栄圏」への認識と理解を促す内容が加えられたのである。これらの教育は、単に学校教育の「礼法」「勤労」「日本の国体」「東亜の共栄」などの教材を通して学生の思想の統一を図るだけでなく、課外でも様々な形で実施されていた。筆者が当時の教育関係者にインタビュー調査を行った際、7人の関係者のうち、7人とも「小学校や中学校では毎朝行われた朝会で、日本の天皇がいる方向に向かって一礼をし、満洲国の皇帝の住むところに向かって一礼をし、さらに建国神社の方向に一礼をする、という三礼が課された⁶⁷」と証言している。

後期の教育内容の重要な一部は勤労訓練である。実際、勤労訓練が教育に占めた分量が中期より大きくなり、特に高等教育機関では、半日または終日の訓練、実習が課された。後期の日本語教育については、1943年、日本語と漢語は国民科から分離され、それぞれ国語科目として独立して扱われた。日本語の週単位の教授時間数は新学制実施後とほぼ同じである。

以上のように、満洲国教育の時期区分にそって、満洲国の教育方針・政策を概観し、特に各時期の日本語教育がいかに重視されていたかを確認してきた。様々な教育規定、また日本語教育の教授時間数などについての考察より、満洲国では2回の教育改革を通じて、日本語を外国語の地位から国語のひとつという地位に転換させ、それにしたがって、学校教育の中での日本語教育を外国語教育の地位から国語教育の地位にあげたことは明らかである。

しかし、学校教育で教育された学生の人数は満洲国の総人口からみれば、その一部にすぎなかった。その他の社会にいる「国民」に対して、満洲国はいかなる方法で彼らの思想を統一し、日本語を普及していったのか、次節は満洲国の社会教育について考察する。

2.3 満洲国の社会教育と日本語

2.3.1 社会教育の方針

本研究では、満洲国の社会教育を、学校教育系統以外の、学校または社会機関を利用して、一般民衆に実施する教育⁶⁸と定義する。社会教育はその組織形態より、政府により組織されたものもあり、社会団体及び個人により組織されたものもある。本研究で考察する対

象は政府及び社会团体により組織されたものを中心とする。

満洲国成立初期、満洲国政府は「学校教育の教育範囲は狭くて、年少者に対する教育を中心としており、成人または就職したものに対する教育は担っていない。一般民衆の知識水準を向上させるために、ひとまず社会教育を重要視すべき⁶⁹」という認識のもと、満洲国政府文教部に礼教司を設けて、社会一般への社会教育を担っていた。この時期の社会教育には明確な方針は定められておらず、目的としては「国民の文化と福利を増進するにありて、先づ克く建国の意義を明にし、王道精神の涵養を計り、民族の融合と同胞愛を高調し、輕佻詭機を矯め、穩健中庸に帰し、資質なる社会的精神を樹立し、勤儉力行の風尚を作興し、家庭経済技能の改善を期し、身体を鍛錬して国民的原動力を培養し、以て国民の教養を高めざるべからず⁷⁰」と表現され、教育の形式は民国政府の社会教育を踏襲し、各地域に民衆学校、民衆教育館、日語講習所、識字所、図書館、博物館、童子団などの多様な形式が挙げられる。そのうち、日語講習所の存在は特筆すべきである。日語講習所は1932年8月に新京（長春）で設立された「満日両国語を貫通して、両国の信義の促進、文化の向上を期する⁷¹」を主旨とし、官吏の日本語と漢語教育を担っていた組織である。語学講習所は学校教育より先立って日本語教育を実施した社会教育組織であるため、満洲国の日本語教育の展開には重要な意味があると考えられる。語学講習所に関しては、第2章で詳しく述べる。

1934年、政府により制定された社会教育方針の指導原理の内容は以下のとおりである⁷²。

- 一、建国精神を振興し、王道政治の理想を明徴させる
- 二、国家政治を徹底的に認識させる
- 三、日満両国の親善を助長し、東亜平和の基を築く
- 四、東方文化の精髓を顕揚する
- 五、自治、勤勉の精神を啓示し、民族の親睦を促す
- 六、礼教を提唱し、意識を矯正し、国民の思想を善導する
- 七、国民生活上に必要な知識と技能を普及し、拡充する
- 八、国民体格を鍛錬し、剛健な気風を養う
- 九、功を讃えるより民に従わせる

上記の記述から、満洲国の社会教育は①王道楽土、民族協和を中心とした建国精神の教育を基本とし、②民衆に生活上必要な知識、技能及び文化を伝授し、③民衆の体格を鍛錬するという3方面の中心内容を読み取ることができる。この3つの中心内容は学校教育の徳育、知育、体育の方針と一致していると思われる。

1938年、新学制の実施にしたがい、社会教育の主旨は「日満一徳一心不可分、民族協和の精神を体得し、安定生活に必要な職能教育を実施する⁷³」となったが、具体的な指導原理は1934年の方針とほぼ一致していた。

さらに、満洲国の後期になると、社会教育は他の分野と同じく戦時体制の色に染められた。1944年6月に制定された社会教育の方針は「日満一徳一心不可分の関係及び民族協和の精神を体得し、東方道徳、特に忠孝大義を明記し、国民精神を涵養し、徳性を陶冶する。

それと同時に、生活上必要な実学を基礎とし、各種知識技能を授け、身體健康を増進する、以て忠良国民を養成する⁷⁴」と記されている。この記述により、後期の社会教育は時勢によって、その教育方針には道德に関する内容が取り入れられたが、教育の主旨においては、学校教育と一致しており、依然として、建国精神の教育、生活上必要な技能と身体訓練の3つを中心内容としたことが窺える。

以上のように、満洲国の社会教育の形式と内容はともに多様であったことを確認してきたが、学校教育と同じく、その教育の基盤をなしていたのは、建国精神の教育であることが明らかである。では、この建国精神教育は誰によって、いかに展開されていたのか。この問いを解くには、1932年7月25日に成立された民衆教化組織である協和会の存在が看過できないのである。次節では、協和会による教育について考察する。

2.3.2 協和会による教育

協和会は「満洲建国ト共ニ生レ国家機構トシテ定メタル団体ニシテ建国精神ヲ無窮ニ護持シ国民ヲ訓練シ其ノ理想ヲ実現スベキ唯一ノ思想的、教化的、政治的実践組織体⁷⁵」である。協和会は1932年に正式に設立されてから1945年の解体までの14年間、建国精神の普及および勤労奉仕を徹底的に実施させるために、さまざまな宣化活動を行っていた。これまでの協和会による活動についての分析は、主にその政治性、歴史性⁷⁶のみに注目し、活動自体の特性である「教育」という視点からの考察は十分なされていない。本節では、日本語教育という視点から、当時の雑誌、著書などに記載された協和会の教育活動について精査・分析し、協和会による教育、特に日本語教育の特徴を考察する。考察にあたって、まず、協和会の歴史を概観し、その後、協和会による教育活動を調査して、日本語教育とのかかわりを確認する。最後に、協和会による日本語教育の特徴及び協和会による教育の位置づけを検討する。なお、本節で使用する資料は主に以下のとおりである。

呂作新『協和会の外貌』満洲帝国協和会 1938

満洲帝国協和会（1939-1945）『協和運動』第1-20巻 緑陰書房復刻版 1994

山口重次（1938）「満洲帝国協和会指導要綱案」『20世紀日本のアジア関係重要研究資料3 単行図書資料』第72巻 龍溪書舎 2005

満洲国史編纂刊行会『満洲国史 各論』満蒙同胞後援会 1971年

2.3.2.1 協和会の歴史

協和会とは、いったいどのような組織なのか、その性格及び活動を確認するために、まず、満洲国の協和会の歴史を概観する必要がある。

(1) 満洲青年連盟

協和会の歴史は満洲青年連盟（以下、青連と略称する）まで遡ることができる。青連は、1928年11月13日に山口重次、小沢開策をはじめとする満鉄の中堅社員が日本人の在満権益を維持するために結成した日本人組織である。主な事業活動について、鈴木（1973a:34）は満蒙政策の確立と経済政策の設定と指摘している。青連の活動に特に注目したいのは、

1931年6月13日付けの満蒙に対する統治方策について、青連が「現住諸民族の協和⁷⁷」（いわゆる「民族協和」）という方針を考案した点である。この方針は満洲国の樹立に向け、満洲国の国是として関東軍に採用されており、後に満洲国の「建国宣言」にも書かれ、「王道楽土」と並べて満洲国の建国精神と定められた。

（2）満洲国協和会

①満洲国協和党

1932年3月1日、関東軍の扶植により中国東北地方で満洲国が樹立された。建国早々、各地の反満抗日闘争が激しく、社会に動揺が広がっていた。こうした背景の下、1932年、4月2日に関東軍の要請に応じて、元青連の中核である山口重次、並びに関東軍と満洲国政府官吏は青連を組織変更し、満洲国唯一の政党である協和党を結成して、民衆への建国精神の宣化及び宣撫活動に力を注いだ。例えば、軍隊を伴って、鉄道、工場などの広範囲の場所で建国精神の普及を行った。

しかし、満洲国政府および関東軍では、協和党による活動が政権動揺をもたらす恐れがあると主張する勢力が優勢だったため、協和党は2か月間の短命をもって関東軍に幕を下ろさせられた。

②満洲国協和会

1932年7月25日、関東軍の指導の下で満洲国協和党の代わりに満洲国の国民教化組織である満洲国協和会が正式に設立された。組織上、中央機構、省事務局及び県事務室という中央から地方への三段階体制を採用していた。中央機構では溥儀をはじめとする満洲国政府官吏と関東軍の要員が中心になっていたが、実際に権力は関東軍によって握られていた。協和会の事業としては、引き続き建国精神の普及が中核であったが、その上に組織の拡大および会員の獲得が主な実践活動として挙げられた。

（3）協和会の改組

協和会は14年間の歴史の中で満洲国政府及び関東軍との政治関係、また、その要請に合わせて、1934年9月、1936年7月、1937年-1938年、1941年4月の4回にわたって、大きな改組を行った⁷⁸。

第1回目の改組は協和党の旧勢力を排除し、組織の大部分のポストを満洲国政府の中堅官僚に保有させることを目的とした。第2回目の改組では、まず、1934年に執行した満洲国帝政に応じて、組織の名称を満洲国協和会から満洲帝国協和会に変更した。次に、組織内部においては、これまでの会員のエリート主義を改め、全民総動員体勢へと変化させた。協和会の活動は、相変わらず民衆へ宣撫教化を中心としたが、1937年2月以後にその重心が青年訓練及び青年部組織に置かれるようになった。第3回目の改組の実施は、戦時状況に合わせて、協和会の機構を強化し、規模を拡大するためであった。建国精神普及および民衆の宣撫活動の範囲がより広くなり、特に民族を問わず会員を吸収するという特徴は注目に値する。4回目の改組の目的は主に人事および財政の調整であった。組織内での再配置などにより、協和会と政府との「二位一体化」関係、すなわち、政府の行政活動が協和運

動と融合し、満洲国の行政に対する満洲国政府の一元的指導体制⁷⁹が実現された。

以上の 4 回の改組より、協和会と政府との関係が徐々に緊密になってきたことが窺えると同時に、民衆への建国精神普及および宣撫教化が一貫して協和会による活動の中心であったことも読み取れる。

2.3.2.2 協和会による日本語教育

前節まで、協和会の歴史に沿って各時期における協和会の性格と活動について確認してきた。協和会による活動の中心が建国精神を普及することにあるが、それだけにとどまってははいない。本節では、協和会による教育活動、特に日本語教育に関する活動について考察してみたい。

(1) 一般民衆に対する日本語教育

1932 年、建国当初、旧来の学校の教育方針や理念などが満洲国に相応しくないと判断されたため、満洲国では大量の学校が閉鎖された。その後、日本人教員の派遣および満洲国での教員の養成などを実施して以後、初等・中等学校が 1934 年より次第に開校されるようになり、それと同時に、満洲国の教育方針にそって、学校教育の中で日本語が導入された。

こうした背景の中での協和会の動きをみてみよう。

満洲事変以来閉鎖されていた小学校の開校に協力し、さらに日満両国の一心同体たる実を挙げる一助として日満両国語の普及をはかり、一ヶ年半のうちに日語学院 38ヶ所を開き、その生徒数は 5 千人に達した。このほか国民の中堅分子を養成するために奉天に講習会を設け、日本留学生（日本への留学生）のためにハルビンに留学生準備所を設立した。（満洲国史編纂刊行会(1971:82)、下線は引用者による。）

上記の記述より、協和会が学校教育の再開に関与し、学校の再建に協力したことが確認できる。それと同時に社会教育においては、協和会が日語学院を開設して凡そ 5 千人の日本語人材を育成し、日本留学のための教育組織を設けていたこともわかった。ここから、建国初期、協和会が積極的に日本語教育に取り組み、社会教育における日本語教育の一翼を担っていたといえよう。なお、協和会による訓育は社会の一般民衆を対象者としていたが、その中に、特に「国民の中堅分子」としての青年に対する訓練教育が「国力の進展と健全なる発達を促す上に最も緊要な事」とみなされ、講習会、訓練所などの形で行われた。

前述したように、協和会の組織構成には中央政府に協和会本部を置き、地方の各省に分会を設置し、さらに各省の各県に事務室を設けるという三段階となっているが、実際協和会の中心事業である民衆運動を有効に施行していたのは各県にある事務室である。1934 年に中央政府により作成された「辨事処(地方事務室)工作に就いて⁸⁰」によると、各事務室の中心事業は「日満鮮(例外トシテ蒙露)青年中ヨリ有望ノ辨事員ヲ選ミ、之ニ一定度ノ訓練ヲ加ヘテ任ニ就カシムベシ⁸¹」と明示され、そして、この訓練に向かって、各地域で青年教育班と平民教育班の 2 つの訓育形式が編成されていた。そのうち、青年教育班の修業期間は一年と定められ、訓練科目は「①日本語文②満洲国建国ノ歴史及王道政治ノ意義ト其ノ

方法概要③協和会ノ性質及其ノ国際的意義④満洲社会及経済ノ現状ノ概略⑤平民教育ノ理論及実際⑥共同組合概設【ママ】特ニ信用組合(都市ニテハ消費組合モ合セ)ノ理論及実際⁸²⁾が課された。協和会の各地の事務室による教育のもう一つの形式は一般民衆への平民教育である。教育期間は三ヶ月で、「各種ノ千字課本ヲ授ケ、コレニヨリテ満洲国民特ニ順腐性高キ農民トシテノ常識ヲ涵養セシム⁸³⁾」ことを教育内容としていた。そして、この平民教育を担っていたのは、青年教育班及びその修業者である。

青年教育班のほか、青年訓練所も地方に普遍的に開設された。青年教育班の平民教育の指導者を養成するという性格と異なり、青年訓練所は主に「将来郷村指導の中心となるべき⁸⁴⁾」ものを養成するところである。奉天省では1934年8月より各県で青年訓練所を開設しはじめ、県内の各村より選抜された優秀な青年を收容し、2ヶ月から6ヶ月間の共同生活式の訓育を実施した。訓育の内容については、各県によって異なるが、共通する科目としては精神訓話(建国精神、青年訓練所の主旨など)、農業、保甲制度、時事解説及び日本語が挙げられる⁸⁵⁾。以上の青年訓育の事例から、1934年の時点で、協和会による各地域で実施された青年訓育においては、日本語の教育がすでに教育内容の必須科目となり、それと同時に日本語が満洲国の各民族の青年に必要とされた基本素養の一つとなっていたことが窺えよう。

時勢の移り変わりにつれ、1937年以後、協和会による教育活動の重心が民衆への建国精神の普及のほか、より一層青年に対する訓育に置かれるようになった。1937年2月1日、協和会の中堅会員を獲得するために、民政部、軍政部と蒙政部の合同部令より満洲国で初めての政府が組織した青年訓練所が開設された。訓練所の規定は以下のとおりである。

16歳以上19歳未満の青年中、選ばれたものは民族を問わず、訓練所に收容して2ヶ月半ないし3ヶ月の共同生活をなさしめ、その間に団体的精神を養い、規律、節制などの習慣を習得せしめ、また、公民教育においては協和精神(民族協和)、法制、厚生、産業、日語などの知識技能等の科目を設け、また、軍事訓練も受けさせた。(中略)日本語では、初歩的なものを教えた。(満洲国史編纂刊行会(1971:109)、下線は引用者による。)

この記述により以下の2点のことを抽出することができる。第1に、1937年の時点で、協和会により実施された青年訓練教育の中に、日本語はすでに教授科目の一つとして定着し、その教育は各民族の青年を対象にして実施されたと推定できる。第2に、民族協和理念の普及が協和会の活動の中心であったことである。先ず、訓練対象者の民族を問わず、共同に訓練を受けさせ、訓練生の構成から民族の協和を実践していたのである。次に、訓練所での生活は「共同生活」を基本としており、訓練項目の中でも明確に「団体的精神」や「協和精神」が設けられて、これは教育の内実において協和を追求していると考えられる。満洲国における官吏・教員に対する教育、また、高等教育機関で実施された教育を精査したところ、その教育のほとんどは「共同生活」で行われたことがわかった。たとえば、1932年7月11日に設立された高等官吏の訓育を担当した大同学院では、政府より推薦されてきた各民族の官公吏を対象とし、3ヶ月から6ヶ月間の共同訓育を実施していた。しかし、

満洲国ではこのような多民族共同生活型の訓育は大同学院より始まったのではなく、その雛型と見なされるのは満洲国の成立とともに設立された大同学院の前身である資政局訓練所による訓育⁸⁶であると考えられる。その後、この形式は教員の訓育、及び学校教育にも応用されていった。ここより、満洲国における中堅人材の養成に多民族共同生活という養成形式の特徴の存在が窺えよう。

1940年までに、協和会の主導で開設された青年訓練所は全国的に計164所に達した⁸⁷。次は、表1-5が示している勃利県青年訓練塾を例として実際の訓練状況をみてみよう。

表1-5 勃利県青年訓練塾訓練状況表

各村別	大四駅村	進賢村	倭肯村	小五駅村	七台河村	青龍山村	三合村	八家子村	大平村	杏樹村	合計
回数	二回	二回	二回	二回	二回	一回	一回	一回	一回	一回	14回
訓練第一期 訓練人員	30人	18人	40人	53人	25人	24人	29人	40人	20人	1人	279人
訓練第二期 訓練人員	40人	29人	34人	40人	40人	1人	1人	1人	1人	1人	183人
訓練第一期 訓練期間	8月15日 5月20日	6月4日 5月1日	6月1日 3月1日	8月1日 6月17日	8月28日 6月28日	8月30日 7月15日	12月3日 9月3日				総計
訓練第二期 訓練期間	12月25日 9月26日	07月5日 7月5日	10月15日 7月15日	8月1日 8月1日	10月30日 9月15日			12月10日 11月1日	6月30日 3月28日	1人	462人
教材整備状況	日語読本20冊 識字読本30冊 青年教範30冊	日語読本20冊 識字読本20冊 青年教範30冊	(印刷) 40冊 公民科講義 青年教範30冊	日語読本20冊 識字読本30冊 青年教範30冊	協和門答53冊 日語読本53冊 青年教範53冊	国民読本25冊 協和門答30冊 日語読本20冊 青年教範20冊	青年誌本2冊 日語読本20冊 青年教範30冊	青年教範41冊	青年教範20冊		

満洲帝国協和会 (1942) 『協和運動』第4巻第12号46-47頁より、筆者が作成した。

表1-5より、1940年に勃利県では、杏樹村を除いて他の9つの村ではともに青年訓練所が開設され、青年訓練が実際に行われていたことが確認できる。入所した青年は国民小学校を卒業した者もいれば、学歴がないものもいた。各科の指導員は全員協和会の会員が充てられ、そのうち、青年訓練所を卒業したものがほとんどである。ここに、特に注目すべきところは、9つの訓練所のうちに半分以上が日本語という科目を開設したことである。これにより、1940年の時点で、協和会が青年に対する日本語教育を重要視していたことが読

み取れる。しかし、青年訓練所を卒業した青年たちの進路は多岐にわたる。例えば、満洲国の大都市である奉天では、青年訓練所の卒業生の大部分が「警察官、鉄道警護隊員、下級官吏などとなることを望み、元の職域或は地域に帰って活動しようとしな⁸⁸」かった。この状況に直面して、協和会が「職場に対する中堅青年養成」を目的とする「転業(転職)青年訓練」を実施するようになった。転職訓練の受講者は口頭試問と身体検査で決められ、採用されたものに一か月程度の共同訓練が実施される。訓練方針としては、これまでの青年訓練の趣旨である建国精神の鼓吹と団体的規律訓練の徹底のほかに、大東亜共栄圏建設に合わせて実際の作業を通じて青年への勤労奉公精神の徹底化、及び自然科学、機械学、衛生などの職場生活に必要な知識を授けることが挙げられた⁸⁹。表 1-6 は当時の青年訓練所での教授科目表である。

表 1-6 転職訓練教授科目表 (単位:時間)

訓練主標	課目	時数	授業課目主旨
徳性涵養	建国精神	2	建国精神一般理念
産業人トシテノ人構	建国史	3	建国ノ具体的事情
	国民道徳	5	国民道徳意義ヲ理解セシメ実践要領
	勤労興国観	5	転業ノ必然ト勤労興国ノ意義
	大東亜戦争	4	大東亜戦争原因意義及理想
	修身	10	自由的道義的生活ノ糧
	国民訓	3	団体觀念ノ認識
	日語	30	職場ニ要スル簡單ナル日語
常識涵養卒業人トシテノ一般常識	保健衛生	5	個人衛生公衆衛生工場安全教育
	自然科学	3	自然ト人類ニ関スル常識
	機会工学	3	機会ニ関スル簡單ナル知識
身體鍛錬汗ト愉悦ノ訓練	教練	66	職場規律確立ノ根底基本訓練
	作業	60	聖汗ニ依ル生産ト歡喜ノ體識
	産業體換	15	産業報国精神涵養及體位向上
	唱歌	10	行動ニ潤ト余裕ヲ興エ活力素ノ補給

満洲帝国協和会 (1943) 『協和運動』 第 5 卷第 9 号 83 頁より転載。

表 1-6 から言えることは、第 1 に、1943 年の戦時状況に合わせて協和会より開設された訓練所の教育の重点は、すでに協和会成立初期と中期の建国精神の普及から身體鍛錬に移っていったことである。教授科目の中に教練と作業、つまり、体を動かした実践の分量が他の科目より遥かに多かった。第 2 に、教授時間総数の 2 番目を占めていたのは日本語である。1 ヶ月の訓練で、ほぼ毎日 1 時間という配分で日本語教育が行われたことが推測できる。ただし、日本語の水準に関しては、「職場に要する簡単なもの」と定められており、これより、社会教育組織である青年訓練所においての日本語の水準には職場への適合性のみが求められていたと推測できよう。転職訓練を受けた青年の進路先については、第 1 回目の訓練には 114 名の訓練生のうち、97 名の卒業生が全部満洲飛行機に入職し、第 2 回に 109 名の卒業生の中の 64 名が奉天造兵所に、30 名が満洲工学に、15 名が藤倉工業に入職したというデータが示されている⁹⁰。このデータに協和会による教育の結果が如実に反映され

ている。詳しくいえば、青年たちが青年訓練所で訓練を受け、さらに転職青年訓練に参加できれば、理想とされる職につくことができた。そして、この効果がほかの多くの青年にも刺激を与え、青年が奮って協和会が実施した各種訓練及び教育活動に取り組むという青年像が描けるであろう。

(2) 協和会会員に対する日本語教育

協和会は青年や一般民衆を対象に教育を実施すると同時に、協和会内部の会員に対してもさまざまな訓練や研修を行っていた。その一例として、現地職員の資質を向上させるために 1939 年に綏化県で施された会務職員訓練講習がある。1 週間の合宿で会員に精神的訓練(「建国の本義と協和会の使命」、「協和会史」、「会務職員の信念及生活」など)、実務的訓練及び国民教練(軍事訓練)が実施された⁹¹。三つの訓練のうち、中核とされたのは実務的訓練であった。これは、主に「満洲国家組織大綱」、「協和会機構の運営特に県本部の運営」などのような満洲国及び協和会に関する理論知識を中心とする訓練である。また、科目の設定の中に特に注目に値するのは「日満語の手ホドキ」という項目の存在である。その詳細については不明であるが、この項目の存在から、協和会は会員の日満語教育にも取りこんでいたことが窺える。前述したように、1936 年に行われた第 2 回目の改組より協和会の事業にはこれまでの会員のエリート主義から全員総動員体勢へと大きな変化が起こった。それにしたがって、協和会による日本語教育も組織内部から外部までという広範性を有するようになったと考えられる。

以上の分析により、協和会は成立された当初から解体までの間、時勢に合わせてさまざまな社会教育活動を行ってきたが、一貫して日本語教育の実施は重要な活動の一環と位置付けられたことが確認できた。特に、「国民の中堅分子」とみなされた青年に対する訓育の中に、日本語が必須科目として実施されていることから、満洲国の青年にとって、日本語が基礎教養の一つと位置付けられていたことが窺える。なお、協和会により実施された日本語教育は、地域によって、使用教材、教授内容が異なるものの、共通の特徴としては以下の 3 点が挙げられる。第 1 に、広範な対象者を有する。協和会による教育は組織内部から一般民衆までという広範囲にわたってなされていた。単に青年訓練からみれば、中卒の者であろうと、無学歴の者であろうと、民族を問わず受講者になれたのである。また、転職訓練を受けた青年には、その後の進路に様々な可能性を期待できたため、多くの青年を協和会の教育事業に参加させることができたと考えられる。よって協和会による日本語教育は満洲国の学校教育を補充する意味があったと考える。第 2 に、日本語教育の中で特に会話能力が重要視された。会員教育にも青年訓練においても日本語教育に関しては「会話ニ重点ヲ置ク」と明示されていた。この点においては、満洲国の初等・中等教育の中での会話能力を中心とする教育方針と一致している。なお、転職青年訓練での日本語教育で求められていた日本語の水準は職業に必要な簡単な会話力であることから判断すれば、協和会による日本語教育は学校教育よりその実用性をいっそう重視していたことが窺える。協和会の教育を受けていた青年は就職に直面した 16~19 歳の者がほとんどであるため、この点か

ら鑑み、協和会はある意味で学校教育の延長線上にあり、社会に入る直前の青年に社会実践の場を提供した役割を果たしたと考える。第 3 に、協和会による教育の最も肝要な部分とされた青年に対する訓育は、「国民の中堅分子」の養成とみなされ、また、青年に対する訓育の形式のほとんどは「共同生活」が実施され、この訓育の形式は後述する満洲国における官吏、教員の養成、及び高等人材の養成の形式と共通しており、この点から、協和会による教育は満洲国における人材養成の一般的形式を踏襲したともいえよう。

満洲国の協和会と同じ名称を有し、また、満洲国の協和会と同じく民族統合の機能を有する組織は戦前日本の国内にもあった。それは 1924 年 5 月 5 日に大阪で設立された在日朝鮮人の保護救済を目的とした官民合同の組織である大阪内鮮協和会である。1910 年、朝鮮は日本の植民地下に置かれ、農民が土地を失い、また、日本国内では低賃金労働者が必要になったという背景の下、大量の朝鮮人が日本に移住していった。これらの在日朝鮮人を統制するには、朝鮮人の人数が最も多い大阪府で協和会が誕生した。その後、神奈川県、兵庫県及び他の地域で相次ぎ内鮮協会を設立した。しかし、これらの組織は名目上朝鮮人の保護救済を主要事業とし、樋口(1986:19)によると協和会の活動は実際、在日朝鮮人の救済には役立たず、ただ日本語学習、講演会などの実施を通じて、朝鮮人の統制、教化、日本人への同化をはかっていた⁹²のである。一方、満洲国の協和会は満洲国の各民族を対象者としており、そのうち、在満朝鮮人は日本皇国の国民でありながら満洲国国民でもあるという二重身分を持っていたため、満洲国の協和会は在満朝鮮人に対する指導の方向性及びその機能を十分明確にできなかった⁹³。これまでの先行研究の中で、満洲国協和会と日本国内の在日朝鮮人を対象とした協和会との関連性は提示されていない。しかし、民族統合という機能においては 2 つの組織は共通しているといえよう。

小括

本章では、満洲国の人材養成が実施される前提条件である満洲国の民族政策と教育制度について確認してきた。満洲国では民族統治において、民国政府時代に孫文が提唱していた「五族共和」に類似した「民族協和」の理念が掲げられたが、この「民族協和」の実質は「五族共和」、また当初、満洲青年連盟より提出された「各民族の自由、平等」という本来の意味から乖離し、「中華民族」に類似した日本人指導下の各民族の団結を内容としたものである。この「民族協和」の理念は「王道主義」、また「一満一心一徳」、「大東亜共栄圏」などの時勢によって作り出された理想とともに満洲国の建国精神を構成し、各民族に対する指導方針の基盤となっていった。特に教育において、各民族の実情に基づいて、異なる方策が採られたが、「民族協和」、「王道主義」などを中心内容とした建国精神の普及という点では一貫していることが明らかである。

満洲国の人口の大多数を占めていた漢人に対する教育方針・制度について分析した結果、学校教育において、徳育、知育、体育を中心内容とする教育の中に、建国精神の普及が基本とされたことが分かった。また、満洲国の教育は 2 回にわたって教育改革が実施され、

この 2 回の改革を通じて、日本語は漢語、蒙古語に加え満洲国の国語の一つの地位に上昇し、それにしたいが、日本語は学校教育の中で教授時間数が最も多い学科目となり、他の言語科目を凌駕するようになったことが分かった。

一方、社会教育においては、民衆教育館、民衆学校、図書館、語学講習所などの様々な形で、一般民衆に建国精神、生活上に必要な技能、及び体格鍛錬の教育を実施し、この教育方式は学校教育の徳育、知育、体育の方針と一致していることが分かった。また、満洲国の官製教化組織である協和会による活動を精査したところ、協和会による活動の中に、民衆への建国精神の普及のみでなく、知識、技能の普及、特に日本語教育の実施においても一翼を担っていたことを新たに明らかにした。協和会による教育の対象は一般民衆とされたが、そのうち、「国民の中堅分子」とみなされた青年に対する訓育が協和会による教育の中で最も重要な部分とされていた。協和会による青年訓育は、青年の学歴、民族が問われず、また、訓育後、青年たちは自動的に協和会の会員になり、これより、満洲国の中堅分子の養成は人数的に確保できたと考えられる。これらの中堅分子は協和会による日本語教育の主な対象者であり、この点から、日本語が満洲国の中堅分子に必要とされた素養の一つであることがいえるであろう。さらに、実際の日本語教授については、学校教育より協和会により実施された日本語教育は日本語の実用性が重要視され、この点から、協和会による教育は学校教育を補うと同時に、学校教育とは異なる形で学校と社会の間のギャップを埋める役割を果たしたと考えられよう。

こうした学校教育と社会教育があいまった教育制度の下、満洲国に必要とされた人材はいかに養成されていたのであろうか。満洲国成立早々、各方面の設備や制度などはまだ整えられていない状態であり、満洲国政府はひとまず官吏と教員の教育と養成に力を注いだ。官吏と教員は満洲国の「社会的中枢」の存在と呼ばれており、これらの中核的な存在はいかに養成されていたのであろうか。次章より、官吏と教員の養成・教育について検討する。

【注釈】

- ¹ 呂作新『民族協和の満洲国』満洲帝国協和会中央本部 1939年 前書きの写真に満洲国の建国精神については「満洲国建国ノ精神ハ之ヲ要約スレハ一、日滿一徳一心 二、民族協和 三、王道楽土ノ建設 二婦スヘク進ンテ道義世界ノ実現ニ及フ、而シテ其淵源スル所ハ遠ク日本肇国ノ大詔ニ宣示セラレタル八紘一宇ノ大理想ニ発ス」と説明している。
- ² 協和会は成立してから、時勢によって、「満洲国協和会」、「満洲帝国協和会」などと改称された。本研究では、煩雑さを省くため、その名称を統一して協和会にする。なお、資料を引用する際、原文のままにする。
- ³ 満洲事情案内所『満洲国の現住民族』1938年 8頁
- ⁴ 満洲事情案内所『満洲国の現住民族』1938年 8頁
- ⁵ 『満洲年鑑』（1940年版）に収められたが、本研究では小林秀夫『＜満洲＞の歴史』講談社2008年210頁より引用。
- ⁶ 「中華民国臨時約法」羅家倫主編『革命文献』第一輯（中央文物供給社 1958年）、34頁所収。本研究では萩原稔「民族革命」から「五族共和」へー北一輝の中国革命観についての一考察』『同志社方角』59巻2号 2007年 516頁より引用。
- ⁷ 岡本雅亨『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社 1999年 75頁
- ⁸ 岡本雅亨『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社 1999年 75頁
- ⁹ 岡本雅亨『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社 1999年 78頁
- ¹⁰ 岡本雅亨『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社 1999年 78頁
- ¹¹ 朱解琳『藏族近現代教育史略』青海人民出版社 1990年 135-140頁所収。本研究では、岡本雅亨『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社 1999年 81頁より引用。以下の教育方針についての引用は同様である。
- ¹² 李国棟『民国時期的民族問題与民国政府の民族政策研究』蘭州大学博士論文 2006年 41-43頁
- ¹³ 李国棟『民国時期的民族問題与民国政府の民族政策研究』蘭州大学博士論文 2006年 45-46頁 引用者が訳した。
- ¹⁴ 満洲青年聯盟史刊行委員会『満洲青年連盟史』原書房 1968年 454頁 下線は引用者による。
- ¹⁵ 小林竜夫他『現代史資料 11 続満洲事変』みすず書房 1965年 524頁
- ¹⁶ 小林竜夫他『現代史資料 11 続満洲事変』みすず書房 1965年 524頁
- ¹⁷ 小林竜夫他『現代史資料 11 続満洲事変』みすず書房 1965年 526頁
- ¹⁸ 小山貞知『満洲国と協和会』満洲評論社 1935年 「題字及写真の説明」部分 下線は引用者による。
- ¹⁹ 満洲国史編纂刊行会『満洲国史 各論』満蒙同胞後援会 1971年 1257頁
- ²⁰ 満洲国史編纂刊行会『満洲国史 各論』満蒙同胞後援会 1971年 1257頁
- ²¹ 満洲国史編纂刊行会『満洲国史 各論』満蒙同胞後援会 1971年 1257頁
- ²² 満洲国史編纂刊行会『満洲国史 各論』満蒙同胞後援会 1971年 1257頁
- ²³ 満洲事情案内所『満洲国の現住民族』1938年 2頁
- ²⁴ 満洲帝国教育会『建国教育講演集 1』1939年 7頁 下線は引用者が加えた。
- ²⁵ 塚瀬進『満洲国「民族協和」の実像』吉川弘文館 2007年 68頁に基づく。
- ²⁶ 塚瀬進『満洲国「民族協和」の実像』吉川弘文館 2007年 68頁
- ²⁷ 小山貞知『満洲国と協和会』満洲評論社 1935年 473頁
- ²⁸ 塚瀬進『満洲国「民族協和」の実像』吉川弘文館 2007年 69頁
- ²⁹ 満洲国史編纂刊行会『満洲国史 総論』満蒙同胞後援会 1970年 683頁
- ³⁰ 満洲国史編纂刊行会『満洲国史 総論』満蒙同胞後援会 1970年 673頁
- ³¹ 満洲国史編纂刊行会『満洲国史 総論』満蒙同胞後援会 1970年 673頁
- ³² 満洲国史編纂刊行会『満洲国史 総論』満蒙同胞後援会 1970年 695頁
- ³³ 楊文海『壬戌学制的研究』南京大学博士論文 2011年 1頁 引用者が訳した
- ³⁴ 河原春作『現代支那満洲教育史料』培風館 1940年 51頁 下線は引用者。
- ³⁵ 河原春作『現代支那満洲教育史料』培風館 1940年 228-229頁
- ³⁶ 河原春作『現代支那満洲教育史料』培風館 1940年 56-57頁
- ³⁷ 河原春作『現代支那満洲教育史料』培風館 1940年 57頁
- ³⁸ 孫太雨『民国時期社会教育法規研究—1912-1945』瀋陽師範大学修士論文 2013年 17頁
- ³⁹ 孫太雨『民国時期社会教育法規研究—1912-1945』瀋陽師範大学修士論文 2013年 19-22頁
- ⁴⁰ 王野平『東北淪陷十四年教育史』吉林教育出版社 1989年 23頁 引用者が訳した。
- ⁴¹ 文教部礼教司『礼教事業概要』1932年 9頁によると、1932年12月末の調査によって、民衆学校の修業期限は4ヶ月で、毎日の授業は二時間である。また、教授科目は千字課、常識、算術、学歌である。

- 42 槻木瑞生「中国近代教育の発生と私塾—中国間島における近代的学校の発生」『東アジア研究』第24号 1999年 22頁
- 43 槻木瑞生「中国近代教育の発生と私塾—中国間島における近代的学校の発生」『東アジア研究』第24号 1999年 23-25頁 以下の延吉県の私塾については、この資料による。
- 44 黒河直美「書評 斉紅深編『東北地方教育史』」『植民地教育年報』第1号 1998年 178頁
- 45 満洲国史編纂刊行会『満洲国史 各論』満蒙同胞後援会 1971年 1085頁
- 46 河原春作『現代支那満洲教育史料』培風館 1940年 398頁 ()内は引用者による。
- 47 斉紅深『東北地方教育史』遼寧大学出版社 1992年 293頁
- 48 斉紅深『東北地方教育史』遼寧大学出版社 1992年 293頁
- 49 武強『東北淪陥十四年教育史料』(第一輯)吉林教育出版社 1989年 403頁
- 50 皆川豊治『満洲国の教育』満洲帝国教育会 1939年 9頁
- 51 民生部教育司『学校令及学校規定』満洲帝国教育会 1937年 1頁
- 52 民生部教育司『学校令及学校規定』満洲帝国教育会 1937年 4頁
- 53 皆川豊治『満洲国の教育』満洲帝国教育会、16頁
- 54 民生部教育司『学校令及学校規定』満洲帝国教育会 1937年 2頁
- 55 民生部教育司(1937:2)では、労作教育については、「労作教育ヲ重ンジテ勤勞愛好ノ精神ヲ養ヒ偏知教育ノ弊ニ陥ルナカラシメントコトヲ期ス」と述べている。「勤勞ノ精神ヲ養」うことを目的とし、また「偏知教育」と対立することから推定すれば、身体を動かす教育、いわば、「勤勞奉仕」の教育と考えられる。
- 56 民生部教育司『学校令及学校規定』満洲帝国教育会 1937年 17頁
- 57 民生部教育司『学校令及学校規定』満洲帝国教育会 1937年 17頁
- 58 武強『東北淪陥十四年教育史料』(第一輯)吉林教育出版社 1989年 29頁
- 59 民生部教育司『学校令及学校規定』満洲帝国教育会 1937年 4頁
- 60 民生部教育司『学校令及学校規定』満洲帝国教育会 1937年 61頁
- 61 野村章『満洲・満洲国教育序説』エムティ出版 1995年 74頁
- 62 満洲国史編纂刊行会『満洲国史 総論』満蒙同胞後援会 1970年 687頁
- 63 満洲国史編纂刊行会『満洲国史 総論』満蒙同胞後援会 1970年 688頁
- 64 満洲国史編纂刊行会『満洲国史 総論』満蒙同胞後援会 1970年 689頁
- 65 満洲国史編纂刊行会『満洲国史 総論』満蒙同胞後援会 1970年 695頁
- 66 王野平『東北淪陥十四年教育史』吉林教育出版社 1989年 75頁
- 67 2008年3月と9月の2回にわたって、長春、公主嶺市で7人の教育経験者にインタビューを行った。
- 68 本研究の12頁を参照されたい。
- 69 満洲国国務院文教部『満洲国文教年鑑』1934年に収められたが、本研究では武強『東北淪陥十四年教育史料』(第一輯)吉林教育出版社 1989年 114頁より引用。引用者が訳した。
- 70 文教部礼教司『礼教事業概要』1932年 6頁 「満洲国」教育史研究会『「満洲国」教育資料集成Ⅲ 「満洲・満洲国」教育資料集成 全23巻』第11巻社会教育 所収
- 71 武強『東北淪陥十四年教育史料』(第一輯)吉林教育出版社 1989年 332頁
- 72 武強『東北淪陥十四年教育史料』(第一輯)吉林教育出版社 1989年 331-332頁
- 73 張鶴立『満洲国之現段階』南京中央書報発行所、1940年、99頁に収められたが、本研究では、楊家余『偽満社会研究 1932-1945』高等教育出版社 2010年 56頁より引用。訳文は引用者による。
- 74 文教部教化司社会教育科『社会教育基本大綱』1944年 第1頁に収められたが、本研究では楊家余『偽満社会研究 1932-1945』高等教育出版社 2010年 58頁より引用。
- 75 満洲帝国協和会(1940)『満洲帝国協和会組織沿革史』不二出版社 1982年 16頁
- 76 代表的な研究は平野(1973)、鈴木(1973)、鄧(2008)、劉(2010)などがある
- 77 満洲国史編纂刊行会『満洲国史 総論』満蒙同胞後援会 1970年 155頁
- 78 鈴木隆史(1973b)「満洲国協和会史試論(二)」『季刊現代史』第2号 1973年 102-120頁
- 79 鈴木隆史(1973b)「満洲国協和会史試論(二)」『季刊現代史』第2号 1973年 122頁
- 80 満洲帝国協和会(1940)『満洲帝国協和会組織沿革史』不二出版社 1982年 88頁 ()の部分は引用者による。
- 81 満洲帝国協和会(1940)『満洲帝国協和会組織沿革史』不二出版社 1982年 93頁
- 82 満洲帝国協和会(1940)『満洲帝国協和会組織沿革史』不二出版社 1982年 93-94頁
- 83 満洲帝国協和会(1940)『満洲帝国協和会組織沿革史』不二出版社 1982年 94頁
- 84 奉天省公署教育庁(1934)「礼教概要」165頁「満洲国」教育史研究会『「満洲国」教育資料集成Ⅲ 「満洲・満洲国」教育資料集成 全23巻』第11巻社会教育 所収
- 85 奉天省公署教育庁(1934)「礼教概要」165-199頁に基づく。「満洲国」教育史研究会『「満洲国」教育資料

-
- 料集成Ⅲ「満洲・満洲国」教育資料集成 全23巻』第11巻社会教育 所収
- ⁸⁶ 満洲国史編纂刊行会『満洲国史 総論』満蒙同胞後援会 1970年 165頁によると、1931年、資政局訓練所の前身である自治指導部が奉天で自治訓練所を開き、日本人12名、朝鮮人1名、漢人7人に対して、5ヶ月間の全寮制訓練を実施した。1932年に満洲国が成立してから、資性局訓練所が自治訓練所の訓育を引き継いだ。
- ⁸⁷ 「全満協和青年訓練所一覧(康德七年(1940年)5月調)」『協和運動特輯・青少年運動』第3巻第4号 1941年 満洲帝国協和会 59頁
- ⁸⁸ 奉天市本部青少年科「奉天市転業青年訓練」『協和運動』第5巻第9号1943年 満洲帝国協和会 80頁
- ⁸⁹ 奉天市本部青少年科「奉天市転業青年訓練」『協和運動』第5巻第9号1943年 満洲帝国協和会 82頁
- ⁹⁰ 奉天市本部青少年科「奉天市転業青年訓練」『協和運動』第5巻第9号1943年 満洲帝国協和会 91頁
- ⁹¹ 「現地に於る会務職員訓練講習に就て」『協和運動』第1巻第4号1939年 満洲帝国協和会 140-141頁
- ⁹² 樋口雄一『協和会—戦時下朝鮮人統制組織の研究』評論社 1986年 19頁
- ⁹³ 田中隆一「「満洲国」協和会の「在満朝鮮人」政策と徴兵制—青年文化運動との関連から」『帝塚山学院大学日本文化研究』第33巻 2002年 35頁による。

第2章 満洲国における官吏の養成

はじめに

1932年の満洲国樹立当初、治安が乱れ、社会は混乱を極めた。この現状を打開すべく、満洲国に相応しい官吏の需要が大量に生まれ、満洲国政府はひとまず官吏と警察の教育に力を注いだ。日本人官吏と他の民族の官吏の意志疎通を図るため、学校教育に先行し、1932年8月に社会教育機関としての語学講習所が開設され、日本人と他の民族の在職官吏に対する語学教育が始まった。1938年、満洲国では唯一の高等人材養成機関である建国大学が成立し、本格的な官吏の養成が始まった。また、同年、文官令が頒布され、文官令の規定により、満洲国官吏の任用は原則として試験採用と決められた。しかし、満洲国では建国当初から、官吏は直接任用されておらず、大学卒業者であっても、また、1938年以後に実施され始めた文官試験の合格者であっても、満洲国の特別な官吏養成訓練機関である大同学院¹で訓育を受けなければならなかった。

これまでの満洲国の官吏に関する研究は、日本側には、歴史・政治の典籍『満洲国史』（満洲国史編纂刊行会、1970）、『満洲国建国十年史』（滝川政次郎、1969）、及び満洲国についての総合研究書『日本帝国主義と満洲』（鈴木隆史、1992）、『満洲国：民族協和の実像』（塚瀬進、1998）などがある。これらの著書は主に満洲国政府や地方公署の組織・人事構成、または官吏制度の紹介を中心とする。専ら満洲国の官吏について記述するものは、『あるエリート官僚の昭和秘史：『武部六蔵日記』を読む』（古川隆久、2006）、『わが半生：「満洲国」皇帝の自伝』（愛新覚羅溥儀、1965）のような伝記、回想録が多数ある。

植民地の官僚・官吏に関する研究は、『植民地官僚の政治史 朝鮮・台湾総督府と帝国日本』（岡本真希子、2008）、『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』（松田俊彦・やまだあつし、2009）のような成果が挙げられる。しかし、これらの著書の書名に示されているように、研究対象は朝鮮、台湾とし、満洲・満洲国を渉猟していなかった。その中で、『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』（秦郁彦、1981）は官吏研究の集大成といえる。同書では、歴史の流れに沿って、戦前、日本国内及び各植民地の官僚制度、人員構成などについてまとめている。満洲国もその研究範囲に入っており、満洲国の官吏制度に関する研究の基礎となっている。また、植民地政策に注目する浜口裕子は『日本統治と東アジア社会：植民地朝鮮と満洲の比較研究』（1996、勁草書房）で初めて満洲国の官吏を研究対象として取り上げ、満洲国の中国人官吏の出身、官吏に従事する動機を調査することで、中央と地方における官吏組織・人事構成について論述し、その上で、朝鮮との比較・考察を通じて、満洲国の官吏登用政策は朝鮮に類似するところが多く、その反面、朝鮮より満洲国は中央の統制が地方に十分浸透できなかつたと指摘している。同書は官吏制度において満洲国と他の植民地との相違を探るには一步を踏み出したところに極めて意味があると考えられるが、しか

し、同書では、満洲国の官吏の教育については言及していない。

満洲国の官吏に対する教育に関する研究は、鈴木(2000)、竹中(2000)、那須(2000)、石剛(2005)、川上(2005、2007、2014)などの研究の蓄積がある。そのうち、鈴木(2000)は満洲国の特別な官吏訓育機関である大同学院を分析対象にし、1938年までにそこで行われた教育の内実について考察し、大同学院と文官試験との関わりを述べているが、1938年以後の状況については触れていない。那須(2000)では、満洲国の日本人官吏に注目し、日本人官吏に対する中国語教育について論述している。また、川上の一連の研究では、華北地域の官吏養成、特に官吏に対する日本語教育に焦点を当てて、日本語クラス及び地方で実施された一連の日本語奨励・検定試験についての分析を通じて、華北における日本語教育の実態を明らかにした。特に日本語奨励試験に関しては、華北地域で実施された試験と満洲国の日本語検定試験及び東南アジアの日本語試験との関連性を指摘しており、官吏及び一般民衆を対象とした満洲国の日本語検定試験についての分析に大きな示唆を与えた。

一方、中国側の研究においては、史資料の蒐集、歴史的記述、政治面からの分析が主流である。そのうち、満洲国研究の基本典籍とされているのは『偽満洲国史』(姜念東、1980、吉林人民出版社)である。しかし、同書は、日本側の歴史・政治研究と同じく、満洲国政府の組織、構成及び官吏の配分についての概観に留まっている。近年、官吏に関する研究論文の中に、政府及び地方機構の構成、満洲国政府の総務院及び他の組織での中国人官吏について論述するものも現れてきたが、王・顧(2005)が指摘しているように、官吏の管理、また、官吏の任用などについてはまだ不明なところが多い。

以上、先行研究を概観してきたが、満洲国の官吏に関しては、研究の蓄積が多数あるにもかかわらず、官吏の養成・教育に関する研究は十分とはいえない。また、社会教育か学校教育のいずれかの視点を据えた研究は存在するものの、満洲国における官吏の養成・教育を系統的に取り上げて論述するものがない。

しかし、満洲国政府の上層部は満洲国が成立した早期に「凡そ国家の隆替は、直接国政の運営に任ずる官吏の質的内容と極めて密接な関連を持つ²⁾」という官吏の資質の重要性を示す認識を共有し、また、満洲国の官吏の資質の問題を満洲国の国政に関わる重要な地位に置いたのである。では、上記の認識のもと、官吏の教育・養成にあたって、満洲国政府はいかなる方針を制定し、いかなる施策を実行したのであろうか。これらの点を明らかにするため、本章では、満洲国における官吏の養成・教育の実態を解明することを目的とする。この実態を解明するには、まず、満洲国の官吏制度を明確にする必要がある。そのために、日本の官吏制度を参照しながら、満洲国の官吏の構成及び任用を確認する。次に、このような官吏制度のもと、官吏がいかに養成されたのかについて、学校教育と社会教育の双方から満洲国の官吏に対する養成・教育の実態について考察し、その上で官吏養成・教育体系の全容を構築してみる。最後に、他の植民地の官吏養成・教育制度との比較照合を通じて、満洲国における官吏養成・教育の特徴を検討する。

なお、本研究でいう官吏とは広義的に政府の高官と地方を統治する省公署・市公署職員

(公務員)の総称を指す。また、満洲国における官吏の養成は主に、在職官吏を対象とする再教育と学校教育機関で行われる新しい官吏の養成という 2 種の方式からなる。本章ではこの 2 種の養成方式を区別するために、在職官吏の再教育を「教育」の枠組みにいて、その養成方式を「教育」で表し、学校教育機関で行われた官吏の養成を「養成」の枠組みに入れてその養成方式を「養成」で表すことにする。

本稿で使用する資史料については、①満洲国の官吏制度の部分では、主に以下の資料を用いる。

満洲国國務院総務庁『満洲国官吏録』1933

長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店 1940

双川喜文『満洲国文官令逐条解説』大同印書館 1941

秦郁彦『日本官僚制総合事典』東京大学出版社 2001

岡本真希子『植民地官僚の政治史 朝鮮・台湾総督府と帝国日本』三元社 2008

②官吏の教育・養成の部分では、主に以下の資料と、満洲教育関係者の手記を用いる。

皆川豊治『満洲国の教育』満洲帝国教育会 1939

大阪商科大学興亞経済研究室『満洲国における指導者教育』1943

武強『東北淪陥十四年教育史料』(第1輯)吉林教育出版社 1989

満洲国史編纂刊行会『満洲国史総論』満蒙同胞援護会 1970

1 日本の官吏制度

日本ではそもそも植民地や占領地などに向けた官吏制度は存在していなかった。19 世紀末、台湾・朝鮮の占領により、日本の他民族及び他地域での統治が始まり、外地統治に相応する官吏制度の確立が要請されたため、日本は国内の官吏制度をそのまま植民地に移植した³。1932 年、日本の内面指導下の満洲国が成立した。日本は満洲国ではいかなる官吏制度を創り出したのであろうか。満洲国の官吏制度を理解するために、まず日本国内の官吏

制度を確認する必要がある。本節では、官吏の構成と任用の 2 面から概観する。

明治憲法期の官吏制度に関しては、1889 年に公布された『大日本帝国憲法』の第十条で「天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任命ス」と明示され、つまり、すべての官吏が天皇の勅令によって決められていた。しかし、実質的には官吏任免の権力が天皇のほか、内閣及び枢密院のような補佐組織に握られていた。この時期の官吏の等級及び分類は、1886 年に制定された「高等官官等俸給令」(勅 6)と「判

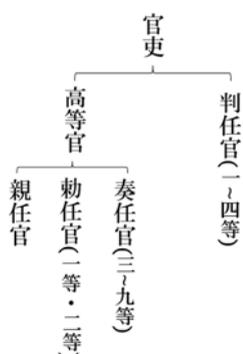


図 2-1 日本の官吏構成

岡本(2008:42)『植民地官僚の政治史』より転載

任官官等俸給令」(勅 36)によって決められた。図 2-1 は、その詳細な構成⁴を示したものである。

図 2-1 に示されているように、日本の官吏は高等官と判任官の 2 種に分けられる。まず、高等官については、その任命形式によって親任官、勅任官と奏任官の 3 種に分類され、そのうち、「親任式をもって、叙任され、官記に天皇が親署し、内閣総理大臣が副署する⁵」官吏は親任官と呼ばれる。親任官以下の官吏は官等によって 9 等分にされ、1 等と 2 等の官吏は勅任官と命名され、3 等から 9 等までの官吏は奏任官と命名された。「勅任官の任命は閣議を経て上奏し、奏任官は内閣大臣または所属の各省大臣が奏請するものとし、官記には内閣の印を押し、内閣総理大臣が宣する形式⁶」となっている。次に、判任官奏任官については、判任官は奏任官の下に位置しており、4 つの官等が設けられ、その任免は各省大臣によるものである。秦(2001:383)は官吏を分類する際、法的な意味の官吏は判任官以上に限られ、そのほかに、私法上の雇用関係に立つとされた多数の雇員(官吏の補助的業務に従事)、傭人(主として肉体的労働に従事)、囑託等が存在したと指摘している。満洲国では、高等官と判任官のほかに、大量な雇員・傭人が存在し、また、これらの雇員・傭人等は後述の文官試験に合格すれば、文官に昇進することができるため、本研究では官吏を分析する際、これらの雇員・傭人も視野に入れることとする。その他、文官とは行政官、司法官、技術官及び教官の 4 つを含めた⁷が、本研究では、資料の制約により主に行政官に注目する。

官吏の任用に関しては、日本では原則的に試験制度による採用とされていた。この試験制度は、1887 年 7 月 25 日に「文官試験試補及見習規則」(勅 37)の公布から発足し、1893 年の「文官任用令」(勅 183)及び「文官試験規則」(勅 197)の頒布により補充されたものである。試験規則によると、「奏任官は文官高等試験、判任官は文官普通試験・高等試験の合格者より任用する⁸」。試験に予備試験と本試験の 2 つが設けられ、予備試験の合格者のみが本試験の受験資格を有すると定められていた。そして、高等試験の合格者が試補になり、奏任官の待遇を受け、3 年の修習期間を経て、本官になる。普通試験の合格者は判任官見習になる。

官吏の試験は業種によって区別されていたが、1918 年、行政官、司法官と外交官の試験制度を統一するために、「高等試験令」(勅 7)と「普通試験令」(勅 8)が改正された。改正後の試験令によると、試験の形式については、改正前と同じく予備試験と本試験が設けられたが、予備試験は論文・外国語を考察し、本試験は行政科・司法科・外交科の 3 科に分かれ、その受験資格は予備試験の合格者または高等専門学校以上の学歴を有する者に限定されるようになった⁹。また、普通試験は、受験資格について学歴上の制限は設けられていなかったが、試験内容は文官試験委員が適宜科目を選択¹⁰するようになった。

2 満洲国の官吏制度

1932 年 3 月 1 日、『建国宣言』の公布にしたがい、中国の東北地域では関東軍統治下の満洲国政府が成立した。3 月 9 日、関東軍の指示により、政府組織法が頒布され、清国最後の

皇帝宣統帝溥儀を執政に就任させた。執政は満洲国の最高権力機関として満洲国を代表し、統治権を行使する。その下に立法院、国務院と法院が設立され、それぞれ立法権、行政権と司法権を行使するが、国務院は統治機関の中心となっていた。図 2-2 は 1932 年の満洲国政府組織表である。



図 2-2 満洲国政府組織
満洲国史編纂刊行会
(1970:214)より転載

図 2-2 が示しているように、国務院の下に総務庁、法制局、資政局、興安局を置き、また、民政、外交、軍政、財政、実業、交通、司法の 7 部が設置されている。各部に総長(日本の大臣に相当する)が置かれ、総長の下に次長(次官に相当する)、その下に、司長(局長に相当する)のポストが設けられている。秦(2001:386)によると、満洲国政府各部の総長、次長は漢人が占め、日本人官吏は総務庁の主要幹部として総務長官以下、及び各部の総務司長以下に配置され、形式上は漢人優先主義だが、総務庁中心主義が採用されたこともあって、実権は関東軍指令官が任命する日本政府からの執行官吏に握られていたとされる。このように、国務院は政府の各部、局を指導・監督すると同時に、地方の各公署をも統轄している。本研究で取り扱う官吏は満洲国政府及び地方公署に勤める公務員である。

満洲国は帝政を敷いた 1934 年 3 月 1 日に正式な名称を「満洲帝国」に変更された。旧政府組織法が廃棄され、新政府組織法が立てられたが、形式上、執政を「皇帝」に、総理及び長官を「大臣」に改名したが、宮中側近の事務を掌理する宮中府を設立しただけで、各部の分担及び機能に大きな変化はなかった。1937 年にあたって、日本の治外法権の撤廃及び満鉄付属地の行政権の移譲により、満洲国政府の組織に変革が起こり、新しい官吏制度が制定された。

2.1 官吏の構成

1938 年 10 月、文官令の公布にしたがい、満洲国では新たな官吏制度が正式に確立された。その後、文官令は 4 回に渡って改正されたが、制度上実質的な変更はなかったため、本章では、満洲国の官吏制度を分析する際、1938 年 10 月に文官令の実施を境界線とし、前期と後期に分けて官吏の構成、等級及び任用について考察する。

前期(1932 年 3 月-1938 年 10 月)においては、建国早々、各法令や方針の制定はまだ不完備な状態にあったため、確定的な官吏制度はなかった。1932 年 3 月 9 日、「政府組織法」の頒布と共に、「暫行文官令官等俸給令」(文官の等級及び俸給に関する規定)と「執政府官吏俸給令」が策定され、官吏の等級、俸給についての暫定的な実施方法が定められた。「暫行文官令官等俸給令」では、初期の満洲国の官吏の等級は図 2-3 のように規定されている。



図 2-3 1932 年の官吏構成図

(国務院総務庁『満洲国官吏録』満洲日報 1933 年 6 頁をもとに、引用者が作成した。)

図 2-3 に示されているように、満洲国の文官は大きく特任官、高等官と委任官の 3 種に分けられている。特任官は日本の親任官に相当するが、日本の親任官が高等官に含まれるという分類方法と異なって、高等官と区別して独立した官吏の一種となっている。高等官は等級によってさらに 8 等に分けられ、そのうち、1 等と 2 等は簡任官と命名され、3 等から 8 等までは薦任官と命名された。委任官は薦任官の下に位置しており、1 等から 5 等までの 5 つの等級が設けられた。官吏の任免については、特任官と簡任官の任免は執政により決定され、薦任官の任免は國務総理が執政に奏請して実行し、委任官の任免は本属長官によって決められる。

1938 年、満洲国の官吏制度に根本的かつ全般的な改革が行われた。それは、「5 月 7 日に勅令第 95 号を以って公布、同年 10 月 1 日より施行の文官令及びこれに伴う文官給与令(1938 年 9 月 22 日勅令第 230 号)、恩給法(1938 年 9 月 22 日勅令第 231 号)、文官考試規定(1938 年 5 月 7 日院令第 12 号)、其の地(ママ)関係諸法令¹¹⁾」の制定・実施である。特に文官の任用には満洲帝国高等文官任用試験制度を正式に稼働することによって、「民族、門閥、学歴の如何を問わず、広く且つ公平に天下の良材¹²⁾」の

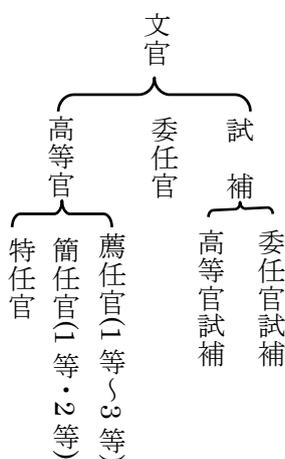


図 2-4 1938 年官吏構成図

(長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店 1940 年 9 頁-20 頁をもとに、引用者が作成した。)

採用に保証がかけられたと見なされている。

満洲国文官令制定の目的は「国家の要求に合致する有為なる官吏を求め¹³⁾」るとされた。新文官制度下の官吏の等級については図 2-4¹⁴⁾を参照されたい。図 2-4 に示されているように、1938 年改革後の官吏制度は、官吏を大きく高等官、委任官と試補の 3 つに分けて、高等官の下、任命の形式によって特任官、簡任官と薦任官の 3 種に分けられている。次に、各種官吏についてみていきたい。

①特任官 特任官は高等官の最上位に位置し、日本の親任官と同じく、自由任用となっていた。また、文官令による懲戒等は特任官に適用しない。その代表は「國務総理大臣以下、参議、各部大臣、総務長官、特命全権大使、建国大学総長¹⁵⁾」などである。

②簡任官 簡任官は特任官のつぎに位置する高等官である。職種によって、簡任行政官、官任司法官、簡任技術官と簡任教官に分けられており、それぞれ 1 等と 2 等の等級が設けられている。簡任官の任用は特任官と異なり、簡任文官詮衡委員会の詮衡を経て、國務大

臣の奏請より、裁可によって実行される。

③薦任官 薦任官は高等官の下位に位置する。官等は 3 等が設けられている。薦任官の中にも職業によって、薦任行政官、薦任司法官、薦任技術官と薦任教官の 4 種類がある。その任用は國務總理大臣の奏請により裁可によって行われる。

④委任官 委任官は薦任官の下に位する官位である。委任官には官等が設けられていないが、業種によって、委任行政官、委任司法官、委任技術官及び委任教官の 4 種がある。委任官の任用は本属長官により専行される。

⑤高等官試補と委任官試補 初期の官吏構成に比べ、試補は新しく増設する部分である。高等官試補と委任官試補はそれぞれ高等官、委任官に準ずる者をさす。高等官採用考試、また、委任官採用考試に合格した者は直接官吏にならず、試補として任用される。

2.2 官吏の任用

前節でみたように、文官令の制定の目的は満洲国に適合した優秀な官吏の登用とされたが、ここで述べている「適合」とはいかなる意味合いを持ち、いかなる能力が期待されていたのであろうか。本節では官吏の任用、文官試験の種類、受験資格、試験方法及び科目などの面から、文官令によって選抜された満洲国に適合した官吏の内実を解明する。

2.2.1 文官令実施以前(1932年3月-1938年10月)の官吏の任用

満洲国成立初期、官吏の官等や任免などについて確定的な制度は存在していなかった。1932年3月に制定された「政府組織法」より、「執政ハ官制ヲ定メ官吏ヲ任免シ其ノ俸給ヲ定ム¹⁶⁾」と明記されている。1932年3月に応急的な暫定制度として『官吏服務規程』と『暫行文官官等俸給令』が頒布され、中央政府機関における一部の文官につき、最初の正式任命が行われた。「当時に於ける官吏の任命は、専ら施政の重点に従ひ、政府中枢機関における基幹要員の充足配置を主眼としたのであつて、(1932年)8月に省公署関係文官を、又同年10月には各県派遣の参事官及び属官の任命を見るに至つたが、他の一般官署の官吏に就ては、主腦者を除き、依然舊政権時代の制度組織を援用しつつ、官署機構の整備と考科資料の調査を俟つて、逐次任命の手續きが進められたのである¹⁷⁾」。日本人官吏の任命は「関東軍司令官に一任する形をとつていた¹⁸⁾」。1932年10月に正式に任命された文官は882名に過ぎず、そのうち、中央政府にいる日本人官吏の人数は100人であった。その後、日本人官吏の人数が飛躍的に増加し、1935年は3000人にのぼり、ほぼ総人数の半分以上を占めるようになった¹⁹⁾。

一方、官吏の思想を統一し、また、その資質を高めるために、1932年10月に官吏の養成訓練機関である大同学院が創設された。大同学院に関しては、第3節で詳しく論述する。

2.2.2 文官試験制度(1938年10月-1945年8月)による官吏の任用

1938年、文官令の発布により、満洲国での文官の任用は、原則的に考試(試験)²⁰⁾採用となった。その他、少数ではあるが、自由任用と詮衡任用も任用方法として用いられた。例えば、「特任官、秘書官及び特に指定する文官は、任用の資格に制限なく、自由に任用するこ

とを得る²¹」、また、技術官及び学校教官、國務總理大臣の指定する地方官署長に当たる簡任と薦任官、日本人官吏および在職概ね 7 年以上の委任官の薦任官への登用などは詮衡任用が採られた。本研究では、主に試験による官吏の任用に注目する。先ず、官吏の任用試験の種類を確認しよう。

1938 年に公布された文官令により、官吏の任用試験は主に特別試験と図 2-5 に示されている普通試験からなる。普通試験は①採用試験、②適格試験と③登格試験の 3 種がある。以下、普通試験と特別試験についてそれぞれ説明する。

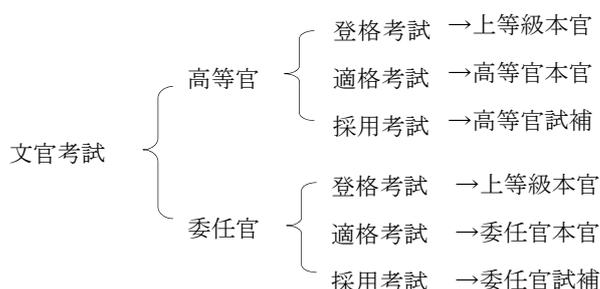


図 2-5 文官普通試験

(長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店 1940 年 9-30 頁に基づき、引用者作成)

①採用試験 採用試験は初めて文官に任用するために行われる試験である。高等官採用試験と委任官採用試験の 2 つがあるが、そのうち、委任官採用試験はさらに等級によって甲種、乙種と丙種に分けられている。試験の合格者はそれぞれ高等官試補と委任官試補として任用される。

②適格試験 適格試験は「文官採用試験に合格して高等官試補、または委任官試補にある者を、本官たる高等官又は委任官に任用するために行われる試験である²²」。高等官適格試験と委任官適格試験の 2 種があるが、委任官適格試験の方はさらに甲種、乙種と丙種の 3 等級に分けられている。適格試験に合格する者は本官として採用される。

③登格試験 登格試験は「すでに本官たる者に、上等級の本官たり得る資格を與えて登用するために行われる試験である²³」。高等官登格試験と委任官登格試験の 2 種がある。委任官登格試験はさらに甲種と乙種の 2 等級に分けられる。

④特別試験 特別試験は文官令が頒布される時点で在職し、上述の試験対象に対応し難い者を対象とする試験である。高等官特別試験と委任官特別試験の 2 種に分けられ、それぞれ特別適格試験と特別登格試験が設けられている。委任官特別適格試験にはさらに甲種、乙種と丙種の 3 等級が設けられ、登格試験の方は甲種と乙種の 2 等級が設けられた。

文官令の公布により、上記の試験制度が実施されはじめたが、その後、数回に渡って改正が行われた。そのうち、1940 年の改正は試験の形式に大きな変更が見られる。1940 年 10 月 15 日勅令第 245 号「文官令中改正の件」により、文官試験制度に関して以下の 2 点の改正が行われた。①高等官資格試験の増設。高等官資格試験は高等官採用試験の前の段階に

位置し、その実質は元の採用試験の基礎的学術の部分の独立させ、単独の試験にしたものである。②委任官試験種類の変更。もとの委任官試験では等級によって甲種、乙種、丙種の3種が設けられたが、改正後の試験では、第一種と第二種の2つのみが設けられるようになった。

次に、満洲国の文官試験の受験資格についてみてみよう。高等官資格試験の受験資格については、文官令によると、年齢が16歳以上26歳以下の男子に限定され、また、「一、大学卒業程度以上ノ学力アリト国家ニ於テ認定又ハ検定セラレタル者 二、國務総理大臣ノ指定スル機関ヨリ推薦セラレタル者²⁴」の何れかに該当するものと定められている。そのうち、國務総理大臣により指定される機関とは「協和会」を指しており、国家の認定する大学については1938年9月22日院令第311号「文官令による指定認定等に関する件」の規定によると、下記の項目の何れかに該当する者が学力あるものと認定された²⁵。

- 一 建国大学、大学若ハ師道高等学校ノ卒業又ハ任用迄ニ卒業ノ見込アル者
- 二 建国大学ノ前期ノ修了者又ハ任用迄ニ修了ノ見込アル者
- 三 日本ノ高等専門学校以上ノ学校ノ卒業又ハ任用迄ニ卒業ノ見込アル者
- 四 日本ノ高等試験ノ本試験又ハ予備試験ノ合格者
- 五 日本ニ於テ高等専門学校卒業程度以上ノ学力アリト検定セラレタル者

上記の規定から、満洲国の建国大学、または他の大学の卒業生と、日本の大学・専門学校の卒業生、及び日本の官吏試験の合格者が高等官採用試験の受験資格を持っていたとみられる。しかし、建国大学は1938年に開設され、学制は前期3年、後期3年と定められており、卒業までは長い年月がかかるため、1938年第一回目及び1939年第二回目の試験での受験資格を有する大学は、満洲国の大学令によって「高等師範学校、高等農林学校、高等工業学校、新京医学校、哈爾濱医学専門学校、奉天医科専門学校、哈爾濱法学院、聖烏拉吉米爾専門学校、俄文師範専科学校²⁶」が挙げられた。1940年より高等官採用試験の学術を考査する部分は独立して高等官資格考試となったため、上記の受験資格は資格試験の受験条件となった。

一方、委任官試験には資格試験は設けられておらず、委任官採用試験は委任官になるための最初の段階の試験である。1938年の試験制度によると、委任官は官吏の等級によって甲種、乙種、丙種の3種類に分けられたため、採用試験の受験資格には相違が現われてきた。たとえば、乙種と丙種委任官には受験資格は設けられておらず、甲種委任官には以下の項目の何れかに該当する者に限定されたのである²⁷。

- (1) 国民高等学校卒業程度以上の学力ありと国家に於て認定又は検定せられたる者
- (2) 國務総理大臣の指定する機関より推薦せられたる者
- (3) 而して、尚、國務総理大臣に於て必要ありと認むるときは、受験者の年齢に制限を附すことを得ることとなっている

委任官試験では性別の制限が設けられておらず、男女とも受験できるが、年齢は16歳以上26歳以下と決められている。また、「文官令に依る指定認定等に関する件」により、上

記の項目(2)に述べている国務総理大臣の指定する機関は協和会を指し、協和会より推薦されたものには学歴を問わなかった。

1940年改正後の文官試験制度では、委任官の試験は第一種と第二種の2つに分けられるようになった。また採用試験では受験資格に関する規定はなくなったが、試験の程度については第一種試験では国民高等学校卒業程度で、第二種試験は国民優級学校程度²⁸と決められ、つまり、委任官の採用試験では受験者に国民優級学校以上の学歴を有することが期待されたことが窺える。適格試験の受験資格について、高等官と委任官にはそれぞれ在職一年以上3年6ヶ月以内に限定されたが、1940年の改正により、3年6ヶ月の上限がなくなった。

さらに、文官試験の試験方法を確認しよう。文官令第69条に文官試験の方法につき、以下のように規定している²⁹。

高等官資格考試ニ於テハ基礎的學術ニ付考査ス
 高等官採用考試ニ於テハ人物及識見ニ関スル考査並ニ身體検査ヲ行フ
 委任官採用考試ニ於テハ人物、識見及基礎的學術ニ関スル考査並ニ身體的検査ヲ行フ
 適格考試ニ於テハ既往ノ勤務成績ヲ審査シ且識見、執務能力及語学ニ付考査ス
 登格考試ニ於テハ既往ノ勤務成績ヲ審査シ且識見、基礎的學術、執務能力及語学ニ付考査ス

上記の規定より、試験の種類によって考査の方法は異なるものの、大きく分ければ基礎的學術考査、人物と識見の考査、身体考査、及び勤務成績と執務能力の考査の4つが数えられる。基礎的學術考査は筆記試験によって実施され、人物及び識見の考査は口述試験で測定され、執務能力の調査は口頭または筆記試験の何れかによって行われる。それに、筆記試験に合格しなければ口述試験の資格が与えられないとされた。表2-1は高等官採用試験と高等官登格試験の筆記試験の科目表である。

表2-1 高等官試験科目(1938年) (() 内は主な参考・出題範囲)

	高等官採用考試	高等官登格考試
必須科目	基本法(組織法、帝位繼承法、人權保障法など。又は日本憲法)、行政法又は民法(民法総則、物権、債権)、経済学(経済原論)、東洋史(日本史又は満洲支那史)、語学、常識	基本法、行政法、経済学、東洋史、常識
選択科目	哲学概論、世界地理、社会学、財政学、経済学、外交学、商法、刑法、行政法又は民法、民事訴訟法、刑事訴訟法、国際公法、国際私法	哲学概論、世界地理、社会学、財政学、経済学、外交学、商法、刑法、民法、刑法、国際公法

(双川(1941:182-183)『満洲国文官令逐条解説』、長谷(1940:64-78)『満洲帝国文官試験制度解説』に基づき、筆者作成)

表2-1に示されているように、高等官採用試験の學術考査は必須科目と選択科目の2種からなる。必須科目には6科目が設けられ、内容には法律に関するものが多く、経済、歴史、語学などの知識も問われている。そのうち、基本法と民法の科目は日本憲法、日本民法で回答してもよいとされた。語学については、漢語、日語、蒙古語、英語、ドイツ語、フランス語及びロシア語の中から受験者の常用語以外の言語を1つ選んで受験し、試験問

題は受験言語で出題された問題を常用語に訳すのみが設定されたのである。たとえば、日本人は漢語を受験して、出題された漢語問題を日本語に訳すという形である。また、常識の科目については、指定参考書が示されていなかったが、長谷(1940:69-70)は、第一回目の試験で満洲国建国精神、地理、国際関係、経済などの内容が出題されたことから、日常の業務に関する内容または新聞紙などが参考資料になると指摘している。選択科目は12科目の中から予め2科目を選び受験する試験である。選択科目の中の商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、国際公法、国際私法は日本国内のそれに相当する科目で回答することができることとされた。

高等官資格試験では多数の科目が課されたことに対し、高等官登格試験では科目の数は比較的になくなってきている。必須科目は5つあり、選択科目は11科目の中から1科目を選ぶ。また、表2-1から、資格試験と比較して、登格試験の必須科目に、語学は課されていなかったが、実際、その科目自体は依然として存在していた。満語、日語、蒙古語またはロシア語の中から1つを選択して、口述又は筆記の形式で語学能力が調べられていたのである。その他、1940年に改正した「文官試験規定」第12条により、1936年より満洲国で実施された満洲国政府語学検定試験の3等以上に合格するものには高等官登格試験の語学科目が免除できるという規定が制定された。この規定から、登格試験を受験する官吏に対して語学能力が明確に求められたことが示されており、また、官吏に満洲国語学検定試験3等以上の能力が期待されたことが窺える。満洲国政府語学検定試験については第6章で論述する。

表2-2は委任官試験科目表である。委任官採用試験では3種の試験があるのに対し、登格試験では2種のみである。高等官試験と比較して、委任官の試験科目は少なく、また、科目の内容から法制経済大意、東洋史・満洲地理のような基礎知識が求められており、難易度は低いようにみられる。委任官の採用試験と登格試験と高等官の同試験との最も大きな相違は語学科目の設定であると考えられる。高等官試験では官吏に第二言語の能力が求められたのに対し、委任官試験では国語の科目のみが課されている。

表 2-2 委任官試験科目(1938年)

	委任官採用考試	委任官登格考試
甲種	法制經濟大意、国語、数学、東洋史・世界地理、論文、常識	法制經濟大意、東洋史・世界地理、論文、常識
乙種	国語、数学、東洋史・満洲地理、作文、常識	国語、東洋史・満洲地理、作文、常識
丙種	国語、算術、作文、常識	

(双川(1941:183, 187)『満洲国文官令逐条解説』、長谷(1940:153-160)『満洲帝国文官試験制度解説』より、筆者作成)

しかし、委任官適格試験では語学考查項目が設けられ、官吏の第二言語の能力が求められ、また、1938年「文官考試規定」の第25条により、満洲国政府語学検定試験3等以上に合格した者に対し、語学科目の試験は免除できるという規定まで制定されたことから考え

ると、委任官の採用試験と登格試験では第二言語の科目が課されていなかったものの、官吏が上等級に昇進するためには、外国語能力が必要となることが窺える。また、当時、満洲国語学検定試験に合格することで手当が支給されたため、数多くの官吏は語学の勉強に励み、さらに1941年より、満洲国政府語学検定試験を受験することは官吏に義務付けられたため、委任官であろうと、高等官であろうと、外国語能力が一貫して必要とされた。

2.3 満洲国の官吏制度の特徴

以上、文官令の実施を境目として、文官令実施前後の官吏の構成及び任用状況から満洲国の官吏制度についてみてきた。満洲国の官吏制度の特徴を以下のようにまとめることができよう。

①官等の簡潔化。文官令実施以前、高等官の中に特任官を除いて、他の官吏は1等から8等までの8つの等級に分けられており、そのうち、1等と2等は簡任官と称され、3等から8等までは薦任官と称されていた。1938年改正後の文官令によって、薦任官には3つの等級しか設けられていなかった。また、委任官について、前期においては5等級に分けられたが、後期になると、等級は設けられていなかった。しかし、官吏の任用試験から、採用試験と適格試験の中に、等級によって甲種、乙種、丙種が設けられ、登格試験にも甲種と乙種が設けられたことが確認できるため、委任官の中に等級の設置は依然として存在していた。ただし文官令実施以前より等級数は減ったといえよう。

②官吏の構成に高等官試補と委任官試補が増設された。試補制度は日本国内の官吏制度にあるものであり、満洲国では前期には取り入れられていなかったが、後期から導入されたことから推測すれば、日本の官吏制度を参照し、それを満洲国において援用させた可能性が高い。また、試補制度の実施により、政府の正官になる前に職場で見習いをするのができたため、官吏の継続的な養成がある程度保証できたと思われる。

③文官試験の実施により、満洲国に対する認識を持ち、満洲国の建設に関する幅広い知識及び第二言語の能力を有する官吏人材が保証できるようになった。文官試験の科目から見れば、法律、経済、政治、歴史などの「国」または国家建設の各方面に関する知識が課され、満洲国の官吏としてこれらの教養を有することが必要とされたことが窺える。官吏の等級が上がるにつれ、試験科目で求められた能力はより高度で専門性を帯びており、難易度も一層高まっていった。専門知識のほか、委任官と高等官を対象とした試験の中にも語学の科目が設けられたことから、満洲国の官吏としては第二言語の語学能力を持つことが必要とされ、特に日本人以外の官吏に日本語能力が求められ、その程度は満洲国政府語学検定試験3等以上とされたと考えられる。

植民地台湾・朝鮮の官吏制度は実際日本国内の官吏制度の植民地化であることが先行研究ですでに証明されてきたが、上記の特徴を有した満洲国の官吏制度は日本の官吏制度とどのような関係があるのか。以下、その相違点についてまとめてみよう。

①官吏の名称は異なるものの、官吏の構成は同じである。高等官と一般官吏の2分類を基本とし、その下に等級によってそれぞれ細分されている。また、官吏の任免に関しては、

政府組織から、天皇または執政・皇帝は官制の制定と官吏の任免を司ると決められたが、実際の権限は下部の組織に握られていた。

②官吏の任用は原則的に試験によるものである。試験の種類については、日本国内の試験は高等試験と普通試験の2種類からなり、何れの試験も予備試験と本試験から構成される。一方、満洲国の試験は受験対象の違いによって、採用試験、適格試験、登格試験及び1938年と1940年により加えられた特別試験、高等官資格試験の5種類がある。試験には形式的に予備試験と本試験の区分はなかったが、採用試験と登格試験の基礎的學術の考查に合格しなければ、他の受験ができない。つまり満洲国の採用試験と登格試験の基礎的學術の考查の部分は日本の予備試験に相当し、満洲国の文官試験は実質的に日本の予備試験と本試験に類した形で実施されたとみられる。なぜ、このような試験制度が制定されたのか。前述したように、満洲国文官試験の採用試験と登格試験の科目設定から、満洲国の官吏に対して主に満洲国に対する認識、満洲国の建設に関する高度な専門知識と他言語能力が必要とされた。しかし、政府及び地方の官吏の大部分は元の官僚や新しく採用された現地人であり、満洲国に対する認識をほとんど持たなかったため、満洲国政府の意図に通曉し、国政に必要な官吏を選抜するには、厳格な試験を課すこと以外手段はなかったと考えられよう。

上記により、満洲国の官吏制度は官吏の名称、また任用試験の種類は異なるものの、その基本的な構成及び任用制度は日本の制度と付合し、また、満洲国の官吏制度に前期にはなかった試験補制度が後期に新しく導入された点から見れば、満洲国の官吏制度は日本の官吏制度を参照して、植民地台湾・朝鮮と同じく、日本の官吏制度を満洲国に全般的に導入し、満洲国の実情を取り入れて再構築した可能性が高いと考えられる。

文官試験についての分析を通じて、満洲国に対する高い認識を有し、満洲国の建設に関する高度な専門知識を持ち、さらに第二言語語学能力を有する官吏が求められたことを明らかにした。しかし、これらの能力を有する官吏がいかに養成され、教育されたのか、次節では官吏の養成・教育について検討する。

3 満洲国における官吏の養成・教育

前節においては満洲国の官吏制度について概観してきた。満洲国では官吏が大きく高等官と委任官の2種に分けられ、満洲国の官吏制度が確立される以前、官吏の任用はほぼ指名で決められたが、1938年に文官令の頒布により、官吏の任用は原則的に試験採用となっていた。試験の種類によって、受験資格、受験科目などが異なるが、満洲国の官吏としては満洲国に対する認識、満洲国の建設に関する専門知識、及び他言語の能力が必要とされた点においては共通である。では、これらの能力を持つ官吏はいかに養成され、教育されていたのだろうか。本節では、歴史の流れに沿って、満洲国が建国初期にすでに存在していた在職官吏の語学教育を担った社会教育組織である語学講習所と、1938年に頒布された文官令の中に「高等官試験受験資格を有する」と明記され、満洲国唯一の高級人材養成機

関である建国大学を取り上げ、それぞれの教育機関による官吏の養成・教育について考察する。なお、官吏の他言語能力を考察する際、主に日本語を研究の対象として検討する。

3.1 語学講習所による在職官吏の語学教育

3.1.1 語学講習所について

語学講習所は満洲国文教部に直属し、専ら満洲国の官吏を対象とする日本人官吏に漢語教育、他の民族官吏に日本語教育を実施する社会教育組織である。これまでの先行研究の中で、語学講習所について論述するものは、那須（2000）のみである。那須（2000）では、日本人官吏に対する漢語教育を中心に分析しており、他の民族の官吏に対する日本語教育については言及していない。語学講習所ではいかなる日本語教育が実施され、また、満洲国教育の中で語学講習所はいかなる位置づけを有したのか。本節では、主に語学講習所の日本語教育に注目し、語学講習所の組織構成、受講者人数及び教科書の分析から、語学講習所による在職官吏の語学教育の実態に迫り、語学講習所の教育から満洲国の官吏に必要とされた語学能力はいかなるものであったのかを考察する。

1932年8月1日、満洲国の学校教育がまだ整えられていない時期に、「公務運用の円滑、事務能率の増進、日満両系官吏相互の意思疎通を目的³⁰」とし、新京（現在の长春市）商業学校で官吏に対する語学教育組織である語学講習所が開設された。語学講習所では日本語科と満洲語（漢語）科を設置し、受講生の言語程度によってそれぞれ第一部（初級入門）、第二部（中級）と第三部（上級）を設けていた。授業は週3回実施され、1回の持ち時間は80分で、4ヶ月を一学期としていた。講師は政府の各部・院より選ばれた日本国内の有名大学の出身者、または南満洲鉄道株式会社（以下は満鉄と略称する）の語学奨励試験の最高等級の合格者である。1932年8月、語学講習所は日本語科634人、漢語科380人の入所生を迎えた。表2-3は1932年に実施された第1回目の語学講習の人数表である。

表 2-3 1932 年第 1 回語学講習所人数表

（単位：人）

月別 人数	日本語科					満洲語科				
	八月	九月	十月	十一月	計	八月	九月	十月	十一月	計
入所	634	11	47	10	702	380	21	2	0	403
途中退所	155	108	101	100	464	70	150	55	50	329
部 別	第一部	265	205	162	80	169	131	75	36	
	第二部	62	45	36	30	73	38	38	30	
	第三部	52	32	30	28	62	12	11	6	
	計	379	282	288	138	310	181	124	74	

武強(1989:135)『東北淪陥十四年教育史料』(第1輯)より転載)

表 2-3 より、部別から見れば、日本語科と漢語科はともに、第一部生、つまり、初級入門段階の人数が一番多く、各科の総人数の凡そ 60%を占めていたとみられる。これによって、1932年の時点で、満洲国の官吏の中に、日本語または漢語ができない人が多かったことが窺える。また、第1回目講習の4か月間は毎月新入受講生が入ってきていることから、

語学講習所には多くの受講生を有したことが推測でき、それと同時に、満洲国政府が官吏に対する語学教育を重要視していたことも窺える。しかし一方、毎月、中途退所者の人数は新入受講生の人数を遥かに上回ったため、講習所にいる受講生の人数は全体的に減少していく傾向を示している。

1932年11月30日、第1回目の講習が修了した際、受講生に試験を行い、その成績と普段の出席率に併せて評価した結果、満洲語科74名の所生の内、成績優秀者は51名で、日本語科238名の内、成績優秀者は73名³¹のみであった。その後、1933年2月2日から6月までの5ヶ月間にわたって、第2回目の講習を実施した。受講生の修了成績をみると、満洲語科の成績優秀者は60人で、日本語科の成績優秀者は55人であった。この2回の結果から、語学講習所での教育の効果は高いとはいえないだろう。1933年、語学講習所は官吏の語学学習の向上心を促進するために、語学奨励の方法を考案しはじめた。

語学講習所はいつまで存続していたかは不明であるが、1935年12月までに第7回目の講習が実施されたことは確認できる。1932年開所から1935年までの間、2回にわたって講習に関する改正が行われた。第1回目の改正は1933年2月2日より毎回の授業の持ち時間を90分までに延長したことである。第2回目は、第5回目の講習より、語学講習所の所生配分は、それまでの第一部(初級)、第二部(中級)と第三部(上級)の3段階を4段階、つまり第一、二、三、四部の配分に変更したことである。そのうち、第一部と第二部は初級段階を構成し、第三部と第四部は中級と上級段階を構成する。教授時間は以前と同じく週3回、毎回の持ち時間が90分であるが、講習期間はさらに延ばして6ヶ月を一学期とした。第一、二、三部の卒業生に修了証書を授与し、第四部の卒業生に卒業証書を授与する。また、語学学習を促すために、成績優秀者に奨励を与えるようになった。

1935年第7回目の講習までに、語学講習所の卒業生は日本語科955人、漢語科637人、合計1592人に達した³²。この人数から、語学講習所で語学教育を受けた官吏の人数はそれまで多くとはいえないが、しかし、表2-3でみられたように、講習期間中に退所者が大量に現われ、また、成績優秀な受講生のみが卒業生と呼ばれたため、成績優秀な卒業生以外にも大量な修了者、中途退所者などがあることが推測できる。こうして、実際、語学講習所で講習を受けた官吏ののべ人数は少なくないことが予測できる。ここより、満洲国の官吏にとって語学学習の重要性の一端を窺うことができると考える。では、語学講習所で行われた語学教育はいったいいかなるものであろうか。次に語学講習所における実際の教育状況について考察する。

表2-4は1932年に語学講習所で実施された科目及び使用教科書を示す表である。表2-4が示している語学講習所での教授科目及びその使用教科書から、語学講習所での語学教育は会話能力が重要視され、また、等級が上がるにつれ、官吏の実務に関連する時文、公用文の読解力が求められる傾向があることが窺える。1933年、第2回目の講習より、日本語科の初級における使用教科書の変更が実施された。それは、もとの第一部(初級)で『新撰

表 2-4

1932 年第 1 回語学講習所教科表

(()内は科目である)

等級	日本語科	満洲語科
第一部(初級)	大出正篤『新撰日本語読本』正篇、続篇	秩父固太郎『簡易支那語会話篇』
第二部(中級)	大連東方文化会編『实用日語完璧』全 (科目: 会話、時文 ³³ 、実用語)	李仲剛『現代華語読本』
第三部(高級)	印刷物(公用文、公用語)	印刷物(公用文、公用語)

武強(1989:134-135)『東北淪陥十四年教育史料』(第1輯)より、筆者が作成した)

日本語読本』(以下、『新撰』)の正篇と続編の使用は、第一部で『新撰』の正篇を使用し、第二部(中級)で『新撰』の続編を使用するようになったことである。この教科書の変更から、1933年以後の第一部(初級)と第二部(中級)の水準は1932年より劣っているように見受けられる。それは、第1回目の講習が行われた際、大量な中途退所者が現われたことを考慮して、教授の難易度を調整するために教科書の変更したと考えてもよいであろう。

1935年にいたると、前述したように、語学講習所の日本語科と漢語科の構成はそれぞれ4部に分けられるようになり、それにしたがって、各部の教授科目及び使用教科書は表2-5が示すとおりになった。

表 2-5 1935 年語学講習所教科表

	日本語科	満洲語科
第一部 (初級Ⅰ)	発音 会話 实用日・満語読本	発音、会話 支那語教科書 会話編
第二部 (初級Ⅱ)	発音 会話 新撰日本語読本 続編	発音 会話 傅氏華語教科書
第三部 (中級)	文法 交際会話 中等日本語読本巻一	文法 交際会話 華語萃編二集
第四部 (高級)	文法 交際会話 中等日本語読本巻二	文法 交際会話 謄写片

(武強(1989:384)『東北淪陥十四年教育史料』(第1輯)より転載)

表2-5に示されている科目から、各科において、会話能力の養成は依然として教育の中心であるとみられる。初級Ⅰと初級Ⅱでは、言語の入門知識及び簡易な日常の実用会話の教授を中心とし、中級と高級では文法と社会上、または業務上の実際会話を主としていた。日本語科の教材の使用については、1933年により中級の教材として使用された『新撰』の続編は、1935年になると初級Ⅱの使用教材として使われていたことが分かる。ここより、1935年の中級と高級段階の水準は1933年の同等級より高く設定され、1932年最初の設定に類似していると推測できる。初級Ⅰと初級Ⅱの設定はただ初級を細分したのみであった。

しかし、語学講習所の使用教材になぜ『新撰』は継続的に使用されたのか、この教材にどんな特徴があるのだろうか。次節では、語学講習所の教育実態を考察するために、受講人数が最も多い日本語科の初級部門に焦点を当てて、語学講習所が開所した時から1935年までにこの部門で使用し続けられた教材である『新撰』について分析する。

3.1.2 『新撰日本語読本』からみた官吏に必要な日本語能力

『新撰』は1932年に大出正篤により編纂された中国語対訳付の短期間で日本語を習得させるための入門書である。正編と続編の2冊からなり、正編には「片仮名ト単語」、「単句ト単文」、「日常用語」、「初歩会話」、「平仮名」の5つの部分があり、続編には「社交会話」、「誤り易イ語法」と「日本事情」の3つの部分がある。正編の使用文字は片仮名・片仮名漢字交じり文であり、表記については、同書の緒言に「表音的に近いもの³⁴⁾」と明記している。表2-6は『新撰』続編に提示されている歴史的仮名遣いと表音式仮名遣いの対照表の一部である。

表2-6 仮名遣い対照表

名表 遣音 い式 仮	オイ ルル	オエウイワ	マデ シシ ヨヨ ウウ	ソコ オオ	チ人 チ人
名歴 遣史 い的 仮	ヲキ ルル	ホヘフヒハ	マデ セセ ウウ	サカ ウウ	チ人 、々

(大出正篤『新撰日本語読本続編』満洲図書文具株式会社1936年第17版6-7頁より、引用者作成)

表2-6と照合しながら正編の表記を精査した結果、その表記には、「ハ」と「へ」のみは歴史的仮名遣いを使用しているほか、その他のすべては表音式仮名遣いを使用していることがわかった。それによって、ここで示されている「表音的に近いもの」というのは、表音式仮名遣いを中心とする表音的仮名遣いと歴史的仮名遣いを混用するものと考えてよい。その全体からみれば、現代の仮名遣いに近いように見受けられる。次は正編の5つの構成部分についてみる。

①「片仮名ト単語」の部分においては、15課にわたって片仮名の導入を行っている。指導方法としては、「片仮名の字形を教え、その発音の練習を行うと共に、その仮名を使用し必要な単語を授ける³⁵⁾」と示している。

②「単句ト単文」の部分は22課からなる。この部分より、漢字片仮名交じり文が使われはじめ、漢字に読み仮名が同時に附せられている。また、文型の導入順序は「です・ます」→「ています」→「ました・でした」→「ません」の順となっている。文型または文法についての説明は、日本語では一切設けていなかったが、中国語訳にはしばしば見受けられる。たとえば、「イマス、オリマス」を導入する際、「用於有生物」(生命物に用いる)と中国語で解釈している。「テイマス・デイマス」の部分では中国語で「正在…着」(進行形)と説明している。

③「日常用語」の部分に25課がある。この部分においては、「単句ト単文」部分の基本単文を種々に応用し、活用して³⁶⁾いる。日常に必要なとされた語彙の量が増え、また、内容は「数」、「天気」、「一年」、「貨幣」、「春」、「乗物」のような日常で使用されそうなものを

中心とする。

④「初歩会話」は20課からなる。題目は「姓名」、「郷里」、「教室」、「夜学」、「買物」、「旅行」等がある。この部分では日常用語の実際的な応用が重要視されたため、「日常用語」の部分では単に複文の提示が中心であるのに対し、この部分においては会話が主となっている。会話に関しては、場面は設定されず、各課のテーマが中心話題となり、文型が機能シラバスで並べられているとみられる。内容の中に、夜学で日本語を習う話がしばしばみられ、また、夜学で使用された教材も『新撰』と記されたため、この夜学は語学講習所を指している可能性が極めて高いと思われる。

⑤「平仮名」の部分は4課にわたって、平仮名を導入している。特に「へ(片仮名)、へ」、「フ、つ」、「レ、し」のように片仮名と平仮名の相違に注意させている。

一方、続編では、使用文字は一部の会話文において片仮名漢字交じり文が使用されたが、平仮名漢字交じり文の使用がほとんどである。表記については、「社会一般に使用するもの³⁷⁾」と記されているが、実際本文の表記を調べた結果、すべての本文に表2-6に示されている歴史的仮名遣いが使用されていることが分かった。つまり、ここで言う「社会一般に使用するもの」とは、そのほとんどが歴史的仮名遣いを指していると理解してよいのである。以下、続編の構成をみよう。

①「社交会話」の部分は正編の「初歩会話」部分の応用編となり、内容は実際の会話となる。この部分は30課から構成され、場面シラバスが用いられている。また、各課の内容の題材は以下のように分類することができる。

表 2-7 各題材が取り上げられた課の数

買物	6 課	挨拶	3 課	郵便局	4 課
訪問	2 課	依頼	4 課	病院	2 課
敬礼弔問	2 課	旅行	5 課	電話	2 課

(大出正篤『新撰日本語読本続編』満洲図書文具株式会社1936年第17版3-4頁をもとに、引用者作成)

この部分では、場面シラバスが用いられたため、待遇表現の使用は特徴的だと考える。たとえば、第5課「物ヲ尋ネル言葉」において、「お～になる」、「お～いたす」、「お～です」の文型が同時に導入され、その後の依頼場面において、これらの表現の使用が見られる。一方、買い物、食堂及び旅館などの会話場面では顧客として普通体文の使用が見られる。

②「誤り易い語法」では16課が設けられ、文法シラバスが用いられている。「が」の用法のように助詞に関する内容は9課で取り上げられている。そのうち、「れる、られる」の用法のような助動詞に関する内容は5課、疑問詞の用法と敬語の用法に関する内容は1課ずつである。各課に誤用を分類し、誤用と正用の例文を同時に提示し、さらに練習用の文も設けている。たとえば、「は」を「が」に誤った文を説明する際、「今日が(は)よい天気です」と示しているが、文法の説明は一切なかった。敬語の用法については、まず、

敬語を一般丁寧体文と敬体文、「軽い敬語を用いる文」、「重い敬語を用いる」文と「特別に重い敬語を用いる」文に分類し、その後、それぞれの例文を提示している。たとえば、敬体文には「先生がおっしゃいました」のような例文があり、軽い敬語を用いた文には「先生はあの店で何を買われたのでせう」、重い敬語を用いた文には「校長先生が昨日お話し(なさい・になり)ました」、特別に敬語を用いた文には「総理大臣が明日御巡視(なされる・になられる)といふ事です」と各場面で使用される文型を示している。

③「日本事情」の部分は、20 課から構成されている。表 2-8 は「日本事情」部分の題目を示す表である。表に示されているように、内容の構成は、第 10 課までは主に日本の習慣、風俗を紹介し、第 11 課「日本の文章」では日本の 3 つの文体、口語体(口語普通体・口語丁寧体)、文語体と候文体を紹介し、第 12 課より、それぞれの文体の文章を紹介している。

表 2-8 日本事情題目表

第 1 課	第 2 課	第 3 課	第 4 課	第 5 課	第 6 課	第 7 課	第 8 課	第 9 課	第 10 課	第 11 課	第 12 課	第 13 課	第 14 課	第 15 課	第 16 課	第 17 課	第 18 課	第 19 課	第 20 課
日本の祝日と祭日	日本の大都会	日本人の衣服	日本人の食物	日本の家	訪問の作法	日本の昔話	新年	神社とお祭り	年中行事	日本の文章	日本の武士(口語常体)	武士道美談(口語常体)	和歌と俳句(口語常体)	日本の諺	日本の風景(口語常体)	富士山(文語体)	桜(文語体)	花見に案内する(候文体・葉書)	東京見物に人を誘ふ文(候文体・手紙)

(大出正篤『新撰日本語読本続編』満洲図書文具株式会社 1936 年第 17 版 4-5 頁より、引用者作成)

以上、構成及び内容から『新撰』について分析してきた。『新撰』の特徴は以下のようにとまとめることができる。

①教材の構成は、習得順序に従い、機能、文法、場面シラバスを総合的に用いている。仮名から単語、単文、日常単語、初歩会話、さらに社交会話へと進めており、各段階の内容及びその程度に隔たりがなく繋がっているように思われる。また、教材の表記から、正編では表音式仮名遣いを中心に用い、続編になると歴史的仮名遣いに比重を置くようになった。この表記の習得順序は「社会一般に使用するもの」に一致させようといった意図があると考えられる。それと同時に、語学講習所の受験者である官吏の立場から考えれば、日常の業務に政府公文や新聞などの歴史的仮名遣いに触れる場合が多いため、歴史的仮名遣いが多く使用されたことは『新撰』が教科書として選定された理由にもなっていると考えられる。

また、語学講習所が設立された目的はそもそも「官吏の意志疎通」とされたが、教材の

構成から見れば、この「意思疎通」は単に会話によるものだけではなく、文章、日本文化の理解にも及んでいたことが窺える。

②教材のカリキュラムがテーマごとに分類されていることが特徴的である。竹中(2002)によると、1933年以前、満洲・満洲国地域で出版された日本語速成教育教材は主に1917年奉天外国語学校により編纂された『速修日本語読本』、1928年から1929年にかけて南満洲教育会教科書編集部より編纂された『新編速成日本語読本』(巻1～巻4)と1932年から1933年までに南満洲教育会教科書編集部より編纂された『速成日本語読本』(上巻、下巻)の3種が挙げられる。これらの速成教材を精査したところ、1917年奉天外国語学校によって編纂された『速修日本語読本』(以下、『速修』)だけは『新撰』と類似した構成を持っている。『速修』は「片仮名・単語」、「単句・単文」、「平仮名」、「会話」、「文章」の5つの部分から構成され、一見、『速修』の内容の量は『新撰』より多くみられるが、『新撰』のカリキュラムはより一層系統性を持つと思われる。したがって、継続的に日本語を学習する学習者にとって、『新撰』は習得しやすいように思われる。

③内容は豊富で充実している。続編の「誤り易い語法」と「日本事情」の設定はこの教科書の最も大きな特徴だと考えられる。「誤り易い語法」で提示された文法項目は現在の中国人学習者が日本語を習うときにも頻出する誤用問題と一致するところが多く、『新撰』での教授内容として提示されることにより、学習者に誤用に対する注意を呼び起こし、日本語学習に便宜を図ることを意図していたことが窺える。「日本事情」については、日本の風俗、習慣等を紹介する同時に、日本の各種文章も提示している。これは日常業務における文語文を含む各種日本語文章の読解を助ける意味があり、また日本人官吏との交流にも役立ったことが窺われる。

以上、『新撰』を一例として、語学講習所における日本人以外の官吏に対する初級・中級段階の日本語教育についてみてきた。資料の制約により、高級段階の内容については検討できなかったが、『新撰』の内容及び他の部門の使用教材を総合的に分析した結果、語学講習所による教育は官吏に以下のような能力が備わることを期待していたと考えられる。

初級では、基本的な単語、語彙、文法ができ、表音式仮名遣いと歴史的仮名遣いを認識でき、初歩の日常会話ができること。レベルが上がると、日本語の助詞、動詞及び敬語を間違いなく使用することができ、一般の社交会話ができ、また、日本語の口語体(普通体・丁寧体)、文語体及び候文体文の読み書きができ、日本の風習・文化について熟知することが期待された。さらに高級にいたると、普通の政府公文や新聞・雑誌の内容の理解、及び文語体文の読み書きができると求められた。

3.1.3 語学講習所による教育の位置づけ

1936年6月1日、満洲国では官吏を対象とする満洲国政府語学検定試験制度が制定された。試験は日本語試験と漢語試験の2種が設けられ、各種試験に初級・中級・上級の段階にそって、4等から特等までの等級が設定された。全等級では会話能力を重視し、初級においては発音、簡易会話のような基本的なものを中心にし、中等以上になると、職務関係の

内容を主とする。この形式は語学講習所で行われた言語教育の形式と相似している。また、満洲国政府語学検定試験の各等級の参考書については、1等と特等のような上級段階では語学講習所の上級と同じく、参考書は指定されず、公用文などが示された。初級、中級では『中等日本語読本』と『簡易支那語会話』の使用は語学講習所と共通している。さらに、満洲国政府語学検定試験では合格者に一定の手当を給与するという制度が制定され、これは、語学講習所で成績優秀者に一定の奨励を与える形式とも類似している。

その他、満洲国政府語学検定試験の審査員が受験者の語学学習の出身校について「夜学又は役所の講習会などで三ヶ月乃至六ヶ月、学んだだけに過ぎないという程度の人も相当混っていた³⁸」と語っていた。前述したように、当時、「夜学」と呼ばれた組織は語学講習所である可能性は極めて高いため、ここより、満洲国の官吏は語学講習所で語学教育を受け、その後、満洲国政府語学検定試験に受験し、自身の語学能力を検定するというルートの存在が推定できる。これを上述した満洲国政府語学検定試験と語学講習所の形式、教科書及び奨励制度の3つの面の類似点と併せて判断すれば、語学講習所という組織の存在は、満洲国政府試験制度の実施の下敷きになり、官吏の満洲国政府語学検定試験の受験において現在の予備校の役割を果たしたと考えられる。

語学講習所は社会教育において官吏の語学教育を担っていたが、実際、学校教育における官吏の養成はいかなるものであろうか。次節では満洲国の唯一の高等人材養成機関である建国大学の教育実態に迫っていきたい。

3.2 建国大学による官吏の養成

3.2.1 建国大学について

1938年5月2日、國務総理大臣の直轄下で「建国精神ノ真髓ヲ体得シ学問ノ蘊奥ヲ究メ身ヲ以テ之ヲ実践シ道義世界建設ノ先覺的指導者タル人材ヲ養成スル³⁹」を目的とする満洲国の最高学府である建国大学が新京で設立された。建国大学では政治科、経済科及び文教科の3学部が設けられ、学制は前期3年、後期3年の6年制である。前期は国民高等学校、日本の中等学校またはそれに準ずる学歴を有する者及び協和会により推薦された者を対象とし、後期は前期の修了者、またはそれに準ずる学歴を有する選考により合格した者に限定された。建国大学の卒業者に官吏または他の職務に服することが義務づけられた。

建国大学の学生の構成は、満洲国の「民族協和」を反映して、日、朝、漢((満)を含む)、蒙、露(ロシア)の多民族からなる。第6期生の劉第謙の回想によると、学生の中に、日本人が最も多く、第一期は95名、その後毎年100名前後を受け入れて、ほぼ総人数の5分の3を占めていた。残った5分の2はほとんど漢人であり、第一期は55名が入り、その後毎年70名前後が入っていた。また、蒙古人と露西亞(ロシア)人は優遇され、入学試験の成績を問わず、毎年合計10名前後が入学してきた。たとえば、第6期生の中に、蒙古人は9名で、ロシア人は4名であった⁴⁰。この多民族の構成によって、建国大学の一特色をなしたのは多民族の塾教育である。各塾の定員を25名とし、各民族の数に比例して配置し、多民族

の学生を共塾させ、「民族協和の基礎的訓練を積み、これを基盤とし国の統治及び経営の実務にあたらしめる⁴¹」という教育目標が立てられた。1938年9月より、建国大学の下に研究院が設けられ、満洲国の建国原理、文教、法政、経済に関する研究及びその教授、指導法の開発に取り組んでいった。

これまで、建国大学について数多くの研究が蓄積されてきた。研究の中心は建国大学の歴史、教育理念、塾教育及び各科目教育であるが、近年、建国大学の卒業者による記述、回想等が注目を浴びている。本節では、これらの先行研究に基づき、建国大学の教授科目について考察し、建国大学による教育から官吏に必要な能力を検討する。研究の対象者は主に日本語教育を受けた日本人以外の官吏である。

3.2.2 教授科目からみた官吏に必要な能力

建国大学では、前期の3年間は高等普通教育を実施し建国精神の理論、勤労の実習、軍事訓練、日語または漢語を必修科目とする。後期の3年間は専門教育を実施し、国家の才幹として必要な法政、経済、倫理、哲学、歴史等を教授科目とし、それと同時に農業実習、軍事訓練を行う⁴²とされた。前期の具体的な科目設定は表2-9の通りである。

表 2-9 前期訓練及学科課程表(1940年)

(単位:時間)

科目	精神訓練	軍事訓練	武道訓練	作業訓練	精神講話	自然科学及数学	人文科学	歴史	地理	日文	満文	第一語学	第二語学
時数	80	430	360	330	95	365	120	330	220	300	300	535	295

(建国大学(1940:28)『建国大学要覧』より転載)

表2-9に示された各科目の時間数より、前期の教育は高等普通教育を中心とされたとしても、軍事訓練、各種訓練及び語学教育が教育の大部分を占めていることが分かる。第一語学には日語、漢語の2つの科目が設けられ、第二語学には蒙語、露語、英語、佛語、獨語、伊語(イタリア語)の6つが設けられた。受講する際、第一語学と第二語学の中から1科目ずつを選ぶ。「建国大学要覧」により、1940年の教授もこの教育学科課程にしたがって実施され、また、建国大学の教育科目においては大きな改正が行われていなかった。

1945年に入学した第9期生西口為之氏は当時の語学講義について「石田先生の漢語は楽しかった…中島先生の英語にも度胆を抜かれた⁴³」と綴っている。この回想によると、同氏は当時、第一語学として漢語を選び、第二語学に英語を選んだと推察できる。ここより、当時建国大学の教授科目の語学については、日本人に漢語及び他の言語を学ばせ、ほかの民族には日本語ともう一つの言語を学ばせたことが窺える。しかも、日本語または漢語の教授時間数が最も多く、概ね第二語学の時間数の2倍となっていた。1938年に新学制の実施により、日本語と漢語と蒙古語はともに国語の位置に置かれ、初等・中等学校教育の中で、この3つの言語科目はすでに「国語」と提示されるようになった。しかし一方、建国

大学の科目表から見ると、これらの言語科目はただ日文、満文、第一語学、第二語学のよう
に語学科目のみとして挙げられている。この点から言えば、高等教育における日本語ま
たは漢語は初等・中等教育機関の「国語」教育と異なって、単に外国語の一つとして取り
扱われ、その教育は外国語教育の性格を持っていたことが指摘できよう。

表 2-10 後期訓練及学科課程(1940)

訓練			
科目	内容	科目	内容
精神訓練		農事訓練	一般農耕作業
軍事訓練	歩兵大隊を基幹とする諸兵連合戦闘訓練		蔬菜栽培、畜産、農産加工の作業
	対空対瓦斯対機械化部隊戦闘の要領騎兵小 兵隊の戦闘搜索の要領	総作業訓 練	自動車操作
武道訓練 (その一 を選ぶ)	剣道		グライダー操作
	柔道		練習機操作
	合気武道		機械の修理組立作業
	弓道		
基礎学科(共通学科)			
科目	内容	科目	内容
教学	建国精神	文学	国語及外国語
	神道及皇道		東方及西方古典
	儒教	武学	武道及武術論
	諸教概説		戦史
	修養論		軍戦論
	公務論		戦略及戦術論
国家学	民俗学	実学	農学
	国民心理学		工学大意
	統計学		医学大意
	社会学	地理学	地人論
	国家原理		地域論
	国防論		哲学原理
	民族協和論		現代思潮論
東亜連合及国際団体論	学問論		
史学	歴史理論		
	世界史論		
政治学科(専門学科)			
科目	内容	科目	内容
一般科目	政治地理	統合政治 論科目 (満洲国 を主とす る東亜を 対象と為 す)	国民編成論
	政治史		国家組織法
	政治思想史		政治組織論
	政治原理		政治制度論
	法律史		地方政治論
	法律思想史		協和政策論
	法律言論		外交政策論
	法規論		東亜政治論
保安政治 論科目 (満洲国 を主とす る東亜を 対象と為 す)	保安政策汎論	厚生政治 論科目 (満洲国 を主とす る東亜を 対象と為 す)	厚生政策汎論
	軍事法及軍事政策論		農村政策論
	刑事法及啓示政策論		都市政策論
	警察法及警察政策論		土地政策論
	民事法及民事政策論		人工政策論
	商事法及商事政策論		家族政策論
	争議解決法及争議解決政策論		生計政策論
	涉外法及涉外政策論		保健政策論
国際政治 論科目	外交史及び国際政治史		文化政策論
	国際法論		
経済学科(専門学科)			

科目	内容	科目	内容
一般科目	経済地理	国民経済 汎論科目 (満洲国 を主とする 東亜を 対象と為 す)	経済組織論
	経済史		経済制度論
	経済思想史		生産論
	経済統計論		分配論
	経済原論		財政論
国民経済 各論科目 (満洲国 を主とする 東亜を 対象と為 す)	開拓論		企業経営論
	農林論		計画経済論
	鉱工論		経済国防論
	通運論		東亜経済論
	貿易論		世界経済 論科目
	配給論		政界経済発展史
	金融論		
	為替論	補充科目	政治学科及文教学科中の一定科目を共に学修
	保健論		
	文教学科(専門学科)		
科目	内容	科目	内容
一般科目	文教地理	国民文化 論科目	満蒙文化
	文教史		日本文化
	文教原理		支那及西域文化
	皇学		印度及西亜細亜文化
	経学		古代、中世及近世西洋文化
	東方哲学	国民教育 論科目 (満洲国 を主とする 東亜を 対象と為 す)	教育原論
	西方哲学		教育心理学
	道德論		教育方法論
	芸術論		学校経営論
	宗教論		
国民教化 論科目 (満洲国 を主とする 東亜を 対象と為 す)	教化原理		
	教化政策論	世界文教 論	世界文化
	教化事業論		国際文教交渉論
	国民体位論		
	思想国防論	補充科目	政治学科及経済学科中の一定科目を共に学修
東亜教化論			

(建国大学(1940:30-36)『建国大学要覧』より、筆者作成)

表 2-10 は 1940 年に後期の訓練及び学科課程の予定表である。表 2-10 より、教育の重点は依然として訓練と学科教育の 2 つに置かれており、後期の教育の内容は前期より一層豊富で専門性に満ちているように見受けられる。学科教育は精神教育を基本とし、その上に「国家の才幹として」必要とされた国家政治、地理、歴史及び哲学などに関する専門知識が伝授されるようになった。訓練科目のうち、武道訓練の開設は建国大学による教育の特徴の一つであると考えられる。第一期生の尹敬章は「武道というものは人を負課すものだけではなくて、人格の涵養の手段だと考えなければならない⁴⁴」と評している。ここから、武道科目の設定及びその実施には、日本の精神を生徒に体得させようとした意図の存在が推察できよう。また、建国大学の学生の回想から、農業訓練に対する印象は最も深いように見受けられる。一日の生活の中で、13 時昼食以後から 17 時までの時間はほぼ農業訓練、軍事訓練に占められており、「学業より農場での作業の方が多かった⁴⁵」ようである。

専門学科に関しては、それぞれ政治、経済、文教に関する科目が課されたが、補充科目

の項目で他の専門学科の科目の学修も求められたことからみれば、建国大学では、学生に満洲国の建国精神、満洲国に関する基礎知識、及び満洲国と東アジアをめぐる専門知識を伝授すると同時に、経済、政治、文教などの多分野にわたる多様な知識も習得することが望ましいとしていたと考えられる。これらの学科科目と高等官採用試験の科目及び出題範囲と比較すると、高等官採用試験の必須科目として挙げられた基本法、行政法又は民法、経済学、東洋史、語学、及び選択科目として挙げられた哲学概論、世界地理、社会学、財政学、経済学、外交学、商法、刑法、行政法又は民法、民事訴訟法、刑事訴訟法、国際公法、国際私法の科目のいずれも建国大学の学科教育の範囲の中に入っていることがわかった。文官試験の考査科目についての分析で明らかにしたように、官吏としては満洲国に関する認識、満洲国の建設に関する高度な専門知識及び語学能力の3つが必須能力とされた。文官試験の考査科目は全部建国大学の教授科目の範囲に入っていることから、建国大学による教育はそこで養成された官吏に軍事、農業、武道などの身体力が求めた同時に、上記の3つの能力も必要とされたと考えられる。

満洲国に関する認識や満洲国の建国に関する専門知識の内容は建国大学の教授科目にすでに表れたが、語学能力に関して、特に建国大学で実施された日本語教育については、その内実はまだ不明である。しかし、日本語は高等官採用試験と建国大学の教授科目の共通科目であり、また、高等官採用試験の何れの科目も建国大学の学科教育の範囲に入っていることを考慮すれば、高等官採用試験の日本語試験の内容から建国大学での日本語教授の内容を推し測ることができるだろう。次に、1938年度の高等官採用試験の日本語科目の問題⁴⁶を見てみることにしよう。

- 一、我が国建国既に六周年を経、第二期建設の途上に在り国勢愈々躍進し国力益々充実を加へ今や日満両国の関係極めて緊密強固にして防共諸枢軸の一員として世界に重要な地位を占むるに至りましたことは吾人の御同慶に堪えないところであります。
- 二、孔子は他人を正す前に先ず己を正し近きより遠きに及すを以て其の主義としたり「己を修めて人を安ず」とは彼が簡明に此の意を表はせる語なり嘗て自らいわく「発憤しては食を忘れ、楽しんで憂いを忘れ、老の将に至らんとするを知らず」と其の身を忘れ老を忘れて人生の為に盡瘁したる大聖の面目充分此の語に顕れたりと云うべし。
- 三、注文、手伝、心配、仕方、返事、多分、あわてる、下着、値段、腕時計
(長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店 1940年 240頁)

3つの問題はともに日本語を受験者の常用語に訳す問題である。問題の内容からみれば、第1問は満洲国の現状に関する問題であり、建国大学の教授科目の中での基礎科目の国家論または国防論の範疇に入ると思われる。第2問は「論語」の中の教訓であり、基礎科目の儒教または教養論で触れていると思われる。第3問は受験者の日本語の語彙力を考査しているとみられる。これらの語彙を旧日本語能力試験の出題基準に照らし合わせてみると、10個の単語の内、3級語彙は最も多く5つ、2級語彙は3つ、4級は1つ、「腕時計」は級外の語彙とされている。この結果と試験問題の内容を総合的に分析すれば、高等官採用試験で受験者に求められた日本語能力は、語彙力については、その時代に限定された語彙、

固有名詞を除いて、旧日本語能力試験の出題基準にそった 3 級と 2 級の間中に相当した程度であり、内容的には満洲国に関する知識及び古典知識であることが推察できる。1943 年 6 月 12 日、建国大学の第一期生 106 名全員が卒業した。前述したように、建国大学が高等官試験で指定された受験資格を得られる学校であるため、第一期生の卒業前に、全員に高等官試験を実施させ、その結果、「学業のみならず、建国精神の体得についても、成績きわめて優秀⁴⁷⁾」であった。この結果から判断すれば、建国大学で日本語教育を受けた学生の日本語能力は高等文官試験に求められた能力以上の水準に達していたことが推定できよう。

以上、建国大学を事例として学校教育の面から満洲国における官吏の養成について考察してきた。建国大学は日本人及び他の民族出身の官吏の養成を目的とし、その教育は精神教育、語学教育及び各種訓練を基本とし、その上に高度な専門知識の教育を行った。実際の教授科目についての分析を通じて、高等官文官試験の考査科目は全部、建国大学の教授科目の範囲に入っていたため、そこから、文官試験で官吏に求めた満洲国に関する認識、満洲国に関する高度な専門知識と語学能力の 3 つの必要な能力は、建国大学による教育がそこで養成された官吏に必要とされた能力でもあるといえよう。さらに、建国大学の卒業生は全員高等官文官試験に合格したことから、建国大学で養成された官吏は、高等官試験が求めた水準以上の能力を有したことが推測できる。そこで、日本語教育を受けた日本人以外の民族の官吏の事例を一例として、建国大学による教育から官吏に必要とされた能力は、①満洲国及び建国精神に対する理解、②満洲国の建国をめぐる政治、歴史、経済、地理、法律などの幅広くて高度な専門知識、③満洲国に関する内容や古典訓話などに対する読解力と、旧日本語能力試験の出題基準にそった 3 級と 2 級の間程度の語彙力を有した日本語能力、さらに④軍事、農業、武道などができる身体能力の 4 つであると考えられる。

このように満洲国に求められた能力を持った建国大学の卒業生は卒業後、スムーズに高等官になれたのであろうか。実はそうでもなかった。満洲国では、建国当初から特別な官吏の養成訓練機関である大同学院が設立された。大学卒業生であろうと、文官試験の合格者であろうと、新高等官になる前に、全員は大同学院で訓育されることとなっていた。次節は大同学院で実施された官吏の教育について考察する。

3.3 大同学院による官吏の養成・教育

1932 年 7 月 11 日、大同学院官制の公布にともない、「官公吏若しくは官公吏にたるべき者を養成訓練⁴⁸⁾」する機関である大同学院が設立された。しかし、大同学院は建国大学のよように、満洲国が新しく創立した教育機関ではなく、その実質は「自治指導部訓練所を前身とする資政局訓練所を継承⁴⁹⁾」したものである。

1931 年、満洲事変の勃発後、満洲各地の治安が混乱の状態にあった。この状況に対して、各地の治安工作の統一を図るために、関東軍より自治指導部の設立が提案され、1931 年 11 月 1 日に「省中央(奉天)に自治指導部を設け、自治訓練所を付設して、自治の執行にあたるべき人材を教育訓練し、各県に派遣する⁵⁰⁾」などを中心内容とした自治指導部条例案が制定された。この条例案によって、同年 11 月 5 日に奉天(現在の瀋陽)に自治指導部の開設と

ともに、自治訓練所が設立された。自治訓練所の入所資格は専門学校以上の学歴を有する者と限定された。1932年1月11日に自治訓練所は、日本人12名、朝鮮人1名、漢人7名合計20名⁵¹の入所生を迎えた。教授科目は自治制度、満洲事情及び語学(日本語、漢語)などが課され、5ヵ月間で多民族合同の全寮制訓練が実施された。

自治指導部は1932年3月の満洲国建国とともに廃止された。自治訓練所は國務院資政局の所管に移り、資政局訓練所と改称された。それにしたがって、訓練の目的は「満洲国官吏にたるべきものに対し、自治訓練を施す⁵²」となったが、多民族の全寮制訓練の形式は変わらず、これより、満洲国における各種多民族共同生活の訓練の幕が開かれた。1932年7月、資政局の解散により、資政局訓練所は大同学院と改称され、訓練所の在所生に形式的な選考を行い、1名を除いて、全員は大同学院の第1期生となった。

大同学院は1932年の成立から1945年の解散まで、7回⁵³にわたって官制の改正を行ったが、訓育対象及び構成には大きな変更がみられたのは1938年、1940年と1943年の3回である。そのため、大同学院の歴史を第1期(1932～1938)、第2期(1938～1939)、第3期(1940～1942)、第4期(1943～1945)の4期に分けて考えることができる。

これまでの大同学院に関する研究は、大同学院同窓会により出版された回想録のほか、鈴木(2000)の研究論文が挙げられる。鈴木(2000)では、1938年の改正までの大同学院における訓育状況を考察し、大同学院と文官試験制度との関連性を示し、その上に、大同学院の存在意義としては民族間の対立及び日本人への不満を防ぐために、各民族の官吏を大同学院に共学させたと指摘している。しかし、同論文では大同学院の1938年以後の状況については言及せず、また、同氏が指摘しているように、官吏制度からの考察が十分ではなかった点が残されている。

本節では、大同学院で行われた官吏養成・教育の実態の一端を明らかにするために、上記の時期区分に沿って、各時期の教育対象と教授科目について考察し、その上で、大同学院における養成・教育の特徴を検討する。

3.3.1 大同学院の訓育対象と教授科目

1932年7月11日「大同学院官制」が公布され、その第一条に「大同学院ハ國務院総務庁ノ管理ニ属シ官公吏若ハ官公吏タルモノヲ養成訓練スル所トス⁵⁴」と大同学院の性格を明示し、それと同時に、「建国ノ真精神ヲ確把シ、如何ナル難関ニモ身命ヲ賭シテ邁進、其ノ真使命ヲ達成スル国士的吏僚ヲ育成スル⁵⁵」と大同学院の設立目的を示している。

大同学院の第1期生は資政部訓練所から引き継いだため、その教育は指導訓練所時代の訓育を踏襲していた。たとえば、陸軍大佐を学監とし、学生との共塾で精神教育を行い、「別に教授は置かず、講義には、日満各機関から専門家や実務家が来講する⁵⁶」形をとっていた。

1933年12月、大学・専門学校の日本人卒業生を第一部生とし、「満系(漢人)現職官吏より簡拔⁵⁷」した者を第二部とするという方針で、71名の漢人学生⁵⁸を入学させ、日本人と教室を区別して訓育を行った。1935年7月、大同学院は学監1人(後に2人)の体制を変更し、教授3人、副学監3人、助教10人の教員体制を拡充したため、教育体系はある程度整えら

れ⁵⁹、教育規模も拡大した。1936年より、大同学院では「現職官吏の中から、将来中堅官吏⁶⁰としての適任者を選んで、一年以内再教育を実施する制を布いた⁶¹」。学生の構成は依然として二部からなるが、第一部生は大学・専門学校の日本人卒業生のみではなく「現職官吏ヨリ銓衡採用スルモノ⁶²」が加えられ、第二部生は「高級中学校卒業程度以上ノ満人現職官吏ヨリ銓衡採用⁶³」したものであった。現職より採用された官吏は卒業後、そのまま職に復帰し、学校卒業生より採用された官吏はその後中央、地方各官庁に就任する。これにより、第1期において大同学院は主に大学・専門学校を卒業した日本人官吏の養成と日本人と漢人の在職官吏の再教育の二面を担っていたといえる。

大同学院の教育方針は「建国精神ヲ基調トシ徹底的ニ心身ノ訓練育導ヲ為シ、併セテ国勢ノ実情ヲ正確ニ認識究明セシメ、民族協和、王道樂土、日満一心一徳及日満ノ世界的使命ノ顕揚発展ノ実現⁶⁴」と定められ、いわゆる訓練と満洲国の建国精神と国勢の教育を主旨とするものである。具体的な教育科目は表2-11のとおりである。

表 2-11 大同学院教授科目表 (1937)

第一部(日本人)	第二部(漢人)
精神訓話、軍事教訓(教練及び指導法、防空及防護法、治安及宣撫工作法、銃砲操練法、剣道、柔道、合気武道、馬術及自動車操縦法)、内務(共同訓練、自治訓練、行軍)、一般講義(建国精神、行政論、民族論、財政論、法則、産業、経済)、特別講義、座談会、語学、日本又は満洲国内実地視察旅行、論文	精神訓話、軍事教訓(第一部と同じ)、一般講義(官吏道、公文程式、建国精神、近世史、行政論、財政経済、農業経済、法制論)、語学、特別講義、座談会、日本視察旅行、農林実態調査

(『大同学院抄録』(1937:2)より、引用者作成)

表2-11より、教授科目の分野が建国精神、国家経営、文化、経済、地理、時勢など、多岐に渡っており、精神教育、軍事訓練が民族を問わず官吏養成・教育科目の大部分に占めていることが窺える。大同学院で養成・教育されているのは満洲国の高等官吏であり、この官吏の質は国家の運命を左右するため、官吏に満洲国及びアジアの情勢に関する高度な知識が求められたと思われる。また、一般講義の中に、それぞれ第一部生(日本人)に「民族論」、第二部生(漢人)に「官吏道」、「公文程式」、「近世史」とした科目の設定は看過できない。実際の教授内容は不明であるが、これらの科目の設定から、単一民族の日本人に多民族の意識を植え付け、また、漢人に満洲国の官吏としての資質を高めようとした意図が窺える。

1938年、満洲国では文官令が公布され、文官の任用は原則的に文官試験によると決められた。同年、大同学院官制の改正が行われ、もとの國務総務庁の管轄から國務院総理大臣の直轄下に移行された。大同学院の訓練対象については、これまでの大学・専門学校の卒業生と有望な現職官吏から、大学・専門学校の「卒業生といえどもいったん高等文官採用考試に合格した者及び現職官吏から高等文官登格考試に合格した者⁶⁵」、つまり、高等文官試験の合格者に限定されるようになった。第二部の漢人現職官吏の「直接銓衡採用」も中止され、その代わりに、協和会、地方団体及びその他の特殊会社などから推薦された職員

を委託学生として教育することになった。したがって、1938 年より、大同学院の学生構成には、民族を問わず、第一部生は修業期間が一年以内の高等官採用試験を合格した高等官試補であり、第二部生は修業期間が 6 ヶ月以内の高等官登格考試の合格者と、協和会、公共団体及び特殊会社などの職員、及び薦任技術官の銓衡合格者である⁶⁶。しかし、満洲国の高等文官採用考試は大学・専門学校の卒業生に向けた試験であるため、第一部生は大学・専門学校の卒業生かつ高等文官採用試験の合格者であると考えてよいだろう。

1940 年 3 月 29 日、勅令第 50 号で大同学院官制の改正が公布され、同年 4 月 1 日「大同学院訓育規定」が制定され、大同学院の性格は「満洲帝国建国の盛業に参画し、八紘一宇の理想顕現に邁進すべき国家中堅指導者を育成すべき精神道場⁶⁷」であると明示されている。同年より、学生の構成は、これまでの二部生を三部生に改正することになった。

第一部は高等文官採用考試、若くは銓衡合格者又は之に準ずる協和会、公共団体及特殊会社其他特殊団体の職員とし、其修業期間は一年以内、第二部は高等文官登格考試若くは銓衡合格者又は之に準ずる協和会、公共団体及び特殊団体の職員にして其修業期間は六ヶ月以内、第三部は薦任官として三年以上勤務せる文官、またはそれに準ずる協和会公共団体及特殊会社其他の特殊団体の職員にして其修業期間は六ヶ月以内とす⁶⁸

上記の記述により、大同学院の学生の範囲はこれまでの高等文官試補、高等文官登格考試の現職官吏合格者よりさらに広げられており、薦任官まで取り入れる体制となっていたとみられる。

一方、教育内容については学科教育と訓練の 2 つに分けられ、そのうち、学科教育は「建国の本義を明徴にし、国勢、国情及世界情勢等を認識せしむることにより、指導者たるに必要な識見技能を向上せしむる⁶⁹」ことを目的とし、第 1 期と同じく、満洲国の建国精神及び満洲国の国勢に関する内容を中心としていた。実際の訓練は、官吏としての実践力を培うために、協和奉公教育及び勤労教育に重点を置くようになった。それと同時に、教育の実施は理論に偏することを避けるために、国家運営に必須なる事項を重んずるとともに、国体に対する確固たる信念、及び指導者たる品性の陶冶が教育の旨となされていた⁷⁰。その施策としては課題研究と満洲国各地への現地調査である。

このような指導方針のもと、大同学院における教育はいかなるものになったのであろうか。1940 年第一部第十二期生を例として検討してみる。

大同学院では毎年 4 月 1 日から学期が始まり、6 月までを前期とし、7 月から 11 月までを後期とする。前期は学科教育の講義を中心とし、後期は自主的研究を主とする。また、理論研究に偏ることを防ぐために、日本視察研究、全滿視察研究、中央官庁見学などの実践が教育内容として導入されていた。第十二期生の場合、4 月から赴任旅行、及び準備教育などのため、講義が始まったのは 5 月 5 日であった。表 2-12 は教授科目及びその回数を示す表である。

表 2-12 に示されているように、学科には建国科、国勢科、国情科、興亜科の 4 つが設置され、各科の下に教授科目がそれぞれ課された。1940 年の教授科目を 1937 年のと比較する

と、1937年の教授科目の設定が建国精神、官吏道、経済、地理などの多分野の知識を広範的かつ概論的なものであったなら、1940年の科目設定は、学科の分類によって、知識の方向性、専門性が一層明確にされたように見受けられる。また内容では、興亜科教授科目、つまり東亜政治、戦争時勢に関する内容の増設が注目される。政治と時勢に関する情報の掌握が官吏の本業の重要な一部といえるが、その時代背景には、日本はすでに東南アジアに侵出しており、満洲国を拠点とする大東共栄圏の建設には満洲国の官吏の力が欠かせない部分であるとされた。この点から鑑み、1940年の科目の設定は、日本の外地侵出を理解できる同盟者の育成という意味もあるのではないかと考える。

表 2-12 教授科目及び回数⁷¹(1940年第一部生)

(単位：回)

部門	科目	実施回数			綱目	実施回数			科目	実施回数			摘要
		前期	後期	計		前	後	計		前	後	計	
講義	建国科	15	23	28	建国論	10	12	22	建国精神論	6	7	13	訓示・訓話 大陸先覚烈士伝・官紀 座談会・学院沿革・殉職者列伝
									日本精神論	4		4	
									王道論		5	5	
									訓話	2	3	5	
									官吏道		3	3	
	国勢科	22	27	40	政府	19	25	44	大同学院精神	3	5	8	
									諸政方針	1		1	
									国家経営論	3	7	10	
									国防論	3	3	6	
									外交	1		1	
									地方行政	1	2	3	
									治安行政	1	2	3	
									民生行政	1	2	3	
									司法行政	1	2	3	
									産業行政	2	2	4	
									開拓行政	1	2	3	
									財政経済	2	2	4	
									交通行政	1		1	
									土地行政	1	1	2	
									協和理念	1		1	
									機構及運営	1	2	3	
									国情科	6	25	31	人文
	満洲文化史		4	4									
	満洲社会経済論		5	5									
	興亜科	28	89	177	東亜現勢		10	10	東亜政治地理		5	5	
									世界情勢		5	5	
	特別講義	1	6	7	特別講義				興亜論	5	10	15	満系学生ノミ
語学									23	69	92		
日本語													
満洲語													
蒙古語													
露西亜語													
計	前期七十二回	後期一七〇回	計 二四二回	座談会ヲ含ム				1	6	7			

(大阪商科大学興亜経済研究室(1943:38-40)『満洲国に於ける指導者教育』より転載)

また、教授科目の中に語学の設置は看過できない。語学教育は大同学院の官吏養成・教育の始終を貫いており、これは大同学院で行われた官吏養成・教育の特徴の一つともいえる。表 2-12 に示されているように、教授科目の中に、語学に割かれる時間は最も多く 92回で、教授総回数 242 回の三分の一以上を占めていることが分かる。語学科目の内訳から見れば、漢人に日本語が課され、日本人に蒙古語、漢語及びロシア語が課されたと考えられる。大同学院の学生は高等文官採用試験で合格した大学・専門学校の卒業生と高等文官

登格試験で合格した現職官吏、また、それに準じる能力を持つ団体、会社の職員からなる。前述したように、高等文官採用試験と登格試験、何れの試験においても、語学(漢語、蒙古語、ロシア語など)は必須科目として求められたため、大同学院の学生の全員は第二言語の語学を習得した経験があつて、高等文官試験を受験したと想定できる。そして、大同学院における語学教育は、実際、官吏の第二言語習得の延長線にあると考えられる。

表 2-13 時間割表

		科目													
午前	8時～9時	語学													
		日本語 (満系学生ノミ)				満州語				蒙古語			露西亞語		
	9時～12時	日本精神論	建國精神論	國家經營論	國勢總論	興亜論	満州地理	民俗事情	官吏道	満州文化論	世界情勢	大陸文化	地方行政	国防論	大陸文化
午後	13時～17時	内勤労働奉仕 勤務検査													

(大阪商科大学興亜経済研究室『満洲国に於ける指導者教育』(1943:35-37)より、引用者作成)

その他、この時期の大同学院における教育課程の中に訓練も課された。表 2-13 は大同学院の教授時間割を示す表である。表 2-13 に示されているように、午後の時間はほぼ各種の訓練に占められ、語学教育と同じように毎日実施されていた。訓練の内容は基本訓練と勤務訓練の二つが設けられ、基本訓練には規律訓練(各個訓練・団体訓練・内務訓練)、軍事訓練(教練・防空及び防塁・自動車訓練)・馬術・労作・勤労・武道・体育(体操体技・衛生)があり、勤務訓練には一般勤務(班長勤務、区隊長勤務、学生週番)と特殊勤務(協和会の義勇奉公隊)が設けられた⁷²。そのうち、内務訓練は官吏の起居容儀に関する訓練であり、この訓練の設定は「学校内ニ於ケル起居ハ学生ノ教養ト相俟チ、人トシテ修養ヲ完フセシムルヲ目的トス。故ニ人和ヲ図リ、謙讓ノ美德ヲ修メ民族協和ノ真髓ヲ会得⁷³」することが期されたとみられる。第十三期生の王公震はこれについて「大同学院時代、最も印象に残っている鮮烈な思い出は、軍隊式で規律が厳しかったことである。それで今日まで健康を保ってこられた⁷⁴」と語っている。

1943年3月22日、大同学院官制改正が公布され、施行された。改正の第一条に「大同学院ハ國務総理大臣ノ管理ニ属シ中堅官吏並ニ協和会、公共団体及び特殊会社其ノ他ノ特殊団体ノ中堅職員ヲ鍊成スルノ外各部局省所属ノ職員訓練所及警察学校ニ於ケル一般訓育ヲ統制及指導スル所トス⁷⁵」と大同学院の設立目的を示している。ここより、大同学院はこれまでの単なる新進高等官吏の養成と在職中堅官吏の教育のみではなく、地方の一般官吏の養成・教育機関の統制・指導も担うようになったとみられる。また、これまでの大同学院

の官吏の養成・教育については「訓育」と括っていたが、1943年に改正された官制には「錬成⁷⁶」として表現されるようになり、これは当時の戦況、特に日本の東南アジアへの占領により用語使用が統一されたからではないかと考える。

この時期における大同学院の学生の構成は2部となり、名称はもとの第一部、第二部より第一錬成部と第二錬成部と変更された。第一錬成部では、「高等文官採用考試若ハ銓衡ニ及格シタル者並ニ之ニ準ズル協和会、公共団体及特殊会社其ノ他特殊団体ノ職員トシ、其ノ錬成期間ハ一年以内ト」し、第二錬成部は「高等文官登格考試若ハ銓衡ニ及格シタル者並ニ之ニ準ズル協和会、公共団体及特殊会社其ノ他ノ特殊団体職員トシ其ノ錬成期間ハ六ヶ月以内」である⁷⁷。

また、1943年から、大同学院の一番大きな変更は研究所の設立である。大同学院の研究所は「日本の総力戦研究所に匹敵する機関として、大東亜戦争下、大アジアの拠点たるべき満洲国の国家原理並びにその基本国策に関する研究が行われた⁷⁸」。文官は高等官に任官して2年以上の経験があり、武官は中校、少校または上尉以上の階級にある者、または協和会、公共団体、特殊会社およびその他の特殊団体の長の推薦される者は研究員になる資格を有した。

3.3.2 大同学院の講習会による教育

大同学院は高等官試補またはそれに準ずる資格を有する官吏の養成、及び高等官登格試験合格者またはそれと同等の学力を有する現職中堅官吏の再教育を行ったほか、1938年より政府、協和会、特殊会社の中堅職員を対象とする講習会も開いた。講習期間は1、2ヶ月で、講習科目は「建国論、国家の重要政策、国際事情⁷⁹」を中心とするもので、合宿の形式で行われた。1939年第三回目の講習の開催まで、官吏84名、協和会職員38名、特殊会社員22名、計144名が受講した⁸⁰。

表 2-14 講習会教科科目(1939 第四回予定)

建国科	国政科	国情科	興亜科
建国論： (建国本義、建国経営論) 国防論、吏道論	国策論： (施政方針、思想対策、産業開発、開拓政策、北辺振興、民生振興、財政経済、予算問題、興安振興、防疫問題) 協和会論、特殊会社論	文化論： (満洲文化史) 資源論： (農業問題、鉱業問題、電力問題、食糧問題、燃料問題)	国際現勢： (蘇連事情、近邦事情、欧米事情)、 戦地行政論

(大阪商科大学興亜経済研究室(1943:60-61)より、引用者作成)

講習の目的は「地方勤務ノ国家中堅幹部ヲ簡抜シテ現下ノ複雑微妙ナル国際情勢特ニ東亜新体制ノ樹立ノ實相ヲ確認セシメ帝国国策ノ真義ヲ確把シ且之ガ進展状況ヲ體認セシメ以テ中堅指導者トシテモ熱烈ナル同志意識ヲ涵養セシムルト共ニ高邁ナル人格識見並ニ特ニ之ガ実践力ヲ長養練磨セシムル⁸¹」ことであるが、受講資格は「主トシテ地方各種機関ノ日系中堅分子ヲ簡抜スルコト(省理事官、県長、副県長級)⁸²」と限定されていた。つまり日本人在職中堅官吏のみを対象とした講習である。教育内容は主に一般講義、演習、教科と

訓練からなる。一般講義では各方面の首脳または権威者を招聘して講演を行い、演習では受講者に課題を与え、他の受講者と共同で課題研究を行う。訓練は防空訓練、乗馬訓練を基本とし、武道及び他の内容は随意に設けるとされた。教科科目は表 2-14 の通りである。

表 2-14 より、講習会は大同学院で実施された高等官官吏の養成、教育とは同じ学科構成を有し、また、学科科目の中に、建国論、官吏道、国策論の中の施政方針、思想対策、また協和会論、文化論の設置は高等官官吏向けの科目と一致している。つまり、満洲国の官吏として、基本的に建国精神、官吏道、協和論、満洲文化に関する知識を有することが求められたとみられる。それと同時に、北辺振興、興安振興、また資源論と国際現勢の科目の設置は特徴的である。講習会の受講者は特殊会社または地方の中堅幹部であるため、満洲国の資源に関する知識を与え、また、ソ連事情及び近邦事情の教授により、北辺及び興安のような辺境地域の振興の重要性を認識させ、また、講習会を通じて満洲国政府による地方の管理・統治の向上を図っていたことも窺える。

3.3.3 大同学院による一般職員養成機関の統制

前述したように、1943 年大同学院官制の改正にしたがい、大同学院はこれまでの正規官吏及び中堅職員の養成・教育を行うと同時に、全国の思想意識の統一を図るために、地方一般職員訓練所においての一般訓育の統制・指導を担うことになった。具体的に、①中央においては毎月一回各訓練機関の主任者会議を開催する、②全国を三つの地区に分け、各地区に訓育統制会議を開く、③4つの中心地域を選び、この4つの中心地域によって各訓練所の状況を査閲し、指示を与えるという3つの方式の何れかをとる形である⁸³。一般訓育にあたって、教育すべき項目としては以下のような項目が挙げられている⁸⁴。

1. 建国精神即チ日満一徳一心、民族協和、王道楽土、道義世界ノ認識
2. 建国思想ノ実現ニ献身殉国ヲ惜マザル熱烈ナル気魄及実践力ノ陶冶鍛錬
3. 文官令ニ示サレタル官紀ヲ恪守シ其ノ職分ニ忠実ナル徳性ノ陶冶
4. 官吏ノ服務ニ必要ナル規律節制ヲ体得セシムベキ訓練

以上の項目を高等官官吏、または講習会による一般官吏の養成・教育の教授科目に当てはめると、1. 建国精神などの内容を含める建国論、2. 行政論、施政方策などの国策論、3. 官吏道、4. 訓練の四つにまとめられることができる。この内容は中央政府、地方を問わず官吏養成・教育の基本を成していると考えられる。

なお、大同学院により統制・指導される一般訓練機関は表 2-15 の通りである。表 2-15 より、大同学院は満洲国全域の県公署、警察、財務、郵政、師道などの機関の一般職員教育の統制・指導を行ったことが分かる。大同学院の管轄範囲が広くて、国家発展にかかわる行政、治安、経済、教育のあらゆる面に行き渡っているとみられる。もし満洲国の統治を一台の機械に喩えるなら、大同学院はこの機械のエンジンに相当し、継続的な官吏の育成を通じて機械に運作のためのパワーを提供し、それと同時に他の部位を制御しながら、

うにみられるが、前述した政府組織における日満の構成から見れば、主位に占められているのはほとんど関東軍の任命より就任した日本人である。さらに、当時の教授科目から、建国精神及び政府組織論、政治、歴史などの科目が中心であるため、ここより、満洲国の漢人在職官吏の思想を改め、満洲国に相応しい官吏として育成しようとした意図が窺える。

表 2-16 大同学院による訓育の対象

		第 1 期		第 2 期	第 3 期	第 4 期
		1933～1935	1936～1937	1938～1939	1940～1942	1943～1945
内 部	第一部 (第一錬成部)	日本人 卒業生	①日本人卒業生 ②現職官吏	卒業生で高等文官採用試験合格者	①卒業生で高等文官採用試験の合格者 ②①に準じる特殊職員	①卒業生で高等文官採用試験の合格者 ②①に準じた特殊職員
	第二部 (第二錬成部)	漢人 現職官吏	漢人 現職官吏	①高等官登格試験合格した現職官吏 ②特殊職員 ③薦任技術官	①高等官登格試験合格者 or 選抜した現職官吏 ②①に準じる特殊職員	①高等官登格試験合格者 or 選抜した現職官吏 ②①に準じる特殊職員
	第三部				①薦任官(3年以上) ②①に準じる特殊職員	
外 部	講習会			地方日本人中堅幹部	地方日本人中堅幹部	地方日本人中堅幹部
						地方一般官吏訓練所

注：Ⅰ 卒業生：大学・専門学校の卒業生

Ⅱ 特殊職員：協和会、公共団体及び特殊会社の職員

Ⅲ 第一錬成部と第二錬成部という名称はともに 1943 年より使用された名称である。

日本人現職官吏の選抜は 1936 年から実施されたが、1938 年文官制の実施により、民族を問わず、すべての官吏の選抜が文官試験を基準とするようになった。それと同時に、協和会及び他の団体の職員の委託訓育、また、薦任官の選抜者に対する訓育が同年より一斉に始まった。この体制は 1942 年まで継続し、1943 年より、薦任官が訓育対象から外された。また、1938 年より地方日本人中堅官吏のみを対象とした講習会が開催され、教授科目として課された内容が地方に合わせたものとなった。これは中央と地方の官吏の思想及び素質の一致を保とうという意図によるものと考えられる。

1943 年より、大同学院は満洲国全域の各種一般職員訓練機関を統制・指導するようになり、訓育対象の範囲はさらに拡大した。一般職員訓練機関は財政、教育、治安など、国家建設と密接にかかわるあらゆる業種にわたっている。また、師道訓練所を例としてみると、地方訓練所で行われるのは現職教員の再教育であるため、ここから類推すれば、大同学院は満洲国全域の現職官吏の再教育を掌ったと考えられる。

第二、大同学院による訓育の内容は、建国精神、満洲国の行政、文化と時勢、語学及び訓練を中心とする。この訓育内容は建国大学による官吏養成の内容とほぼ一致しているが、建国大学による官吏養成の内容は法律、経営などの国家経営に関する高度な専門知識に重点を置いたというなら、大同学院による訓育の内容はより一層満洲国の「現在」、満洲国の現状に焦点を当てているように思われる。特に、東亜政治、戦争時勢に関する内容の増設が 1940 年以後の訓育の特徴となっている。その背景には日本の大東亜共栄圏建設の目標が立てられたため、満洲国を拠点とした日本の対外侵略には、同盟者として官吏の力が必要とされたからと推測できる。また、語学教育は大同学院が実施した訓育の重要な一部であ

る。語学に割かれた教授時間は訓育総時間の三分の一以上を占めていた。ただし、1938 年以後、大同学院で訓育された官吏のほとんどは高等文官試験の合格者であり、第二言語の習得が高等文官試験で必須条件と求められたため、この点から鑑み、大同学院における語学教育は学校教育または社会教育の延長線上にあったと考えられる。

以上、大同学院の訓育対象の範囲及び構成の変化から、大同学院による訓育は最初、大学・専門学校の日本人卒業者を対象とした高等官官吏の養成、その後、高等官官吏の養成と同時に現職中堅官吏を対象とした再教育、さらに、一般現職職員への再教育も加えられたという変遷的な性格を有すると考える。ここから、大同学院は高等官のみから官吏全般、養成から養成と再教育、さらに中央から地方への統合という満洲国の官吏の養成と教育を統括した機能を果たしたと考える。さらに、大同学院による訓育の内容をみると、大同学院内での訓育であろうと、地方への指導であろうと、その内容に類似性があり、そこから、大同学院による訓育は満洲国の官吏の資質を統一した機能があると考えられる。こうした機能を有した大同学院は一般の「大学院でもない、官吏養成所でもない」という満洲国教育系統中での位置づけを明確化するならば、一般教育を凌駕し、学校教育と社会教育を統括して、満洲国政府下の満洲国に求められた官吏を継続的に供給する教育機関であるといえよう。

4 官吏にとっての満洲国教育

前節までは満洲国の官吏制度、また、語学講習所、建国大学及び大同学院で行われた官吏の養成と教育について検討してきた。特に、それぞれの教育組織の教授科目及び実際の使用教科書についての分析を通じて、満洲国の官吏にとって必要とされた能力は満洲国に対する認識、満洲国の建設に関する高度な専門的な知識、満洲国の行政及び時勢について掌握、さらに語学能力と、軍事、農業などに携わる体力である。満洲国の官吏にこれらの能力を養うために、満洲国政府は教育主体として社会教育と学校教育の双方を駆使して、官吏の養成・教育に注力していた。しかし一方、教育客体としてそれらの教育機関で養成され・教育された官吏はいかにそれらの教育を受けていたのであろう。当時の教育当事者の生の声に耳を傾ける必要があると考える。次に、建国大学の事例を取り上げて、その実態を確認しよう。

前述したように、建国大学は 1938 年に設立されてから、毎年は凡そ総人数の約 5 分の 2 を占める 70 人の漢人学生を招集していた。これらの漢人学生は建国大学の各教育科目に満足し、快くそこでの各種教育を受け、建国大学に期待されたような官吏になったかという、必ずしもそうではない。漢人による建国大学の回想にしばしば見かけられたのは、読書会の話である。建国大学に研究院と図書館が設けられ、そこにマルクス主義を含む大量の思想類の日本語書籍及び一部の中国語書籍を保存していた。それらの書籍は閲覧自由であるため、学生に比較的自由的な読書環境を提供した。1939 年後期、第二期生の漢人学生により読書会が組織され、その後、各期生の間に 4、5 人以上規模の読書会が相次いで組織

され、1945年入学の第八期生まで継続されていた⁸⁵。漢人学生の間でよく回覧された図書は『三民主義解説』（周佛海）、『孫文主義』、『資本研究』、及び魯迅、郭沫若などの中国人作家が創作した小説、詩などである⁸⁶。読書会は定期的に研究会を開き、図書の内容について討論して、共産主義や新しい思想などを伝授したり、新しい情報を共有したりする。このような読書会の存在は漢人学生に大きな影響をあたえた。たとえば、二期生の田夫は「毎週日曜日に同級生の4人と研究会を開き、『三民主義』や日本に留学していた友人が送ってきた『大衆哲学』、『新生』などの図書を読んで、世界観についての検討を行った⁸⁷」。二期生の侗鈞鎧は建国大学での読書は自身の「民族アイデンティティ、世界観、人生観及び価値観の形成には影響を及ぼした⁸⁸」と述べている。また、八期生である宮金策、張善儒は「建国大学に入って、『中国近代史』、『新民主主義論』などのような書籍を読んでからはじめて、自分が植民地(偽満洲国)の奴隷であることに気付いた⁸⁹」と語っている。

このように、建国大学に存在していた読書会は満洲国にある各種組織と比べてその規模が極めて小さいにもかかわらず、数多くの漢人学生を結集して、漢人の民族アイデンティティを呼び起こし、彼らの世界観の形成に役立ったと考えられる。これらの民族意識が呼び起こされた漢人学生は、建国大学の訓練及び教育を適当にあしらったり、抵抗したりするものもいるし、真剣に学習に取り組んでいたものもいた。たとえば、二期生の田夫は「真面目に訓練に向かうべきである。技術さえあれば、それをどこに使うかは自分で決めることである⁹⁰」という認識を持っていた。ここから、建国大学、または満洲国の教育は漢人の青年にとって、すでに自分自身の理論武装となったことが窺える。

小括—満洲国における官吏の養成・教育の特徴

本章では、満洲国における官吏の養成・教育の実態を解明するために、まず、満洲国の官吏制度を確認した。そもそも満洲国には官吏制度が存在しないため、関東軍は日本の官吏制度を援用して、類似した構成及び等級配分を有する暫定的な制度を作り上げた。それによって、初期の満洲国の官吏は大きく高等官と委任官の2つに分けられ、官吏の任用はほとんど自由任命であった。

1938年、文官令が公布され、従来の官吏の等級を簡素化し、高等官と委任官のほかに日本国内の試補という官位を増設し、また文官試験制度を取り入れるなどで、満洲国の正式な官吏制度が確立された。文官令の規定により、官吏の任用は原則的に文官試験によって決めるようになった。文官試験は採用試験(1940年より高等官は資格試験と採用試験)と適格試験、登格試験、特別試験の4種があるが、各種試験はさらに高等官試験と委任官試験に分けられる。このような官吏制度の下、官吏の養成と教育はいかなる状況だったのであろうか。満洲国の官吏の養成を担当する主要な教育機関、及びそれらの機関の関係については表2-17のようにまとめた。1938年の文官令の制定は満洲国の官吏制度の確立において、大きな道標であるため、官吏の養成と教育を考察する際、1938年を境界線としてその前後を区分することができる。

表 2-17 官吏養成・教育組織表

	機関	官吏分類	時期	対象	教育性格
1932年	語学講習所	官吏全般	1932, 8	日本人と他民族在職官吏	再教育
	大同学院	中堅官吏 (高等官)	1932, 7	大学・専門学校卒業生	養成
			1933	大学・専門学校卒業生	養成
				満系在職官吏	再教育
			1936	大学・専門学校卒業生	養成
	日・満系在職官吏	再教育			
1938年	文官令発布・文官試験制度実施				
	建国大学	高等官	1938, 5	国民高等学校卒業生	養成
	大同学院	高等官	1938	高等官採用試験の合格者	養成
				高等官登格試験で合格した現職官吏	再教育
				協和会、公共団体、特殊会社の職員	再教育
				薦任技術官の銓衡合格者	再教育
				地方日本人中堅幹部 (省理事官、県長、副県長級)	再教育
	委任官		1943	一般職員訓練指導	再教育

表 2-17 に示されているように、満洲国における官吏の養成はその性格から、中等以上の教育機関の卒業生を対象とした新官吏の養成と、在職職員を対象とした官吏の再教育の 2 つから構成したと考える。学校教育機関である建国大学が主に新官吏の養成を担い、社会教育機関である語学講習所は官吏の再教育を担い、大同学院は新官吏の養成と官吏の再教育を同時に担っていたとみられる。次に、歴史の流れに沿って、各教育機関による官吏養成・教育の特徴、及びそれらの教育機関が果たした役割を再確認しながら、満洲国における官吏養成の系統を構築したい。

(1) 満洲国における官吏養成・教育の系統

1932 年 7 月、資政局訓練部に引き継ぎ、満洲国では大同学院が開設され、日本及び満洲国内の大学・専門学校の卒業生から選抜した優秀なものに対して、満洲国建国精神、満洲国の建設に関する専門知識、語学及び訓練を施し、これより満洲国における官吏の養成が始まった。同年 8 月、在職官吏の意志疎通を図るための社会教育組織である語学講習所が設立され、日本人官吏に漢語、漢人をはじめとする他の民族の官吏に日本語教育を実施しはじめた。語学講習所はいつまで存続していたかは不明であるが、そこで実施された語学教育については、日本語教育を実例として挙げると、会話能力の養成が主要な目的とされ、また、教授の中に日本の習慣や文化などに関する内容が大量に取り入れられたため、日本に対する理解を深めさせようとした意図もあったと考えられる。また、語学講習所の組織構成、教授科目、使用教科書などから 1936 年より実施された官吏を対象とした満洲国政府語学検定試験と類似点が多いため、そこから、語学講習所は満洲国政府語学検定試験の土台となる機能を有し、官吏に対しては、受験するための予備校という存在である可能性が

高いと推定できる。これについては、第6章でさらに検証する。

1933年11月までに大同学院で実施された官吏の養成は、主に大学・専門学校の卒業生を中心としていたが、同年12月より、在職官吏の訓育が始まり、最初に招集されたのは漢人官吏であった。日本人在職官吏の訓育が1936年より始まっている。

1938年、文官令の頒布により、官吏の任用は試験採用となった。それにしたがって、大同学院の訓育対象者は依然として大学・専門学校の卒業生を中心としていたが、それらの卒業生は全員高等官採用試験の合格者であった。また、同年より、大同学院では協和会及び特殊会社社員の委託教育、また地方の日本人中堅官吏の訓育が始まった。この時期の訓育内容は前期と同じく、建国精神、満洲国の建設に関する専門知識、語学及び訓練を中心としていたが、前期と比べ、専門知識においては満洲国の行政、特に時勢に関する内容が多く取り入れられた。同年、建国大学が設立された。建国大学は日本人及び他の民族出身の官吏の養成を目的とし、その教育は精神教育、語学教育及び各種訓練を基本とし、その上に高度な専門知識の教育を行った。

1943年より、地方一般在職職員訓練所への指導も大同学院の担当範囲に入ってきたため、これにより、大同学院は満洲国の官吏の養成と再教育の全般を担うようになった。

以上より、満洲国における官吏の養成・教育の体系については、1938年以前では、社会教育組織である語学講習所による官吏の再教育と、学校教育機関の中の一部の大学・専門学校による官吏の養成を基盤とし、その上に大同学院が位置して、官吏の再教育と官吏の養成を総括しているという形である。1938年以後、学校教育の中に建国大学をはじめとする各種高等教育機関があり、そこで高等官官吏が養成され、それと同時に、社会教育において各種の職員訓練所が設立され、そこで委任官が再教育されている。これらの教育基盤の上に依然として大同学院が位置しており、中央と地方、高等官と委任官の再教育と養成を統括したという体系である。

(2) 満洲国の官吏像

満洲国における官吏養成と教育の系統の頂点に大同学院が位置し、官吏の養成と教育の全般を統括していたことが明らかであった。この統括は形式のみでなく、前述したように、大同学院による訓育は中央であろうと、地方であろうと、内容に類似性があるため、大同学院による訓育は満洲国の官吏の資質を均質化する機能があったのである。では、満洲国が求めた官吏がいかなるものであり、満洲国の官吏としてはいかなる能力が必要とされたのか。満洲国の官吏像を描いてみよう。

高等官については、建国大学による官吏の養成において、実際の教授科目についての分析を通じて、高等官文官試験の考査科目は全部、建国大学の教授科目の範囲に入っていたことが分かった。そこから、満洲国の文官試験で官吏に求めた満洲国に関する認識、満洲国に関する高度な専門知識と語学能力の3つの必要な能力は、建国大学で養成された官吏にとっても必要な能力であると考えられる。なお、建国大学の卒業生は全員高等官文官試

験に合格したことから、建国大学で養成された官吏は、高等官試験が求めた水準以上の能力を有したことが推測できる。さらに、それらの能力を大同学院で実施された官吏の訓育と合わせて考えると、日本語教育を受けた漢人をはじめとする各民族の官吏の養成を事例として、満洲国の官吏として必要とされた能力は、①満洲国及び建国精神に対する理解、②満洲国の建国をめぐる政治、歴史、経済、地理、法律などの幅広く高度な専門知識と、満洲国の実情及び時勢への把握・理解、③満洲国に関する内容や古典訓話などに対する読解力と、旧日本語能力試験の出題基準にそった3級と2級の間程度の語彙力を含めた日本語能力、④軍事、農業、武道などができる身体能力の4つが挙げられると考える。

委任官については、委任官試験及び大同学院による委任官への指導の科目についての分析を通じて、知識の専門性においてその程度は高等官ほど高く求められていなかったが、その養成・教育の主旨は高等官の養成と教育と一致している。委任官として必要とされた能力は、①満洲国及び建国精神に対する理解、②満洲国の建国をめぐる政治、歴史、経済、地理、法律などの幅広い知識と、満洲国の実情及び時勢への把握・理解、③日本の習慣・文化への理解を有し、会話能力を中心とした日本語能力、④軍事、農業、武道などができる身体能力の4つである。

満洲国で求められた官吏像は上記の4つの能力を持つ人物だと考えられる。しかし一方、建国大学の事例で分かったように、まだ養成される途中の漢人官吏は建国大学の教育を受けながら、漢人学生同士の交流や読書会の組織を通して、漢人学生の民族アイデンティティを呼び起こして、日本による満洲国の統治に対して抵抗していた。そのうち、積極的に満洲国の教育を受けて、それらの知識で自身を理論武装する人も少なくなかった。こうして、満洲国が求めた官吏像とは異なる官吏像の一面が露呈された。

(3) 満洲国における官吏養成の特徴—台湾、朝鮮との比較を通して

満洲国の官吏養成制度及びその体系は、満洲国または日本にとって、いかなる意味を持つのであろうか。この問題を検討するために、満洲国の官吏養成制度と日本の植民地である台湾、朝鮮の官吏養成制度との比較を行う必要がある。まず、台湾と朝鮮の官吏制度について概観する。

1895年、台湾総督府が設立され、日本による台湾への50年間の植民地統治がはじまった。日本の官吏制度はそのまま台湾に移植され、台湾総督府の官吏構成は日本国内と同じく親任官、勅任官、奏任官、判任官及び雇人と傭人という構成であった。「各官吏は、統治草創期を除くと日本本国と同じく一定の資格(高等文官試験合格など)や経歴を持つ、いわゆる有資格者から任命された官吏により構成され、官職に定員が設けられていた⁹¹⁾」。台湾の官吏制度の大きな特徴としては、「台湾人官僚の少なさと、平地と山地の二元的統治⁹²⁾」の2点が指摘されている。台湾人官僚の少なさの理由としては、まず、台湾総督府は清朝から受け継いだ機関ではなく、日本により新規に組織された統治機関であることが挙げられた。やまだ(2009:45)によると、清朝時代の台湾省巡撫や官吏は台湾出身のものがおらず、日本の統治下に入ってから中国に戻ったため、台湾総督府を組織した際、清朝時代の高級官吏

への配慮は必要とせず、地方有力者を奏任官や判任官に就かせればよいとのことである。次に、清朝時代の台湾では科挙が実施されたため、近代的な学校が存在していなかった。総督府にとっては官吏を養成するための学校を作る必要が生じていなかった。ただ通訳者として数人の台湾人一般官吏を採用した。平地と山地の二元統治については、山地は台湾の東部と中央部の山地をさし、そこに主に原住民が居住している。原住民に対しては、警察の一本化統治を実施し、警察により、原住民への教育、農業及び訓練などの指導を行っていた。一方、平地というのは台湾の西部をさし、そこに主に漢族が居住している。漢族に対する統治は、行政において警察によって実行された部分が多かったが、教育や徴税などは別系統で、警察の支援で実行されたのである。

1910年、朝鮮総督府が設立された。日本が新規に組織した台湾総督府と異なり、朝鮮総督府は大韓帝国の官吏組織を受け継いだものである。そして、この組織の中に大量な朝鮮人官吏が存在していた。朝鮮総督府の官吏は日本と同じく、親任官、勅任官、奏任官、判任官及び雇人と傭人から構成された。官吏の民族構成からみれば、岡本(2008:61)によると、1945年まで総督府の官吏の人数が増加している一方であり、その中、朝鮮人官吏が一定の層を形成していたが、日本人官吏の比率が一貫して高く、親任官と勅任官の場合、朝鮮人はほぼ40名前後で固定された。官吏の任用については、岡本(2008:279)は朝鮮と日本と台湾の任用制度を比較・照合して、表2-18に示しているとおりにまとめている。

表 2-18 日本・朝鮮・台湾の官僚任用制度の概要

	日本	朝鮮	台湾
高等官	文官任用令 (高文試験合格)(1889~)	文官任用令 (高文試験合格)(1910~)	文官任用令 (高文試験合格)(1898~)
		朝鮮人特別任用令 (1910~/朝鮮内のみ)	台湾人特別任用令 (1922~/台湾内のみ)
判任官	文官任用令 (普通文官試験/実務経験/学歴具備)(1889~)	文官任用令 (普通文官試験/実務経験/学歴具備)(1910~)	文官任用令 (普通文官試験/実務経験/学歴具備)(1898~/属のみ/漸次拡大)
		朝鮮人特別任用令 (1910~朝鮮内のみ)	特別任用令(内地人・台湾人)(1898年~/属を除く/漸次縮小)

(岡本真希子『植民地官僚の政治史 朝鮮・台湾総督府と帝国日本』三元社 2008年 279頁より転載)

表2-18に示されているように、朝鮮における官吏の任用制度は基本的に文官試験制度と特別任用令の2つによることが分かる。そのうち、特別任用令は朝鮮内の朝鮮人のみに適用され、朝鮮人の日本国内での任用が拒絶されたことが窺える。一方、台湾においては、文官試験によって官吏の選抜が基本とされ、台湾人一般官吏の任用、また1922年以後の一部の台湾人高等官の任用が特別任用令による場合もある。文官試験制度の実施は台湾・朝鮮両総督府に従事する官吏の質をある程度保証できたといえるが、これらの文官試験合格者、すなわち新規官吏はどこから現出されたのか。岡本(2008:286-290)によれば、1910年代までに新規官吏の出身はほぼ東京帝大法学部であり、その人数が少なく、20年代から40年代にかけて、人数が増えており、東京帝大以外の帝国大学、また私立大学の出身者も現

れてきた。特に 30 年代に入ると、日本国内から官吏を供出したのみではなく、京城帝国大学と台北帝国大学などの設立により、植民地現地で官吏の養成がはじまった。たとえば、1928 年から 1943 年まで、京城帝国大学から 81 名の有資格者が送り込まれ、そのうち、日本人 38 名、朝鮮人 43 名、新規有資格者の約 3 分の 1 を占めていたという⁹³。しかし、台北帝国大学の場合は、1932 年から 1943 年の統計によると、台湾総督府に送り込んだ新規官吏の人数は合計日本人 10 名のみであった。つまり、台北帝国大学は植民地官吏の養成を担っておらず、台湾の新規官吏は依然として日本国内からの供出を中心としていたのである。

以上は、植民地台湾・朝鮮での官吏制度及び官吏の養成制度について概観してきた。台湾・朝鮮と同じく日本の統治下にある満洲国は、その官吏制度及び官吏の養成制度には、いかなる特徴があり、また、その位置付けはどのようなのであろうか。台湾、朝鮮及び満洲国のそれぞれの官吏制度及び官吏の養成に関する内容は表 2-19 にまとめている。次に、官吏の①民族構成、②任用制度、③養成方式、④官吏に対する語学教育の有無の 4 つの面から、日本の植民地台湾、朝鮮と満洲国の官吏制度、官吏養成体系を以下に検討していきたい。

表 2-19 台湾・朝鮮・満洲国の官吏について

	台湾(1895-1945)		朝鮮(1910-1945)		満洲国(1932-1945)	
	1930年代半ばまで	1930年代後半以後	1930年代半ばまで	1930年代後半以後	1938年以前	1938年以後
民族構成	1920年代まで、官吏のほとんどは日本人である。高等官任用令の発布により、台湾人高等官の採用が始まり、20名前後であった。	嘱託・雇員を含める台湾人官吏の総人数は4万5千人となり、日本人官吏の人数と匹敵する	日本人が増加していく一方、朝鮮人は40名程度、定員、定位された。	1930年代後半以後、下級官吏及び雇員などが増加。		
任用制度	高等官	高等試験(1899年より)内地日本人はほとんどである特別任用令(1922より)	高等試験、特別任用(1910年より)		関東軍により任命、特別任用	高等官試験、特別任用
	判任官(委任官)	普通試験(1899年より)日本人2265人。台湾人1930年代半ばまでは143名で、それ以後は190人	普通試験、特別任用(1910年より)		各部署の長官より任命、特別任用	委任官試験、特別任用
人材育成	学校教育	日本から送りこむのが中心であり、台湾帝国大学からは輩出した官吏はわずか10人であった	京城帝国大学(1924年より)をはじめとする各高等教育機関		日本から選抜大同学院	建国大学をはじめとする資格を有する高等教育機関大同学院
語学教育	社会教育	日本語のみ	日語講習所、韓日語講習所の開設で、朝鮮人に日本語、日本人に韓国語		語学講習所を中心とする組織で、日本人に中国語、日本人以外の官吏に日本語	

(岡本真希子『植民地官僚の政治史 朝鮮・台湾総督府と帝国日本』三元社 2008年 50-70頁、242-280頁より、筆者作成)

①民族構成。前述したように、台湾・朝鮮の官吏の構成は大きく高等官と判任官に分けられ、高等官の下に親任官、勅任官と奏任官が設けられた。この分類及び官吏の呼称は日本の官吏制度と同じである。これに対し、満洲国の場合は、官吏の分類は同様であるが、官吏の呼称に相違がみられる。たとえば、親任官は特任官、奏任官は薦任官、判任官は委任官と称されていた。官吏の民族構成から見れば、表 2-19 に示されているように、台湾の場合、高等官のほとんどは日本人に占められており、1930 年代後半より、一般官吏、嘱託と雇員として台湾人が大量採用されたとみられる。朝鮮総督府は大韓帝国から受け継いだ組織であるため、総督府が成立された当初から、高等官の中に朝鮮人官吏が入れられた。しかし、その後、日本人官吏の人数が増加している一方、朝鮮人高等官の人数は一貫して 40 人前後に固定されており、1930 年代後半になると、朝鮮人一般官吏の人数が大幅に増加するという傾向を示している。一方、満洲国の場合、満洲国政府は関東軍が中華民国の組

織を受け継いで、そこに大量の中華民国と清の時代の高等官吏が存在していた。満洲国建国当初、中央政府官吏 600 名のうち、日本人官吏は 120 名のみであった⁹⁴。一見、日本人官吏の人数が少ないように見えるが、政府は建国当初から各官署別に日本人と漢人の定員定位置を実施し、総務庁の庁長、各処長、また、各部の総務司長、各省の総務庁長は日本人に務めさせ、漢人を補佐させたという⁹⁵。また、台湾・朝鮮と同様、一般官吏、嘱託、雇員及び地方官署の現地人の人数は極めて多いのである。以上、台湾、朝鮮と満洲国の官吏制度はそもそも日本の制度を母体とし、官吏の構成には類似点が多いといえるが、地域によって中央及び地方の官吏の民族構成には大きな相違がみられた。その相違はそれぞれの特性に合わせたためだと考えられる。

②任用制度。官吏の任用に関しては、表 2-19 に示されるように、3 つの地域は共通して試験採用と特別任用の 2 種がとられた。試験採用は高等官試験と普通試験(委任官試験)に分けられ、特別任用は日本政府または長官の選考による。しかし、同じ文官試験であっても、地域によってその内実は異なる。岡本(2008:234)によると、台湾・朝鮮向け高等官試験は日本国内の試験とは同一の試験であり、年一回東京で実施された。また、試験内容は法学を中心とし、財政、政治及び外国語も課されたが、植民地に関する知識は一切設けられていない。普通試験はそれぞれ台湾と朝鮮で実施された試験であるが、日本語、地理、歴史及び法律が課され、台湾または朝鮮に関する知識は依然設けられていない。これに対し、満洲国の場合、高等官試験と委任官試験の何れも満洲国で実施された試験である。また、前述したように、文官試験で官吏に求められた能力は満洲国に関する知識、満洲国の建設に関する専門知識と語学(日本人以外の官吏に日本語)の 3 つが挙げられ、そのうち、特に、満洲国に関する知識についての熟知度が最も重要な部分とされた。

③人材育成。官吏の養成・教育において、3 つの地域が異なり、それぞれの特徴が現われていた。台湾では、現地人の高等官任用令が発布され、高等官試験が実施されたが、通訳、または日本の文官試験に合格した者を除いて、現地人の採用は實際上抑制され、現地人官吏の養成までは至らなかった。これに対し、朝鮮では 1924 年の京城帝国大学の開設より、植民地人材の養成が始まった。特に同大学の法学部の卒業生は高等官試験に合格し、その後の就職先はほとんど官職であったため、京城帝国大学は朝鮮の官吏の供給源とされた。したがって、そこで実施された教育は朝鮮の官吏の養成とみなされる。一方、満洲国の官吏養成・教育制度ははるかに系統的に見受けられる。学校教育において、建国大学をはじめ、文官試験の受験資格を有すると指定された高等教育機関が存在し、特に、建国大学は満洲国の最高の人材養成機関とされ、その卒業生の全員は高等官試験を受験させ、その後、ほぼ全員が大同学院に入学させられ官吏の訓練を受けさせられる。この点からみれば、建国大学は京城帝国大学と同じような機能を有し、満洲国の官吏の供給源となったと考えられる。社会教育においては、官吏を対象とした語学講習所、また、官吏の語学学習を奨励するための語学検定試験制度が存在している(語学検定試験制度については、第 6 章で述べる)。このような学校教育と社会教育の上に、さらに特別な官吏養成訓練機関である大同

学院が位置しており、大同学院はそこにおける訓育指導を通じて、満洲国の高等官と委任官、中央と地方の官吏の養成全般を統括している。

④語学教育。官吏への語学教育の実施は、朝鮮と満洲国の官吏養成制度に共通の特徴だといえる。日本人以外の民族に強制的に日本語を学ばせると同時に、日本人に現地語の学習をも奨励した。特に、満洲国の場合、語学は官吏の必須能力の一つとされ、この能力の程度は官吏の採用、昇進を判断する基準となっていた。一方、台湾の場合、日本語の教育のみであった。これは官吏の民族構成から理由が窺える。朝鮮と満洲国の場合は、日本人以外の民族はほとんど一般官吏であるが、人数的に多く、業務上日本人との交流が必要となるため、日本語能力が必須とされたためだと考えられる。

以上、民族構成、任用制度、官吏の養成及び語学教育の4つの面から、台湾、朝鮮、満洲国の官吏制度と官吏養成制度について検討してきた。官吏の構成からみれば、3つの地域はともに日本の官吏制度を母体としていたが、その上に各地域の性格及び特質に合わせてその制度をさらに改善し、充実させてきたのである。台湾・朝鮮の官吏制度と比べ、満洲国の官吏制度と官吏の養成制度はより一層系統的であり、その特徴は際立っているといえる。まず、官吏の養成において、学校教育と社会教育の双方を基盤とし、その上に大同学院が位置しており、満洲国の官吏の養成全般を統括している。次に、官吏の素養に関しては、満洲国に対する認識、満洲国の建設に関する専門知識、語学及び軍事、農業などに備える身体力の4つが必要な能力とされ、この能力は満洲国独自の文官試験、及び大同学院によって均質化された。この語学教育は官吏にとって極めて重要な部分をなしている。語学能力は官吏として必要な能力の一つのみではなく、その能力の程度は官吏の採用、昇進を決める基準ともなっていた。

【注釈】

- ¹ 1932年7月11日、長春で「官公吏若しくは官公吏にたるべき者を養成訓練」機関として設立され、その前身は資政局訓練所である。
- ² 滝川政次郎『満洲建国十年史』第1巻 原書房 1969年 140頁
- ³ 岡本真希子『植民地官僚の政治史 朝鮮・台湾総督府と帝国日本』三元社 2008年 40頁
- ⁴ 秦郁彦『日本官僚制総合事典』東京大学出版社 2001年 384頁
- ⁵ 秦郁彦『日本官僚制総合事典』東京大学出版社 2001年 384頁
- ⁶ 秦郁彦『日本官僚制総合事典』東京大学出版社 2001年 384頁
- ⁷ 双川喜文『満洲国文官令逐条解説』大同印書館 1941年 7頁
- ⁸ 秦郁彦『日本官僚制総合事典』東京大学出版社 2001年 228頁
- ⁹ 秦郁彦『日本官僚制総合事典』東京大学出版社 2001年 386頁
- ¹⁰ 秦郁彦『日本官僚制総合事典』東京大学出版社 2001年 386頁
- ¹¹ 長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店 1940年 1頁
- ¹² 長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店 1940年 1頁
- ¹³ 長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店 1940年 2頁
- ¹⁴ 長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店 1940年 9-20頁をもとに、引用者が作成した。
- ¹⁵ 長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店 1940年 10頁
- ¹⁶ 滝川政次郎『満洲建国十年史』第1巻 原書房 1969年 142頁
- ¹⁷ 滝川政次郎『満洲建国十年史』第1巻 原書房 1969年 142-143頁
- ¹⁸ 石剛『日本の植民地言語政策研究』明石書店 2005年 77頁
- ¹⁹ 滝川(1969:143)、石(2005:77)による。
- ²⁰ 史料では満洲国の文官の各種試験は「考試」と表記されているが、本研究では、日本の試験制度の名称と一致するため、史料を引用する際、「考試」とする。他の場合は「試験」と記す。
- ²¹ 長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店 1940年 23頁
- ²² 長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店 1940年 26頁
- ²³ 長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店 1940年 27頁
- ²⁴ 双川喜文『満洲国文官令逐条解説』大同印書館 1941年 99頁
- ²⁵ 双川喜文『満洲国文官令逐条解説』大同印書館 1941年 99-100頁
- ²⁶ 長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店 1940年 40-41頁
- ²⁷ 長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店 1940年 127-130頁
- ²⁸ 長谷鎮廣『最新満洲帝国高等文官考試問題模範解説』清水書店 1941年 4頁
- ²⁹ 双川喜文『満洲国文官令逐条解説』大同印書館 1941年 93頁
- ³⁰ 武強『東北淪陥十四年教育史料』(第1輯)吉林教育出版社 1989年 134頁
- ³¹ 武強『東北淪陥十四年教育史料』(第1輯)吉林教育出版社 1989年 135頁
- ³² 武強『東北淪陥十四年教育史料』(第1輯)吉林教育出版社 1989年 383頁
- ³³ 『日本国語大辞典〔縮刷版〕』(1980年)によると、時文は「中国でその時代に実用性を持った文体をいう。特に明代の科挙の答案に用いられた八股文及び清末から民国にかけて官庁の公文書や新聞などでも用いられる文体をさす」。語学講習所の対象者は官吏であるため、本研究で述べる時文は公文書や新聞などの文体をさす。
- ³⁴ 大出正篤『新撰日本語読本正編』満洲図書文具株式会社 1936年第17版 3頁
- ³⁵ 大出正篤『新撰日本語読本正編』満洲図書文具株式会社 1936年第17版 1頁
- ³⁶ 大出正篤『新撰日本語読本正編』満洲図書文具株式会社 1936年第17版 2頁
- ³⁷ 大出正篤『新撰日本語読本正編』満洲図書文具株式会社 1936年第17版 2頁
- ³⁸ 国務院総務庁人事所『満洲国政府語学検定試験問題集』明文社 1937年 11頁
- ³⁹ 建国大学『建国大学要覧』1940年 3頁
- ⁴⁰ 劉第謙「我所了解的偽滿建國大學」『建國大學的幻影』水口春喜著、董炳月訳 崑崙出版社 2004年 159-160頁
- ⁴¹ 満洲国史編纂刊行会『満洲国史総論』満蒙同胞援護会 1970年 598頁
- ⁴² 劉第謙「我所了解的偽滿建國大學」『建國大學的幻影』水口春喜著、董炳月訳 崑崙出版社 2004年 4-5頁
- ⁴³ 建国大学九期生刊行世話人会『建国大学九期生』1995年 208頁
- ⁴⁴ 志々田文明「建国大学生一期生・尹敬章氏に何う」『早稲田大学体育学研究紀要』(35) 2003年 99頁
- ⁴⁵ 建国大学九期生刊行世話人会『建国大学九期生』1995年 222頁
- ⁴⁶ 長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店 1940年 240頁

-
- 47 建国大学九期生刊行世話人会『建国大学九期生』1995年 600頁
- 48 大同学院史編纂委員会『渺茫として果てもなし：満洲国大同学院創設五十年』大同学院同窓会 1981年 183頁
- 49 大同学院史編纂委員会『渺茫として果てもなし：満洲国大同学院創設五十年』大同学院同窓会 1981年 183頁
- 50 満洲国史編纂刊行会『満洲国史総論』満蒙同胞援護会 1970年 155頁
- 51 満洲国史編纂刊行会『満洲国史総論』満蒙同胞援護会 1970年 165頁
- 52 満洲国史編纂刊行会『満洲国史総論』満蒙同胞援護会 1970年 165頁
- 53 1931年8月3日、1935年4月1日、1935年7月20日、1938年10月27日、1940年3月29日、1941年3月10日、1943年3月22日の7回である。『渺茫として果てもなし：満洲国大同学院創設五十年』の年表を精査してまとめた。
- 54 鈴木健一「満洲国の成立と大同学院」『満洲教育史論集：古稀記念』山崎印刷 2000年 114頁
- 55 『大同学院抄録』1937年 1頁
- 56 満洲国史編纂刊行会『満洲国史総論』満蒙同胞援護会 1970年 252頁
- 57 大同学院史編纂委員会『渺茫として果てもなし：満洲国大同学院創設五十年』大同学院同窓会 1981年 184頁（ ）内は引用者による。
- 58 大同学院史編纂委員会『渺茫として果てもなし：満洲国大同学院創設五十年』大同学院同窓会 1981年 184頁
- 59 鈴木(2000:117)では1934年6月、半田敏治の来任より大同学院が真の官吏養成機関としての教育体系を整えるようになったと指摘している。しかし、資料を精査したところ、1934年半田敏治の来任より、教育体系の構築が動き始めたが、実際、大同学院の教育体系が整え、正式的に官制の改正を公布したのは1935年7月20日であることがわかった。
- 60 双川喜文『満洲国文官令逐条解説』大同印書館 1941年 2頁によると、中堅官吏は薦任官と高等官試補の総称である。委任官と委任官試補は主に中央及び地方一般職員訓練所、または師道訓練所、警察学校で養成される。
- 61 満洲国史編纂刊行会『満洲国史総論』満蒙同胞援護会 1970年 254頁
- 62 『大同学院抄録』1937年 1頁
- 63 『大同学院抄録』1937年 2頁
- 64 『大同学院抄録』1937年 3頁
- 65 鈴木健一「満洲国の成立と大同学院」『満洲教育史論集：古稀記念』山崎印刷 2000年 118頁
- 66 大阪商科大学興亜経済研究室『満洲国に於ける指導者教育』1943年 25頁、大同学院史編纂委員会(1981:187)より。
- 67 大同学院史編纂委員会『渺茫として果てもなし：満洲国大同学院創設五十年』大同学院同窓会 1981年 187頁
- 68 大阪商科大学興亜経済研究室『満洲国に於ける指導者教育』1943年 25頁
- 69 大同学院史編纂委員会『渺茫として果てもなし：満洲国大同学院創設五十年』大同学院同窓会 1981年 187頁
- 70 大同学院史編纂委員会『渺茫として果てもなし：満洲国大同学院創設五十年』大同学院同窓会 1981年 187-188頁
- 71 大阪商科大学興亜経済研究室『満洲国に於ける指導者教育』1943年 40頁によると、1回の持ち時間は概ね1時間20分である。
- 72 大阪商科大学興亜経済研究室『満洲国に於ける指導者教育』1943年 45-46頁
- 73 大阪商科大学興亜経済研究室『満洲国に於ける指導者教育』1943年 31頁
- 74 創立七十周年記念出版委員会『物語大同学院：民族協和の夢にかけた男たち：創立七十周年記念』大同学院同窓会 2002年 56頁
- 75 大同学院史編纂委員会『渺茫として果てもなし：満洲国大同学院創設五十年』大同学院同窓会 1981年 189頁
- 76 松永典子『「総力戦」下の人材養成と日本語教育』花書院 2008年 7頁によると、「錬成」はそもそも「皇国民」の練磨育成を意味する。マラヤでは、指導者層を育成する教育は「錬成教育」とされた。
- 77 大同学院史編纂委員会『渺茫として果てもなし：満洲国大同学院創設五十年』大同学院同窓会 1981年 189-190頁
- 78 満洲国史編纂刊行会『満洲国史総論』満蒙同胞援護会 1970年 255頁
- 79 大阪商科大学興亜経済研究室『満洲国に於ける指導者教育』1943年 56頁
- 80 大阪商科大学興亜経済研究室『満洲国に於ける指導者教育』1943年 56頁
- 81 大阪商科大学興亜経済研究室『満洲国に於ける指導者教育』1943年 57頁

-
- ⁸² 大阪商科大学興亜経済研究室『満洲国に於ける指導者教育』1943年 57頁
- ⁸³ 大阪商科大学興亜経済研究室『満洲国に於ける指導者教育』1943年 67-69頁
- ⁸⁴ 大阪商科大学興亜経済研究室『満洲国に於ける指導者教育』1943年 69-70頁
- ⁸⁵ 傅昭「対敵闘争の片断」『回憶偽満建国大学』長春市政協文史和学习委員会編 1997年 139頁
- ⁸⁶ 高克「偽満建大反満抗日活動及其發展」『回憶偽満建国大学』長春市政協文史和学习委員会編 1997年 92頁 引用者が訳した。
- ⁸⁷ 田夫「回憶建大的読書活動及其它」『回憶偽満建国大学』長春市政協文史和学习委員会編 1997年 133頁 引用者が訳した。
- ⁸⁸ 侗鈞鎧「我在偽建国大学の抗日闘争」『回憶偽満建国大学』長春市政協文史和学习委員会編 1997年 126頁 引用者が訳した。
- ⁸⁹ 張善儒「進歩書籍擦亮了奴隸的眼睛」『回憶偽満建国大学』長春市政協文史和学习委員会編 1997年 290-291頁 引用者が訳した。
- ⁹⁰ 田夫「回憶建大的読書活動及其它」『回憶偽満建国大学』長春市政協文史和学习委員会編 1997年 137頁 引用者が訳した
- ⁹¹ やまだあつし「台湾植民地官僚制について」『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』2009年 思文閣 42頁
- ⁹² やまだあつし「台湾植民地官僚制について」『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』2009年 思文閣 45頁
- ⁹³ 岡本真希子『植民地官僚の政治史 朝鮮・台湾総督府と帝国日本』三元社 2008年 290頁
- ⁹⁴ 満洲国史編纂刊行会『満洲国史各論』満蒙同胞援護会 1971年 34頁
- ⁹⁵ 満洲国史編纂刊行会『満洲国史各論』満蒙同胞援護会 1971年 34-35頁

第3章 満洲国における教員の養成

はじめに

満洲国の樹立早々、最も肝要な任務とされたのは満洲国の建国精神の普及である。1932年7月29日、満洲国「第一次教育庁長会議」において、総理大臣は「全国への思想普及は、一つは行政、もう一つは教育による¹⁾」と明示していた。前章では、行政の面に着眼し、満洲国の官吏の養成・教育について考察してきたが、「教育の如何は、教師の実力、教師の質による²⁾」という満洲国政府の認識にしたがい、本章では、教員の面に注目して、満洲国の建国当初、官吏とともに社会の中核といわれる教員の養成・教育について検討する。

満洲国が成立した当初、教育現場で働いていたもとの教員はほとんど三民主義の教育を受け、満洲国に関する認識を持っていなかった。満洲国政府の文教部は、これらの教師をそのまま採用すると、満洲国の教育の振興には「きわめて危険³⁾」であると判断し、教員の思想を統一するために、一時的に局面を改善する対策として、1932年から中央（満洲国の首都である新京）では「教員訓練所」を開き、全国各地から選ばれた優秀な初等・中等教員に対して再教育を施し、満洲国に適合する教員を養成するための教育を実施し始めた。それと同時に、教育現場に残された大勢の一般在職教員に「検定」を行い、教員の質の向上を図った。一方、満洲国に相応しい教員を継続的に養成することを図るために、満洲国内に高等師範学校や師範学校などを設立して、将来の初等・中等教育の教員を養成し始めた。

これまでの満洲国の教員に関する研究は、日本側には、大森(1994、1995、1996)、鈴木(2000)、大谷野(2011)等の研究成果が挙げられる。大森(1994、1995)では、満洲国教育の経験者と当時の教育従事者に焦点を当てて、彼らのライフ・ヒストリーを通じて、満洲国の教育実態について考察している。大森(1996)は日本人初等教育教員に関する政策に注目し、それらの政策についての分析を通じて、日本国内で行われた満洲国教員の採用及び満洲国での養成について論述している。特に満洲国唯一の日本人教員養成機関である中央師道訓練所を研究対象として取り上げ、政策の視点から満洲国に求められた日本人教師像を描いている。だが、同論文では日本人教員に対する養成の内実については触れていない。鈴木(2000)は満洲国の国民教育に着目し、中華民国時代から満洲国までの国民教育の内容の変遷について分析している。そしてその変遷から起因した教員養成の問題に注目して、満洲国政府が意図した国民教育が思惑どおりに実施できなかった理由は教員訓練所と師道大学による教員養成の不十分さにあると指摘している。また、大谷野(2011)は、師範教育を中心とする教員養成に焦点を当てて、関東州、満鉄、満洲国及び日本国内で実施された教員の養成について概観している。当該研究は満洲国の教員養成・教育の体系の構築において、重要な資料の提供という点での貢献は認められるが、各教員養成機関で行われた教

員養成・教育の詳細に関する考察は少ないという点で課題を残している。

一方、中国側では、満洲国の教員研究が進んでおり、王(1989)、楊(2004)、曲(2005)、杜(2009)などの研究の蓄積がある。特に王野平の『東北淪陥十四年教育史』(1989年、吉林教育出版社)は、著者自身の満洲国の小学校、中学校、高校及び大学での勉学経験に基づいて、大量な歴史資料を用いながら、当時の教育全般について論述している。楊(2004)は、学校教育と社会教育の双方から、満洲国の学生、青年、教師に対する教育について論述している。そのうち、教員については、民族によって中国人(主に漢人)と日本人を2分類して、中国側の歴史史料を駆使しながら、教員の養成と再教育の2つの養成形式について論述している。ただし、大多数の中国側の研究と同じく、その教育の政治性の論説に留まっております、教育の実際についての分析は十分とはいえない。

以上の先行研究を踏まえ、その問題点としては以下の2点が挙げられる。①満洲国の教員養成については、それぞれの教育機関の規模、構成及び教育方針などが明確にされたが、各教育機関で実施された教育内容、つまり教員養成・教育の詳細についてはまだ不明なところが多い。特に、日本語が教員養成と教育の必須科目とされ、日本語能力が満洲国の教員として必要な能力の一つとなっていたため、満洲国の教員養成はある意味、日本語教員の養成といっても過言ではないと考える。これらの日本語教員はいかに養成され、その養成にはいかなる経験と教訓があったのか。この実態の解明には史的な観点が必要であると考える。②研究の視点は日本人教員か、漢人をはじめとする他の民族の教員の何れかに偏っており、満洲国の教員養成を体系的に論述するものが少ない。

そこで、本章では、日本人教員と漢人をはじめとする他の民族の教員の双方に焦点をあてて、史的な観点から、満洲国の教員養成の実態を解明することを目的とする。この実態の解明にあたって、まず、教員の構成、養成方式などを確認するために、満洲国の教員養成制度を概観する。次に、教員の養成方式の分類にしたがって、それぞれの教育機関で行われた教員養成の詳細について分析し、満洲国の教員像を描いてみる。最後に満洲国における教員養成の特徴を探るために、台湾・朝鮮で実施された教員養成との比較分析を行う。

なお、教員の養成について、教師検定試験を除いて、その養成方式は大きく新規教員の養成と在職教員の再教育の2つに分けることができる。本章ではこの2つの養成方式を区別するために、新規教員の養成を「養成」で表し、在職教員の再教育を表す際、「教育」を用いる。本章で使用する主な資料については、①満洲国の教員制度の部分においては、主に以下の資料を用いる。

民生部教育司『学校令及学校規定』 1938

皆川豊治『満洲国の教育』満洲帝国教育会 1939

武強『東北淪陥十四年教育史料』 第2輯 吉林教育出版社 1993

②教員養成の実態についての部分は、主に以下の資料、及び『満洲教育』などの雑誌を用いる。

長野県南嶺会学院史刊行委員会『師魂:満洲国立中央師道学院史』長野県南嶺会学院史刊

行委員会 1981

長野県南嶺会学院史刊行委員会『師魂：満洲国立中央師道学院史補』長野県南嶺会学院史刊行委員会 1982

楊家余『内外控制の交合一日儀統制下の東北教育研究(1931－1945)』安徽大学出版社 2005

1 満洲国の教員養成制度

1.1 教員の養成

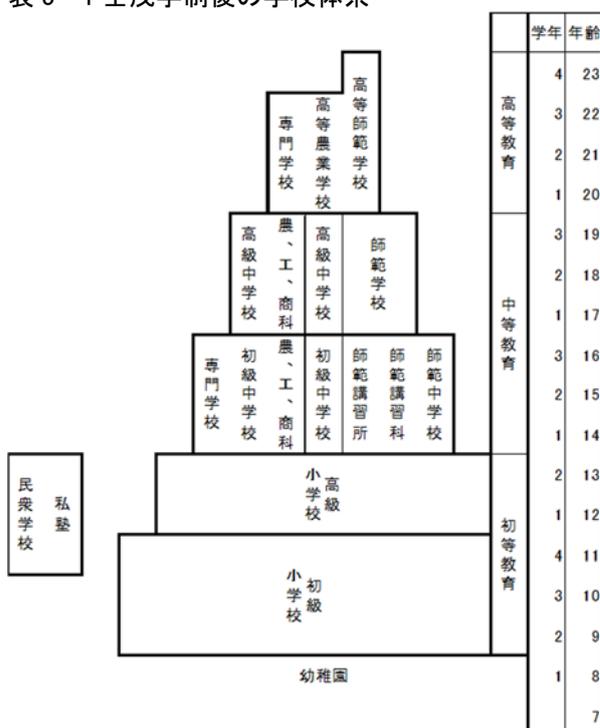
1.1.1 満洲国成立以前の教員養成

近代、中国における教員の養成は清末民初に師範教育の導入からはじまったとみられ、その嚆矢となったのは1897年南洋公学師範院の開設である。1904年、清朝政府より癸卯学制が制定され、師範教育制度の形はある程度整えられた。その後、清朝政府より大量の留学生が日本に送り出され、それと同時に、日本人教習が清朝に招聘されてきた。それらの方策を通じて、日本の師範教育の体系が清朝の教育制度に受容され、次第に初等教育教員の養成組織である「初級師範学堂」と中等教育教員の養成組織である「優級師範学堂」を主体とする日本式の師範教育制度が清朝で確立された。

1912年、中華民国政府が成立して、旧来の「初級師範学堂」と「優級師範学堂」をそれぞれ「師範学校」と「師範高等学校」に改称された。1922年、民国政府により「壬戌学制」が制定され、中国教育史上大きな変革をもたらした。「壬戌学制」では、教育の主旨について「社会の発展に応じて、一般民衆教育を基礎とし、国民の経済力を考慮しながら、社会・生活まで教育を浸透させる⁴⁾」と決められ、つまり、教育の実用性を重視するようになった。この方針にしたがい、学校教育は初等教育、中等教育、高等教育の3段に分けられ、学制は「六三三四制」、すなわち、小学校6年、中学校3年、高校3年、大学4年という制度が策定された。この学制は満洲国成立後の1930年代の半ばまで援用され、また、現在、中国における学校教育制度はこの「壬戌学制」に基づいたものである。表3-1は「壬戌学制」により制定された学校体系表である。

表3-1の師範教育学校についてみよう。師範学校の修業年数は原則として6年と定められたが、中学校卒業者を対象とする師範学校の修業年数は短縮され後半の3年のみとなる。また、短期間で小学校の教員を養成するために、師範講習科、師範講習所が設けられた。これらの機関での修業年数は基本的に3年であったが、状況によって決められる⁵⁾とされた。師範高等学校については、高校卒業者を対象者とし、修業年数は4年と定められ、師範大学校とも呼ばれた。

表 3-1 壬戌学制後の学校体系



(武強『東北淪陥十四年教育史料』吉林教育出版社 1993 年 142 頁より転載)

「壬戌学制」の規定により、師範学校のほかに、中学校、また、大学の中に教育科、師範講習科を設立することができたため、それまでの師範教育でのみ行われた教員の養成は一般学校にまで拡大し、教員養成の方式が多様化した。これらの教員養成の方式は満洲国時代にも援用された。

1.1.2 満洲国の教員養成

中国の教育専門家である王野平(1989)の研究によれば、満洲国における教員の養成制度については、1938年の新学制の実施、1942年の戦時体制の実施を境界線として大きく3つの時期に分けることができる。すなわち、第1期(1932.3~1937.12)、第2期(1938.1~1942.9)、第3期(1942.10~1945.8)の3期である。本節では、上記の時期区分に沿って、満洲国の教員養成制度を確認する。

第1期については、第1章で述べたように、建国初期、満洲国の教育機構、教育方針、教育制度などはまだ完備されていなかったため、大部分の学校が閉校されていて、教育は一時期、停滞の状態に陥っていた。そして、関東軍は満洲国の「初等教育の1年から日本語教育を開始する⁶⁾」と計画していたが、教員と教材不足の問題で、その時期を遅らせ、実際に日本語教育を行いはじめたのは1934年9月頃であった。満洲国成立以前、関東州及び満鉄沿線地域に日本語学校(公学堂)の開設があり、日本人教員、また日本に留学した経験がある漢人日本語教員が採用されていたが、その人数は極めて少なく、満洲国にとって、教員不足の問題は深刻で緊要の問題となっていた。また、満洲国の現職の教員は「ほとん

ど 20～30 代の人で、民国の教育を受け、育てられたものであり、(中略)民国の教育精神はすでに思想の奥まで浸みこんでおり、満洲国に対する認識・思想が欠けていた。もし、これらの教師をそのまま満洲国の教師にすると、極めて危険なことになる⁷」と懸念された。この実情に直面して、1932 年 7 月に行われた「第一次教育庁長会議」で、各省の教育庁長及び教育関係者より教員如何という議題をめぐって、様々な意見が交わされていた。その結果として、「満洲国で高等師範や師範学校を設立して、もっぱら教師を育成する⁸」との法案が出された。この方案により、満洲国の建国初期にほとんどの初等・中等学校がまだ未開校の状態であったのに、師範学校が先立って開校されるに至った。満洲事変以前に東北地域には師範学校が 133 校あったが、1932 年 7 月に至って、すでに 123 校の学校が開校されるようになった⁹。また、1934 年 10 月 1 日、満洲国で初めての中高等教育教員を養成する高等学校である高等師範学校が設立された。

満洲国の初期の師範教育は民国政府の「壬戌学制」の学校の系統をそのまま踏襲し、教育方針は「教師に必要な知識と技能を教授し、国民の模範となるべき道徳品性を培い、指導者としての精神を備える¹⁰」と明示されたように、知識と精神の教育に重点を置き、満洲国の指導者として教員を育てるという方針であった。そして、教員の資質を全面的に向上するために、1934 年 8 月 20 日「師範教育令」を頒布した。第二条に師範教育の方針を「実践躬行して徳性の涵養、知識技能の修得、身體の鍛錬に努めしめ、以て国民の師表たるべき人格を陶冶するを以て本旨とす¹¹」と改めた。つまり、徳育、知育、体育及び実践能力が教員養成の中心となっていた。

このように、満洲国政府は建国初期から満洲国の新規教員の養成に取り組んでいた。しかし、師範教育機関での教員養成は時間がかかる。この実情に対して、一時的な応急施策として、「師範学校で養成されている学生が卒業するまでに、現有の教師に対して検定・伝授を行い、採用する¹²」という方法が考案された。この考案に応じて、1932 年 8 月に新京南嶺で漢人教員を対象とした「教員講習会」が開かれ、在職教員に対する精神教育を実施しはじめた。翌年 4 月、「教員講習会」をもととした「教員講習所」が設立され、満洲国全域で選ばれた優秀な初等・中等現職教員に対する再教育が始まった。再教育の方針は、これまでの漢人教員に欠けていた満洲国に対しての認識、いわゆる建国精神を体得させることであった。

1938 年 1 月 1 日より満洲国では新学制が実施された。新学制実施以前の 1937 年 5 月 2 日に勅令第 75 号で「師道教育令」が公布され、教員養成と教育について改めて規定していた。「師道教育令」により、教員養成の目的は「実践躬行ニ留意シテ鞏固ナル国民精神ノ涵養、知識技能ノ習得、身體ノ鍛錬ニ務メシメ以テ人格ヲ陶冶¹³」のとおり、新学制実施以前と同じく、依然として精神、知識及び身体力の養成に重点を置いていたが、師範教育の体系に変更が見せた。新学制実施以後の師範教育の種類及びその学校体系に占める地位は表 3-2 が示しているとおりである。表 3-2 にみられるように、元の師範教育機関の「師範」は全部「師道」に変えられた。その理由については、当時政府に教育担当の皆川豊治は「師範

と云う語意は最高人格の教師を云ひ現したもので、上級学校との関係で高等師範と云ひ或は師範高等と云ふのは観念的に不合理であり、また教師たるの自覚を積極的に促す意味に於いては師道の言葉の方がより相応しいと云ふ観念からである¹⁴」と解釈していた。

表 3-2 新学制実施後学校体系表



民生部教育司(1937:17)『学校令及学校規定』より転載。表の中の数字は年齢を表す。

表 3-2 の中の師道学校は省または特別市の管轄下にあり、(1939 年より国の管轄下に入ったが、実際の管理は省または特別市による)初等教育教員の養成を目的とする機関である。修業年限は 2 年で、国民高等学校 3 学年修了者またはそれと同等の学力を有するものを対象とする。師道高等学校はもとの師範高等学校であり、満洲国政府により設立された中等教育の普通科目¹⁵の教員を養成する機関である。修業年限は 3 年、対象者は師道学校、国民高等学校または女子高等学校、及びそれと同等学歴を有するものである。師道高等学校のほか、政府が指定した大学の中に特修科を設置し、教員の養成もできる。

また、教員の不足を補うために、師道学校内に特修科を増設したり、または、もとの師範中学校と師範講習科を合併して新しい特修科を設置したりして、国民学舎、または国民学校、国民優級学校の補助教員を養成するようになった。特修科の修業年数は 2 年で、対象は国民優級学校卒業生、または 13 歳以上の同等学歴を有するものである。さらに、女子初等教育教員を養成するために、もとの女子師範学校を女子国民高等学校附設の師道科に改設した。女子国民高等学校の卒業生を対象とし、学制は 1 年である。

新学制実施以後の師範教育機関による教員養成の形式は新学制実施以前の「壬戌学制」時代の形式と同じであるが、師道学校や師道特修科の修業年数はそれぞれ以前より 1 年短縮され、2 年となって、満洲国ではいかに初等教育教員が緊急に必要であったのかが窺える。1941 年満洲国には師道学校が 18 校、女子師道科を設けた学校が 13 校、師道特修科を設けた学校 62 校¹⁶であった。この数字から、師道学校のみでの教員養成は満洲国の教員の需要を十分満たすことができず、初等教育教員の養成は修業年限 2 年の特修科によって補われ

た部分が大きいとみられ、この点からも満洲国の教員不足の一端が窺える。特に農村や辺鄙な地域では、師範の希望者が少ないため、師道学校の設置基準に達しなかった。そこで、教員不足の改善策として、1937年にこれらの地域に臨時初等教育教師養成所を開設した。1940年、このような臨時教師養成所はすでに18箇所¹⁷にのぼった。また、「師道教育令」の規定により、師道学校または師道高等学校の卒業生は卒業後、一年以上教職に就くことが義務づけられたため、多くの師範卒業生が農村や辺鄙な地域に派遣された。

一方、在職教員に対する再教育は、新学制実施以後、もとの教員養成所は中央師道訓練所に改称され、その教育対象者はそれまでの初等教育教員と中等教育教員のほかに、中堅幹部が加えられ、中央師道訓練所は満洲国の中堅在職教員を訓育する機関となった。それと同時に、日本から選抜してきた国民学校高等科以上の卒業生と在職教員を中央師道訓練所に入所させ、満洲国の教員として養成しはじめた。また、満洲国内11の都市において、地方師道訓練所を開設し、各民族の初等教育教員に対する再教育を行うようになった。

新学制実施以後、師道学校のみでなく、特修科及び臨時初等教員訓練所などの教育機関で養成された教員の人数は一見、増加したように見受けられたが、実際、満洲国では1937年より第一期五年産業開発計画を実施し始めたことにより、大勢の国民高等学校の卒業生が産業開発に招集されていった。これらの国民高等学校の卒業生はちょうど師道学校の学生の源であり、また、当時、教員の社会的地位は低かったため、各種師道学校に志願する学生の人数が定員の半分に至らない状況は常にあった。そして、これまでの教員養成機構を拡充し、教員の人数を増やすために、1943年2月、満洲国は「師道教育刷新要綱」を公布し、師範教育制度を改定した。戦時教育体制の確立にしたがい、この時期の教員養成・教育の方針に変更がみられ、徳育の面においては、満洲国建国の本義を理解し、忠孝仁愛、

表 3-3 1943 年後師範教育体系表

大 特 修 科	学 校	師道 高等 学校	18		高等教育
			師道学校	師道科	
国民高等学校			17		中等教育
			(本科第 二部)	女子国 民高等 学校	
国民優級学校			15		初等教育
			師道学校 (本科第 一部)	(師 道)特 修科	
国民学校			補習 科	職業 学校	14
					13
国民学校					12
					11
国民学校					10

王野平(1989:172-173)より転載

協和奉公の精神を以て国民教育に献身する精神を育成し、知育と体育の面においては、知識技能を伝えると同時に、学生を指導する際に必要な技能を教え、勤労の精神を振興させ、実践躬行、率先の習慣を培養することを旨とするようになった。1943 年以後の新しい師範教育体系は表 3-3 のとおりである。

表 3-3 が示したように、師道学校は本科と特修科の 2 つに分けられ、特修科は以前と同じく、国民優級学校の卒業生を対象者とし、修業年限は 2 年である。本科は第一部と第二部に分けられ、第一部は新設された部門であり、国民優級学校卒業生を対象者とし、修業年限は 4 年である。第二部は師道学校もとの部分であり、国民高等学校の 3 年修了者を対象者とし、修業年限は 2 年である。特修科の成績優秀な卒業生は第一部の 3 年に進学することができる。

また、1943 年より、師道学校は地方の師道訓練所を吸収し、師道学校の訓練部として附設させ、地方の在職中堅教員を対象に訓練を行った。訓練部に 4 つの部門が設けられ、第一部は、現職の無資格教員を対象者とし、6 ヶ月半の訓練を修了後、教頭の免許状を授与する。第二部は現職の教頭資格を有するものを対象者とし、修了後教諭の免許状を授与する。

一方、中央師道訓練所においては、1943 年より、中等教育教員の再教育と養成は師道大学に移管されたため、中央師道訓練所は漢人初等教育中堅在職教員の再教育と日本人初等教育教員の養成を担うようになった。

1.2 教員の資格

満洲国の初期、教員の職級などは定められず、一様に「教員」と呼ばれていた。1934 年 7 月の各教育庁長会議において、旧来の教員が民国の教育思想が深く、満洲国の教育に危険であるという問題が挙げられ、これに対して、各省は現有教員に検定を実施し、また、新教員の採用を図るために、教員の資格基準を制定するという方案が打ち出された。その一例として、奉天省の「小学校新採用教員資格標準」が挙げられる¹⁸。こうした中、1937 年 10 月 10 日、新学制が実施される前、満洲国民政部令第 28 号と第 29 号で「初等教育教師に関する件」と「中等教育教師に関する件」が公布され、満洲国の初等教育教員と中等教育教員の職級、資格、任免、待遇、分限などに関する規定が明確に定められていた。

「初等教育教師に関する件」では、初等教育教員を表 3-4 が示しているように教諭、専科教諭、教導及び教補の 4 種に分けている。教導は教諭がない場合、教諭に代行する教員であり、教補は教諭、専科教諭及び教導がない場合に、教諭または専科教諭を代行する教員である。職級から見れば、教諭の地位が最も高く、教補は 4 種の教員の中に最も下の地位にある。担当科目から見ると、教諭は教育の全般を担当することができ、豊富な知識を有すると求められる。教導と教補は教諭または専科教諭の代行を実施し、教諭と同じく初等教育の全般について熟知しなければならないと求められている。ここから、初等教育教員は等級によってその職級は異なるものの、教員の専門性において、ほぼ同じような知識と能力が求められたとみられる。

表 3-4 初等教育教員分類表

種類	教授科目	免許状	有資格者
教諭	初等教育全科目	初等教育教諭免許状	①師道学校、女子国民高等学校師道科、高級師範学校(これに準ずる師範学校にして民生部大臣の指定するものを含む) ②民生部大臣の指定する初等教育教師養成所を卒業した者 ③初等教育教諭検定に合格した者
専科教諭	免許状に記載する学科目	初等教育専科教諭免許状	初等教育専科教諭検定に合格した者
教導	教諭の代行	初等教育教導免許状	①師道学校特修科もしくは初級師範学校(師範講習科及初級師範学校に準ずる旧制師範学校にして民生部大臣の指定するものを含む)を卒業した者 ②民生部大臣の指定する初等教育教師養成所を卒業した者 ③初等教育教導検定に合格した者
教補	教諭または専科教諭の代行	省長または特別市長により決定	省長または特別市長の申請により民生部大臣がそれを授与する

(民生部教育司(1938:241-242)『学校令及学校規定』より、筆者が作成した)

中等教育教員については、表 3-5 は中等教育教員の分類表である。「中等教育教師に関する件」の規定によると、教員は教諭、教導、教補の 3 種に分けられる。教導は教諭がない場合、教諭を代行する教員であり、教補は教諭及び教導がない場合、それを代行する教員である。中等教育教員は免許状に記載されている学科目しか教授できないため、この点からみれば、中等教育教員は初等教育教員よりその専門性は一層重要視されるようになったと思われる。

表 3-5 中等教育教員分類表

種類	教授科目	免許状	有資格者
教諭	免許状に記載する学科目	中等教育教諭免許状	①師道高等学校、または師道教育を併せ施す大学の卒業者 ②民生部大臣の指定する中等教育教師養成所の卒業者 ③中等教育教諭検定の合格者
教導	免許状に記載する学科目	中等教育教導免許状	①民生部大臣の指定する中等教育教師養成所の卒業者 ②中等教育教導検定の合格者
教補	教諭に代用	省長または特別市長により決定	省長または特別市長の申請により民生部大臣がそれを授与する

(民生部教育司(1938:260-261)『学校令及学校規定』より、筆者が作成した)

1.3 教員の検定

初等教育教員と中等教育教員の有資格者の中に、各種師範教育機関の卒業生、教師養成所の卒業生のほかに、各種教員検定の合格者の存在が注目される。満洲国初期、政府は初等・中等教育の在職教員に検定試験を実施した。その目的は教員の品性、学力、思想状況、経歴、及び資格などを調査し、教員の資質向上を期するとされたが、楊(2005:118)の研究では検定を通して教員の任免、賞罰を決め、さらに、教員の自律を促すと指摘している。1935年より、満洲国では中等教育在職教員に対して検定試験を実施し始めた¹⁹。検定の科目は修身、経学、国文、数学、物理、歴史、物理化学、博物、英語、体育、図画、教育のほか、受験する教員すべてに建国精神の考査が課された²⁰。

1937年、「初等教育教師に関する件」及び「中等教育教師に関する件」の公布により、教

員検定制度は正式に確立された。初等教育教師検定試験は、17歳以上の国民優級学校以上卒業またはそれと同等の学歴を有するものを対象者とし、試験は教諭検定、専科教諭検定と教導検定の三種がある。試験の内容は教員の職級により異なるが、共通したのは学力試験、品性考査と身体検査である。ただし、①初級中学校卒以上の学力を有する者、②各種免許状を有し、一定の在職年数を満たす者、③外国の中等学校以上の学力を有する者、④満洲国の各種教員免許に相当する外国教員免許を有する者は、学力試験が免除される。大森(1996:64)によれば、上記の③の外国は実際日本を指しているという。つまり、日本から招聘してきた教員または中等学校以上の卒業生は、教員検定試験の学力試験が免除されるということである。学力試験が免除されない受験者には、試験の各科目は同種職級の免許を有する師範教育機関の卒業者の学力を基準とする。たとえば、教諭試験は教諭免許を有する師道学校の卒業者の学力を基準とする。

中等教育教員の検定については、20歳以上国民高等学校若しくは女子国民高等学校以上の学校を卒業した者又はそれと同等程度の学力があると認められる者に受験資格を与える。試験は教諭試験と教導試験の2種がある。試験の形式は学力試験、品性考査と身体検査である。ただし、①大学又はそれに類する教育施設の卒業生、②中等教育教導免許状を有して五年以上の中等教育に在職して成績優秀で省長または特別市長に推薦される者、③満洲国の中等教育教諭免許状に類する外国の教員免許状を有する者と、④外国の大学に相当する施設の卒業生に対しては学力試験が免除される。学力試験の試験科目は国民道徳、国語、教育、実業、歴史、地理、数学、理科、図画、手工、体育、音楽、家事、裁縫手芸と語学が設定され、そのうち、国語は日語、漢語、蒙古語の3つがある。これらの科目は実際、師道学校の教授科目と一致している。また、試験の各科目の程度については、「中等教育教諭検定の学力試験の程度は其の出願したる学科目の教師たらんとする学校に於いて教授するに足る学力を標準とし中等教育教導検定の学力試験の程度は其の出願したる学科目の教師たらんとする学校において教諭の指導を受けて教授するにたる学力を標準として之を行う²¹⁾」と定められ、つまり、中等教育教員には中等教育機関の科目を担当できる以上の能力が求められたとみられる。

以上の満洲国の教員検定試験制度から以下の2点のことを抽出することができる。①教員検定試験は主に教員の学力、品性と身体を考査し、そのうち学力試験は最も重要な部分とみなされる。しかし、師範教育機関と教員養成機関で養成された教員は学力試験の考査は免除された。ここより、満洲国の教員検定試験の受験者は、主に教育現場の一般在職教員であることが推定できる。②学力試験の科目の程度については、師範教育機関での同教育科目の水準が基準とされたため、ここより、満洲国では各種職級の初級教育教員に同種の職級免許を有する師範教育機関卒業生に相当する能力が求められたことが推定できる。これに対し、中等教育教員の学力試験での考査科目は高等師範学校で教授された科目と一致していたが、その水準は「教授にたる学力」のみが求められたため、中等教育教員に求められた能力は高等師範学校卒業生の学力に近いものだと考えられる。

以上の教員養成制度についての分析より、満洲国の教員を大きく、教員講習所で再教育を受ける中堅在職教員、各種師範教育機関で養成している新教員、教員検定試験に認定された初等・中等教育機関に勤めている一般在職教員の3種に分けることができると考える。こうした多様な養成方式を有した教員養成制度の下、教員はいかに養成されたのか。次節から、教員養成の実態に迫っていく。

2 満洲国における在職教員に対する再教育

2.1 教員訓練所による在職教員への再教育

満洲国の在職教員の思想を統一するため、1933年4月、満洲国の首都新京で教員訓練所(1938年以後、中央師道訓練所に変名)を開いた。前節で確認したように、教員訓練所は1938年の新学制実施、及び1943年の師範教育令の改正により、教育方針が変更されたため、本節では教員訓練所による在職教員の再教育について考察する際、1938年と1943年を境界線として3つの時期に分けて分析を進めていく。

満洲国の旧来の教員は民国の三民主義教育を受けてきたものがほとんどである。これらの教員に満洲国の思想を伝授するために、1932年8月、満洲国文教部より新京で「教員講習会」が開かれ、翌年4月、教員講習会の規模が拡大され、満洲国在職教員の再教育機関としての教員訓練所が設立された。教員訓練所は文教部の直轄下であり、全国の初等・中等教育に勤めている中堅教員を対象者とする。1933年4月26日に公布された「教員訓練所章程」は以下のような内容である²²。

- 第一条 訓練員は各省省長、東省特別区長官及び新京特別市市長に推薦される
- 第二条 訓練員の定員は每期百名である
- 第三条 毎期の訓練期間は三ヶ月以内で、連続的に行うことができる
- 第四条 訓練科目は建国精神、国内時勢及び国際関係、経学、教育等である
- 第五条 訓練員は指定される宿舎に宿泊する
- 第六条 訓練所より教員に指定された旅費及び宿泊費を支払う
- 第七条 訓練修了者に訓練証書を授与する
- 第八条 本章程は公布の日から実行される
(大同二年(1933年)4月26日公布)

この訓練所の規定に示されているように、まず、第一条で、「各省省長、東省特別区長官及び新京特別市市長に推薦される」という条件が設けられ、再教育を受けていた教員は優秀なものであることが保証された。次に、「每期百名」の大人数の定員に対して、わずか「三ヶ月」間の訓練を実施し、また、その訓練を「連続的に」行うことから見れば、満洲国政府は短期間で現職教員の思想を統一し、さらに、訓練科目に建国精神や、国内時勢及び国際関係などのような満洲国の精神と国勢に関する内容が多く設けられたことから、この講習を通じて教員に満洲国に対する認識及びその理解を入植し、満洲国に適合する教員に改造しようとした意図が読み取れる。

こうして、1935年7月まで教員講習所ではすでに9期の講習を行い、868名²³の在職教員

に対する再教育を施した。第1章の満洲国の教育制度に関する部分で確認したように、1934年より満洲国の学校教育では日本語教育が実施され始め、それにしたがって、1935年より、教員講習所の訓練科目に日本語が新しく加えられた。1935年12月までに実施された第11期講習において、教員講習所での講習の主旨は依然として「建国精神の体得」にあったが、日本語教育の比重は以前より大幅に増加したという²⁴。たとえば、所生の日本語能力を向上するために、以下の方法が実施された²⁵。

- 1 教授時間数を増加する
- 2 日本語教員の人数を増やす
- 3 日本語能力によって組を分ける
- 4 日本語教材の実際化を図る
- 5 所内での日常生活を日本語化する
- 甲 生活用語は必ず日本語にする
- 乙 看板や記などは必ず日本語にする
- 丙 訓話する時、必ず一回日本語にする
- 丁 写真、掛図などを通して日本文化に親しむ
- 戊 宿舎内に日本語雑誌を備える。

上記の方法から、教員講習所では授業の時間を利用して、教員に日本語教授を実施しただけでなく、普段の日常生活において看板や雑誌などの視覚・聴覚の刺激、また強制的に日本語を話させるなどの手段で、教員を日本、日本文化に親しませ、教員の日本語能力を高める工夫を凝らしたことが窺える。

教員講習所はいつから教授科目の中に日本語を増設したのかを現有資料では確認することができない。上記の日本語成績を上げる方法の項目から判断すれば、1935年第11期講習が実施されるまでは、日本語の教授時間数が少なかったため、第11期より「教授時間数を増加」させたと考えられる。また、第11期講習までの日本語教員が不足したため、第11期より日本語「教員数を増やす」ようになったと推測できる。ここから、遅くとも第10期の教員講習より在職教員に日本語を教え始めたと考えられる。では、その後の在職教員に対する日本語教育はどのようなものであったか。前掲の教員訓練所の第1期の募集要項と比較しながら、1936年1月29日に公布された「第十二回人員募集要項²⁶」について検討してみよう。第十二回募集要項の具体的な内容は以下のとおりである。

- 一 講習趣旨 建国精神によって初等及び中等教育教員を訓練する
- 二 講習期間 康德三年(1936)1月から6月までの6か月間
- 三 講習科目 建国精神、国内状況及び国際関係、経学、国文、教育、日本語、地理歴史、算術、理科、実業、図絵手工、音楽体操等
- 四 班別
 - 1 日本語班（日本語を主要学科として） 2班 定員 100名
 - 2 図絵手工班（図絵手工を主要学科として） 1班 定員 50名
 - 3 音楽体操班（音楽体操を主要学科として） 1班 定員 50名
- 五 選抜条件
 - 1 在職男教員
 - 2 品行端正、身体強健、労働者にたるもの

第1期講習の規定と比較すると、第12期の講習については以下のような特徴がみられる。

①講習の主旨は相変わらず建国精神の普及にある。

②講習の質が一層重要視されるようになった。講習期間は3ヶ月から6ヶ月に延長され、また、人数は定員100名から200名までに増加した。一見、6ヶ月間で200人の教員に訓育を行うという結果は以前の講習と変わりがないようであるが、同じ人員に6ヶ月間ほぼ以前の2倍の時間の教育を行うことから、教育の内容がより豊富になり、講習の質が一層重視されたといえよう。

③日本語教員の養成を重視している。この募集要項の日本語班の設置は注目に値する。日本語班とは、募集要項で説明されているように、主に日本語を主要学科にする班であり、すなわち、日本語教員を養成する班である。日本語班を希望する在職教員は訓練所で日本語を主要学科とする教育を受け、修了後、初等・中等教育の日本語教員に充てられることが推定できる。ここより、1936年の時点で、教員講習所は単に在職教員の思想を統一し、再教育を行う組織としてだけでなく、「日本語班」の開設によって在職日本語教員養成の場ともなったといえる。

④男子教員の人数の比重が大きかった。単に募集要項から見れば、第12回では男子教師のみが募集されていた。その理由については、当時、満洲国の日本語教育に携わっていた田中俊資が以下のように解釈していた。「まず、女教師は結婚や家庭など様々なことがあるため、仕事に集中できない可能性が大きい、次に、男女の担当科目から見れば、男性の性格は客観的で理系の科目を担当することに堪能であるが、それに対して、女性の方は性格的には主観的で人文や芸術などの科目担当が相応しい²⁷」。つまり、満洲国政府は女性の特質から判断し、男女を区別して養成し、教育現場に対応させた。

⑤講習科目は以前より多く設けられた。建国精神、国内状況及び国際関係、経学(四書五経に関する内容)の科目はそのまま継続されてきたが、国文、教育、地理歴史、算術、理科、実業、図絵手工、音楽体操等の科目の開設により、在職教員に多方面の技能、知識を有することが期待されていたことが窺える。また、もう一方、当時の師範教育の教授科目を精査したところ、教員講習所で課された科目は師範学校などでの教授科目とほぼ一致したことが分かった。ここより、上記の科目の開設は、実際満洲国の教員の質を統一させようとした意図からきたといえよう。

教員講習所は開設されてから1937年12月まで、1838名²⁸の在職教員に再教育を行っていた。前述していたように、仮に第10期から在職教員に対する日本語教育が始まり、11期までは毎回50名程度の人数で、12期以後は毎回100名の募集程度として計算すれば、1937年12月まで、教員養成所で養成されていた在職日本語教員はすでに400名近く、つまり、これまでの総人数の25%を占めていたと考えることができる。

2.2 中央師道訓練所による在職教員への再教育

1938年、新学制の実施にともない、教員講習所が拡充され、名称は「中央師道訓練所」に変更された。1938年3月17日に満洲国政府は勅令第36号で「中央師道訓練所官制」を

公布し、中央師道訓練所が民生部大臣の直轄下にあり、初等、中等教育の基幹教員及び視学の養成を目的とすると明示している。新学制実施以後、中央師道訓練所における最も大きな変化は、①訓育の対象者は、それまでの満洲国全域の初等・中等教育の在職漢人教員のみから、日本から招聘されてきた日本人が加えられたこと、②教員養成の方式は在職教員の再教育と新規教員の養成が同時進行する形となったことの2点である。したがって、1938年以後の中央師道訓練所の受講生の構成は表3-6のようになる。

表 3-6 1938 年中央師道訓練所構成

	第一部(漢人など)		第二部(日本人、日本から選抜)	
	対象者	育成目標	対象者	育成目標
第一種	初等教育教員	初等教育教員	中等学校以上の卒業生	初等教育教員
第二種	中等教育教員	中等教育教員	専門学校・大学の卒業生	中等教育教員
第三種	視学	視学	中等学校の卒業生	中等教育教員

(武強 (1993:65)『東北淪陥十四年教育史料』第2輯より、筆者作成)

表 3-6 に示されているように、中央師道訓練所には第一部と第二部があり、漢人教員を第一部とし、日本人を第二部とする。各部の下に、受講生の出自及び養成目標によって、さらに3種に分けられている。中央師道訓練所で再教育を受けていた漢人教員は、初等・中等教師のほか、視学も対象者とされた。一方、日本人については、これまでの研究の中で、表 3-6 のように、日本人の学力のみを示してあるが、出自などについては詳しく記されてこなかった。中央師道訓練所の日本人卒業生の情報を精査したところ、1938年、第二部第一種では127名の受講生が在籍し、同年12月20日に124名の卒業生を送り出したことが分かった²⁹。また、卒業生の入所前の職業を見ると、学校の卒業生は73名、小学校教員27名、その他は各種職員であった³⁰。つまり、中央師道訓練所で実施した日本人に対する教育は日本人の身分を区分せず、新教員の養成と在職教員の再教育を統合して行われたのである。だが、教育機関の卒業生の人数が遥かに多かったため、本研究では、中央師道訓練所で行われた日本人に対する教育を新規教員の養成の枠組みに取入れ、3.2の節で詳しく論述する。本節では、主に中央師道訓練所による教員の再教育について検討する。

1938年4月12日に民生部訓令第76号をもって中央師道訓練所第1期生向けの「中央師道訓練所訓練要綱」が制定された。その具体的な内容は以下の通りである³¹。

- 一 精神訓練を主体として東方道德の真義を揚げる
- 二 帝国師道の本義を体得させ、教育報国の決心を固める
- 三 規律正しい、服従及び協同の実践能力を強め、責任感及び犠牲精神を深めることを通して、垂範の役を果たせる
- 四 徹底的な団体訓練を通して、内務生活を規制する
- 五 知識技能を研究させレベルを高める
- 六 帝国内外状況を認識させる
- 七 国語を体得させる（第一部生に日本語、第二部生に漢語を学習させる）

以上の規定からみると、精神教育は相変わらず再教育の中心であることがわかった。特

に「団体訓練を通して、内務生活を規則する」という規定により、団体における教員と他人または他民族との協和性が求められていた。この実践は満洲国政府が提唱していた「日満一徳一心、民族協和」という建国精神を最もよく体現しているといえる。

また、新学制より、日本語が中国語と蒙古語とともに国語の位置に占められたため、中央師道訓練所における教員に対する国語の教育も明文化された。特に漢人教員に対する日本語教育は、それまでの教員講習所の第 11 期、第 12 期のように班を分けて一部の教員に日本語を授ける形式ではなく、「第一部生に日本語」、つまり、漢人教員全員に日本語教育を実施するようになった。これは、漢人教員にとって、日本語が必須能力となったと考えられる。それと同時に、日本人教員にする漢語教育も実施された。たとえば、中等師道訓練所の第一期生の山田邦夫が回想録の中に「満洲語(漢語)は特に重要視され、連日三時間にわたり教えられた³²⁾」と綴っている。このことから、満洲国の教員としては語学能力が必要な能力とされたことが窺える。

次に、中央師道訓練所で行われた訓練の実際を見てみよう。

表 3-7 中央師道訓練所第一回目訓練科目及び訓練回数表

漢人(2. 16~12. 20)	
訓練科目	訓練回数
建国精神	30
教育	102
帝国内外事情	34
日語	255
その他：自然科学、体育、実習、特別研究、特別講演	

(武強 (1993:68-69) 『東北淪陥十四年教育史料』第 2 輯吉林教育出版社より、筆者作成)

1938 年に実施された第一回目の漢人教員に対する再教育は日本人より先だつて 2 月 16 日から始まり、同年 12 月 20 日に終了した。満洲国各地から推薦されてきた教員は、第一種生 66 名、第二種生 27 名、第三種生 17 名、合計 110 名³³⁾であった。訓練科目は表 3-7 のとおりである。

各科目の毎回教授時間は 2 時間である。各科目の指導方針については、建国精神では、建国精神の本義を明示し、理解させ、「回鑾訓民詔書」の内容を体得させることである。「教育」には、教育理論、実践及び教育法規など、師道修練上に必要な知識が挙げられた。帝国内外事情については、国内と国外に分けており、国内事情は満洲国の行政、財政経済、軍事治安、農村事情、協和会及びその他の一般知識をさしてあり、国外事情は外交及び国際事情、また日本に関する事情を中心とし、日満不可分の関係を認識させることを目的とする。日本語については、教員の日本語能力によって班を組み、日本語の基礎知識を教える。自然科学では、数学及び理系に関する常識を主な内容とする。体育には、体操、教練、乗馬、射撃及び武道が課され、教員の心身鍛錬を期し、特に団体訓練が重要視された。また、実習科目は教育実習ではなく、農業の実習をさし、教員に勤労の精神を養うことを目

的とする。特別研究は、教員に研究班を組ませて、「建国精神、教育、郷村建設、日本事情及び自然科学³⁴」の中から一科目を選び、選択した科目において教官または兼任教官の指導にそって討論や批判などを行う。それによって、教員の研究心を高め、知識を増やすことを目指す。特別講演は各分野の名士を招いて講演を開く科目である。

また、表 3-7 で表示されている科目のほかに、定期的に座談会を開き、受講生と教官との交流の場を提供していた。その他、行軍と農村実態調査、また訪日旅行が実施され、受講生の満洲国と日本の実情に対する理解をさらに深めようとした。受講生は講習が終了する 1 ヶ月前に論文の提出が求められ、論文に基づいて指導教官は最終考査を行い、合格可否の判断を下す。合格者に修了証書を授与する。

中央師道訓練所での訓育時間はわずか半年で、短い期間であるものの、建国精神、満洲国に関する専門知識、語学、また訓練を中心とした教育内容は、前章で考察してきた当時の官吏に対する教育の主旨及び内容と一致しているとみられる。

表 3-8 1940 年中央師道訓練所構成(1940. 8)

	部門		学生数	講習期間
	第一部	前期		
養成科(日本人)		後期	170	
			91	
錬成科(漢人)	第一部(初等)		87	1940. 6~1941. 10. 25
	第二部(中等)		18	
蒙疆委託学生			10	

(大森(1997:66-67)、武強(1993:322)より、筆者が作成した。)

1939 年、中央師道訓練所で再教育を受けていた漢人教員の人数は、第一種生 66 人、第二種生 18 人、第三種生 15 人、合計 99 人³⁵であった。この時期の訓練期間は以前よりさらに延長され、1 年となった。1940 年になると、中央師道訓練所の組織構成は表 3-8 が示すとおりである。元の第一部を錬成科と改称し、依然として漢人在職教員の再教育を担い、第二部は養成科と改称し、日本人の初等・中等教育教員の養成を担っていた。また、同年より、漢人と日本人教員のほか、蒙疆からの委託学生の教育も請け負うようになった。

表 3-9 1941 年中央師道訓練所構成(1941. 6)

	部門		学生数	修業年限
	第一部(初等)	甲類(中等学校・乙類卒業)		
養成科(日系)		乙類(国民学校高等科卒業)	105	2 年
			36	3 年
	第二部(中等)	(日本専門学校以上卒業)	21	6 年
	第三部(鮮系)	(朝鮮中等学校卒業)	18	6 年
錬成科(満系)	第一部(初等)		55	1 年
	第二部(中等)		35	1 年

(大森(1997:66-67)、武強(1993:322)より、筆者が作成した。)

1941 年、養成科は初等教育教員を養成する第一部、中等教育教員を養成する第二部と朝

鮮人教員を養成する第三部の 3 つの部分に分けられ、そのうち、第一部は受講生の最終学歴によって、さらに表 3-9 に示されているような甲類と乙類に分けられた。第一部は甲類と乙類を一貫して 5 年、第二部は 6 年、第三部は 6 年との学制が制定され、日本の師範教育制度を模倣していると評されている。一方、漢人在職教員を中心とした錬成科では初等教育教員を第一部、中等教育教員を第二部にして、修業年数は共に 1 年であった。

以上の中央師道訓練所の構成の変更から、中央師道訓練所で教育された漢人在職教員の人数は減る一方であることがわかる。その理由としては、1938 年より、地方に師道訓練所が開設され、専ら初等教育教員の再教育を担当するようになったのである。この時期の中央師道訓練所の性格は、単なる中堅在職教員の再教育のみではなく、小谷野(2011:255)が指摘しているように、地方師道訓練所あるいは師道学校特修科などで教育を受けた者がさらに上級に昇進する場となったのである。

表 3-10 1943 年中央師道訓練所構成

	部門	修業年限	学生数	入学資格	
養成科 (日系)	第一部 (初等)	前期	3 年	59	国民学校高等科卒業
		後期	3 年	-	中等学校・前期卒業生
		甲類	2 年	34	国民学校高等科卒業
		乙類	3 年	80	中等学校卒業
	第二部(中等)	6 ヶ月	8	中等学校卒業	
錬成科(満系)		6 ヶ月	39	初等教師在職 2 年以上	

(武強(1993:390)より転載)

1943 年、中央師道訓練所はさらに改正を行った。漢人中等教育在職教員の再教育と日本人中等教員の養成は吉林師道大学に移管され³⁶、中央師道訓練所は主に漢人初等教育教員の再教育と日本人初等教育教員の養成を担っていた。訓練所の具体的な構成は表 3-10 に示されているとおりである。もとの養成科第一部の甲類は前期と改称し、日本国民高等科卒業生を対象者とする。乙類は後期と改称し、中等学校及び前期の卒業生を対象者とする。修業年限は共に 3 年である。錬成科で行われる再教育は、初等教員として在職 2 年以上という条件を満たす漢人教員に限られており、修業年限は 6 か月であった。

1944 年 3 月 1 日、「中央師道訓練所官制」の廃止とともに、「中央師道学院官制」が公布され、中央師道訓練所は満洲国立中央師道学院に改称された。それにしたがって、中央師道学院は日系初等教員の養成を主要目的とするようになった³⁷。学院の構成は、本科と錬成科と別科の 3 つからなり、本科は前期と後期に分けて、日本人を対象者とする。錬成科は推薦されてきた漢人の在職教員を対象者とし、別科は中等学校卒業程度の朝鮮人を対象者とする。中央師道学院は成立してから 1944 年第 8 期生の卒業まで、合計 2209 名³⁸の漢人在職教員に再教育を施した。1945 年、敗戦にともない、中央師道学院は解散された。

以上、新学制実施前後、中央師道訓練所の組織構成及びそこで実施された教育について分析してきた。中央師道訓練所で行われた在職教員に対する再教育は以下のような特徴が

あると考える。

①中央師道訓練所による再教育は主に中堅教員の養成を担っていた。1938年、教員講習所は中央師道訓練所に改組されてから、中央師道訓練所で教育を受けた教員の人数は減るようにみられたが、地方師道訓練所の開設によって、一部の在職教員の再教育は地方に担当されるようになり、また、視学に対する教育を加え、中央師道訓練所で実施された再教育は専ら中堅在職教員を対象とすることとなった。

②中央師道訓練所による再教育は建国精神教育を基本とし、その上に、満洲国に関する一般知識及び「教育」の関連知識を教え、最終的に日本語教員の養成を目的とする。中央師道訓練所で実施された教授科目から見れば、建国精神に関する内容は終始教育の首位に置かれていた。新学制実施以後、日本人教員の養成が加えられても、その教育の基本は変更せず、満洲国の教員にとって必要な知識の一つとして教授されていた。建国精神のほかに、「教育」に関連する内容と語学が再教育の必須科目として実施されていた。ここより、中央師道訓練所による在職教員への再教育は満洲国の教員に満洲国に対する認識、教員としての専門性と語学能力の3つの能力を有することが求められたと考える。そのうち、語学能力については、漢人教員に日本語を学習させ、日本語教員の養成を意図していたとみられる。中央師道訓練所において、日本語をいつから教科の一つとして教え始めていたのかは確認できないが、史料により、遅くても教員講習所の第10回目の講習が行われた際、つまり、1935年からは始まったと推測できる。最初は一部の教員のみ日本語を教え、1938年以後になると、日本語は教員全員に必須科目として課されるようになった。教授時間数は約510時間で教授科目の中で与えられた時間数が最も多く、約240日の訓練所の生活のうちほぼ毎日2時間日本語が課されたと推定できる。中央師道訓練所は専ら日本語教員を養成するところとなったといえる。

③漢人在職教員に対する再教育の科目設定及びその趣旨は、満洲国の師道教育機関で実施された科目と一致している。これにより、漢人在職教員に師範教育機関で養成された教員と同等の能力が求められたといえよう。

2.3 地方師道訓練所による在職教員への再教育

中央師道訓練所で再教育を受けていた教員は満洲国の教員のわずか一部のみであった。広い範囲で大勢の教員に満洲国の思想、建国精神及び日本語を普及するために、1938年、教員講習所が中央師道訓練所に改組されるにつれ、4月13日に公布された「地方師道訓練所を開設する要綱に関する件」の規程によって、吉林省吉林市、龍江省ハルビン市などの満洲国全域11の指定された地域で、初等教育教員向けの地方師道訓練所が設立された³⁹。地方師道訓練所は各省の省長の管轄下であり、初等教育機関の漢人、朝鮮人、ロシア人などの民族の教員を対象とする。毎回の訓練期間は6ヶ月で、年に2回の訓練を行う。1回の募集人数は50人ほどに抑えていた。地方師道訓練所での訓練科目及び教授時間数は表3-11が示すとおりである。

表 3-11 地方師道訓練所の訓練科目及び教授総時間表(単位:時間)

訓練科目	教授総時間	備考
建国精神	25	22
教育事情	50	40
教材研究	150	125
日本語	600	500
その他:自然科学、体操、内外事情		

(武強 (1993:76) より転載)

各科目の指導方針については、建国精神においては、満洲国建国の意義、建国精神の意味を認識させ、また満洲国教育の根本意義を理解させる。教育事情は、満洲国教育の実情、教育学の概要、また新学制をめぐる教育法規、学校経営及び社会教育に関する内容である。教材研究では国民科(国民道徳と国語)の教材を中心に、各科目の教授法を研究する。日本語は、初等教育機関で教授できる日本語能力、特に基礎的な能力を養成する。自然科学は数学と理科からなる。数学の教授は初等教育機関の算術科の水準をあげることを目標とし、理科は植物、動物、鉱物、自然現象及び物理、化学などの科学知識を増やすことを目的とする。体操は、満洲国の体操と日本の体操を授け、初等教育における体操の要目を体得させる。内外事情は、国内事情と国外事情に分けられる。そのうち、国内事情は満洲国の行政、財政経済、軍備治安、農村事情及びその他の国内の一般事情を含め、国外事情は日本事情を中心とし、日満不可分の関係を認識させることを旨とする。これらの既定科目のほか、定期的に労作、訓練、官庁見学、講演、座談会などを実施する予定である。

表 3-11 に示されている教授時間数と各科目の教育目標に基づいて分析してみると、地方で行われていた在職教員の再教育は、中央で行われていた在職教員の再教育と教授科目や時間配分などがほとんど同じであることがわかった。すなわち、建国精神の教育は教育の首位に位置づけられ、「教育」という教員の専門性が求められ、また、日本語の比重が教授科目の中に最も大きく、総教授時間が 500~600 時間で、中央師道訓練所で実施された日本語教育の時間数と同じであると見受けられる。このことから、地方師道訓練所は中央師道訓練所と同様、各民族の在職初等教育教員に建国精神についての認識と理解、教員の専門知識と語学能力を求めていることが窺える。

1938 年、満洲国全地域の 11 の地方師道訓練所で 2304 人の在職教員に再教育を行い、1939 年、地方訓練所所数は 12 箇所までに上り、合計 2490 人の在職教員に再教育を施した⁴⁰。1941 年から、初等教育の一元化を図るために、地方師道訓練所が全部師道学校に移管され、師道学校の訓練部として継続していった。それにより、初等在職教員の再教育と新規教員の養成は、中央師道訓練所と師道学校に統合して実施されるようになった。

以上、教員講習所(後に中央師道訓練所)と地方師道訓練所を中心に満洲国における在職教員に対する再教育について考察してきた。満洲国成立初期、教員に満洲国の認識を植え付け、教員の思想を統一するために開設された教員講習所(後に中央師道訓練所)は、政治の変動または教育の需要により、名称を変えられたり、教育の対象を変更されたりしていたが、そこで行われた在職教員に対する教育の全過程から見れば、建国精神の普及、教育

に関する専門知識の伝授、日本語教育の実施及び労作の施行の 4 つは中央師道訓練所による再教育の核心内容であり、そこで再教育を受けた教員にとって必要な能力であるといえる。1938 年より設立された地方師道訓練所は訓育の形式や内容などは中央訓練所と一致性を保ち、中央師道訓練所とともに積極的に各民族の初等教育教員の再教育を実施していた。

教員講習所でいつから日本語教育が始まったのかは未だ不明であるが、史料により、遅くとも学校教育の中で日本語教育が導入された 1934 年の翌年から、教員講習所で日本語教育を実施し始めたと推測できる。最初は、一部の教員のみ日本語が課されたが、1938 年の新学制実施以後は、日本語は在職教員全員に必須科目として求められるようになり、日本語教員の養成に重点が置かれるようになっていった。

中央師道訓練所及び地方師道訓練所で在職教員への再教育を実施すると同時に、満洲国では各種師範教育機関が相次ぎ設立され、新規教員の養成に力を注いでいた。新規教員の養成はいかなる状況であったのだろうか。次節は満洲国における教員の養成について検討する。

3 満洲国における教員の養成

「国運発展の基礎は教育の振興である。教育を振興するために、一方は優秀な教師の存在が必要であり、もう一方は教師を養成する源である教師養成機関を設立することである⁴¹⁾」。この認識のもと、満洲国建国初期、政府文教部は満洲事件で閉校されていた学校の中から、ひとまず師範学校を開校させた。本節では、教員の養成という枠組みから、満洲国の師範教育機関と中央師道訓練所を取り上げて、そこでそれぞれ行われた漢人教員の養成、日本人教員の養成について考察する。初等教育と中等教育の教員養成の仕組みが異なるため、考察する際、満洲国の教育制度の時期区分に沿って、初等教育と中等教育を分けて分析する。

3.1 師範教育機関による教員の養成

3.1.1 師範学校による初等教育教員の養成

前述したように、満洲国の建国初期、学校教育の制度、方針はまだ整えられていなかったため、旧来の制度をそのまま踏襲していた。この時期に開校した師範学校の中、初等教育教師の養成を目的とする学校は主に師範学校、師範講習科、師範中学校(専修科)の 3 種であった。それぞれの入学条件及び修学年限については表 3-12 のとおりである。

師範学校は省立または県立の機関で、初級中学校卒業者を対象者とし、学制は 3 年である。師範講習科及び師範中学校(専修科)は農村にあるものが多く、「これらの学校は県立の機関で、主に建国初期の教員の不足を補うために設けられ、教員の速成的な養成を行うところ⁴²⁾」とされている。

表 3-12 満洲国初期師範学校分類表

学校類別	入学資格	修学年限
師範学校	初級中学校卒業	3年
師範講習科	高級小学校卒業	3年
師範中学校(専修科)	高級小学校卒業	3年

(『高等師範学校要覧』(1937:4)、武強(1993:137)より、筆者が作成した)

満洲国の建国初期において、師範学校で教授されていた学科は主に、修身、経学(四書五経)、国文、日語、英文、数学、歴史、地理、博物⁴³などがあり、満洲国建国以前の師範学校での学科と比べ、「修身、日本語と経学」は文教部より新たに追加された科目であった。表 3-13 が示した奉天省の師範学校を例としてあげて、そこで実際、実行された科目及び毎週の教授時間数⁴⁴を詳しくみていく。

表 3-13 奉天省師範学校学科目及毎週教授時間数表(1935年12月) (単位:時間)

学科目	修身	経学	国文	日語	英文	数学	歴史	地理
第一学年	1	2	5	4	2	3	1	2
第二学年	1	2	5	4	2	1	2	2
大三学年	1	1	3	4	1	1	1	1
備考	男 師 ^註							

注: この学校は主に男性教員の養成を目的とする学校である

(曲鉄華他(2005:219)『日本侵華教育全史』第1巻 人民教育出版社より転載)

1935年の時点で、満洲国では日本語はまだ外国語として取り扱われていたため、表 3-13 が示しているように、「国文」と日語は別々に独立していた。ここで「国文」というのは漢語のことを指す。しかし、週単位の教授時間数からみれば、日本語の教授時間数として週に4時間が与えられ、国文の教授時間数とほぼ同じ時間が割り当てられている。ここから、新学制実施前から、師範教育の中で、すでに日本語の教育が重要視されたことが読み取れる。

また、日本語教授の主旨について、以下のように規定されていた⁴⁵

日満関係が密接になるに従い、日満人の接する機会が多くなっていく。日本語の重要性もますます著しくなる。したがって、教師としては必ず日本語を習得し、それを通して、日本の現状を研究することができ、実際に教学を行う際、児童に日常日本語を身に付けさせ、日本一般の風俗習慣を理解させることができる。一面、児童の実際生活に利便性を提供し、さらに、民族協和を促すことを期する。(下線部は引用者による)

上記の記述は、まず満洲国における日本語の重要性及び教員として日本語学習の必要性を示している。その利点の一つは、児童に日本語を身に付けさせ、そして、児童の生活に利便をもたらすことで、もう一点は民族協和を実現するところにあると述べている。そして、これらを実現するために、教員に児童に教えられる日常日本語以上の日本語能力、日本の一般風俗習慣についての理解、また、独自に日本の実情などを研究することができる

能力が求められたことがわかる。

1937年5月2日に勅令第75号で頒布された「師道教育令」により、1938年1月1日に新学制の実施とともに、師範学校は師道学校と改称し、省または特別市の管轄下で国民優級学校、国民学校及び国民学舎の教員を養成する。師道学校での修業年限はもとの3年から2年までに縮められ、入学資格は国民高等学校3年修了程度と定められた。また、師範講習科は師道特修科に変えるか、または、前述したように、師道学校に吸収され、師道学校の特修科として国民学舎の教員と国民学校、国民優級学校の補助教員を養成し続ける。師道特修科の修業年数は2年で、対象者は国民優級学校の卒業者、または13歳以上の同等の学歴を有するものである。

表 3-14 師道学校本科各学年各学科目毎週教授時間数

学科目 学年	国民道徳	教育		国語		実業		歴史	地理	数学	理科	図画	手工	体育	音楽	計
		講義	実習	満語	日語	講義	実習									
第一学年	2	7		4	6	2	4	1	1	3	2	2	2	2	2	40
第二学年	2	4	23		3	2	4							2		40

民生部教育司(1938:196)『学校令及学校規定』より転載

師道学校では教授科目としては国民道徳、教育、国語、実業、歴史、地理、数学、理科、図画、手工、体育、音楽が課された。そのうち、教育と手工以外の科目の教授基準及び主旨は「授くるには国民高等学校の当該学科目に準じ更に教師として有効適切なる事項を授け以て師表たるの人格を陶冶し其の教養を高むべし⁴⁶」と明示されていた。師範学校は主に国民高等学校の3年修了生を対象者としたため、国民道徳、歴史、数学などの基礎科目の水準を国民高等学校の教授科目の水準を基準としたのは、師範学校は国民高等学校と一貫性を保とうとした考慮からだと考えられる。その上に、教育と手工の科目を加えたのは、教員の専門性を培うためだと考えられる。次に、各科目の教授時間数をみてみよう。

表 3-14 より、国民道徳、教育、日語、実業と体育科目は2年連続設けられたことがわかる。また、各科目の中に、教授時間数が最も多く割かれたのは教育と国語の中の日語の科目である。「教育」科目の教授主旨については、以下のように述べられている。

教育に関する一般の知識技能を得しめ特に初等教育の理論及方法並に学校管理法を詳かにし教師たるの精神を涵養し教育の国家的重要性を自覚せしむるを以てその要旨とす。教育を授くるには心理学概論、児童心理学、論理学、教育史、教授法の大要、教育制度、学校の経営及び管理、学校衛生の概要、学校教育と家庭教育及社会教育との関係を受け其の特に初等教育に係する事項を詳かにし教育実習を課し初等教育に於て授くる各学科目の教授法及び教材研究を指導すべし⁴⁷。

上記の記述より、「教育」科目は師範学校教育の核心であり、教育の本位から出発して、児童教育に関する幅広い知識が伝授されたとみられる。しかし、一方、この「教育」科目は単に一般の知識技能を授けるのみではなく、要旨の部分に述べられるように、教員に満洲国教員として涵養すべき精神と自覚を培うことも重要な一部であることが窺える。

国民道徳科目について、1937年10月10日に公布された「師道学校規定」の第一条に「建国の由来及び建国精神を明徴にして訪日宣詔の所以を知らしめ民族協和及び日滿一徳一心の精神を深く体認なしめ忠君愛国及び孝悌仁愛の至情を涵養セシメ【ママ】⁴⁸⁾」と明示され、満洲国の建国精神についての理解と認識は満洲国教員の必須能力として求められたことが語られている。また、同規定に、「労作により勤労愛好の精神を養ひ勤勉力行の良習を錬成せんことを期す」という教育目標が記され、この勤労愛好の精神は手工⁴⁹⁾、実業(農業、工業、商業)、実習などの科目を通して養うものと考えられる。

師道学校の特修科に関しては、その教授科目及び教授時間数は表3-15のとおりである。特修科の学科と時間を師道学校と比較すると、学科の設定は同じであるが、各学科に割かれる時間が異なることがわかる。特修科の対象者は国民優級学校の卒業生であり、各学科の教授基準には、「国民優級学校に於て修得したる基礎により一層精深なる程度に於て教師として有用適切なる事項を授け以て師表たるの人格を陶冶し其の教養を高むべし⁵⁰⁾」という方針が定められた。この方針に沿って、各科目にバランスよく時間が配分された。たとえば、師道学校の第2学年の半分以上の時間数が教育実習に占められたことに対し、特修科は各科目の教授時間数が均衡に実施されていたとみられる。なお、各学科の中に日本語に与えられた教授時間が最も多く、同じ国語である漢語の約2倍にあたる。また、教育の内容については、教育と手工科目の教育主旨は師範学校での主旨と一致している。以上、特修科の教授科目と時間数の設定により、師道学校とは教育の基礎及び水準は異なるものの、教員に求められた知識と能力の範囲は同じであることが言える。

表 3-15 師道学校特修科各学年各学科目毎週教授時間数

学 科 目	国民道徳	教育		国語		実業		歴史 及 地理	数学	理科	図 手 工	体 育	音 楽	計
		講 義	実 習	満 語	日 語	講 義	実 習							
第 一 年	2	3		5	9	2	3	3	4	2	3	2	2	40
第 二 年	2	4	8	2	4	2	3	3	3	2	3		2	40

民生部教育司(1938:196)『学校令及学校規定』より転載

1940年5月までの調査で、満洲国全域では特修科を附設する師道学校は16校で、師道学校本科の総学生数の2907人に対し、特修科の総人数はそれを上回って3160人⁵¹⁾に達した。「師道教育令」の規定により、師道教育機関を卒業したものは卒業後1年以上教職に就く

義務があると決められたため、上記の人数から見れば、特修科に卒業した学生である程度満洲国の不足した教員数を補うことができたと考えられる。

師道学校では様々な学科が課され、そこで養成される初等教育教員に幅広い知識が求められたとみられるが、それらの科目の中に、最も多くの時間が割かれたのは日本語であった。師道学校は、そこで養成される初等教育教員にどのような日本語能力を求めているのか、本節では、師道学校で使用された教科書『師道学校用日本語読本』の詳細について分析してみる。なお、史料的制約により、本節ではこの教科書の巻二のみを取り扱う。

『師道学校用日本語読本』は新学制の基準に基づいて国民高等学校三年修了の程度を基準とし、師道学校の学生を対象として大出正篤により編纂された中国語対訳付の日本語教科書である。巻二は30課から構成され、本文の表記は表音式仮名遣いと歴史的仮名遣いの混用体、いわゆる折衷仮名遣いが用いられた。文字はほとんど平仮名漢字交じり文で表され、漢字に送り仮名がつけられている。また、毎課の本文の上に、重要単語・用語の日本語説明が付き、下に本文の中国語訳がつけられている。教科書のこのような構成については、著者は緒言で「字句の読方を教える時間を節約する事が出来、難語句の解釈に多大な時間を費やすことも省ける⁵²」と主張し、その節約できた時間を「まだ不十分な話方の取扱や語句の活用等という方向に向けられる⁵³」と提言している。つまり、同教科書の教育主旨は話し方及び語句の活用にあることがわかる。教科書の各課の題目を題材によって分類すると、表3-16のようになる。

表 3-16 『師道学校用日本語読本』 巻二題目

自然・風土	精神・訓話	日本語	日本文化・歴史
1 各地の夏	6 オリンピヤの回顧	11 日本語の助動詞	18 皇帝陛下の御日常
2 漢代の古墳	7 民族協和の精神	12 近道	22 日本と渤海国の国交
3 長白山の虎豹	16 孔子	17 論語ノ日本語読ミ	23 日本の武士道精神
4 我が国ノ林業	19 国民精神	15 手紙の結構と其の文例	24 乃木將軍
5 興安嶺の花	20 興国の民	25 俳句	29 野口英世
13 野の印象		28 送辞	
14 故郷の空	物語	30 死して惜しまるゝ人となれ	外国文化
26 台湾旅行	9 高僧の言行		8●●(外国人の名前)
27 月雪花	10 尊き犠牲		21 ヘレン・ケラー

注：資料の文字がかすれたため、第8課の題目は読み取れない。片仮名で外国人の名前を表していることは確定できる。

(大出正篤(1939)『師道学校用日本語読本』巻二より、引用者作成)

教科書の内容構成には、自然・風土と日本語に関する内容が多く、それぞれ9課と7課が設けられた。特に日本語の部分で、「論語の日本語読み」、「俳句」、「死して惜しまるゝ人となれ」などの内容を通して日本語の各種文体が提示されている。この内容の設定は当時の官吏に対する日本語教育と一致していることが窺える。このことから、満洲国の官吏、教員には日本の各文体の文章の読解能力が求められていたと考えられる。

また、精神・訓話の部分では、満洲国の建国精神である「民族協和」、「国民精神」の内容と古典訓話である「興国の民」のような内容が同時に設けられ、ここから、古典を借り

て満洲国の建国精神を深く理解させようとした意図が読み取れる。また、日本文化に関する内容は教科書の後半に配置されていた。しかし、この部分に挙げられた武士道精神、乃木将軍と野口英世の実話と、「尊き犠牲」、「死して惜しまるゝ人となれ」の内容を併せて考えれば、これらの内容を通じて、教員に教職への忠誠、奉公、献身という精神を伝えているのではないかと思われる。

1943 年には、師道教育令の改正が行われ、それにともない、師道学校の本科は第一部と第二部に分けられるようになった。第二部は改正前の本科であり、国民高等学校三年生またはそれと同等の学力を有するものを対象者とし、修業年限は 2 年である。新設された第一部は国民優級学校の卒業者を対象者とし、修業年限は 4 年である。師道特修科は初等教育の補助教師の育成を中心とし、本科の第一部と同じく国民優級学校の卒業者を対象者とし、修業年限は 2 年であり、特修科を卒業後、本科第一部の三年に進学することができる。こうした師道学校構成の変更により、師範学校で育成される初等教育教員は国民優級学校から確保され、教員の人数はある程度確保されたと思われる。

以上、新学制実施前後の師道学校における初等教育教員養成の特徴については以下の 2 点にまとめることができる。

①精神教育が教員養成の首位に置かれている。

新学制実施以前、教授科目の中に修身と経学(四書五経)の 2 科目が設けられ、新学制実施以後、それは「国民道徳」に統一され、専ら満洲国の建国精神を伝授する科目となった。師道学校であろうと、師道学校特修科であろうと、建国精神の教育は基礎科目として全学年を通して実施されていた。文教部がこの科目を設立したのは教員の思想を満洲国の建国精神に統一させ、その上に、教員を媒介として学生の思想教導を図る目的の存在は否定できないだろう。

しかしながら、師道学校の学科及びその教科書の内容で確認してきたように、満洲国建国精神のほかに、「教育」という科目が設けられ、教員に専門知識を授けると同時に、満洲国の教員として有すべき精神や自覚を涵養させることが目的とされた。ここより、満洲国の教員としては建国精神のみではなく、満洲国への忠実、奉公、献身という精神も求められたことが窺える。

②日本語教育の実施に力を入れていた。

師道学校及び特修科で実施された各科目の週単位の教授時間数から見れば、日本語に割り当てられた時間数が最も多かったことがわかった。新学制後、日本語が満洲国の国語のひとつになったことにともない、日本語の教授時間数はさらに多く設けられた。前述したように、師道学校の卒業者には初等教育教諭の免許が与えられ、初等教育の全科目を担当することが求められた。そして、師範学校での日本語教育の実施は、実に初等日本語教員の養成を目的としていることを意味している。教授時間数が多く与えられ、また、師道学校専用の日本語教科書が編纂されたことから、満洲国がいかに初等日本語教員の養成を重要視していたのかが窺える。また、日本語の程度について基礎的な日本語能力と記してあ

ったが、実際の教科書についての分析を通じて、教員に求められた日本語能力は、会話力、語句の応用力、及び高度な日本語各種文体の読解力と日本文化についての理解力であることが指摘できる。

3.1.2 高等師範学校による中等教育教員の養成

1932年7月29日、第一次教育庁長会議において、満洲国に適合する中等教育教員を養成するために、政府より高等師範学校または師範大学を一枚設立するという提案が出された。1934年6月、この提案が具体化され、勅令第145号、第210号をもって「高等師範官制」が公布され、文教部管轄下の満洲国の師範教育の頂点に位置する最初の中等教育教員を養成する機関である高等師範学校が設立された。学校は男子部と女子部の2部分からなり、修学年限は男女を問わず、ともに4年である。入学資格は高級中学卒業以上またはそれと同等の学力を持つ18歳以上30歳以下のものに限定されており、試験で採用する。

高等師範学校の採用試験は学科試験と口頭試験から構成され、そのうち、学科試験はさらに文科と理科⁵⁴に分けられている。たとえば、1934年の第1期に7つの班が設けられ、その中、第一、二、三、六、七班は文科班で、受験者に日本語、作文、数学、経学、歴史、地理の科目が課されており、第四、五班は理科班で、受験科目は日本語、作文、数学、博物、物理、化学となる。また、口頭試験は吉林、奉天、哈爾濱などで試験場を設けて行うが、毎年、試験場は変更される可能性があった。学科試験と口頭試験の実際の試験内容については不明であるが、試験科目の構成から、高等師範学校で養成される中等教育教員は全員日本語能力を有していたことがわかる。

1937年までの高等師範学校の受験者数及び合格者数は表3-17のとおりである。

表 3-17 高等師範学校受験者及び合格者数

	志願者数	受験欠席者数	受験者数	入学許可者数
1934年	245	57	188	114
1935年	367	42	325	120
1936年	308	35	273	118
1937年	367	72	295	108
合計	1287	206	1081	460

(『高等師範学校要覧』(1937)より転載、同書には頁数は記されていない。)

表3-17からみれば、志願者数と受験者数は逐年増加していたが、実際の入学者数には変わりはなく、110名前後から120名以下に固定されていたとみられる。このことから、満洲国では中等教育教員の養成は厳しく管理されていたことが窺えよう。

高等師範学校での教授科目は表3-18の通りである。

表 3-18 高等師範学校教授科目

	男子部	女子部
学 科 目	修身公民、教育、 経学 、 国文 、 日本語 、 歴史 、 地理 、 図画 、 音楽 、 体育 、数学、物理、化学、博物、農業、工業、商業、実科、生理衛生、書道、外国語	修身公民、教育、 経学 、 国文 、 日語 、 歴史 、 地理 、 図画 、 音楽 、 体育 、家事、裁縫、手芸、書法

(武強(1993:59)より、引用者作成。太字は引用者により、男子部と女子部の共通科目を示す)

高等師範学校では、学生の主要科目によって、班を分けていた。たとえば、1934年男子部は7つの班が設けられ、第1班は教育、修身公民、歴史を主要科目とし、第2班は経学、国文、日本語を主とし、第3班は地理、英語、日本語を中心とし、第4班は物理、化学、数学を主とし、第5班は博物、物理、化学を主とし、第6班は図画、音楽、書道を主とし、第7班は体育、生理衛生、修身公民を主要科目とした⁵⁵。高等師範学校での4年間に、第1学年に表3-18に示されている科目は共通科目として各班に課され、第2学年より、各班の主要科目を中心に教育を進めていく形を取った。しかし、修身公民、教育、日本語、体育、実科は4年を通して課されていた。この学科目の設定は初等教育教員を養成する機関である師範学校と一致しており、ここより教員の養成においては師範学校と高等師範学校は一貫性を持っていることが窺える。また、各科目の中に日本語に割かれる時間は最も多く、12時間に至り、週総教授時間の3分の1に達していた⁵⁶。日本語を主要科目とした学生にはともかく、高等師範学校の学生全員に多くの時間を割いて日本語を教授したことから、満洲国では教員には日本語能力が必要であることを示していると考えられる。

1938年新学制の実施により、高等師範学校が高等師道学校に改称され、それにともない、高等師道学校設立の目的は、中等教育の普通科目(文理系及び音楽、体育、書道などの技能)の教員を養成することとなった。学校内には男子部と女子部が設けられ、修業年限は4年より3年と短縮された。入学資格は師道学校、国民高等学校、女子国民高等学校卒業生またはそれと同等の学力を有するものに限定されている。改正後の男子部と女子部の学科目は表3-19に示されているとおりである。

表 3-19 高等師道学校学科目

	男子部	女子部
学 科 目	国民道徳、 教育 、 国語 、 実業 、 歴史 、 地理 、 図画 、 音楽 、 体育 、 数学 、 生理衛生 、 書道 、法政経済、物理、手工、化学、博物、実科、語学	国民道徳、 教育 、 国語 、 歴史 、 地理 、 数学 、 生理衛生 、 図画 、 音楽 、 体育 、 実業 、 書道 、家事、裁縫手芸、理科、

(民生部教育司(1937:15)『学校令及学校規定』より、引用者作成。太字は引用者により、共通科目を示す。)

表3-19から、女子部の学科目は新学制前より数が増え、また、男子部との共通科目が多くなっているとみられる。女子に単に基礎的な技能のみではなく、数学、理科及び実業科目の増設より、女子が幅広い知識を有することが求められるようになったことが窺える。また、「中等教育教師に関する件」により、高等師道学校の卒業生は専修した主要科目を担

当する中等教育教諭の資格を有するため、女子部の学科目の増加は、その学科目を担当できる女子教員の人数が増加したことを意味しているとも考えられる。

また、学科目の構成からみれば、男女を問わず、最も重視されたのは国民道徳、教育、及び国語である。国民道徳はもとの修身公民と経学を統合した科目であり、主に満洲国の建国精神を授ける科目である。ここでいう国語は漢語と日本語を指す可能性が高いと考える。なぜなら、1938年に新学制の実施により、日本語が漢語、蒙古語とともに国語の地位に置かれるようになったためである。また、新学制後、師道学校において日本語の比重が大きくなったため、高等師道学校の国語科目の中の日本語の占める比率が高くなったと推定できる。

1941年の統計によると、男子部の第1学年に9つの班が設けられ、第2学年と第3学年にはそれぞれ8つの班が設けられていた。女子部の第1学年に4つの班があり、第2学年と第3学年はそれぞれ3つの班があった。高等師道学校の規模が大きくなっていったことがわかる。さらに、1942年3月、高等師道学校は師道大学に昇格した。入学資格は学校または組織より推薦された以下の項目⁵⁷の何れかに該当し、かつ師道大学の試験に合格した者に限られるようになった。

- 一 師道学校、国民高等学校及び女子国民高等学校卒業生
- 二 民生部大臣が指定した国民高等学校または女子国民高等学校の教育課程の修了者
- 三 国民高等学校または女子国民高等学校卒業程度で学力検定の合格者
- 四 (旧制)高級師範学校、高級中学校第一学年修了者
- 五 協和会または市県長に認められた特別適合者

上記の入学資格より、入学者は国民高等学校またはそれと同等の学力を持つもの、また所属より推薦されたものに限られたため、これまでの入学者の優秀な水準が保たれたと思われる。また、資格については5つの項目が挙げられ、入学者の範囲が広げられたため、師道学校の規模がさらに拡大されたと考える。同年より、学校の構成は表3-20のようになった。

表 3-20 1942 年高等師道大学の構成

	文科			理科			技能科							
	第一班	第二班	第三班	第一班	第二班	第三班	第一班	第二班	第三班					
男子部	国民道徳、教育	国語、外国語	歴史、地理	数学、物理化学	物理化学、数学	博物、農業	図画、手工、国語	音楽、国語	体育、国語	女子部	第一班	第二班	第三班	第四班
											家事 裁縫手芸	裁縫手芸 家事	音楽、国語	体育、国語

(長野県南嶺会学院史刊行委員会 (1981:287)より転載。)

表 3-20 より、1942 年に師道大学では主要科目によって男子部は 9 つの班に分けられ、女子部は 4 つの班に分けられたことが分かった。また、1942 年の主要科目は 1938 年以前と比べて、変わりはなく、国語を主要科目とする班の数が増えたとみられる。前述した国語科目には日本語の比率が高いという推定により、師道大学では、日本語教員の養成の規模がさらに拡大されたと推察できる。

3.1.3 師範教育機関による教員養成の特徴

満洲国教育制度の時期区分に沿って、師範学校、師範特修科で行われた初等教育教員の養成と高等師範学校で行われた中等教育教員の養成について分析してきた。その特徴を以下のようにまとめることができる。

①教員養成の形式は多様である。初等教育教員の養成には、師範学校のほかに、補助教員を養成するための師範学校特修科が開設され、また、大学や国民高等学校で師道科や特修科等を増設して、初等教育教員の需要を充たしていた。高等師範学校では、当初、入学試験を通して、入学人数と質を保っていたが、1940 年代に入り、入学資格は緩められ、協和会等の組織に推薦される者も入学できるようになった。また、入学試験は選考試験に変えられ、満洲国が必要とした中等教育教員の人数がある程度確保されたと思われる。

②初等教育教員と中等教育教員の養成の内容は一貫して、建国精神、「教育」及び日本語を中心とする。1937 年に制定された「学制要綱」の規定より、満洲国の学校教育の主要方針は「建国精神及訪日宣詔の趣旨に基づき日満一徳一心不可分の関係及び民族協和の精神を体認⁵⁸」させると明示している。この方針に従い、満洲国の師範教育に国民道徳(前身は修身公民、経学)科目が設定され、全学年を通して実施されていた。

「教育」とは教員の専門または本業にかかわる重要な科目であることは言うまでもない。師範学校と師範特修科で行われた「教育」科目の内容と主旨が一致することから、満洲国では教員の職級を問わず、教育に関する専門性には、同じような知識及び能力が求められたことが窺える。また、教員の専門性のほかに、「教育」科目を通じて、もう一種の精神教育が施されたことは、「教育」科目の教育主旨から窺えた。それは満洲国の教員として有すべき精神と自覚とみなされた満洲国への忠実、奉公、献身の教育である。

日本語については、教員の資格に関する規定により、師範学校で養成された教員は初等教育教諭の資格を持ち、初等教育の全科目を担当することができる。また、日本語科目は師範学校の学科に占める比重が最も大きいことから考えれば、師範学校での日本語教育の実施は、ある意味で初等教育日本語教員の養成を目的とすると考えられる。一方、高等師範学校で養成された教員は高等師範学校で選択した主要科目のみ担当できるが、高等師範学校では日本語科目を増やしたり、また、日本語を主要科目とする班の数を増加したりするなどの施策で日本語教育の展開を行っていた。各種師範学校で実施された学科目の時間数から確認してきたように、日本語科目に割かれる時間は最も多く、そこから満洲国にとって日本語教員の養成がどれだけ緊要であったかが窺える。また、実際、師範学校で使用された教科書についての分析から、教員に各種文体の日本語文章の読解力、及び日本文化

についての理解力が求められたことが窺える。

以上のように各種師範教育機関では主に漢人、蒙古人などの民族の教員を養成していたが、満洲国の教育現場では大勢の日本人教員も活躍していた。これらの日本人教員がいかに養成され、教育されたのか、次節は日本人教員の養成について検討する。

3.2 中央師道訓練所による日本人教員の養成

大森(1997:63-64)によると、満洲国では初めて日本人教員に対する教育を実施したのは1937年6月1日から高等師範学校付属臨時初等教員養成所で50名の日本人教員に6ヶ月間の訓練を施したことであった。この50名の教員は、1936年満洲国政府により策定された「日系教師全満配置五ヶ年計画」に応じて、日本国内の府県知事の推薦を受けた有資格者から選抜された優秀な教員である。これらの教員はそもそも日本の教員資格を持っていたため、訓練後、満洲国の教諭の免許状が授与され、満洲国の教育機関に配置された。

上記の教員資格を有した日本人教員に対する教育を再教育というなら、満洲国で本格的に日本人教員の養成を行ったのは1938年新学制実施後、中央師道訓練所で実施された訓育である。本節では、満洲国の教育制度の時期区分に沿って、1943年を境界線として、1938年から1945年まで、中央師道訓練所で実施された日本人教員の養成について考察し、満洲国が期待した日本人教師像を描いてみたい。

前述したように、中央師道訓練所はそもそも漢人などの民族の在職教員に対する再教育を行う機関である。1938年、新学制の実施にともない、3月17日付の勅令第36号をもって「中央師道訓練所官制」が公布され、同年4月12日に民生部訓令第76号で「中央師道訓練所訓練要綱」が公布された。この要綱により、中央師道訓練所は同年から、受講生を二部に分けることになった。第一部の対象者は漢人在職教員で、第二部は日本人である。第二部はさらに三種に分けられた。その内訳は、第一種は初等教育教員育成部門、第二種は専門学校卒業以上の学力を有するものを対象者とした中等教育教員育成部門、第三種は中等学校卒業者を対象者とした中等教育教員育成部門である。前述したように、1938年に入所した第一期生の経歴を調べたところ、教員資格を有する在職教員もいたが、新卒者は総人数の半分以上を占めていたことがわかる。つまり、中央師道訓練所で実施された日本人教員の養成は、在職教員の再教育と新卒者に対する新規教員養成の統合であるといえる。1938年第二部第一期生の人数、訓練期間及び訓練科目は表3-21のとおりである。

表 3-21 1938年第二部第一期生訓練状況

	人数	訓練期間	訓練科目
第一種生	127	5.11~12.20	建国精神、教育、帝国内外事情、満語、体育、実習、特別研究、特別講演
第二種生	175	4.1~4.30	建国精神、教育、帝国内外事情、満語、体育、特別講演
第三種生	50	4.1~4.30	

(武強(1993:71)より筆者が作成した。)

表 3-21 から、中央師道訓練所で養成された中等教育教員的人数は初等教育教員より遙か

に多いことが分かった。また、訓練の期間から見れば、初等教育教員には半年の期間が定められたのに対し、中等教育教員の養成機関はわずか1ヶ月しかなかった。このことから、満洲国では当時、中等教育教員が緊急に必要であったことが窺える。

訓練科目については、初等教育教員と比べ、中等教育教員には実習と特別研究が課されていないことがみられる。実習とは、教育実習のことではなく、農業の実習を中心とし、実際の農業労作を通じて所生の勤労の精神を養うという、文教部の方針によるものである。特別研究は、建国精神と教育の何れかを課題にし、そして、受講生を班に組んで、共同研究を行うことで相互の知見を高めることを目標とした。

また、他の科目の指導については、建国精神は建国精神の本義を闡明して、訪日宣詔の内容及び意義を理解させ、体得させる。「教育」は帝国教育の根本に基づき、教育理論、実践、教育法規及び師道修練上に必要なことを授ける。帝国内外事情については、国内と国外に分けられており、国内事情は満洲国の行政、財政経済、軍備治安、農村事情、協和会及びその他の一般知識を指し、国外事情は外交及び国際事情、また、日満不可分の関係を論述する内容である。漢語については、初等教育教員に基礎的な漢語力が求められ、中等教育教員には漢語の初歩が求められた。体育には、体操、教練、乗馬、射撃及び武道が課され、受講生の心身鍛錬、また団体としての訓練が重要視された。

各科目の教授時間数は表 3-22 のとおりである。

表 3-22 1938 年訓練所学科目回数 (単位：回)

訓練科目	第一種生(6ヶ月)	第二、三種生(1ヶ月)	漢人教員(10ヶ月)
建国精神	20	7	30
教育	154	30	102
帝国内外事情	25	11	34
満語(日本語)	222		255

(武強(1993:69、72)より、筆者作成)

表 3-22 に挙げられている学科目は訓練所での主要科目である。毎回の教授時間数は2時間である。表 3-22 より、一見、同じ科目であっても漢人教員に課される時間が多いようにみられるが、漢人教員の訓練期間が長かったため、平均的には、建国精神、帝国内外事情、日本語に与えられた時間は日本人第一種生とほぼ同じである。また、学科のうち、日本語と漢語に割かれた時間が最も多く、訓練期間中にほぼ毎日3時間以上が語学教育に充てられたと推算できる。これにより、満洲国政府が初等日本語教員の養成を重要視し、しかも単に漢人教員の日本語能力のみではなく、日本人教員に対しては漢語能力を高く求めていることが窺える。第二期生の矢口進氏は、中央師道訓練所に在学中、漢語の教育に重点が置かれたため、漢語の学習に相当の努力を注いだと述べている⁵⁹。また、第二期生の岸田愛造氏は訓練所を卒業してから、日本語を教えながら、日本人子弟向けの国民学校で漢語を教えていた⁶⁰ということからみると、中央師道訓練所での漢語学習は受講生には多大な意味を持っていたと考えられる。

また、表 3-22 より、「教育」科目の時間数については、日本人は漢人教員より多く設定されたことが分かる。満洲国政府民生部教材編纂を担当していた松尾編審官は中央師道訓練所で「日本語読本編纂の趣旨」と題して講義を行った際、日本人教員の責任について「日系教師としては児童に対する日語指導のみでなく、学校教師への指導やその地区民衆をも指導する等、日系教師の活動分野は拡範囲である⁶¹」と指示している。そして、これらの指導や活動に関する技能を身に付けさせるために、「教育」科目にも多くの時間が配分されたと推測できよう。

以上に挙げられた科目のほかに、訓練所内で定期的に座談会を開き、所生と教官の意見交流を図り、また、受講生の心身を鍛錬するために、行軍が実施された。その他、満洲国の農村の現状を理解し、それに相応しい学校教育の在り方を検討するために、受講生に農村実態調査が課されていた。そして、初等教育教員の訓練が終了する1ヶ月前、論文の提出が求められ、それに基づいて総合的な考査を行ったうえで、合格可否の判断が下され、合格者に修了証書を授与する。

日本人所生の訓練内容と漢人在職教員の訓練内容を比べると、教授科目において漢人在職教員に自然科学と日本語が課されたほか、その他の科目はほとんど同じである。しかし、これらの教授科目と内容を師範学校の教授科目と内容と比較してみると、科目の数も内容も師範学校より少ないことがわかる。このことから、1938年中央師道訓練所で実施された日本人教員の養成は、師範学校で行われた教員養成に相当するものではなく、その実質は在職教員に対する短期再教育と同じ性格を持つものであると指摘できる。

前述したように、1939年以後、中央師道訓練所の構成は変更しつつあった。中央師道訓練所の主事徳宿太重はそこで養成された日本人教員を満洲国の中堅教員にさせるには、1年の訓練期間では不十分だと政府に申し出⁶²、その結果、1939年より、日本人初等教育教員の養成期間は1年7ヶ月まで延長された。1940年、中等師道訓練所では第一部を錬成科に改称し、第二部は養成科へと名称を変更した。1941年になると、養成科には初等教育教員を養成する第一部、中等教育教員を養成する第二部と朝鮮人教員を養成する第三部が設けられ、そのうち、第一部は学歴によって、甲類と乙類に分けられる。甲類は日本の中等学校及び乙類の卒業者を対象者とし、乙類は日本の国民高等科卒業者を対象者とする。第一部は一貫して5年、第二部は6年、第三部は6年と日本の師範教育制度を模倣していた⁶³。これによって、満洲国における日本人教員の養成の形式が整えられたと考える。さらに、1943年、養成科の乙類は前期と改称し、甲類は後期と改称した。中等教育日本人教員の養成は師道大学の錬成科に移管された。1944年、中央師道訓練所は中央師道学院と改称された。

1939年以後の中央師道訓練所の学科目及びその内容については、1943年に入所した金谷源治の回想によると、1944年の授業科目は「建国精神、国民道徳、満語、武道(柔剣、銃剣術)、体育、農業実習などと軍事教練が主になって、一般教科は少なくなっていた⁶⁴」。また、1944年4月入学した金井治水は、学校の授業の中に数学、物像、生物、用器画、唱歌、ロシア語、東洋史などの科目が設けられた⁶⁵と述べている。金谷源治が語った一般科目はおそ

らく金井治水が言及した科目のことを指しているであろう。これらの記述により、中央師道訓練所では、1939 年以後に実施された日本人教員の養成は、学科目及びその方針については 1938 年日本人教員の養成が始まった当初と一貫して、精神、言語及び訓練に重点を置いていたと推察できる。

以上のように、1938 年中央師道訓練所は日本人教員の養成を実施しはじめてから、1945 年までの間、訓練所内部の編成は様々に変化し、教員養成の期間なども変わってきたが、形式的には、最初に漢人在職教員の再教育と同様な形式であったが、その後徐々に日本の教員養成制度に類似するものになっていった。この点から、中央師道訓練所における日本人教員の養成は教員の再教育に類似するものから本格的な教員養成へと変遷していったことが指摘できる。

また、実際の学科目とその内容から、中央師道訓練所では、漢人在職教員と同じように、日本人教員に必要とされた能力は建国精神に対する認識、「教育」に関する基礎知識、語学能力及び訓練に備える体力であると考えられる。

4 満洲国における教員の検定

1938 年 1 月までの統計によると、初等、中等学校(国民義塾、国民学舎を含める)を併せて総教員数は 35388 人で、各種師道学校より養成される教員数は 4359 人、また、師道訓練所により教育される教員の人数は 1838 名である⁶⁶。1937 年に制定された「初等教育教師に関する件」と「中等教育教師に関する件」により、師道学校及び民生部が指定する教員養成所の卒業者に教諭の資格を与えていたため、上記の統計からみれば、満洲国では、大勢の無資格の教員が存在していたと推定できる。この実情に対して、1934 年に開かれた教育庁長会議に、現有の教員に対して検定を実施する方案が出された。本節では、満洲国の教員検定制度をめぐる、満洲国が在職教員に求めた能力について考察する。なお、新学制実施後の教員検定に関する状況は前述した教員制度の部分で述べているので、本節では、主に新学制実施前に在職教員に求められた能力について検討する。

4.1 教員検定試験について

満洲国の教員検定制度が策定される前、各省はすでにそれなりの方案を実施していた。1933 年、奉天省によって制定された「小学校新採用教員資格標準」は教員検定の嚆矢とみなされている。同年、熱河省公署によって「検定小学教員暫行規定」が發布され、毎年、初等教育教員の思想と学力を 1 回検査することになった。劉(2009:111)によれば、この時期の教員検定には統一した基準はなく、ただ教員の満洲国への忠実性、日本研究への熱心さ、及び日本語能力の有無を判断し、それによって教員の任免を決めていたのである。

1935 年 2 月、満洲国政府より満洲国全域の県市立中等教育教員に統一の検定試験を行うことを決めた。その後毎年 1 回を実施していた。1936 年 10 月に実施された第 2 次検定試験を例として、教員検定の詳細をみてみよう。

試験科目については、教員の専門を問わず、まず、取り上げられるのは建国精神である。1936年の建国精神科目の試験問題は「一、我が国の建国精神の要領を論述し、それに、学校教育における建国精神を発揚する際、特別に実施される事項をあげなさい 二、日満不可分の関係について詳しく論述してください⁶⁷」という2つの問題がある。この問題から見れば、主に、教員の満洲国の建国精神の内容についての熟知及び理解程度と、建国精神をいかに実際の教学の中に応用するかについて考查している。建国精神のほかに、修身、経学(四書五経)、国文、数学、地理、歴史、物理化学、博物、英語、体育、教育などの専門科目があり、教員は各々が担当する科目の試験を受けることになった。そして、その試験の結果、特に建国精神科目の結果によって、教員の任免を決めるのである。

4.2 教員検定のための日本語試験

1934年より満洲国の学校教育では日本語教育を実施し始めた。漢人日本語教員にはどのような日本語能力が求められたのか、次に第2次中等教育教員検定試験の日本語問題を分析していく。

1936年に実施された第2次県市立中等教育教員検定試験の日本語試験問題は、合計9つの問題が設けられた。そのうち、「一徳一心」、「日満不可分関係」などのような文句は質問の中にしばしば見受けられる。このことから、この試験は単に教員の日本語能力を調査しているのみではなく、それと同時に教員の満洲国に対する認識も再度確認していると思われる。

次に、試験の各問題に沿って、質問の形式と内容を確認しながら、出題者の出題意図を分析してみる。(付録1参照)

「問題1」は漢字の仮名読みを付ける問題である。10個の単語が出題され、語彙及び漢字の認識度を考查していると思われる。これらの単語を旧日本語能力試験の出題基準の語彙程度に当てはめてみると、「絵葉書」と「蠟燭」は級外の語彙で、「時計」は四級語彙、「田舎」は三級語彙で、その他は全部2級語彙であることが分かった。つまり、単に語彙の程度から判断すれば、出題レベルは上級の日本語水準にあると思われる。

「問題2」では、主に助詞の使用、名詞と動詞の組み合わせについて考查している。たとえば、「絵__書く」「帽子を__」などのような問題である。それと同時に、満洲国についての常識も問われている。たとえば「三月一日は__国の__です」(満洲、建国記念日)といった問題がある。

「問題3」は文の誤りを訂正する問題である。この部分では主に文法項目を考查している。たとえば、「壊れる」と「壊す」のような自他動詞の区別、「白いの雪」のような現代の中国人日本語学習者も誤用することが多い文法の問題、また「来なさい」と「来てください」のような敬語を正しく使えるかどうかを確認する問題である。

「問題4」では、日本語の各文体文の読解力を考查していると思われる。特に、「僅ばかりには候へども何卒御受取り下され度候」のような候文が出題され、こういった文語文の出題は試験の難度を一層上げたと思われる。内容的には、日本語の諺が多いが、「一徳一心」

の出題など、試験は政治色を帯びていた。

「問題 5」は主に、日常会話の応答を考査し、受験者の日常会話の運用程度を考査していると考えられる。ここで特に注意すべきところは敬語の使用である。

「問題 6」は挙げられた単語を使用して文をつくる問題である。ここで、「あたかも」「今年こそ」などのような副詞が多く出題され、副詞の意味、また副詞と他の品詞との連なり方ができるかどうかを考査している。しかし、ここでも「不可分関係」のような満洲国建国精神を謳う内容の出題がある。

「問題 7」と「問題 8」はそれぞれ日文満訳と満文日訳の問題であるが、「御暇の時にぜひお遊びに御出てください」「样样承您挂心感谢得很（面倒を見ていただいて、本当にありがとうございます）」のような日常生活会話を中心としている。「問題 8」は最後に手紙の内容を挙げて、翻訳の能力を考察すると同時に、漢語の古文の理解能力も問われていると考査される。

最後の作文の箇所は、口語体で自分の近況を友人に知らせる文を書かせる問題である。実際、この題材はやはり自分の身の回りのことであり、出題範囲としては日常生活会話から離れていなかったと考えられる。

以上の試験問題の形式、内容及び出題者の意図を考察することを通して、1936 年の時点で、満洲国政府が中等在職漢人日本語教員に期待していた日本語能力は以下のようにまとめられると考査される。

- ①現在の日本語能力試験の上級レベルに相当する語彙力を有する。
- ②助詞、特にテニヲハを正しく運用することができる。
- ③動詞及び副詞を正しく使用できる。
- ④各文体の満文及び日本語文を解し得る。
- ⑤流暢な日常会話能力、特に敬語の使い分けを十分駆使できる。
- ⑥日常会話や身近なことが書ける作文力を有する。

そのほか、最も重要であるのは、満洲国の建国精神を体得することである。

5 教員による日本語教授の実態

前節までは満洲国の 3 種の教員養成方式、すなわち、中堅在職教員の再教育、新規教員の養成と一般在職教員の検定について考査してきた。3 種の養成方式の形式は異なるものの、実際の教授科目及び内容についての分析を通じて、満洲国の建国精神に対する認識、「教育」に関する専門知識、語学能力及び体力という 4 つの能力が教員に求められた点に 3 種の養成方式が共通していることがわかる。特に、語学能力については、漢人教員に対する日本語教育を例として、日本語が各種養成方式の教授科目の中で教授時間数が最も多い科目である。満洲国の教員養成はある意味では日本語教員の養成であると考えられる。では、これらの各種養成方式で養成された教員は実際、教育現場でいかに日本語を教えていたのか。本節では、筆者が行った満洲国の教員経験者に対するインタビュー調査に基づいて、満洲

国で養成された漢人教員による日本語教育の実態について考察してみる。

2008年3月16日から21日までの1週間を利用して、筆者は東北師範大学と長春のある公園で第1回目のインタビュー調査を行い、その後、2008年9月1日から15日まで、再び長春に行って、吉林省社会科学院老幹部活動センターで第2回目のインタビュー調査を行った。調査の中心内容は「日本語教員はいかに日本語を教えていたか」という問題点であった。ここで、インタビュー対象のそれぞれの日本語学習史を挙げて、その中から、日本語教員に関するものを拾ってみたい。

1. 2008年3月21日 長春市内の公園

A氏	(男) 漢族
生年：1929年	出身地：長春市農安県
日本語学習歴	1940年～1945年
日本語レベル	1945年、簡単な日常会話ができる
日本語授業について	日本語授業では、単に漢人教員について、「アイウエオ」の発音から単語発音への順番で、繰り返して読んでいた。

2. 2008年3月20日 公主嶺市

楊氏	(男) 漢族
生年：1934年	出身地：吉林省公主嶺市
日本語学習歴	1943年～1945年
日本語レベル	1945年、「先生」「飛行機」など、いくつかの簡単な単語のみ覚えていた。
日本語教員	小学校では日本人教員がいなかったが、漢人日本語教員は前日に夜校で習ったことを翌日丸ごと学生に教えていくことにした。したがって、教員の日本語レベルはあまり高くなかった。
日本語授業について	授業中、教員について単語を読んでから、教員は中国語で単語や文の意味を説明してくれた。文法の教授は全然なかった。

3. 2008年9月8日 吉林省社会科学院老幹部活動センター

陶氏	(男) 漢族
生年：1925年	出身地：遼寧省黒山県
日本語学習歴	小学校5年から中学校卒業までの6年間
日本語レベル	小学校卒業した時、簡単な日常会話ができる
日本語授業について	小学校5年生から日本語を習い始めた。陶氏がいた漢人の小学校では、4、5名の日本人教員がいたが、日本語の授業に担当した教員はほとんど漢人であった。授業中、文法教授が行われなかった。教員について、日本語の発音、片仮名の書き方、簡単な会話などを学習した。小学校を卒業して、農科学校(中学校に相当する)に入った。その学校では、日本人教師が農業、芸術の科目を担当して、中国人教師が日本語の科目を担当した。教科書の名前をはっきり覚えていないが、その内容は主に物語を中心にしたもので、今も「太陽と風」という題目のものを覚えている。日本語授業では、教師について、文を読んだり暗唱したりした。中学校の中国人日本語教師のほとんどは師範学校出身であったため、彼らの中で、語学検定試験を受けて、2等に合格す

	る人が多かった。
--	----------

4. 2008年9月15日吉林省社会科学院老幹部活動センター

張氏	(男) 漢族
生年：1927年	出身地：遼寧省蓋平県
日本語学習歴	小学校6年、中学校4年、大学3年 13年間
日本語レベル	中学校を卒業した時に、満州国の日本語語学検定試験を受けて、筆記試験の2等に合格し、口頭試験の3等に合格した。
日本語授業について	小学校5年生になると、最初に覚えなければならなかったのは「日満一徳一心」「王道楽土」などの建国精神であった。その後、日本語授業の時間が多くなり、その授業は日本人から日本語教育を受けた経験がある漢人教員が担当した。漢人日本語教員の中で、自由に日本人と交流できるレベルが高い教員がいた。

5. 2008年9月8日吉林省社会科学院老幹部活動センター

郭氏	(男) 漢族
生年：1928年	出身地：遼寧省義県
日本語学歴	小学校5年、中学校4年、師道大学1年 10年
個人経歴	1945年終戦前に、南郭高級小学校で勤めていた。日本語を教えた。
日本語授業について	小学校2年から日本語を習い始め、日本語教員はみな漢人で、日本語レベルは普通であった。単に日本語の発音と簡単な単語を教えてくれた。 1938年新学制が実施され、ちょうどその年に国民優級学校（小学校5年）に入学した。学校の教員の中で日本人教員は1人しかいなかった。日本語の授業をやはり漢人教員が担当していた。文法教授なし、発音の修正をしてくれた。 1942年遼寧省の農科学校（中学校）に入学した。授業科目は中文、数学、日本語および農科があった。日本語教材の内容はたとえば、野口英世のような日本で有名な人物についての紹介や、「桃太郎」についての記述などがあった。漢人日本語教員が授業をする際、それらの内容を中国語で説明して、そして、文を読ませて、発音を修正してくれた。それに、中学校で使っていた教科書の中で、漢字に対しては、送り仮名が付いていなかったのが、読むのが難しかった。 そのほか、農科の教科書はページの中に、上の半分は中国語で書いてあり、下の半分は日本語の訳文をつけたようなものがあり、その学校の教科書の特徴にもなっていた。
自身の日本語教授	当時、教員が足りなかったため、1人の教員が1組の数学、満語、日本語など全部の科目を担当することになった。日本語の教科書は満州国文教部より編纂された本であった。 実際授業する際には、最初、片仮名の発音及び椅子、机などのような簡易な単語を教えた。単語の説明は全部中国語で行われていた。後に、文がだんだん長くなっていった、それにもかかわらず、やはり以前の通りに、日本語の意味を中国語で説明して、そして、学生を自分について文を読ませていた。文法の教授は一切していなかった。

以上のインタビュー証言により、当時の日本語教員の日本語教授について、以下の 2 点にまとめることができると考える。

①当時の日本語学習者の評価から見れば、漢人日本語教員の日本語能力は様々であった。前日に習ったばかりのことを翌日に学生に伝授する教員もいたし、自由に日本人と交流できる教員もいた。特に、師範学校を卒業して中学校に勤める漢人教員の中に確かに満洲国日本語語学検定試験の 2 等に合格する人もいた。

②漢人日本語教員により行われた日本語授業の共通点は文法の教授がなかったということである。この文法教授がないことは、単に漢人日本語教員が教授を行う際に起こった問題点だけではなく、満洲国における日本語教育全体の共通点でもあったといえる。たとえば、当時の日本語教科書の教授参考書を精査したところ、教師にいかにか文法を授けるかを明確に提示せず、単に学生の聞く、話す能力を強調していた⁶⁸。

ところで、インタビュー証言は、あくまで個別の事例であり、安易に一般化することはできない。しかし、これらの証言を客観的な視点から整理すれば、満洲国における日本語教育のひとつの具体的事例として、本研究を充実・発展させることができるのではないかと考える。

小括—満洲国における教員養成・教育の意味

本章では、満洲国における教員の養成・教育について考察してきた。満洲国建国初期、教育の制度・方針などは策定されていなかったため、教員に関する制度はなかった。教員の養成は民国政府の「壬戌学制」をそのまま踏襲した。1938 年、新学制の実施により、満洲国の教育体系が確立され、また、「師道教育令」などの勅令、訓令の公布により、教員の資格、任免、及び検定に関する制度が策定され、教員養成の制度はある程度整えられた。

満洲国建国初期、政府は満洲国の教育及び教員の質を懸念して、ひとまず教員講習所を開設し、初等・中等教育在職教員の再教育に力を注いだ。教員講習所はその後、中央師道訓練所、中央師道大学に改称されたが、始終漢人在職中堅教員の再教育を担っていた。また、開始時期が不明であるが、遅くとも 1935 年より、教員講習所の役割は教員の思想の統一、建国精神の伝授のみではなく、漢人在職日本語教員の養成も担うようになっていった。1938 年に設立された地方師道訓練所は中央師道訓練所と同じ機能を有すると同時に、多民族教員を対象者としたため、蒙古人とロシア人在職日本語教員の養成に果たした役割が大きいことが指摘できる。

一方、師範教育による教員の養成については、初等教育教員の養成に、師道学校、師道特修科、大学などに附設した師道科など、多様な方式があり、中等教育教員の養成には高等師範学校などがあって、満洲国の教員不足の局面をある程度緩和できたと考える。この多種の師範教育養成方式はそれぞれの基礎は異なるものの、教員の養成に建国精神、「教育」、日本語及び身体訓練が実施されたという点においては一致している。特に「教育」という教員の専門性にかかわる科目については、師道特修科と師道学校で教授された科目及び主

旨は一致しているため、師範教育では教員の専門性において教員に同じような知識、能力と教職への貢献精神が求められたことが指摘できる。また、日本語に関して、師範学校で養成された教員は初等教育の全般を担当できる教員であり、また、師範学校での日本語教育の比重が最も大きかったため、師範学校で行われた教員養成はある意味で、初等日本語教員の養成を目的としたと考えられる。高等師範学校で養成された教員は中等教育機関で専門とした主要科目のみ担当できるが、高等師範学校では日本語を主要科目とする班を増やすなどの施策で積極的に日本語教員の養成に取り組んでいた。

日本人教員の養成と教育は主に中央師道訓練所による。1938年、日本人を入所させてから1945年までの間、中央師道訓練所はいろいろ改組していったが、日本人に対する教育に建国精神、「教育」、漢語及び訓練を実施していたことには変わりはない。また、教育期間及びその教育内容によって、中央訓練所による日本人の教育は、その形式と内容から、最初は漢人在職教員の再教育と同じものであり、つまり、再教育の性格を持っていたが、その後の改組にともない、徐々に日本の師範教育に類似したものになっていき、つまり、新しい日本人教員の養成の性格を持つものへと変遷していったことが指摘できる。

一般在職教員に対する検定の重点は、満洲国建国精神に対する認識と理解に置かれており、1936年の日本語試験問題で確認したように、教員に会話、文法、各種文体文の読み書き、作文などを含めた高度な日本語能力が求められたことが分かった。1938年以降、教員検定試験は師範教育に近い水準を基準とするようになった。これより、一般在職教員の質と水準は師範教育を基準に統一され、満洲国の一般在職教員の質と量を検定試験で保証しようとした意図の存在が読み取れる。しかし、実際のインタビュー調査から得た結果からみれば、当時の漢人日本語教員の日本語能力にはばらつきがあり、満洲国政府に期待された教員像に達しない人物像を見せていた。

以上の分析結果に基づいて、満洲国における教員の養成・教育の特徴を以下の面から考えていきたい。

(1) 満洲国における教員養成の体系

満洲国の教員を大別すると、各種師範教育学校で養成された新教員、各種教員訓練所で再教育を受けた中堅教員、教員検定試験で認定された初等・中等教育機関に勤めている一般在職教員の3種があるといえる。この3種の教員養成方式の関係、またそれにより構築された満洲国の教員養成の体系は以下のように考えられる。

①教員再教育と教員養成の統合。中央師道訓練所はそもそも初等・中等教育漢人在職教員を対象者とした再教育機関である。1938年、地方師道訓練所の設立により、初等教員の再教育は地方師道訓練所に移管され、中央師道訓練所は初等教育漢人中堅教員の再教育を担うようになった。1941年、地方師道訓練所は師道学校の附設となり、師道学校の訓練部として存続していった。これにより、師道学校での教員養成と教員の再教育の統合は実現できたとみられる。また、同年、中央師道訓練所では内部構成の変更が行われ、それまでの再教育式の日本人教員の養成は日本国内の師範教育並に改正され、本格的に日本人教員

の養成が始まった。これにより、中央師道訓練所での教員の養成と教員の再教育は統合されたとみられる。つまり、1941年まで、満洲国の教員の養成と再教育はそれぞれの教育機関で実施されたが、1941年より、師道学校と中央師道訓練所により、この2つの教員養成方式は統合されたといえる。

②教員養成の水準は師範教育を基準とする。中央師道訓練所で実施された科目は師道学校で実施された科目と一致することはすでに前述で明らかにした。そこから、中央師道訓練所による教育の水準は師範教育の水準に近い可能性が高いと推測できる。また、教員検定試験の基準については、「初等教育教師に関する件」と「中等教育教師に関する件」で明示されたように、初等教育検定試験の学力試験の科目は師道学校の科目に準じ、その程度は師道学校の卒業生の学力を標準とし、中等教育教師検定試験の学力試験の科目は高等師道学校の科目に準じ、その程度は中等学校で担当できる能力を標準とすると決められている。中等教育教員検定試験の具体的な程度は明らかにされていないが、試験科目は高等師範学校の科目を基準としていたため、その程度は高等師範学校の卒業生の学力に近いと考えられる。そして、上記の中央師道訓練所、師範教育機関、教員検定試験の3つの教員養成方式の教育水準を総合的に考えると、中央師道訓練所と教員検定試験は師範教育を基準としたという結論が導き出せるであろう。これにより、満洲国の初等、中等教育教員は教育・養成される方式は異なるものの、師範教育を基準とした統一された学力が求められたといえよう。

(2) 満洲国の教員像

上記の②の結論に基づいて、3種の教員養成方式のそれぞれの教授科目と内容を総合的に分析すれば、満洲国に求められた教員は以下のような能力が必要であると考えられる。①満洲国の建国精神を十分認識、理解できることである。②「教育」の専門性である。ここで述べている専門性は専門知識のみをさしているのではなく、教員の満洲国また教職への忠実、献身の精神をも含めている。③語学能力である。漢人、蒙古人及びその他の民族の教員の養成からみたとおり、日本語は各種養成方式の必須科目とされ、養成過程に最も大きな比重を占めており、養成された教員の担当科目には日本語が入っていたことからみれば、満洲国の教員養成はある意味では日本語教員の養成であるといえよう。漢人、蒙古人及びその他の民族の教員に求めた日本語能力には、会話力、語句の応用力、各文体の日本語文章の読み書き能力、及び日本文化についての理解力などが含まれている。日本人教員には基礎的な漢語知識及びその応用力が求められた。

しかし、実際のインタビュー調査より得た結果からみれば、漢人日本語教員の日本語能力はばらつきがあり、満洲国政府に期待された教員像と異なる人物像を見せていた。

(3) 満洲国における教員養成・教育の特徴—朝鮮との比較を通して

第2章官吏の養成において、満洲国の官吏養成と朝鮮における官吏養成に多くの類似点

がみいだされたため、本章では、満洲国における教員養成・教育の特徴を探るために、主に朝鮮の教員養成との比較分析を行う。まず、朝鮮における教員養成制度について概観する必要がある。

1910年、朝鮮は日本の植民地化が始まり、翌年の1911年に「朝鮮教育令」が頒布され、教員の養成が始められた。しかし、最初の教員の養成は「中学校や官立高等普通学校といった中等学校の附属機関、およびひとつの科において行なわれていた⁶⁹」。その詳細は表3-23に示したとおりである。

表3-23 植民地初期朝鮮の教員養成制度(1911年)

	中学校附属 臨時小学校 教員養成所	官立高等普通学校			官立女子高等普通学校	
		師範科	教員速成科	附設臨時教 員養成所	師範科	附設臨時教員養 成所
修業 年限	1年	1年	1年以下	3年・1年	1年	1年
入学 資格	中学校卒業 者または17 歳以上でこ れと同等以 上の学力を 有する者	高等普通学 校卒業生	高等普通学校第 2学年課程修了 者または16歳以 上でこれと同等 以上の学力を有 する者	中学校卒業 者または16 歳以上でこ れと同等以 上の学歴を 有する者	女子高等普 通学校卒業 者	高等女学校・実 科高等女学校卒 業者または16 歳以上でこれと 同等学力を有す る者
養成 対象	小学校教員	普通学校朝 鮮人教員 (男性)	普通学校朝鮮人 教員(男性)	普通学校教 員(男性)	普通学校朝 鮮人教員(女 性)	普通学校「内地 人」教員(女性)

(山下達也『植民地朝鮮の学校教員—初等教育集团と植民地支配』九州大学出版会 2011年 143頁より転載。)

表3-23が示した小学校は日本人子弟を対象者とした学校であり、普通学校は朝鮮人を対象者とした学校である。表3-23より、朝鮮における日本人(「内地人」)教員の養成と朝鮮人教員の養成は最初から同時進行していたとみられる。

その後、初等学校の増設にしたがい、教員の需要が一層高まったため、1922年に「第二次朝鮮教育令」が公布され、それまでの教員養成機関を次第に廃止し、師範学校の開設をきめた。山下(2011:143)によると、「第二次朝鮮教育令」が発布される一年前の1921年に実際一校の師範学校が設立され、それは後の京城師範学校である。1922年、官立京城師範学校が正式に設立されてから、地方に相次いで公立師範学校が開設されていった。京城師範学校は当初、日本人教員の養成のみを行っていたが、1923年4月より、日本人教員と朝鮮人教員の共同養成を施すようになったが、その実質は依然として日本人教員の養成を担い、朝鮮人教員の養成は地方の公立師範学校によるという⁷⁰。このように、朝鮮の師範学校体系はある程度形成していたが、普通学校の増設により、教員の需要が大きくなり、地方の公立師範学校は校舎や設備の拡充費用を負担できず、1929年から1930年にかけて官立師範学校が4校増設されたものの、公立師範学校は漸次に廃止された⁷¹。これにより、朝鮮の官立師範学校の体系が形成した。師範学校のカリキュラムは学校によって異なるものの、「第二次朝鮮教育令」により、教員の「徳性の涵養」が重要視され、そのため、「修身」と

言語教育が基本とされており、そのうち、言語教育については、朝鮮人教員に「国語」（日本語）、日本人教員に「朝鮮語若は台湾語」の学習が強要された⁷²。そのうち、「修身」については、「教員になる師範学校の生徒たちに、皇国の民として、内鮮一致の精神を重視する⁷³」ことを方針としていた。

朝鮮においては、教員を確保する方策としては、師範学校で教員養成のほかに、1916年より実施しはじめた教員試験制度が存在していた。朝鮮の教員試験は教員の学力によって、3種に分けられている。第一種は「師範学校卒業程度、すなわち小学校本科正教員相当、第二種は師範学校尋常科（特科）卒業程度、すなわち尋常小学校齊家教員相当、第三種は小学校准教員および尋常小学校准教員相当⁷⁴」である。試験は主に教員の人物と実力を考査するが、そのうち、実力に関する内容は主に「修身」、「教育」、「国語及漢文」を基本とし、その他に歴史、地理、理科などが設けられた。特に、1930年代後半に入ってから、戦時体制の確立にしたがい、試験問題に「皇国臣民教育の色の濃い試験問題になった⁷⁵」と指摘されている。こうして、教員試験制度の実施により、教員の人数と資質はある程度確保されたと思われるが、実際、そうでもなかった。教員試験に合格したものはその後直接教員として採用されることはほとんどなく、合格者は各道庁の学務課に依頼しておき、教員の欠員が生じる場合に次第に採用されたという⁷⁶。たとえば、1940年に1000名の合格者に対し、400名のみが教員として確保された⁷⁷。

以上、朝鮮の教員養成制度について概観してきた。朝鮮の教員養成制度と満洲国の教員養成制度いかなる異同があり、満洲国の教員養成制度の特徴はどこにあるのか。これらの問題を解決するために、次に、①教育機関による教員養成の方式、②教員検定試験制度、③語学教育の3点から、朝鮮と満洲国の教員養成制度についての照合・比較を行う。

①教育機関による教員養成の方式

前述したように、1910年代では、朝鮮における教員の養成は、主に中等教育機関の附属臨時小学校教員養成所、官立高等普通学校の附属臨時教員養成所、師範科、教員速成科及び官立女子高等普通学校の師範科が担っていた。1920年代に入り、師範学校で教員養成の端緒が見られ、1922年に「第二次朝鮮教育令」の施行によって、教員は統一して師範学校において養成することが決定された。これに対し、満洲国の教育機関による教員養成方式は終始、在職教員に対する再教育と師範教育機関での新教員の養成の2種がある。この2種の養成方式はさらに分化され、中央師道訓練所、地方師道訓練所、師道学校、師道特修科などの養成機関が挙げられる。これにより、満洲国における教員養成は教員の多民族構成に対応した多様な養成方式を有するという特徴が呈されている。

②教員検定試験制度

1916年、「小学校及普通学校教員試験規則」の公布により、朝鮮での教員検定制度は確立された。試験は対象者の学歴によって、満洲国の教諭、教導、教補といった教員資格の区分のように3種が設けられた。しかし、合格者はすぐに採用されたわけではなく、各地域の必要に応じて教職に充てられるとされた。こうした朝鮮の教員検定試験はある程度教員

の不足を「補充」できたと同時に、試験が受験資格によって 3 種に分けられたため、教員の資格向上⁷⁸のための手段となったといわざるを得ない。

これに対し、満洲国の教員検定試験制度は一般在職教員を対象に制定された制度である。新学制実施前の教員検定試験は、教員の思想と学力を検定し、それによって教員の任免を決める。この時期に教員検定試験は教員の確保よりも、教員の質を確かめ、満洲国に相応しい教員の選抜に意味があると考ええる。新学制実施後、在職教員の無資格者と有資格者はともに受験できたため、一面教員の人数を確保すると同時に、教員の質を向上する機能も果たしたと考える。

両試験の試験科目についてみてみよう。朝鮮での試験科目は 1938 年に満洲国で実施された教員検定試験の科目にはない、博物、法制及び経済と習字が課されていた。また、朝鮮では修身(教育勅語など)、満洲国では国民道徳(建国精神)が課されたほか、「教育」をはじめ、その他の科目は同じである。実際の試験の程度は不明であるが、この科目の設定より、両地域の試験においては、教員に類似した専門知識が求められたと考えられる。特に、日本統治の精神に対する理解は共通して求められていた。

③語学教育。朝鮮では、日本語は「国語」とされ、各教育の中で実施され、教員養成所または師範学校で日本語教育の実施は言うまでもなく、日本人教員に対する朝鮮語教育の実施も確認された。臨時教員養成所、講習会、師範学校など多様な形で日本人教員に朝鮮語を普及していたが、1919 年に教育令改正後、日本語教育において直接法の浸透、朝鮮人教員の日本語能力の向上、及び日本の教育制度が朝鮮で定着したことにより、日本人に対する朝鮮語教育は衰退していった⁷⁹。

満洲国では、日本人教員に対する漢語教育は朝鮮ほど多様ではないが、初等教育教員に対する教育は一貫して実施されていた。このことから、満洲国では日本人の漢語の習得は朝鮮での日本人の朝鮮語の習得より、一層重要視されたことが窺える。このことは一方で、満洲国における日本語普及の不完全性を露呈していると考えられよう。

以上、教育機関による教員養成の形式、教員検定試験制度と教員の言語教育の 3 つの面から、満洲国における教員養成・教育と朝鮮における教員養成・教育の異同について分析してきた。2つの地域は日本による統治の性格が異なるため、各地域なりの特徴が現われている。朝鮮の教員養成制度に比べ、満洲国の教員養成制度は以下のような特徴があると考ええる。まず、教員養成の方式においては、朝鮮の単一の師範学校での養成方式より、満洲国では新教員の養成を重視していると同時に、在職教員の思想統一、再教育も重要視されていた。ここから、満洲国における教員養成は教員の多民族構成に対応した多様な養成方式を有するという特徴が指摘できる。次に、教員試験検定制度の策定は 2 つの地域の共通のところであるが、満洲国の教員試験制度は一般在職教員を対象者とし、試験は直接就職とつながっていたため、教員の確保という面において、朝鮮の試験制度より一層実効性があると考えられる。また、語学教育の面から考えれば、朝鮮では朝鮮人教員に日本語の学習を強要していたが、日本人教員に対する朝鮮語の普及は漸次に衰退の態勢を呈していっ

た。これに対し、満洲国では終始日本人教員に漢語能力が求められたため、満洲国における教員に対する語学教育は朝鮮より一層徹底性があると考えられる。

なお、朝鮮の師範学校と試験制度による教員養成の内容には、満洲国で実施された教員養成の内容に類似したものがあり、特に、「教育」と「修身」、「国語」の科目設定から、両地域は共通して教員に語学能力、専門知識と日本の統治理念への理解を求めていたと考えられる。

附録 1

第二次県市立中等教員検定試験問題（1936年10月施行）

一、次ノ漢字ニ仮名ヲツケナサイ（10点）

時計 絵葉書 蠟燭 誕生日 吹雪 御無沙汰 風呂敷 貧しい 田舎 峠

二、次ノ文中ノ「 」ノ中ニ適当ナ語ヲイレテ意味ノヨクワカ「」（「る」と思われる）ヤウニシナサイ（5点）

- （1）先生が黒板「 」白墨「 」にはとり「 」絵「 」書きました。
- （2）三月一日は「 」国の「 」です。
- （3）着物を「 」帽子を「 」下駄を「 」出掛けました。
- （4）__し眼が「 」物を見ることができない。耳が「 」音を聞くことが「 」。
- （5）益々建国精神を「 」し、国家の「 」を計り、以て東洋の平和を「 」し、進で人類の福祉を「 」べし。

三、次ノ文中ニ誤リマタハ不適當ナ所ガアツタラナオシナサイ（5点）

- （1）あの方が硝子をこわれました。
- （2）先生どうぞ私のお家へ来なさい。
- （3）白いの雪がちらちら吹いてきた。
- （4）そちにあひるがとんでいます。いけにつばめがおよいでいます。
- （5）公園の花折るべし。

四、次ノ語句文章ノ意味ヲ日本語デ説明シナサイ（10点）

- （1）一徳一心
- （2）到底筆紙に尽くし難い美しさです。
- （3）殆ど何物をも眼中に置かず。
- （4）ちりもつもれば山となる。
- （5）僅ばかりには候へども何卒御受取り下され度候。

五、次ノ会話ニ問若シクハ答ヲ書入レナサイ（10点）

- （1）問：御病気ださうですが如何ですか
答：

(2) 問：

答：この帽子は城内の雑貨店で買いました。

(3) 問：あなたの御家にはどんな方がいらっしゃいますか

答：

(4) 問：

答：私はまだ一度も日本へ行ったことがございません。

(5) 問：君の将来の希望を述べ給へ。

答：

六、次ノ言葉を一ツツ使ツテソレゾレ 15 字ヨリ多イ短文ヲ作りナサイ (10 点)

- (1) あたかも
- (2) 不可分関係
- (3) 口を揃えて
- (4) 今年こそ
- (5) さっそく

七、次ノ語句文章ヲ満洲語ニ訳シナサイ (10 点)

- (1) 甚だご迷惑ですが、一つ買物を願へないでせうか。
- (2) 御易い御用です。何でもおっしゃってください。
- (3) 御暇の時にぜひお遊びに御出てください
- (4) 年賀状はいふまでもなく年のはじめのよろこびを互に祝い合ふ手紙である。
- (5) 我等は世界の進運と我国の国勢とを知ると共に益々国を愛し、協力一致してつこかのために尽すことを忘れてはならない。

八、次ノ語句文章ヲ日本語ニ訳シナサイ。(10 点)

- (1) 那件麻烦的事怎么解决的。
- (2) 样样承您挂心感谢得很
- (3) 听说总理大臣明天出巡。
- (4) 京都是日本故都所在地方。虽没有动静打扮那么殷盛，可是有名的古迹很多，景致也很好，所以观光的络绎不绝。
- (5) 敬启者久疏音问歉疚良深遥维起居纳祐公私顺绥为无量颂敝处平安即请置念

九、作文 (30 点) 口語体ヲ書キナサイ

近況ヲ友人ニ知ラセル

【注釈】

- ¹ 武強『東北淪陥十四年教育史料』第2輯 吉林教育出版社 1993年 447頁
- ² 武強『東北淪陥十四年教育史料』第2輯 吉林教育出版社 1993年 509頁
- ³ 武強『東北淪陥十四年教育史料』第2輯 吉林教育出版社 1993年 458頁
- ⁴ 楊文海『壬戌学制の研究』南京大学博士論文 2011年 97頁より引用、引用者が訳した。
- ⁵ 楊文海『壬戌学制の研究』南京大学博士論文 2011年 99頁
- ⁶ 齊紅深『東北地方教育史』遼寧大学出版社 1992年 293頁
- ⁷ 武強『東北淪陥十四年教育史料』第2輯 吉林教育出版社 1993年 450頁 引用者が訳した。
- ⁸ 武強『東北淪陥十四年教育史料』第2輯 吉林教育出版社 1993年 458頁
- ⁹ 楊家余『内外控制の交合一日儀統制下の東北教育研究(1931-1945)』安徽大学出版社 2005年 103頁
- ¹⁰ 『第一次満洲帝国文教年鑑』554頁に収められ、本文では曲鉄華・梁清『日本侵華教育全史 第一巻』人民教育出版社 2005年 218頁より引用。
- ¹¹ 河原春作『現代支那満洲教育資料』培風館 1940年 417頁
- ¹² 武強『東北淪陥十四年教育史料』第2輯 吉林教育出版社 1993年 458頁
- ¹³ 民生部教育司『学校令及学校規定』1938年 13頁
- ¹⁴ 皆川豊治『満洲国の教育』満洲帝国教育会 1939年 38頁
- ¹⁵ 武強(1993:209)によると、普通科目は文科、理科及び音楽、体育、図画、手工、書道、家事、裁縫、手芸などの技能を教授する科目である。
- ¹⁶ 王野平『東北淪陥十四年教育史』吉林教育出版社 1989年 169頁
- ¹⁷ 王野平『東北淪陥十四年教育史』吉林教育出版社 1989年 170頁
- ¹⁸ 曲鉄華他『日本侵華教育全史』第1巻 人民教育出版社 2005年 237頁
- ¹⁹ 楊家余『内外控制の交合一日儀統制下の東北教育研究(1931-1945)』安徽大学出版社 2005年 120頁
- ²⁰ 楊家余『内外控制の交合一日儀統制下の東北教育研究(1931-1945)』安徽大学出版社 2005年 120頁
- ²¹ 民生部教育司『学校令及学校規定』1938年 264頁
- ²² 武強『東北淪陥十四年教育史料』第2輯 吉林教育出版社 1993年 167頁
- ²³ 王野平『東北淪陥十四年教育史』吉林教育出版社 1989年 186頁
- ²⁴ 『満洲教育』1935年11月第3号に収められた。本稿においては楊家余(2005)『内外控制の交合一日儀統制下の東北教育研究(1931-1945)』安徽大学出版社 85頁より引用、引用者が訳した。
- ²⁵ 『満洲教育』1935年11月第3号に収められた。本稿においては楊家余(2005)『内外控制の交合一日儀統制下の東北教育研究(1931-1945)』安徽大学出版社 85頁より引用、引用者が訳した。
- ²⁶ 文教部『文教月報』第7号 1936年 2頁
- ²⁷ 田中俊資「在満国民学校における女教師の問題」『在満教育研究』第9号 1944年 13頁 在満日本教育会
- ²⁸ 長野県南嶺会学院史刊行委員会『師魂:満洲国立中央師道学院史』長野県南嶺会学院史刊行委員会 1981年 359頁
- ²⁹ 長野県南嶺会学院史刊行委員会『師魂:満洲国立中央師道学院史』長野県南嶺会学院史刊行委員会 1981年 359頁
- ³⁰ 長野県南嶺会学院史刊行委員会『師魂:満洲国立中央師道学院史』長野県南嶺会学院史刊行委員会 1981年 360頁
- ³¹ 長野県南嶺会学院史刊行委員会『師魂:満洲国立中央師道学院史』長野県南嶺会学院史刊行委員会 1981年 64-65頁
- ³² 山田邦夫『草原の夕陽—激動の時代を生きて』自費出版センター 1988年 42頁
- ³³ 武強『東北淪陥十四年教育史料』第2輯 吉林教育出版社 1993年 66頁
- ³⁴ 武強『東北淪陥十四年教育史料』第2輯 吉林教育出版社 1993年 69頁
- ³⁵ 武強『東北淪陥十四年教育史料』第2輯 吉林教育出版社 1993年 258頁
- ³⁶ これまでの研究では、武強(1993:391)をはじめ、1943年、中国人の中等教育教師の再教育のみが師道大学に移管されたと指摘しているが、長野県南嶺会学院史刊行委員会(1981:360)によると、同年、日本人初等教育教師の養成も師道大学に移管されたと判明されている。
- ³⁷ 大森直樹「満洲国」日系初等教師のライフ・ヒストリー』『東京学芸大学紀要(I部門)』(48) 1996年 66頁
- ³⁸ 長野県南嶺会学院史刊行委員会『師魂:満洲国立中央師道学院史』長野県南嶺会学院史刊行委員会 1981年 361頁
- ³⁹ 長野県南嶺会学院史刊行委員会『師魂:満洲国立中央師道学院史』長野県南嶺会学院史刊行委員会 1981年 361頁
- ⁴⁰ 長野県南嶺会学院史刊行委員会『師魂:満洲国立中央師道学院史』長野県南嶺会学院史刊行委員会 1981

- 年 216 頁、259 頁
- ⁴¹ 武強『東北淪陥十四年教育史料』第2輯 吉林教育出版社 1993年 137頁
- ⁴² 武強『東北淪陥十四年教育史料』第2輯 吉林教育出版社 1993年 156頁
- ⁴³ 曲鉄華他『日本侵華教育全史』第1巻 人民教育出版社 2005年 220頁
- ⁴⁴ 曲鉄華他『日本侵華教育全史』第1巻 人民教育出版社 2005年 219頁
- ⁴⁵ 『満洲国教育方策(極密)南満洲鉄道株式会社経済調査部 遼寧省とう案館蔵 23—24 頁に収められたが、本研究は楊家余『内外控制の交合一日儀統制下の東北教育研究 (1931—1945)』安徽大学出版社 2005年 115 頁より引用、引用者が訳した。
- ⁴⁶ 民生部教育司『学校令及学校規定』1938年 180頁
- ⁴⁷ 民生部教育司『学校令及学校規定』1938年 180—181頁
- ⁴⁸ 民生部教育司『学校令及学校規定』1938年 179頁
- ⁴⁹ 民生部教育司(1938:181)によると、手工は「日用器具の制作その他簡易なる工作を授け材料の性質、工具の使用、保存の方法等を知らしむ」科目である。
- ⁵⁰ 民生部教育司『学校令及学校規定』1938年 181頁
- ⁵¹ 武強『東北淪陥十四年教育史料』第2輯 吉林教育出版社 1993年 322頁
- ⁵² 大出正篤『師道学校用日本語読本』巻二 満洲文化普及会 1939年 2頁
- ⁵³ 大出正篤『師道学校用日本語読本』巻二 満洲文化普及会 1939年
- ⁵⁴ 『高等師範学校要覧』(1937)に載せられた各班の主任教員の担当科目より判断した。たとえば、第一班の教員の担当科目は歴史、第二班は国分、経学、第四班は物理、化学、第五班は物理、数学である。
- ⁵⁵ 『高等師範学校要覧』(1937)
- ⁵⁶ 『高等師範学校要覧』(1937)
- ⁵⁷ 『師道大学要覧』(1942:29)に収められたが、本研究では楊家余『内外控制の交合一日儀統制下の東北教育研究 (1931—1945)』安徽大学出版社 2005年、105頁より引用、引用者が訳した。
- ⁵⁸ 民生部教育司『学校令及学校規定』1938年 1頁
- ⁵⁹ 長野県南嶺会学院史刊行委員会『師魂:満洲国立中央師道学院史補』長野県南嶺会学院史刊行委員会 1982年 25頁
- ⁶⁰ 長野県南嶺会学院史刊行委員会『師魂:満洲国立中央師道学院史補』長野県南嶺会学院史刊行委員会 1982年 26頁
- ⁶¹ 長野県南嶺会学院史刊行委員会『師魂:満洲国立中央師道学院史補』長野県南嶺会学院史刊行委員会 1981年 527頁
- ⁶² 長野県南嶺会学院史刊行委員会『師魂:満洲国立中央師道学院史補』長野県南嶺会学院史刊行委員会 1982年 13頁
- ⁶³ 大森直樹「『満洲国』における日系初等教師政策」『近代日本のアジア教育認識—その形成と展開』平成6・7年度科学研究費(総合A)研究成果報告書(課題番号:06301037)研究代表者:阿部洋 1997年 66頁
- ⁶⁴ 長野県南嶺会学院史刊行委員会『師魂:満洲国立中央師道学院史補』長野県南嶺会学院史刊行委員会 1982年 47頁
- ⁶⁵ 長野県南嶺会学院史刊行委員会『師魂:満洲国立中央師道学院史補』長野県南嶺会学院史刊行委員会 1982年 55頁
- ⁶⁶ 武強『東北淪陥十四年教育史料』第2輯 吉林教育出版社 1993年 196頁
- ⁶⁷ 「第二次県市立中等教育教師検定試験問題」『満洲教育』第3巻第3号 1937年 満洲帝国教育会 57—59頁
- ⁶⁸ 竹中憲一『「満洲」植民地日本語教科書集成』第7巻 2002年 緑蔭書房に収録された教科書を調べた結果である。
- ⁶⁹ 山下達也『植民地朝鮮の学校教員—初等教育集团と植民地支配』九州大学出版会 2011年 142頁
- ⁷⁰ 山下達也『植民地朝鮮の学校教員—初等教育集团と植民地支配』九州大学出版会 2011年 156頁
- ⁷¹ 山下達也『植民地朝鮮の学校教員—初等教育集团と植民地支配』九州大学出版会 2011年 149頁
- ⁷² 山下達也『植民地朝鮮の学校教員—初等教育集团と植民地支配』九州大学出版会 2011年 152頁
- ⁷³ 山下達也『植民地朝鮮の学校教員—初等教育集团と植民地支配』九州大学出版会 2011年 153頁
- ⁷⁴ 山下達也『植民地朝鮮の学校教員—初等教育集团と植民地支配』九州大学出版会 2011年 201頁
- ⁷⁵ 山下達也『植民地朝鮮の学校教員—初等教育集团と植民地支配』九州大学出版会 2011年 207頁
- ⁷⁶ 山下達也『植民地朝鮮の学校教員—初等教育集团と植民地支配』九州大学出版会 2011年 201頁
- ⁷⁷ 山下達也『植民地朝鮮の学校教員—初等教育集团と植民地支配』九州大学出版会 2011年 208頁
- ⁷⁸ 山下達也『植民地朝鮮の学校教員—初等教育集团と植民地支配』九州大学出版会 2011年 210頁

第4章 満洲国における白系ロシア人の人材養成

はじめに

建国早期、満洲国の国政の重点は、絶対数の多い漢人の施設経営に置かれた。しかし、「少数民族に対する取扱い如何は、之を以て国を建て、屢々中外に声明せる王道が、現実に実行せられるか否かの試金石であり、我満洲国の将来も此処にかかる¹」という認識は満洲国政府と関東軍の間に共有されていた。この認識のもと、満洲国が建国後、少数民族に対する教育方針・政策を制定するために、文教部はひとまず各民族の教育事情の調査に取り組んでいた。

これまでの満洲国における少数民族教育に関する研究では、朝鮮民族が研究の中心となっており、白系ロシア人に関しては十分研究されてこなかった。しかし、白系ロシア人は古くから満洲・満洲国地域と関わっており、長い歴史を有していた。特に、白系ロシア人は歴史の流れの中に帝政ロシアとソ連と清朝、日本、中華民国、満洲国または中華人民共和国との政治関係や国際情勢の変動に翻弄され、つねに利用されたり、好遇されたりして、国際関係の調整に重要な地位を占めていた。まるで東アジアの近代を目撃した証人のような存在である。そのため、白系ロシア人に関する研究は日本による満洲国統治の実態を解明する点において意味がある。

また、満洲・満洲国における白系ロシア人の教育に関する研究は、最近、文化、経済などの分野にたくさんの研究蓄積を有するアジア研究の一部でもあり、在外ロシア人研究史の補強の意味がある。さらに、多民族共生を背景とする満洲国の中で、非漢字圏学習者である白系ロシア人に対する教育を解明することは、現在のロシアにおける日本語教育、ないしその他の非漢字圏学習者に対する日本語教育を考える上で意義があると考えられる。

従来の白系ロシア人に関する研究は、主にヨーロッパ地域の白系ロシア人を研究対象としていたが、近年、アジア地域の白系ロシア人が注目を浴びるようになってきた。満洲・満洲国の白系ロシア人に関する研究は、歴史、政治分野において蓄積されてきたが、竹内(1999)、中嶋(2011)のような白系ロシア人の構成、歴史源流、また白系露人事務局について論述するものが多い。

白系ロシア人の社会・文化を扱うものには、生田(2009(a)、2009(b)、2012)、阪本(2013)が注目に値する。特に、生田(2012)の著書『満洲の中のロシア—境界の流動性と人的ネットワーク』はロシア人に関する研究の集大成といえる。同書の研究視点は白系ロシア人のみではなく、在外ソビエトロシア人も据えており、教育研究、経済、宗教、軍事及び社会運動などの面から研究論文を集め、二つのロシア人エミгранトが内部的には対立・排除しつつ、外部的には時には分離し、ときには融合した関係の中で、在外ロシア人ディアスポラを形成したと指摘している。

教育の分野において、白系ロシア人の初等・中等教育に関しては内山(1999)、鈴木(2003)、ドミートリエヴァ(2010、2012)などの研究が挙げられる。内山(1999)では、主にロシア側の資史料を駆使して満洲国成立前の鉄道沿線、とりわけハルビンのソ連人と白系ロシア人の教育機関及びその教育状況を概観している。ドミートリエヴァ(2010)では、ハバロフスク州国立文書館に保存されている白系露人事務局の史料及び満洲国民生部と在ハルビン日本総領事館による調査に基づき、また、嶋田(1935)の著書『満洲教育史』を参照しながら、1934年～1937年までのハルビンを中心とした初等・中等教育の学校状況と「ロシア式」教育方針及びその問題について考察されている。その結果、1937年までにハルビンの白系ロシア人向けの初等・中等教育では、帝政ロシアの「ロシア式」教育方針を取り、ロシア文化とロシア人自己認識の養成が教育の重心であったことが明らかになった。しかし、「ロシア式」教育が卒業生の就職難につながり、新学制の導入が必要であったと指摘している。同氏は引き続き、ロシアの文書館所蔵の白系ロシア人関係資料、当時、ハルビンで発行されたロシア語雑誌、また当時の教育担当者の回想録をもとに、1938年に実施された新学制はいかに白系ロシア人向け教育機関へ導入されていたのかについて考察してドミートリエヴァ(2012)でまとめている。新学制は白系ロシア人学校に一斉実施されたのではなく、「学校令及学校規定」によって、学校の名称や学制を変更したものの、学習カリキュラムに関しては、「ロシア」式教育を保ちつつ、段階を踏んで学年別に導入したこと、また、「国民道徳」科の開設及び日本語教育の義務化は実施されなかった実態を指摘している。しかし、1938年以降の教育状況については触れていない。

一方、白系ロシア人に対する高等教育に関する研究は内山(2000)、中嶋(2004、2005、2006)などがある。内山(2000)はロシア側の一次史料及び当時の教育当事者の著書に基づき、ハルビンのロシア人を対象とした高等教育機関及びその教育状況を網羅して概観している。この研究は史料的な制約のため、重要な論点が展開されていない²と指摘されているものの、当時の教育当事者による手記の使用は、研究の真実性を増し、当時の教育実態の理解には極めて重要な史料を提供したと考えられる。

中嶋の一連の研究論文は1930年代半ばまでロシア人により運営されたハルビン法科大学とハルビン工業大学、また新学制実施後に成立した北満学院をそれぞれ研究対象として取り上げ、それぞれの教育機関の歴史、及びロシア人学生の学習状態について描写し、その上で各教育機関の役割を述べている。しかし、各教育機関で行われた教授の詳細についてはまだ不明なところが多い。

以上の先行研究を踏まえ、これまでの満洲・満洲国の白系ロシア人に関する研究は主に1930年代半ばまでのハルビンを中心とした教育に偏っており、白系ロシア人に対する教育を満洲国の存在した14年間の時間射程に入れ、それを系統的に研究するものが少ない。また、前述したように、満洲国が成立してから、教育の重点が建国精神と日本語の教育に置かれたため、白系ロシア人もその教育から免れなかった。特に、1938年新学制の実施が公布された後、白系ロシア人を対象とした中等教育以上の教育機関では教授用語ができるだ

け日本語に限定するように求められていた。つまり、白系ロシア人に対する日本語教育の実施は、すでに日本が多民族社会である満洲国を統治する上で、重要な一環となっていた。しかし、従来の研究の中で、白系ロシア人に対する日本語教育に関する記述は少なく、その教育の実態はまだ十分解明されていない。

以上の先行研究を踏まえ、本章では、満洲国における白系ロシア人に対する教育、そのうち、特に日本語教育の実態を究明し、満洲国の白系ロシア人の人材像を描く。

白系ロシア人に対する教育を分析するにあたって、まず、歴史的観点からロシア人特に白系ロシア人と満洲・満洲国との関わりを概観する。そのうち、満洲国が成立後 1938 年の新学制を境界線として、新学制実施前と新学制実施後に分けて白系ロシア人を対象とした教育の組織及び方針を確認する。最後に、従来の研究で重要視された学校教育に視点を据えると同時に、白系ロシア人に対する社会教育も視野に入れ、学校教育と社会教育の双方から白系ロシア人に対する教育を検討し、白系ロシア人に対する教育の実態を掘り下げてみる。

なお、ロシア人はそもそも多民族から構成され、その使用言語も多岐にわたっている。たとえば、白系ロシア人の中にはポーランド人・トルコタタル人・ギリシャ人・ユダヤ人等の民族が含まれている。しかし、これらの民族はどれもロシア帝国の文化様式を有し、また、ロシア語を使用していたため、本章で用いる白系ロシア人はこれらの民族を区別せず、すべて「ロシア語話者」として扱う。

本章で使用する主な資料については、①白系ロシア人と満洲・満洲国の関係、また、その对白系ロシア人教育方針の部分では、主に以下の資料を参照する。

文教部学務司『満洲国少数民族教育事情』 1934

皆川豊治『満洲国の教育』 1939

満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 総論』 満蒙同胞会出版 1970

②白系ロシア人に対する日本語教育の部分では、主に『露人に対する日本語教授の報告』（建国大学 1940）及びその他の研究論文を参照する。

1 満洲・満洲国の白系ロシア人

1896 年、日清戦争後、帝政ロシアは露清密約の締結によって中国の東北地域を横断するシベリア鉄道（中東鉄道、東清鉄道または東支鉄道とも呼ばれる）の敷設権と管理権を獲得し、中国へ進出した。鉄道敷設のため、帝政ロシアはハルビンを拠点とする鉄道沿線に大量のロシア人を送り込んできた。生田(2012:20)によると、1913 年ハルビンでは、中国人の総人口 23596 人に対し、ロシア人は 68549 人に上り、漢人及びその他の民族の人口数を遥かに凌駕しており、ハルビンは中国内部にロシア密度の高い空間を形成していた。

1917 年、ロシア革命が起こり、帝政ロシアが滅亡し、ソビエト政権が建てられた。この政治変動の影響は満洲地域にも及んでいた。それまで鉄道建設で中国東北地域にわたってきた帝政ロシア人はソ連新政権下に移ることを拒み、国籍を無くしたまま満洲に残った。

一方、ソ連国内では、約 200 万人と言われる³帝政ロシア人は新政権に従わず、世界各地へ亡命していった。その後、ソ連の内戦で政府により追放されたものも国を離れ、亡命の途を辿っていった。亡命地としてはベルリン、パリ、ベオグラード及び満洲のハルビンが挙げられる。1922 年、ハルビン及び中東鉄道沿線のロシア人は約 15 万人⁴であって、亡命人口のピークに達した。このように、研究上、無国籍のロシア人は白系ロシア人と呼ばれており、鉄道建設で満洲に流入して残ったロシア人と、革命後、満洲地域に亡命してきたロシア人は、満洲の白系ロシア人(または白系露人、中国では「白俄」と呼ばれている)と呼ばれている。

1924 年、ソビエト政権の存在が中華民国と東北三省政府に承認され、中ソ外交が回復したことを機に、中東鉄道は中ソ合併により管理されるようになった。大勢のソビエト政権下のロシア人が満洲に入り込み、鉄道のソ連化に取り組んでいた。数多くの白系ロシア人職員がソ連籍に加入することを拒絶し、仕事を失った。当時の統計によると、1930 年代初頭、満洲地域では無国籍者が 30044 人、ソ連籍の者が 26633 人、中国籍を取得した者が 6793 人であった⁵。

1932 年、満洲国が成立した。この地域の多民族共住という状況に対して、関東軍は「王道楽土、民族協和」を満洲国の建国精神として掲げ、この精神を各民族に普及させていった。白系ロシア人のほとんどは無国籍であるため、そのまま放置すると、反満勢力になりかねないという憂慮から、満洲国政府は 1933 年 1 月にハルビンにある協和会本部内で露人係(後に露人部に変名)を設置し、白系ロシア人への思想宣撫を図っていた。

しかし、白系ロシア人内部には大量の組織が結成されており、これらの組織の対立紛争が厳しくなり、白系ロシア人に対する指導・統制を強化するために、1934 年 12 月 28 日、「白系露人の自治・代表機関、また政府・行政機関と白系露人を結ぶ仲間組織⁶」として白系露人事務局(ロシア側では在満ロシア人亡命者問題事務局と呼ばれる)が設立された。白系ロシア人に関する一切の行政はこの組織を通して行うようになったが、実際の指導権は満洲国政府または日本の関東軍に握られていた。

1935 年、中東鉄道の管理権は満洲国に譲渡された。それに従い、大量のソ連人は仕事を失い、ソ連に引き揚げた。日本はソ連との関係を配慮して、白系ロシア人に対して「一面保護育成、反面監視監督の政策⁷」を取った。

1938 年、新学制の実施に伴い、在満白系ロシア人は満洲国の一構成分子とみなされるようになり、新学制にしたがって、白系ロシア人の教育上、大きな変革が行われた。

1941 年 4 月日ソ中立条約が調印され、日ソは反共という点で一致したため、白系ロシア人に対する指導方針は「満洲国の一構成民族として満洲国と同甘同苦、共生共死の信念を抱かしめ⁸」と定められた。それにしたがって、1943 年 11 月、白系露人事務局が満洲帝国行政機関の補助組織となり、名称も「白系露人補導委員会」と変更した。

1945 年 8 月 9 日、ソ連は対日宣戦を布告し、ソ連軍は中国に再度侵入してきた。在満白系ロシア人が反ソ連の成員とみなされ、逮捕されソ連に連行されていった。1952 年、中東鉄道は中国に返還され、在満白系ロシア人はソ連に引き揚げられるか、第三国へ二度亡命して

いくつかのどちらかしか選択できなかった。中国に残留したものは僅かであった。

こうした歴史の流れで、大量の白系ロシア人が満洲・満洲国地域に流入してきた。前述したように、満洲国では白系ロシア人が最も密集している都市はハルビンである。生田(2012)によると、ハルビンはロシア革命が勃発する前から、ロシア人のインフラが整備された生活空間がすでに現出していたことと、革命後、白系ロシア人とソビエト政権が共存していたという2点の独自性を有するという⁹。ハルビンのほかに、満鉄沿線の地域、特に長春、大連、旅順などにも鉄道関係の仕事に従事した白系ロシア人がいた。また、ほとんどの白系ロシア人がキリシヤ正教、ユダヤ教などの宗教を信仰している。そのうち、キリスト教の教義を維持しようとした一派がある。それはいわゆるスタラ・ヴェラである。これらの白系ロシア人は他民族との雑居を拒み、「北鉄東部線、横道河子北方山岳地に三遷移住、ロマノフカ、コロンビヤの二村落を作った(人口約三百)¹⁰」。このように、白系ロシア人が居住していた各地域はそれぞれの独自性を有していた。なお、本研究では、主に白系ロシア人の人材養成、つまり、その教育に焦点を当てるため、研究地域は主に中等以上の教育機関が多く設立された鉄道沿線のハルビンと長春に絞ることにする。

2 満洲国成立以前の対白系ロシア人教育方針

後藤春吉¹¹によれば、1932年までの満洲地域における白系ロシア人に対する教育は、4つの時期に分けることができる。第1期は清末1896年日清戦争から1917年ロシア革命勃発前までのロシア帝国の文化侵略時代である。この時期は帝政ロシアが東清鉄道を占領し、ハルビンを中心とした鉄道沿線に経済文化教育の権力を行使していた。1906年、教育においては東清鉄路局に学務處を設置し、鉄道沿線に400余の学校を設立した。学制、課程は帝政ロシア国内のものをそのまま移し、教師と学生はロシア人のみであった。学校の種類は小学校(初等小学校)、高等小学校(初等高級小学校)、中学校、実科中学校の4種類である。小学校は経営者によって、修業年限に2~4年制の幅があり、高等小学校は5~6年制で、中等教育機関は7~8年制であった。中学校卒業後に高等教育機関(人文科学のみ)へ進学することが可能であるが、高等教育として工業専攻を目指す学生は実科中学校を卒業しなければならない。

第2期は1917年ロシア革命が発生してから1924年鉄道が中ソ共同で管理されるまでの期間である。この時期に、大勢のソ連人が満洲地域に入り込み、もとの帝政ロシア勢力と対立し、その結果、鉄道沿線元来の学校が無秩序化し、次第に閉校され、教育はほぼ停滞の状態になった。

第3期は1924年5月に東路協定の締結により鉄道が中ソ共同で管理されるようになってから中ソ紛争が起こった1929年までの約5年間である。この期間中、中国側が鉄道沿線に教育権回収運動を盛んに行い、1926年鉄道局に教育局を設立した。その下に管轄する公立白系ロシア人(俄僑)学校は、高級小学校1校、初級小学校(私立)5校及び村立初級小学校5校が数えられる。1927年教育局は教育庁に昇格して、中ソ間に学務協定を結んだ。この学

務協定によると、白系ロシア人の学校は中国人学校に準じ、中国人学校と共に東清鉄道及び中国側より経費が捻出される。

第4期は1929年から1932年の満洲国成立までの期間である。この時期において、中ソ勢力の対立により紛争が頻繁に発生し、教育は現状のままを維持していた。また、1927年に制定された学務協定により、鉄道沿線の学校の経費は東清鉄道と中国側が折半して支出すると規定されていたが、実際、学校側は毎年その費用を十分に受け取ることはほとんどなかった。賃料及び教員の俸給支払などに追われ、そもそも義務教育であった公立の初等教育機関はやむを得ず、学生に授業料を徴収することにいたった。この状態は満洲国成立後までに続いていった。

3 満洲国の对白系ロシア人教育方針

1932年3月、日本指導下の満洲国が成立した。建国早々、各方面において混乱の状態であったため、文化及び習慣の異なる白系ロシア人の指導監督は、暫定的にハルビンにある浜江署に委ねていた。1933年末の調査によると、当時、白系ロシア人初等・中等教育学校の状況は表4-1と表4-2に示されているとおりである。

表4-1 東省特別区¹²区立俄僑学校調査表

学校名称	級数	教員数	学生数	成立年月
東省特別区俄僑師範専門学校	4	16	80	1925
東省特別区第一俄僑中学校	2	20	40	1931
俄僑第一高級学校	13	24	568	1916
東省特別区俄僑第一初級小学校	8	13	214	1908
東省特別区俄僑第二初級小学校	8	14	260	1901
東省特別区俄僑第三初級小学校	8	14	201	1909
東省特別区俄僑第四初級小学校	8	13	288	1901
東省特別区俄僑第五初級小学校	5	12	234	1912
東省特別区俄僑第六初級小学校	4	10	150	1915
東省特別区俄僑第七初級小学校	4	8	53	1924
東省特別区俄僑第八初級小学校	4	8	100	1924
東省特別区俄僑第九初級小学校	4	6	100	1925
東省特別区俄僑第十初級小学校	4	6	103	1925
東省特別区俄僑第十附設高小	3	7	45	1925

(『満洲国少数民族教育事業』(1934:83-84)より転載)

新学制実施以前の白系ロシア人向けの学校は経営者によって公立・私立・個人・教会経営に区分されている。表4-1は公立学校について調査表であり、表4-2は私立学校についての調査表である。表4-1と表4-2より、1933年、満洲国が成立した初期、白系ロシア人向けの私立学校の数が公立学校より遥かに多かったことがみられる。これらの学校は白系ロシア人が満洲へ侵入してから漸次設立されたものである。表4-2からみれば、私立初級

小学校の多数は4年制で、中等教育の中学校は一般的に7年制で、中等教育の大半を占めていた職業教育(実科中学校)の修業年限はさまざまである。また、講習期間が短い私立技術伝習所が多数存在していたことも窺える。1936年以後、これらの学校は公私立を問わず、全て満洲国政府の監督・管理下に置かれるようになり、また1936年2月までに正式に行政機関に登録していない個人経営の学校は、警察力により学校を強制閉鎖されるにいたった。

表 4-2 私立学校調査表

(単位:人)

学校名称	修業年限	学級数	生徒数	職員数	入学資格	成立年
蘇連音楽学校	7年	10	130	8	なし	1932
東方文盲専門学校	4年	4	140	10	中学卒業	1925
青年会英文専門学校	3年	2	57	10	中学卒業	1929
俄僑私立多斯多也夫司基中学校	7年	13	400	31	小学校卒業	1927
俄僑私立卜什金中学校	7年	10	180	20	〃	1921
俄僑私立第一中学校	7年	10	145	29	〃	1928
哈爾濱俄僑私立師範附属中学校	7年	11	171	27	〃	1926
俄僑私立青年会中学校	7年	10	308	31	〃	1925
俄僑私立阿德文齊斯特教会中学校	7年	10	120	9	〃	1929
俄僑私立沃克沙果夫斯基女子中学校	7年	11	173	33	〃	1906
俄僑私立結也羅作瓦中学校	7年	12	140	22	〃	1903
俄僑私立特立足立中学校	7年	8	81	11	〃	1912
第一実業中学校	7年	10	199	27	〃	1916
俄僑私立沃克沙果夫司基実業中学校	7年	10	74	27	〃	1925
俄僑私立沃克沙果夫司基成人専校	7年	5	20	15	なし	1929
俄僑光華実中学校	7年	8	100	13	小学校卒業	1928
第一俄僑商務学校	7年	10	300	30	〃	1921
拉衣特私立英文学校	不定	5	24	10	〃	1919
聾啞学校	不定	3	14	1	なし	1922
哈爾濱第一音楽学校	7年	6	68	13	〃	1921
哈爾濱商業学校	不定	12	155	15	〃	1930
華俄孤児院	4年	4	100	7	〃	1924
牙羅次基打字学校	不定	4	62	6	なし	1931
俄僑関徳舎瓦幼稚園	2年	3	20	20	〃	1927
第一齒科学校	2年半	3	120	20	中学肄業3年	1928
第二齒科学校	〃	5	132	9	〃	1928
満洲里俄僑私立中学	7年	10	194	15	小学事業	1914
海拉爾俄僑私立中学	7年	10	131	14	〃	1925
牙克石初高級小学	7年	7	127	5	なし	1924
博克図私立中学校	7年	8	37	9	小学事卒業	1924
一面坂私立中学校	7年	10	76	10	〃	1924
海拉爾回回学校	4年	1	91	5	なし	1921
満洲里回回学校	4年	1	170	5	〃	1912
綏芬河回回学校	4年	1	40	5	〃	1919
俄僑私立切司諾郭瓦初級小学校	4年	4	52	4	〃	1925
俄僑大学生員会私立高初級小学校	4年	2	48	12	〃	1922
俄僑私立阿力克西也夫司基初級小学校	4年	4	90	5	〃	1925
俄僑私立多羅卜瓦初級小学校	4年	5	35	4	〃	1924
暨口華文打字伝習所	3か月	1	28	2	〃	1929

哈爾濱複式簿記伝習所	不定	1	7	2	〃	1933
文尉華文打字伝習所	3 か月	1	26	2	〃	1932
外国語伝習所	不定	2	72	7	〃	1932
俄僑滿洲會計伝習所	不定	3	293	8	〃	1932
商業伝習所	不定	3	70	5	〃	1932
石也夫工程絵図伝習所	不定	1	8	3	〃	1932
私立列文商業簿記伝習所	不定	1	5	2	〃	1932
哈爾濱別雷衣跳舞伝習所	不定	1	33	2	〃	1930
関達基私立外国語伝習所	不定	6	21	5	〃	1932
哈爾濱薬剤師伝習所	不定	7	60	7	〃	1926
哈爾濱市立簿記伝習所	不定	5	145	4	〃	1921
各各瓦茲私立簿記伝習所	不定	2	25	3	〃	1905
苗立爾私立縫級伝習所	不定	2	51	2	〃	1920
布達也瓦私立女子手工伝習所	不定	3	31	2	〃	1929
克魯尼那私立女子手工伝習所	不定	2	24	1	〃	1926
紫月列夫私立職業伝習所	不定	6	65	5	〃	1920
第一音楽伝習所	不定	4	73	4	〃	1927
楚尼興私立按摩美容伝習所	不定	1	24	3	〃	1926
各德次卡牙私立按摩伝習所	不定	3	20	5	〃	1931
巴拉諾瓦波波私立音楽伝習所	不定	4	60	4	〃	1927
ト普拉夫司基私立英文伝習所	不定	3	72	7	〃	1928
愛力鉄果夫私立会計伝習所	不定	3	85	5	〃	1932
英国汽車農具伝習所	不定	3	200	4	〃	1928
霓虹打字伝習所	3 か月	2	28	3	〃	1933
芸興女子刺繡伝習所	不定	1	10	2	〃	1933
私立天主教堂女子中学校	7 年	7	200	7	小学卒業	1928
德僑私立根近爾絡初級小学校	6 年	4	43	4	なし	1925
波蘭初級小学校	4 年	2	60	2	〃	1926
私立猶太小学校	7 年	5	82	5	〃	1926
波蘭中学校	7 年	3	188	5	小学卒業	1927
滿洲里猶太学校	4 年	4	80	5	なし	1926

(『滿洲国少数民族教育事業』(1934:84-91)より転載)

一方、滿洲国の白系ロシア人向けの高等教育機関に関しては、1934年の時点で、1922年に専門学校から大学に昇格したハルビン法科大学、1925年に開設された中等教育機関教員を養成するハルビン教育大学、ロシア東洋学研究者協会の支援で成立した東洋学・商学大学、1932年に設立したキリスト教青年会立北滿工業大学、1934年秋に正教会により設立された聖ヴラジミール大学の5校がある¹³。しかし、1935年、中東鉄道が滿洲国に売却されたことにより、在滿白系ロシア人の人口が急減し、その影響は高等教育機関にも及んだ。東洋学・商学大学が聖ヴラジミール大学に統合され、キリスト教青年会立北滿工業大学が閉鎖され、また、ハルビン法科大学と教育大学が統合されて哈爾濱俄僑学院として白系露人事務局の管轄下に置かれた。1937年、滿洲国にある白系ロシア人向けの高等教育機関は聖ヴラジミール大学と哈爾濱俄僑学院の2校しかなかった。

教育方針については、新学制が実施される前まで、滿洲国では白系ロシア人に対する教育に、具体的な教育方針が制定されていなかった。学校での教育内容と形式はともに帝政ロシア時代のものを踏襲していた。以下、各教育機関での教授科目から当時の教育方針の

一端を窺うことができる。

表 4-3 北満特別区立初級小学校課程表

科目	神学	俄文	数学	歴史	地理	自然	図画	唱歌	体操	手工	
班次 ¹⁴	一	2	12	6	-	-	-	1	-	1	1
	二	2	12	6	-	-	-	1	-	1	1
	三	2	10	6	2	2	3	1	1	1	1

(『満洲国少数民族教育事業』(1934:84-96)より転載)

表 4-3 は北満特別区立初級小学校の教授科目表である。前述したように、白系ロシア人向けの学校は公立・私立などに区分されており、北満特別区立初級小学校は公立学校の一つである。表 4-3 より、初級小学校で、最も重要視された科目は俄文(ロシア語)、数学と神学であることが分かる。

表 4-4 北満特別区立高級小学校課程表

科目	俄文	満洲国文	英文	数学	代数	幾何	物理	自然	地理	歴史	神学	幾何画	図画	手工	音楽	体育	
班次	一	6	4	3	3	-	2	-	2	2	2	2	1	2	1	1	1
	二	6	4	3	3	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1
	三	6	3	3	-	2	2	3	2	2	3	2	1	2	1	1	1

(『満洲国少数民族教育事業』(1934:84-95)より転載)

表 4-4 は北満特別区立高級小学校の教授科目表である。教授科目は、俄文、神学のほかに、地理、歴史、幾何など幅広い分野の科目が課されている。白系ロシア人向けの学校教育では、初級小学校は義務教育とされ、授業料が徴収されなかったが、高級小学校以上になると、すべてが有料となった。高級小学校の対象者のほとんどは職人、事務員、プチブル階層の子どもであるため、通常の小学校で教授されていない科目が多くみられる¹⁵。表 4-4 の教授科目のうち満洲国文の設定が注目に値する。白系ロシア人向けの学校では満洲国文科目がいつごろから設けられたのかが不明であるが、学校の成立年代からみれば、20 世紀の 10 年代、20 年代に設立されたものが多く、また、白系ロシア人向けの学校が 1936 年以後に満洲国政府の管轄下に移行されたことを併せて考えれば、白系ロシア人向けの高等小学校での満洲国文の科目の設定は、帝政ロシアの教育形式を継承しながら、自主的に満洲・満洲国現地に合わせた科目を取り入れた結果だと考える。ドミートリエヴァ(2010)によれば、当時、帝政ロシア式の教育を受けた白系ロシア人学生は卒業後、満洲国にて就職難に直面していた。そのため、北満特別区立高級小学校は学生の進路を顧慮して、満洲・満洲国という現地性及び科目の実用性に基づいて、満洲国の白系ロシア人向けの公立小学校の中であえて満洲国文科目を導入していたといえよう。

表 4-5 は北満特別区立白系ロシア人中学校の教授科目表である。表 4-5 より、神学、

俄文¹⁶、代数、物理、図画の科目は基礎科目として全学年に課されていることが分かる。ドミートリエヴァ(2010)は、帝政ロシアの中学校の教育特徴は外国語の重視であると指摘している。この指摘は、表 4-5 の英文と拉丁文(ラテン語)に充てられた時間数に見受けられる。満洲国文科目の教授時間数は高級小学校での時間数より少なくなり、同学校の英文科目の時間数の半分しか達していないことがみられる。中学校卒業した学生は欧米に留学してさらに進学する比率が高かったため、科目の設定は外国語の実用性を重視したものだと思われる。

表 4-5 北満特別区立俄僑中学校課程表

科 目	神 学	俄 文	幾 何	代 数	三 角	物 理	歴 史	地 理	東 方 地 理	天 文	拉 丁 文	滿 洲 国 文	英 文	哲 学	法 学	政 治 経 済	図 画	解 析 幾 何	化 学	自 然 学	微 積 分	幾 何 画	経 済 地 理
班 次	五	2	4	3	3	-	2	3	-	2	-	4	3	6	-	-	1	-	2	-	-	1	-
	六	2	4	3	3	2	3	3	2	-	-	4	2	6	2	-	1	-	-	2	1	1	2
	七	2	5	-	2	2	3	3	-	-	1	4	2	5	1	2	1	1	2	-	2	2	-

(『満洲国少数民族教育事業』(1934:84-93)より転載)

さらに、白系ロシア人向けの高等教育機関に相当する北満特別区立俄文師範専科学校を例として、その教授科目についてみてみよう。師範専科学校では4つの班が設けられ、教授必須科目には「解析幾何、物理光学、俄文文法、語学」が課されており、共通科目には「手工図画教授法、希腊(ギリシャ)文学史、天文学、論理学、積分計算、俄国民衆文学、俄国歴史、球面三角、十八世紀之俄国文学史、学生之分類、数学理論、師範史、十九世紀之俄国文学史、読書心得」が課されている¹⁷。

以上の白系ロシア人向けの初等・中等・高等教育機関の教授科目から、白系ロシア人の教育の中に、実際に以下のような教育方針の存在が指摘できる。①白系ロシア人の初級小学校、高級小学校、中学校では一貫して、神学、俄文を基礎教育として重要視している。②高級小学校以上に上がるにつれ、英文及び他の基礎科目も求められたが、ロシアの地理、歴史、文学、つまり「ロシア的」な科目の比重が大きく設定されている。これは公立学校のみではなく、私立学校も同じような傾向がある。たとえば、私立学校ドストエフスキー中学で編纂し、生徒に配布した学習日記の中の一文では、学校の科目について「信仰と神への奉仕を学び、故郷の善良なる習慣と祭日を遵守し、固き戒を守って之を行ふ。なほ母国の言葉、文学、美術及び私の祖国ロシアの歴史、地理を学ぶ¹⁸」と語られている。③帝政ロシアの教育形式を継承しながら、満洲・満洲国の現地に合わせた実用的な科目を取り入れている。

では、こうした教育方針の下、白系ロシア人はいかにその教育を受け入れたのか、再度学習日記文を確認してみよう。文の最初に「私は満洲国に住んでいる。中略。私は、常に、満洲国に対して感謝と友愛の感情を持つべきである。私はロシア人であり、私の祖国はロ

シヤである。…わが祖国の天産は無尽蔵である。…ロシヤは正教の土地である。九百年以上もロシヤ人は正教の信仰によって教育された。…我国語は驚くべき美と洗練に達し、そして、文の最後に「他民族特に隣接の民族との世界的共同に努める必要がある。こうした共同によって、全体としての生活が楽になることを信じべきである」と述べている。ロシア賛美、ロシア人としての強い民族意識、民族アイデンティティが文の中に漂っていることが感じ取れるが、文の最初及び最後に満洲国に関する記述より、満洲国に対する認識と、「他民族」との共同努力、つまり満洲国の建国精神としての「民族協和」の理念も現れ、これにより、満洲国の建国精神教育はすでに白系ロシア人への教育の中になんらかの形で浸入していたともいえよう。

1934年、満洲国政府文教部白系ロシア人教育を担当する後藤春吉は、白系ロシア人教育の改革に向けて、「期を分けて進行する」具体案¹⁹を提出した。この案によると、第一期の約7年間においては、現在の教授科目に一般科目として漢語と日本語を取り入れ、實際生活に直ちに役立つ職業教育を中心にし、現行の宗教教育をそのまま行くと同時に、「漸次に満洲国民たるの自覚を促」し、「共存共栄思想の注入」を通して「満洲国への忠順信頼を深める」としている²⁰。第二期は、第一期の結果に基づき、「善良なる国民として此土に永住せんとする着実たる決心の自然に発生するを待ちて、満洲国民たるの自覚並びに国民精神を身付ける」としている²¹。この案は白系ロシア人教育の指針となり、新学制の実施により、白系ロシア人向けの学校教育の形式や体制などには変革があったものの、その根本的な方向には変わりはない。それは後藤春吉が1937年の時点で文教科科長を務めていたこととも関係があると考えられる。

1937年12月、満洲国において、学校の修業年限、学校体系及びカリキュラムを統一するために、満洲国政府民生部は『学校令及学校規定』を公布し、1938年1月1日より新学制を実施することを決定した。ただし、白系ロシア人の民族的特性が他民族と相当に開きがあるとみられたため、1938年、白系ロシア人向けの「白系露人教育要綱」が公布され、白系ロシア人に対する根本指導方針は後藤春吉の二期目標を総合して、「国民精神を作興するとともに、実生活を指導して将来に希望を与え、民族協和の精神を徹底せしめるとともに、その本来の美質を助長し、以って国家構成分子たる使命を達成せしめる²²」と明示されていた。また、「白系露人教育要綱」の中に「学校教育要綱」が公布され、白系ロシア人の学校教育は、他民族の一般学校と同じように『学校令及学校規定』に準じて学校名を「国民学校、国民優級学校、国民高等学校、女子国民高等学校」と変更し、また、教育年限を「四、二、三、三」とすることなどが義務付けられたほか、ドミートリエヴァ(2012)によると、教育上は以下のような大きな変革が求められた。

第一に、満洲国「国民性の涵養」を精神教育の中心とする。この国民性を育成するためには初等・中等学校に満洲国史・地理、日本・東亜の歴史・地理を中心内容とする国民道徳科の週二時間の教授が求められた²³。第二に、宗教に関する講話及び儀式は、課外に於て当局の認可を得て希望者に之を課することができる。白系ロシア人にとって、宗教は生活

と切り離せない部分であり、満洲国政府はその宗教信仰を尊重しているものの、学校での教育は認めなかった。つまり、学科から元来の「神学」を排除することが求められたのである。

第三に、中等教育以上の男女共学は原則的に認めない。第四に、初等教育に於ける教育用語は俄語を原則とし、中等教育以上の教育用語は成るべく国語(日本語)を以てすること。つまり、中等教育以上の機関で日本語による教育の実施が求められた。第五に、高等教育及び師道教育に関しては、その学校施設の現状並に学生の修学能力などより見て、過渡的な辦法として一応両者を統合し、特別教育施設により特殊なものを設け総合して教育を施す。この主旨に沿って、1938年3月、白系ロシア人を対象とする高等教育機関である北満学院が設立された。その管理運営は白系露人事務局に委ねられ、経費は全額国庫から負担されていた。教育要綱に決められているように、北満学院は本当の高等教育機関とは認められず、単に特別教育機関という性格にとどまっていた。北満学院のほかに、省立国民高等学校から毎年数名の卒業生が新京の建国大学に入学し、将来、満洲国の中堅分子として養成されていた。

しかし、ドミートリエヴァ(2012)は当時発行されたロシア語新聞紙及び白系ロシア人教育担当者の回想録を精査して、1938年から白系ロシア人初等・中等学校への新学制の完全導入は実際には行われなかったと指摘している。その実態としては、白系ロシア人初等・中等教育機関は、「学校教育要綱」に従って、学校の名称、修業年限、学年制度を変更していたが、当時の新聞紙によれば、「神学」科は1938年以後も相変わらず従来学習内容で教授され、また、男女別教育制度の導入、必修科目として国民道徳科の導入、日本語義務教育の導入は実際には実施されていなかったという²⁴。つまり、新学制後、満洲国の白系ロシア人の初等・中等教育機関は形式上、学校名称や学校体系などは他民族と同じく満洲国学校の色に染められたが、その内実は依然として帝政ロシア時代の教育を中心としていたものである。

4 満洲国における白系ロシア人に対する学校教育

以上のように、新学制の実施により、白系ロシア人向けの初等・中等教育では「学校教育要綱」の方針にそって学校は形式上の変更が実行されたが、実質上、教育内容は依然として帝政ロシア時代の方針にしたがっていたことが確認できた。しかし、高等教育機関での教育実態はいかなるものであろうか。本節では満洲国の白系ロシア人を対象とする特別教育機関である北満学院と満洲国唯一の人材養成の高等教育機関である建国大学で行われた教育について考察し、その教育実態を検討する。その中でも、特に日本語教育に注目する。

4.1 北満学院

1938年3月、新学制実施後、「白系露人教育要綱」に従い、白系露人事務局の管轄下で白

系ロシア人の高等教育機関を統合した総合的大学である北満学院がハルビンで開設された。学院長に清水三三が就任した。北満学院の学部の設定に、すぐに実務に役立たせるという考慮から、工学部と商学部のみが設けられていた。修業年限は、何れの学部においても従来のロシア大学より1年短く、商学部は三年制で、工学部は四年制である。入学資格は国民高等学校または女子国民高等学校を卒業した者及びそれに相当する教育課程を履修した者とされた。1938年の入学者は96名であった。1941年、つまり第二期卒業生の民族構成からみれば、ロシア人140名、漢人4名、朝鮮人4名であった²⁵。

北満学院の教授科目を確認しよう。商学部、工学部とも、下級学年で基礎的な授業科目の履修を中心としたのに対し、上級学年では実務教育が重視された。「商学部では、一年次で日本史や経済学史、法学概論、経済原論などの履修が課された一方、二・三年次には商品学、商法、珠算、日本語での商業作文、工業補器などの実務的な授業が配置された。このほか、両学部共通で、各学年とも一時間ずつ「国民道徳」の時間が設定されていた。これに対し、工学部での教育は相対的には伝統的なロシアの高等技術教育の特徴を維持していた²⁶」。外国語科目に関しては、中嶋(2006)によれば、商学部では漢語または英語、工学部では漢語が配置されたが、教授時間数にその比重が最も大きかったのは日本語である。「商学部では一週間の授業時間数34-38時間のうち、全体の三分の一以上の14-17時間が日本語の授業にあてられていた。一方、工学部でも一週間の授業時間数46-49時間のうち、第一学年で16時間、第二学年で14時間、上級二学年でも各8時間が日本語の授業に割かれていた²⁷」。日本語科目は全部日本人教員の担当とされ、人員構成は主任教授が原一郎氏、商業簿記を担当したのは相澤潔、また、協和会滨江省本部ロシア人課長であると同時に白系露人事務局顧問を務めていた加藤連一が国民道徳を担当していた²⁸。

北満学院の教授科目から、次の2点のことがいえる。第一に、新学制実施後、「学校教育要綱」にそって、学校教育の中に必修科目として導入すべき「国民道徳」と「日本語」は、白系ロシア人初等・中等教育機関で導入されていないが、北満学院という特別高等教育機関で、実施されたことが確認できた。この2つの科目の実施によって、「学校教育要綱」に首位に挙げられた白系ロシア人への満洲国「国民性の涵養」が期されたと考える。第二に、北満学院はそもそもロシア語でロシア人を教育すると標榜していたが、なぜ日本人教員による日本語教育が行われ、それに多数の教授時間数が与えられたのか。学院長の清水三三は北満学院の教育目標について「白系露人青年が日本人と伍して官庁や会社で各其職を得て日本語を操り日本の算盤を弾き簿記の記入が出来て、彼等をして安定した生活を営ましめる²⁹」と述べている。つまり、白系ロシア人の進路を考えてのことといえる。

1940年末、北満学院は148名の卒業生を送り出した。商学部の卒業生の61%は国際運輸、各種学校教員、横浜正金銀行、満洲電信電話、満洲電業などに就職した。工学部の就職率は79%で、ハルビン鉄道局、建設事務所、機械工場等の工場への就職が多く、その他に石炭、水力、電力といったエネルギー関連の会社に就職する卒業生もいた³⁰。1941年、民生部が北満学院の卒業生及び卒業予定者に対して高等官試験の受験資格を認めたため、建国大学以

外のロシア人学生にも高級官吏への道が開かれたのである。特に、商学部を1942年に卒業したカッタイという学生は、満洲国文教部の職員になり、ハルビンの教科書編纂分室に勤務してロシア人向けの教科書編纂に従事した。戦後カッタイはソ連に帰国し、ソ連における日本語教育に従事した³¹。

1944年北満学院の初代院長清水三三が辞任し、戸泉憲溟が院長に就任した。戸泉が着任後すぐに実施したのは日本語教育の改革であった。それまでは日本人教員のみにより日本語教育が行われたが、学生の学習効果を高める目的で、ロシア人講師の採用が決められた。講師として「北満学院卒業生のカッタイとネヴェロフのほか、建国大学の卒業生で協和会浜江省本部職員のセベリューキンとチェウーソフ³²」などの名が挙げられた。1945年、終戦を迎えて、満洲国の解体に伴い、北満学院は消滅した。

北満学院の存在期間は短いものの、毎年欠かさず多数のロシア人人材を満洲国社会に送り込んでいた。その北満学院の存在は満洲国でどのような意味を持っていたのであろうか。以下の二つの面から考えていきたい。一つは、多民族共学の面からである。北満学院はそもそもロシア人を対象とした特殊の高等教育機関であるが、学生の民族構成からみれば、少数の他民族の学生の存在もみられる。北満学院での白系ロシア人と他民族との構成比率は建国大学での民族構成及びその比率と正反対になっているようにみられる。しかし、建国大学と同様、白系ロシア人と他民族との共学制度が取り入れられたため、形式上、満洲国が提唱していた民族協和を促す役割を持っていたと考える。二つは、満洲国に必要な人材の養成の面からである。教育機能から見れば、北満学院では、「白系露人教育要綱」の方針に従い、「国民道徳」と「日本語」を必修科目として導入し、また、「日本語」に教授時間総数の約半分が割かれた。新学制実施後、白系ロシア人初等・中等教育機関では、まだ帝政ロシアの教育方針に従って教育を行っていたものの、高等教育機関では、すでに「満洲国式」の教育方針を取り入れ、それに沿って教育を展開していた。この教育は、満洲国における他の民族に対する教育の主旨と一致し、満洲国に必要な人材の養成に意味があったと考える。北満学院の卒業生、また、建国大学の卒業生を講師として招き、白系ロシア人の教育に臨ませたことから、その人材養成の継続には意味があったと考える。

4.2 建国大学

1938年5月、満洲国政府国務院の直轄下で、満洲国唯一の人材養成の高等教育機関—建国大学が開設された。建国大学の創立がまだ構想の段階にあったとき、大学の根本的な目的は「民族協和の実現³³」と明示され、それにしたがって、「各民族の教育内容、方法、生活その他処遇は、完全なる平等を鉄則として、共学共塾、共同勤労の全寮制とする³⁴」と決定されていた。修学年限は前後に分けて6年と設けられていた。建国大学の第1期生は日本人70名、漢人46名、朝鮮人10名、蒙古人7名、白系ロシア人5名、台湾人3名の構成であった。本節では、建国大学の白系ロシア人に焦点を当て、彼らに対する教育、特に日本語教育の実態を解明してみる。日本語教育の実態を考察する際、当時使用された教科書、及び白系ロシア人学生により書かれた日誌・作文についての分析を行う。なお、本節で使

用する史料は主に建国大学研究院により刊行された報告書『露人学生に対する日本語教授の報告』（以下『報告』）である。建国大学研究院は1939年に設立された学科研究、国策研究及び建国精神を研究する組織である。研究院は成果を定期的に研究報告及び研究期報で発表し、満洲国の学会に貢献するところが大きいと評されている。本節で取り扱われている『報告』は建国大学研究院の教授報告の第一号として位置付けられている。

4.2.1 白系ロシア人に対する日本語教育

前述したように、新学制実施後、「白系露人教育要綱」により、白系ロシア人「初等教育における教育用語は俄語を原則とし、中等教育以上の教育用語はなるべく国語(日本語)を以てすること³⁵⁾」と決められた。この指針にそって、建国大学は白系ロシア人の日本語教育にあたって「日本語の正確なる理解、自由なる使用を得しむる、日本文化の理解、日本精神の把握、言語の四技能を身に付けさせる³⁶⁾」という教育方針を定めた。次に、その具体的な状況を確認してみよう。建国大学に入学した5名の白系ロシア人学生の情報は表4-6の通りである。

表 4-6 白系ロシア人学生について

名前	生年	出身校	日本語学習歴
セブエルコーラ	1921	白系露人事務局中学	日本の中学を卒へたる露人に半年、露語を解する日本人に三ヶ月
セレデキン	1919	俄僑中学	露人につきて三ヶ月
チェウソフ	1920	俄僑中学	日本人につきて二ヶ月
ツブイロフ	1921	俄僑中学	日本人につきて二ヶ月
マシタコフ	1921	白系露人事務局中学	なし

(建国大学、(1939:1)『露人に対する日本語教授の報告』より転載)

表4-6より、5名の学生のうち、マシタコフを除いて、他の4名は日本人かロシア人にそれぞれついて2ヶ月から6ヶ月間の日本語学習を経験したことが分かる。しかし、1938年5月入学の際、生徒の日本語能力を試問した結果をみると、「何れも既に不十分年ら片仮名、平仮名を心得、日本語による会話は殆ど不可能³⁷⁾」と指摘されている。また、5名の学生の出身校は全部ハルビンにある中学校であり、白系露人事務局中学は白系露人事務局の附属学校で、俄僑中学は浜江省に所轄され、新学制実施後ハルビン第四国民高等学校と改称された。ドミートリエヴァ(2010:67)によると、1936年9月、白系露人事務局中学の教授科目の中に「満語」が入っていた。また、前述のとおり、1933年末、白系ロシア人公立初等・中等学校の教授科目に「満洲国文」も設けられたことから判断すれば、白系ロシア人は各種初等・中等学校で漢語教育を受けた可能性が高いと考える。しかし、建国大学に入学した際の白系ロシア人の漢字能力をみると、「ほとんど漢字を知らず、文章不能³⁸⁾」と指摘されている。ここにより、建国大学に入学していた5名の白系ロシア人学生は、それまでの教育経歴の中で、漢語教育を受けたとしても、その程度は極めて低く、「ほとんど漢字を知らず」という状態にとどまっていたと考えてよいだろう。

以上のような学習状況を考慮し、5名の白系ロシア人学生は特別な班に生まれ、漢人、蒙

古人の日本語科目に講読、語法、作文、会話、書取が設置されたのに対し、白系ロシア人の班には読解、作文と会話のみが課され、週間教授時間数は14時間とされた。作文科目には使用教材はなく、週一回の自由作文が求められた。他の科目の使用教材は表4-7で示されている通りである。

表4-7 日本語科目使用教科書

科目	教科書	
講読	第一学期 (5月～7月)	南満洲教育会編 『速成日本語読本』(上、下) 文部省編 『小学国語読本』(尋常科用 巻3)
	第二学期 (8月～12月)	文部省編 『小学国語読本』(尋常科用 巻4, 5, 6) 里見 弘著 『文書の話』(日本少国民庫)
会話	土居光知著 『基礎日本語』	

((建国大学、(1939:2-3)『露人に対する日本語教授の報告』より、引用者が作成した)

『学校令及学校規定』によれば、満洲国の学校の開校時期と期間については、1月から始まり、12月までに終わり、夏休みを隔てて、第1と第2の2学期に分けられた。しかし、建国大学は5月に開校し、第1学期は5月から7月までで、第2学期は8月から12月までとされた。

表4-7に示されている教科書の中で『速成日本語読本』(以下『速成』と略称)の使用は注目に値する。『速成』は1932年、南満洲教育会教科書編輯部により編纂され、中国人成人を対象に短期間で日本語を習得させるために作成された中国語訳付の入門書である。1932年10月に初版が発行され、1933年5月に三版が発行された。しかし、ここで「ほとんど漢字を知ら」ない白系ロシア人に中国語訳付の日本語教科書を使用させることで、教科書もとの編纂趣旨である「速成」という実用性は失われ、日本語表記のみの読本と変わらないものになってしまった点が指摘できる。

1933年より満洲国政府によって日本語教科書の編纂を始め、1938年に『第二種初等日本語読本』をはじめ、様々な教科書が出版されていた。白系ロシア人の教育になぜ『速成』を選んだのであろうか。その理由としては、第一に、満洲国のほとんどの教科書には儒教を中心とする精神教育の内容が含まれており、この内容はロシア正教を信仰する白系ロシア人には相応しくないと判断されたからだと考える。第二に、『速成』は場面シラバスで構成されたところの満洲国・日本文化の紹介を中心とする会話体文の教科書であり、当時、建国大学における白系ロシア人学習者の会話能力を高めるという日本語教育の主旨と一致したからだと考える。たとえば、第二期の教科書として『文章の話』と『基礎日本語』が選定された理由としては「純粹なる口語の文章」、「簡易なる章句」³⁹であることが挙げられた。

4.2.1.1 教科書『速成日本語読本』について

白系ロシア人に対する日本語教育の内実を考察するために、教科書『速成』を取り上げて分析する。『速成』は上下2巻からなり、上巻には74課、下巻には52課がある。仮名遣

いについては、下巻の第 47 課から第 52 課までは歴史的仮名遣いで表記されたのを除いて、全ては表音的仮名遣いで表記されている。仮名の学習順序は片仮名から片仮名漢字交じり文、平仮名、最後に平仮名漢字交じり文へと移行している。しかし、片仮名漢字交じり文の使用は上下巻の大部分を占めている。下巻から平仮名を導入したとしても、52 課のうち 29 課が片仮名漢字交じり文の使用が見うけられる。全ての漢字には振り仮名がつけられている。振り仮名つき教材の使用は、初級段階では「読み得る事は向学心を刺激⁴⁰」し、より効果的であると建国大学の教師に認識されていたとみられ、これも『速成』が初期段階の教科書に選ばれた理由の 1 つだと考えられる。

『速成』の上下巻の文体は殆ど会話体文であり、「僅カニ挿入シタ文章デモ、直チニ会話練習ノ資料トナルベキ⁴¹」ものとされたのである。教科書の最後に語彙表が附せられ、ジャンル別に日本語とそれに対応する漢語訳を載せている。題材については、上巻は殆ど日常生活であるが、下巻には日常生活に関するもののほかに、満洲国・日本について紹介するものが 2 課ある。内容の構成には場面シラバスが用いられており、上巻には 18 課にわたって商店、郵便局、病院、町、訪問先等の場面が設けられ、下巻には上巻より県公署という場面が 1 つ多く設けられ、23 課の分量が割かれている。下巻は上巻より語彙を大量に増やし、内容が一層充実するように設定されている。また、日本・満洲国に関する知識及びその文化の導入に関して、上巻では、「写真」「葉書」のような日本の風俗を紹介するものがあり、それに対し、「町」「村」「乗物」のような満洲国の風景を描写するものが一層多いようである。一方、下巻になると、日本に関する内容の分量が大幅に増加し、「食事」、「日本のけしき」「手紙の書き方」「慶弔慰問」「日本の年中行事」など、題目に示されている内容について記述している。しかし、これらの内容はあくまでも文化の紹介にとどまっており、他の植民地、また、満洲国で編纂された他の民族向けの教科書に現れた精神教育の内容は見受けられなかった。

『速成』の上下巻に文法説明は一切設けられていない。しかし、各課に使用されている文型を精査すると、文法は系統的にまとめられ、教科書の編集者と日本語教授者の間に暗黙の文法指導法が存在していた可能性が窺える。たとえば、教科書の中に動詞活用形の導入順序は「ます」→「ません」→「ました」→「て形」→「辞書形」→「ましょう」→「可能形」→「受け身」→「使役」となっている。これは、現在の日本語教科書での文法導入順序と同じものである。また、「てある」を導入する際、挿絵を利用しながら「ている」の例文も同時に示しており、2 つの文型の使い分けを理解させようとした意図が窺える。敬語に関しては、上巻の第 20 課より、はじめて家を訪問する際に使用する敬語表現を取り上げ、その後も、場面ごとに敬語表現の使用がよくみられ、第 68 課には敬語リストをまとめて提示している。これはいわゆる「文法「から」教えずに文法「に」導く⁴²」という直接教授法の具現であると考えられる。

この教科書を用いた日本語教育の下、白系ロシア人学生はいったいどのような日本語能力を身に付けたのであろうか。次節で実際、白系ロシア人により書かれた日誌と作文につ

いての分析を行う。

4.2.1.2 日誌・作文からみた白系ロシア人の日本語能力

1938 年後半期、5 名の白系ロシア人学生はすでに「日常簡易なる会話はさほど不自由を覚えず、著しき進歩⁴³」をみせたという。特に漢字の習得に興味と熱意を示しており、漸次『和露辞典』を使用して日本語学習に臨んできた⁴⁴。1938 年 12 月、5 名の学生は辞書を参考にしながら 5 本の作文を提出した。本節では、この 5 本の作文を 12 月までに学生が書いた 28 篇の日誌と併せて分析することで、白系ロシア人の日本語能力を考察する。

『報告』には 1938 年 5 月 2 日の開学から 12 月 14 日までの間に 5 名の生徒が書いた 28 篇の日誌が収録されている。日誌に生徒の名前は提示されず甲、乙、丙、丁、戊⁴⁵と表記されている。

日誌に使用された文字は、5 月の段階では 4 人が片仮名を用いたが、甲のみが平仮名を用いた。6 月以後になると、戊が 1 篇の中に片仮名を使用したほか、全員が平仮名漢字交じり文を用いた。仮名遣いについては、甲は 5 月の 1 篇に表音式仮名遣いを用い、12 月の 1 篇に表音式と歴史的仮名遣いを混用していたが、その他の 26 篇では全て歴史的仮名遣いが用いられている。また、文体については、甲は 6 月より普通体の使用が始まったが、8 月以後の日誌には普通体と丁寧体の混用がみられる。丁の 9 月の日誌は普通体で書かれたが、その他の日誌は全て丁寧体で記された。

日誌の全体からみれば漢字と語彙の使用量が明確に増加する傾向を示し、複文や重文の量も時が進むにつれ増える一方である。文末には「ました」と「た」形が多く使用され、他の文型は殆ど見当たらなかった。助詞の使用は頻繁で特徴的である。本節では助詞の正用と誤用から白系ロシア人の日本語能力を考察する。

助詞分析にあたって、日誌に使用された助詞を『速成』の各助詞の用法分類に照合して分類した。その結果、『速成』で取り扱われた 23 種の助詞のうち、13 種の助詞が日誌で使われたことがわかった。『速成』で取り扱われていない助詞（例えば、ぐらい・しか・ながら）の使用が見当たらない。5 名が書いた 28 篇の日誌の中では合計 295 回の助詞の使用があり、そのうち正用は 265 回で、誤用は 30 回であった。助詞「に」は「帰着点」・「対象」・「目的」・「時間」を表す用法として、正用例が 63 回と最も多くみられる。助詞「を」は「目標対象」を表す用法として、40 件の正用が見られる。その他、様々な助詞の正用例が豊富にみられる。表 4-8 は助詞の誤用回数を示す表である。

表 4-8 助詞の誤用回数

	て	が	で	を	に	無助詞	は	では	へ	総計
個数	7	6	5	4	4	1	1	1	1	30

(建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年に収められた「塾生日誌抄」より、筆者作成)

表 4-8 より、接続助詞としての「て」（動詞のテ形）の誤用は最も多く 7 回（3 人）あり、「そこで船に来って太陽島え行った」、「尹君と一緒に私の家え行って中食を食て松花江に

行った」のような間違いである。このような問題は現在の日本語学習の中で、発音がまだ十分できていない初期段階でよく現れ、発音の間違いとも思われる。

助詞「で」の誤用は5回(3人)あり、「二時から食堂二階に身体検査はでした」、「つるや旅館に朝食を喰いて女子高等中学校に話を聞いて外出に出ました」のように助詞「で」を使用すべきところに助詞「に」を使用した誤用である。

助詞「に」の誤用は4件(4人)あり、助詞「に」を使うべきところに助詞「の」・「へ」を使ったり、助詞を用いなかったりした誤用である。たとえば、「第一塾二番目のなつた」、「ハルビンへ八時四十分に着きました」、「七ジ__ワタクシタチハタベマシタ」のような例である。助詞誤用の中に特に無助詞の問題がしばしば見受けられる。たとえば、「今日は私等にチプスの予防注射__しました」、「ハルビン協和会露西亜関係係長加藤様__参りました」のような、それぞれ「を」と「が」を使用すべきところに助詞が省略された例が挙げられる。その他、「新京に帰るにいった」、「見るに行きました」のように、動詞活用形の誤用もある。以上の誤用の存在は「文法説明なし」、「会話中心」の教授法によるものだと考える。

誤用数の上位5つの助詞の誤用と正用を月別にさらに分析すると、表4-9に示されているような結果を得た。

表4-9 誤用数上位5つの助詞の誤用・正用

	誤用					正用				
	が	て	で	に	を	が	て	で	に	を
5月	1		1	1	2	10	1		12	4
6月			1		1				6	4
7月	1	1	1	1				2	6	6
8月	1	5	2	1		1	5	3	19	8
9月				1	1	3			5	3
10月						2	7	2	7	8
11月	3	1				7	3	3	5	6
12月							2		3	1
総計	6	7	5	4	4	23	18	10	63	40

(建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年に収められた「塾生日誌抄」より、筆者作成)

表4-9に示しているように、誤用が多くみられた5つの助詞の誤用数は、5月から8月までつまり学期の前半期に主にみられ、20回あったが、下半期になると6回までに減少し、その反面、これらの助詞の下半期の正用数は大幅に伸び、67回になっている。これにより、白系ロシア人生徒の前半期で正用できなかった助詞は後半期までには習得が進んだと考えられる。

『報告』の中に「満洲の冬」、「復活祭」、「私の将来の希望」、「冬休みの予定」、「雀の話」の5篇の作文が収録されている。これらの作文は宿題として課され、作成の時間制限はなく、辞書を参考に使用することも可能であった。いかなる経緯で上述のテーマが選定されたのかは不明であるが、前述したように、作文科目では白系ロシア人に自由作文が課されたことから推測すれば、白系ロシア人生徒は自らの意志で自由に題目を設定したと考えら

れる。作文の分量は 215 字から 606 字までであるが、表記は共に平仮名漢字交じり文を使用し、歴史的仮名遣いを用いた。文体については、3 人の文章は丁寧体であるが、他の 2 人の文章から丁寧体と普通体の混用がみられる。全体からみれば、意見を述べる際の表現や文学作品を訳す時の用語使用が豊富で、日誌より文の表現力の豊かさが満ちているように思われる。文型の使用においても日誌より多様性が現われている。表 4-10 は 5 つの文章の共通文型から抽出した使用頻度が高い項目と、それに対応した教科書『速成』での導入課を示すものである。

表 4-10 作文に使用された文型表

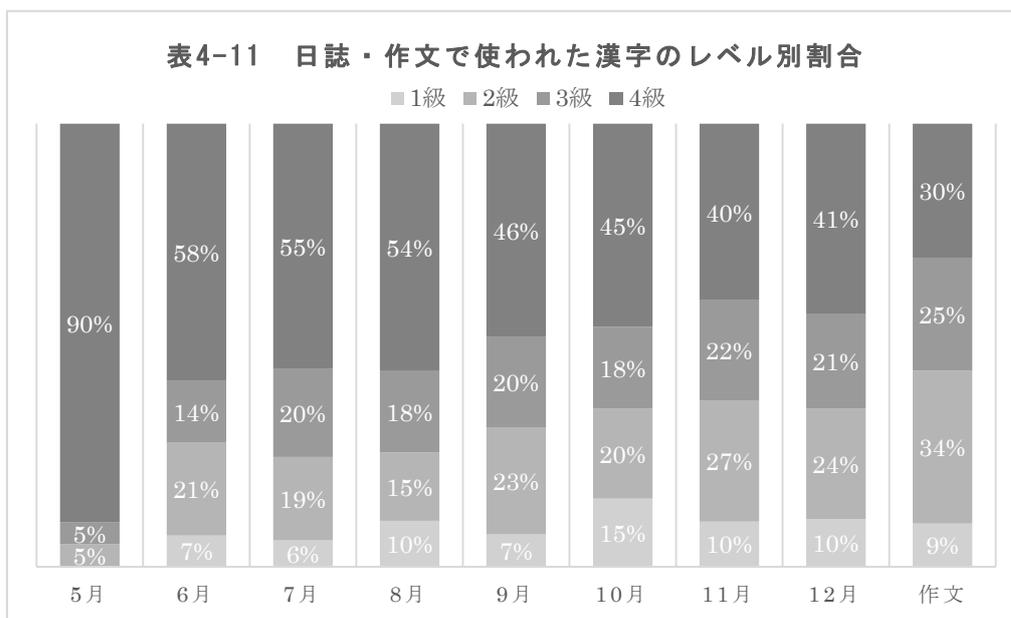
文型	『速成』との関係
ている	上巻・第19課
動詞て形	上巻・第19課
～したい	上巻・第51課
待遇表現～れる・られる	下巻・第18課
連体修飾節「の」	上巻・第35課
～のです	上巻・第43課
～のようだ	上巻・第70課
～のように	上巻・第70課
受け身～れる・られる	下巻・第22課
～つもり	下巻・第26課
使役～させる	下巻・第52課

(南満洲教育会教科書編輯部『速成日本語読本』
(上巻、下巻)1933年より、筆者作成)

表 4-10 の文型が示しているように、5 つの作文の中で使用頻度が上位にあるのは「ている」、「て形」、助動詞「～したい」及び待遇表現「～れる、られる」である。これらの文型の使用には誤用は見当たらなかった。これにより、12 月の時点で白系ロシア人は「ている」、「て形」及び「受け身」と「使役」などの基本文型を自由に使用できるようになっていたと考える。さらに、『速成』との対応関係から、白系ロシア人が使用した文型はすべて教科書『速成』の文型範囲内であることがわかった。ここから、教科書『速成』の使用は有効であり、白系ロシア人は教科書『速成』の文型範囲内の基本文型が習得できたと考える。

白系ロシア人の日誌と作文で著しい上達が見られるのは漢字の使用である。白系ロシア人生徒の日誌と作文に使用された漢字を月別に集計し、旧日本語能力試験の漢字レベル基準に照らし合わせた結果が表 4-11 である⁴⁶。

表 4-11 に示しているように、5 月入学当初、白系ロシア人生徒の使用漢字のほとんどは 4 級に限られており、2 級と 3 級の使用はそれぞれわずか 5% で、1 級の使用はなかった。月が進むにつれ、2 級と 3 級の漢字の使用はそれぞれ大幅に増加し、12 月の作文の段階で 2 級漢字の使用は 34% に上っている。ここから、白系ロシア人の漢字習得は大幅に進んでいたと考える。この点について、講読を担当した佐藤は「文字の書き方も相当達者で日本人に比べてさして遜色のあるものではない⁴⁷」と評した。



(建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年に収められた「露人学生作文」、
「塾生日誌抄」より、筆者作成)

以上、教科書及び白系ロシア人が書いた日誌・作文の誤用、文型及び漢字使用についての分析を通じて、1938年、建国大学における白系ロシア人に対する日本語教育について考察してきた。白系ロシア人向けの教科書が欠如していたものの、会話能力の養成が重要視されたため、それまで満洲国で編集されてきた儒教を盛り込んだ教科書を排除し、あえて日本文化を大量に取り入れた場面シラバスを中心とした『速成』を使用した。白系ロシア人生徒の日誌や作文にはまだ文体・表記不一致などの問題が存在していたものの、教科書で取り扱われた範囲内の文型及び助詞を自由に使いこなし、その正用率が伸び続け、また漢字の書き・応用力も上級に達したという教育の効果を明らかにした。ただし、当時の日本語教授の「文法説明なし」、「会話中心」という教育方針の下、白系ロシア人の日本語学習に助詞の脱落、また、文型に連なる動詞の形が不明確などの問題が残っていたことが指摘できる。

白系ロシア人の作文・日誌にどんな内容が記され、またどんな社会実態が反映されていたのか。次節に日誌と作文の内容について検討してみる。

4.2.2 日誌・作文の内容から描き出した人物像

白系ロシア人生徒により記された28篇の日誌の内容は豊富で、故郷を離れて異郷の大学での勉強、普段の生活上の喜怒哀楽が文字を通して表されている。その内容を題材によって分類すると、学校行事6篇、日課6篇、学習内容5篇、訓練3篇、校外生活6篇、宗教活動2篇となる。この題材分類にしたがって、日誌の内容を作文と併せて分析すると、以下の4点のことが明らかになった。

①日常生活。日誌の記述により、建国大学での一日は朝6時の起床、遥拝から始まり、そ

の後、7時に掃除、7時半に朝食、13時に昼御飯、17時半に夕食と21時に就寝というスケジュールであった。そのうち、遥拝は日本による教育の共通行事で、満洲国のみではなく、植民地台湾・朝鮮、またその後の東南アジア占領地でも行われた。民族を問わず、天皇崇拝という実際の活動を通じて、異民族に日本の精神・文化を体得させ、精神・文化上の統一を図ろうとした日本の植民地・占領地統治の特徴の一端が窺える。

また、午後1時の昼食後の学習時間の大部分は軍事訓練と勤労奉仕に占められていた。1938年、学校教育に新学制が導入されて大きく変更された教育方針の一つは、労作教育、いわゆる勤労奉仕を取り入れたことである。また、戦時状況に応じて、中等以上の教育機関で軍事訓練が求められたため、白系ロシア人はソの勤労奉仕を実行する運命からまぬかれなかった。9月19日、丁は日記に「南嶺の兵営附近まで行軍⁴⁸」と記しており、また、10月1日、丙は日記に「今日は八時に出発して南嶺の東の射撃場へ行って射撃の演習をしました⁴⁹」と記録している。

②学習内容。建国大学における白系ロシア人に対する教育の中に、日語科目のほかに、数学、西洋史、満洲史及び武道、柔道、剣道科目の設置が日誌の内容から窺える。たとえば、11月5日、丙は日記に「今日大学の道場開き武道大会がありました。我が第二塾は剣道の試合で勝ちました。大変嬉しい事でした⁵⁰」と当日の喜びを記録している。

日語科目に関しては、前期の講読、会話、作文の上に、10月より書取が加えられた。書取は現在の聴解と異なり、聞いた内容を文字化する、つまり聞く・書くが同時進行の項目である。それまでの会話、作文及び漢字認識能力が重要視された白系ロシア人向けの日本語教育には、聞く・書く科目の導入により、日本語の四技能をバランスよく同時に求められたことが窺える。

また、満洲史科目の開設に注目したい。前述したように、1938年、新学制実施後、白系ロシア人教育機関に「神学」科目を排除し、その代わりに満洲地理・歴史を中心内容とする「国民道徳」の開設が求められたが、対応する教材の欠如、また教材編纂に時間が必要であるなどにより、実際、初等・中等教育機関での「国民道徳」科目の導入は実現できなかった。建国大学での白系ロシア人向けの満洲史科目の開設は、北満学院に継ぎ、満洲国の高等教育機関の中で、白系ロシア人への満洲国「国民道徳」教育に踏み出した第一歩であり、またこの教育は日本語教育とともに白系ロシア人の満洲国国民への統合教育の重要な一環であると考えられる。

③校外生活。日誌及び作文の中に、学内の生活のみではなく、汽車を利用して、満洲国の他の地域に行事に参加しに行ったり、故郷に帰ったりした学校以外の生活に関する記述も見受けられる。学内の生活に関する記述の中に、白系ロシア人学生が感情を表にする表現は少なかったが、校外生活については、故郷に帰る際の喜び、また、日本人の先生の家を訪問する時、初めて日本の文化を感じ、日本の「汁粉」を飲んだ時の楽しさが文字から溢れてくる。

建国大学では多民族共塾を営んでいたため、白系ロシア人の日本語能力を顧慮し、少し

日本語会話ができる2人を中心にし、5人を3人と2人に分けて2つの多民族共住の塾に編入させた。しかし、日誌の中に他民族との交流に関する記述は極めて少なく、8月20日、甲が綴った「尹君と一緒に私の家え行って中食を食べて松花江に行った⁵¹」という内容のみである。塾の担当者によると、入塾当初、5名の白系ロシア人は共に「寂寥の感を」抱いており、1ヶ月経ってから、徐々に同塾の日本人と日本語会話の練習を始めたという⁵²。

④宗教活動。白系ロシア人生徒の日誌・作文の中に、色彩が最も濃い部分は白系ロシア人の生活と密接に関わる宗教活動に関するものの記述である。日誌には宗教活動に関するものが2篇あり、5篇の作文の中でも2篇がそれについて言及している。たとえば、9月25日の日記に、丙は「今日はロシア人の大祭日がありました。私は教会に行きました⁵³」と記しており、また、12月4日の日記に甲は「今日は聖母宮入祭ですから教会え行った⁵⁴」と述べている。セレデキンが作文のテーマを「復活祭」にし、文中には復活祭の意味について説明している。「春節と関係あります。思わず人間に対して愛(する)⁵⁵」と綴っている。また、セヴェルコーフは作文の中で満洲の冬について描写し、文の最後の段落に、「正月の七日より十九日までの間にはロシアの一番御目出度いお祭りがあります⁵⁶」と述べ、「19日にキリスト教徒は教会に集まり皆一緒に近くの川に行きます⁵⁷」とそこでのイベントについて紹介し、最後に「冬、私の一番好きな季節です⁵⁸」と感情を表している。

「宗教の信仰はロシア人民の最も神聖とする点であり、宗教教育はそれまでの白系ロシア人教育の根底をなすところである」(後藤、1934:100)。新学制実施後、満洲国では神学大学を除いて、白系ロシア人の高等教育機関には宗教に関する教育が実施されていなかったが、実際の生活上、白系ロシア人の宗教の習慣は尊重されていたことが窺える。この点については、白系ロシア人の教育機関での休日の詳細からわかる。白系ロシア人向けの教育機関での休日は総計161日と定められたが、そのうち、日曜日52日、夏休み50日、冬休み20日、満洲国建国記念日1日、執政誕生1日、中国伝統の孔子及び関羽の記念日など5日間を除けば、残った32日は全てロシア正教の祭日となっている(後藤、1934:101-102)。

以上の日誌・作文の内容により、以下のような白系ロシア人青年像が描かれると考える。

1938年、建国大学に入学当初、日本語の十分な会話能力を持たず、人数的にも少ないため、他民族との交流はほとんどなく、多民族の共塾生活の中にあっては異色のように見られたが、日本語教育を受け、日本語が上達するにつれ、日本人及び他の民族との接触が漸次多くなり、多彩な学校及び校外生活を営むようになった。日本語学習においては勤勉で、明るく、向上心に満ちており、「常に和露辞書を携帯して未修の単語に遭えば必ず辞典につきて之を資し、以て自己の知識となすと相当努力を継続⁵⁹」していた。それゆえ、次年度入学予定の白系ロシア人受験生への案内、また、先生に同伴して白系ロシア人居住地に行く際、先生の通訳が担当できた。白系ロシア人は日本語学習に情熱を示しているが、政治・時勢には無関心で、ひたすら宗教信仰に強く執着して、ロシア文化・文学に関心が高いことが読み取れる。

しかし、一方、白系ロシア人はすでに日本・満洲国の文化を受け入れている一面も窺え

る。日本人先生の家を初めて訪問した時の喜び、初めて汁粉を食べる際の嬉しさ及び武道、相撲大会を鑑賞する際の楽しさは文字を通して伝わってくる。また、作文の中に「満洲帝国の政府は心から国内の人民の生活を向上し、幸福にさせたいと思って、政治をやっています。その人民の中にはロシア人も入っているのですから私は将来の仕事として、大学を卒業して官吏になり、満洲国の政府とロシア人其他満洲国に住んでいる人達との間の仲介人になりたい⁶⁰」と将来の希望を述べている。この作文を前述した 1934 年に白系ロシア人学生より綴られたロシア賛美、ロシア正教賛美を中心とした作文と比較すると、白系ロシア人青年の認識の中にはある程度満洲国、満洲国国民の意識があり、また、満洲国が提唱した民族協和の理念は多少なりとも白系ロシア人の認識の中に馴染みこんでいたという思想の転換が読み取れるであろう。さらに、1943 年 6 月 12 日、建国大学では満洲国皇帝溥儀が臨場下で 1938 年に入学した第一期生合計 106 名の卒業式が行われた。5 名の白系ロシア人はこの卒業生の中に入っていた。卒業する前、卒業生全員に対して高等文官試験が行われ、その結果は、「学業のみではなく、建国精神の体得についても、成績極めて優秀で⁶¹」あった。1939 年以後の建国大学で行われた白系ロシア人に対する教育の詳細は不明であるが、この結果から推測すれば、5 名の白系ロシア人も満洲国の高等文官試験に合格し、満洲国及び建国精神に対する認識が深まったと考えられる。

4.3 満洲国における白系ロシア人に対する学校教育の特徴

以上、1938 年以後の白系ロシア人を対象とする特別高等教育機関北満学院と満洲国唯一の人材養成高等教育機関建国大学におけるロシア人に対する教育についてみてきた。新学制実施後、「白系露人教育要綱」の規定により、学校教育の中に「国民道徳」と日本語科目の導入が求められていたものの、初等・中等教育機関ではそれを実行できず、まだ「満洲国文」のような「満洲国式」な科目を入れながら、旧来の帝政ロシア教育方針にしたがって教育を進めていた。一方、高等教育機関としての北満学院と建国大学は確実に「国民道徳」と日本語の 2 つの教科を実施し、白系ロシア人に対する満洲国国民への統合を始めた。特に北満学院では日本語に割かれる時間数は教授時間総数の約半分を占めており、建国大学でもほぼ同じ教授時間数が設けられていた。また、教育形式からみれば、北満学院は白系ロシア人を対象者とする高等教育機関を標榜したものの、建国大学と同じように、多民族の学生を招集しており、多民族の共学共塾を行っていたため、形式上民族協和を促す意味があったと考える。

白系ロシア人に対する日本語教育に関して、北満学院での実際の教授状況は不明であるが、建国大学での使用教材、学生より書かれた日誌、作文についての分析より、その教育の特徴は以下の 3 点にまとめることができる。

第一に、白系ロシア人向けの日本語教材が欠如していたこと。1938 年の時点で、満洲国では満洲国政府よりすでに大量の日本語教材が編纂・出版された。建国大学では、あえて「ほとんどの漢字が判らない」白系ロシア人に中国人成人向けの中国語訳付の『速成日本語読本』を選定したのは、一つは満洲国の教材には儒教を中心とした精神教育の内容が盛

り込まれており、ロシア正教を信仰する白系ロシア人には相応しくないと考えられたから、もう一つは、『速成日本語読本』は満洲国・日本文化の理解を中心内容とし、場面シラバスを用いた教材であるため、当時の白系ロシア人の「会話能力を養成」という方針に一致したからだと考える。

第二に、語学の面から教育の効果がみられたこと。1学年の学習を通じて、白系ロシア人の日本語の使用にはまだ表記・文体の不一致、助詞の誤用などの問題はあったが、教科書範囲内の文型がすでに十分使いこなされ、助詞の正用率が伸び続け、また、漢字の筆記及び使用も中・上級に達していた。ただし、「会話重視」、「文法説明不足」などの教授問題より、学生の日本語使用には、助詞の欠落、動詞活用形応用できないなどの問題点の存在が指摘できる。

第三に、精神面からロシア人に思想の変化があったこと。人数が少なく、また日本語は十分会話できなかつたため、入学最初の段階に多民族共学の環境の中で白系ロシア人学生は孤独がちにみられたが、日本語学習に努力し、日本語の上達につれ、他民族との交流が多くなり、白系ロシア人は積極的に多彩な大学生活を営むようになった。政治や時勢に無関心で、自民族の宗教信仰に執着し、特にロシア文化、文学には強い関心を持っていた。しかし、その一方、白系ロシア人が書いた日誌・作文を精読してみると、白系ロシア人はすでに満洲国及び満洲国の建国精神に対する認識があり、特に、作文を通じて将来満洲国の官吏になり、多民族協和に貢献したいという理想の表現からは、白系ロシア人の思想は最初のロシア賛美、ロシア文化崇拜のみから満洲国国民としての思想への転換をも読み取るであろう。

以上より、「国民道徳」と日本語は白系ロシア人への満洲国国民性を涵養する重要な一環とみなされた中、この2つの科目を設置した北満学院と建国大学で行われた白系ロシア人に対する教育は、白系ロシア人の満洲国国民への統合に意味があると考えられる。また、北満学院と建国大学の学生の進路について、2つの学校の就職率がともに高く、北満学院の卒業生は満洲国の各種企業、工場などに務めており、建国大学の卒業生全員は文官試験を受け、その後大同学院に入学し、3ヶ月間の短期的な官吏としての実践的研究・訓練を受けてから、協和会、市公署などの官職に務めた。この点からみれば、2つの高等教育機関での教育は満洲国に必要とされた人材の養成に一定の役割を果たしたといえる。さらに、卒業生の中に北満学院や建国大学で教鞭をとって白系ロシア人の教育につくものもいることより、この教育は満洲国に必要とされた白系ロシア人人材の養成の継続にも役割を果たしたと考える。

5 満洲国における白系ロシア人に対する社会教育

満洲国における白系ロシア人に対する社会教育については、具体的な教育方針は定められていなかった。社会教育を担当する組織としては満洲国協和会露人係と白系露人事務局が挙げられる。本節では、この2つの組織による白系ロシア人に対する社会教育について考察し、2つの組織がそれぞれ教育に及ぼした機能を検討してみる。

5.1 満洲国協和会露人係

1932年7月25日、満洲国国务院の直轄下で「建国精神を遵守し、王道を主義とし、民族の協和を念とし、以て我が国家の基礎を鞏固ならしめ、王道政治の宣化をはからんとする⁶²」ことを目的とする満洲国協和会が設立した。協和会の会員は主に政府の上層官吏からなり、中心工作は民衆への思想教化、「民族協和」のイデオロギーの宣伝及び従軍宣撫である。

1933年1月、白系ロシア人への管理、教化を図るために協和会の下に露人係(1936年、露人部と変名)を設置した。職員は日本人と白系ロシア人からなる。随時に白系ロシア人会員を吸収するため、1940年12月までに協和会の白系ロシア人会員はすでに3千~4千人に達した⁶³。露人係の主要活動は主に以下の2点がある。①建国精神の普及。建国及び民族協和の理想を民衆に普及し、白系ロシア人の満洲国に対する信頼を高める。特に青年層への働きかけが工作の重点である。たとえば、北満学院に国民道徳の講座を開設し、露字新聞に建国精神、協和会の使命等に関する記事を多く登載するなどである。また、1938年、白系露人事務局との共催により、団員23名、指導者2名から構成された訪日視察団が派遣された。視察団は23日にわたって、日本を訪問して、「日本ノ実体ヲ認識セシムルト共ニ日本信頼ノ念ヲ強化⁶⁴」することを図っていた。②白系青年中堅者の養成。ハルビンに白系露人青年訓練所を開設し、また、夏期に短期訓練所を開き、露人部職員を派遣して白系ロシア人に短期の教育訓練を実施した。その他、露人係より、数名の白系ロシア人青年は建国大学への入学が推薦され、白系ロシア人人材の確保がみられる。

1943年2月、「協和会基本運動要綱」に発表された「各民族の鍛錬」には、白系ロシア人の鍛錬について、「忠誠なる満洲国国民たる如く錬成し日本語を普及し職業能力を向上せしめ生活の安定を図るものとす⁶⁵」と、協和会により教育の方針が定められた。それまでの協和会による教育の重心は満洲国の建国精神の普及にあったが、日本語の普及が加えられたことにより、協和会による白系ロシア人への満洲国国民化教育が始まったと考える。

1943年6月、関東軍情報部会議において白系ロシア人に対する指導理念については、時勢戦局の変化により「八紘一字ノ大精神ニ基ク大東亜新秩序建設ノ理想ヲ体シ……日本ノ指導スル共栄圏内ニ於テ民族ノ繁栄ヲ希シムル⁶⁶」と変更された。それに対応する施策としては「青少年訓練、国防体育、日本語普及、都市居住者の帰農奨励⁶⁷」が挙げられた。そのうち、青少年訓練は精神訓練と戦闘訓練を科目とし、協和会などの組織より実施されることと決められた。また、日本語普及に関しては、竹内(1999:53)によると、「対「ソ」戦ニ必要ナル通訳要員ヲ要請スルヲ目的トシ全白系ハ何レモ一応ノ日語ヲ習得スヘキ義務ヲ負荷ス」と提案され、具体的には「すべての白系ロシア人を一般要員として日本語の日常会話に支障ないようにすること、優秀な白系ロシア人は特殊要員として「情報及宣伝其ノ他ノ業務ニ必要ナル複雑ナル会話竝ニ文章ノ読訳、筆記ヲナシ得ルニ至」らせると日本語普及の方向性が決められた⁶⁸。この日本語普及の実際の状況は不明であるものの、白系ロシア人の一般に対する日本語普及の到達目標としては「日常会話に支障ない」程度とされたと思定できるだろう。また、白系ロシア人に対する指導方針及びその対応施策は、政治変動

や国際関係などにより左右され、変わりつつあるが、日本語普及は始終、白系ロシア人を統治上において重要な政策の一環として位置付けられ、協和会などの組織を通じて、社会教育の中に組み込まれ、積極的に実施されていたといえる

しかし、協和会による教育の結果から見れば、「全体として白系ロシア人は、協和会運動に対しては好意を示したが、活動面においては、まだ消極的であった⁶⁹」と評されている。その理由としては、中嶋(2011:140)は「白系ロシア人たちは、その内部に政治的な対立関係を内包しながらも、外部世界に対しては一体となって伝統的なロシア文化を維持することを自らの歴史的使命と考えて」いたからと指摘している。

5.2 白系露人事務局

満洲国にいるロシア人社会の中に多数の団体が結合され、団体間の分立と対立は途切れなく発生していた。これらの団体及び白系ロシア人の全体に対する管理を強化・統一するため、1934年12月、関東軍情報部により、白系ロシア人の自治管理組織を設置する提案が出され、1935年、満洲国政府民生部の許可を得て、同年1月7日にハルビンに「在満白系露人事務局」が設立された。新京・奉天・大連等の10都市に支部を置いていた。事務局の職員は全員ロシア人からなったが、その主導権は満洲国政府に執られた。事務局は白系ロシア人と満洲国政府の間に位置しており、政府の意見を下に伝達し、白系ロシア人に関する問題や要求などを政府に報告して、双方を調和する役割を果たした。1935年の時点で事務局の下、組織問題を担当する秘書課、日常生活と移住の問題を担当する第1課、文化啓蒙、情宣活動、学外教育を担当する第2課、行政を担当する第3課、財政、経理を担当する第4課、慈善事業を担当する第5課と鉄道課の7つの部門が設置された。

白系露人事務局の主要業務の一つは住民登録、外国旅券規制、及びそれに関連する補助事務である。住民登録に関しては、一面、所得によって各組織及び個人に会費を徴収し、もう一面、満洲国の白系ロシア人向けの専門職に就職人数を決めた。1935年12月までに、白系露人事務局に登録した組織は163件数えられる⁷⁰。白系ロシア人にとって、白系露人事務局への登録は自由であるが、同事務局に登録したことにより、満洲国政府官公吏への任用、または旅券の発給において、有利な取り扱いが受けられるとされている。

白系露人事務局のもう一つの重要な任務は「亡命ロシアの民族文化の独自性の保持⁷¹」とされている。事務局より住民に対して発した公的な通達の一つでは「民族的文化活動の課題を「すべての民族の亡命ロシア人に共通の意識を持たせること、ロシア文化の本質を学習すること、祖先の遺産を大切に保持し、この遺産に新しい文化的宝を付け加えること」と規定していた⁷²」。ロシア文化の伝統は文芸活動や芸術活動に体现され、とくに人気があったのは詩である。優れた亡命詩人、また満洲の地で新たに生み出されたロシア詩人たちの作品が読者を魅了した⁷³。この点に関しては、建国大学の白系ロシア人生徒は日本語で作文する際、ロシア人詩人の詩を選んで日本語に訳したことから、ロシア伝統文化が白系ロシア人に及ぼした影響の深さが窺える。白系露人事務局は各都市に大規模な図書館を設立し、白系ロシア人に伝統文化を学ぶ場所を提供しており、また、劇場を開設して、数回に

わたってコンサートを開催し、バレエやオペラなどを上演していた。

1943年6月、白系露人事務局は満洲国総務庁の直轄下に移行され、それに伴って白系露人輔導委員会と改称された。

5.3 満洲国における白系ロシア人に対する社会教育の特徴

以上のように、協和会露人係と白系露人事務局による白系ロシア人に対する教育についてみてきたが、それぞれの組織の特徴を考えてみたい。

2つの組織による教育の共通点としては、協和会露人係と白系露人事務局の対象者は共に社会一般であり、学校教育より広範性、普遍性を有し、また、満洲国が樹立してから、まもなく、協和会露人係と白系露人事務局がそれぞれ設立され、一般民衆への教育が始まったため、時間的、空間的にも学校教育を補った役割を果たしたと考える。

その相違点としては、協和会露人係は満洲国の国家的な国民教化組織であり、すべての白系ロシア人に対して満洲国の精神教育を行うのが中心任務となっていたが、前述したように、その教育の重心はつねに満洲国の要望、また時勢の変動に応えるように変わっていた。当初の満洲国建国精神の普及のみから精神教育と日本語教育の同時進行、さらに、大東亜共栄圏の認識と日本語教育へと移行していた。日本語教育においては、一般民衆には日常会話に支障なく応用できる程度は基本として求められており、その上で、読解、翻訳と筆記を中心とした通訳としての能力が求められていた。要するに、協和会露人係による白系ロシア人に対する教育は、満洲国の建設に必要で、政治変動に対応できる人材の養成であったと考える。

一方、白系露人事務局は満洲国政府の意志・命令を白系ロシア人に伝達し、白系ロシア人の要望を満洲国政府に反映する満洲国政府と白系ロシア人との間の斡旋・調達を担うロシア人自治の組織であり、白系ロシア人の全体に対して教育を行ったというより、むしろ組織的に白系ロシア人を統合したという機能のみを果たしたといえよう。その統合の手段は満洲国式の教育ではなく、ロシア伝統文化の継承である。様々な文化施設の経営、及び芸術活動の展開により、白系ロシア人の心の隅々までロシア文化の優越性を植え付け、それと同時に、ロシア伝統文化の上に満洲国の異文化を吸収して、新たな在外ロシア文化を形成し、それを若い世代に継承させていった。つまり、白系露人事務局による白系ロシア人に対する教育はロシア伝統文化を継承・発展させる人材の養成である。

前述していたように、白系ロシア人初等・中等教育機関では、新学制が実施されてからも神学、ロシア語及びロシア文化の教育を中心とした帝政ロシア式の教育を踏襲していたため、白系露人事務局によるロシア文化の継承・発展の社会教育はそれと一貫性を持ち、満洲国国民として体得すべきとみられた満洲国の精神教育及び日本語教育は協和会露人係による部分が大きいと指摘できる。

小括一満洲国における白系ロシア人の人材養成の意味

以上、学校教育と社会教育の双方から満洲国における白系ロシア人に対する教育について考察してきた。満洲国成立初期、「白系ロシア人が反共であるからとして、そのまま放置することはソ連との関係上許されないので、政府は一面保護育成、反面監視監督の政策をとった⁷⁴」。对白系ロシア人教育においては、具体的な方針は制定されず、それまでの「神学」「ロシア語」などを基礎科目としての帝政ロシアの教育制度を踏襲させていた。しかし、学校教育における「満洲国文」科目の出現は特徴的であり、それは学生の進路を考慮し、現地の実情に合わせて、旧来の帝政ロシア式教育の上に「満洲国式」のものを加えた教育方針の結果であると考えられる。また、1934年、白系ロシア人中学生により作成された文章の中に、ロシア賛美、ロシア正教・ロシア文化賞賛の内容に満ちていたが、満洲国、また、民族協和に関する記述の現われは、白系ロシア人はすでに満洲国に対する認識があり、満洲国の建国精神に関するものは多少なりともすでに白系ロシア人の意識の中に滲入したと考える。満洲国成立初期のこの意識の形成には、学校教育と協和会露人係による社会教育によるものが大きいと考える。

新学制実施後、白系ロシア人は正式に満洲国の一分子とみなされ、教育の中で、最も重要視されたのは満洲国国民性の涵養という精神教育である。「白系露人教育要綱」により、学校教育の中に「国民道徳」と「日本語」科目の導入が義務付けられたが、初等・中等教育機関では教材不備、教科書編纂に時間がかかるなどで、2つの科目の導入は実行できなかった。まだ旧来の「帝政ロシア式+満洲国式」教育方針の下に止まっていた。一方、白系ロシア人を対象とした特別高等教育機関である北満学院と満洲国唯一の人材養成高等教育機関である建国大学では、確実に「国民道徳」と「日本語」の2つの教科を実施し、白系ロシア人の満洲国国民への教化に取り組んでいた。

学校教育における白系ロシア人に対する日本語教育に関しては、北満学院での実際の教授状況は不明であるが、建国大学での使用教材、学生により書かれた日誌、作文についての分析により、以下の特徴が明らかになった。

第一に、白系ロシア人には漢人向けの日本語教材を使用したこと。1938年の時点で、満洲国では満洲国政府によりすでに大量の日本語教材が編纂・出版された。しかし、建国大学では、あえて「ほとんどの漢字が判らない」白系ロシア人に、漢人の成人向けの漢語訳付の『速成日本語読本』を使用した。その理由として、一つは満洲国の教材には儒教を中心とした精神教育の内容が盛り込まれており、ロシア正教を信仰する白系ロシア人には相応しくないと考えられたこと、もう一つは、『速成日本語読本』は満洲国・日本文化の理解を中心内容とし、場面シラバスを用いた教材であるため、当時の白系ロシア人の「会話能力を養成」という方針に一致したからだと考えられる。

第二に、語学の面から教育の効果が見られたこと。1学年の学習を通じて、白系ロシア人の日本語の使用にはまだ表記・文体の不一致、助詞の誤用などの問題はあったが、教科書範囲内の文型をすでに十分使いこなす、助詞の正用率が伸び続け、また、漢字の筆記及び

使用も中・上級に達していた。ただし、「会話重視」「文法説明不足」などの教授問題により、学生の日本語使用には、助詞の欠落、動詞活用形などが応用できない問題点は残っていた。

第三に、精神面からロシア人に思想の変化があったこと。人数が少なく、また日本語は十分会話できなかつたため、入学最初の段階では多民族共学の環境の中に白系ロシア人学生は孤独がちにみられたが、日本語学習に努力し、日本語の上達につれ、他民族との交流が多くなり、白系ロシア人は積極的に多彩の大学生活を営むようになった。政治や時勢には無関心で、自民族の宗教信仰に執着し、特にロシア文化、文学には強い関心を持っていた。しかし、その一方、白系ロシア人が書いた日誌・作文を精読してみると、白系ロシア人はすでに満洲国及び満洲国の建国精神に対する認識があり、特に、作文を通じて将来満洲国の官吏になり、多民族協和に貢献したいという理想の表現からは、白系ロシア人の思想は最初のロシア賛美、ロシア文化崇拜のみから満洲国国民としての思想への転換を察することができる。

しかし、なぜ以上のような教育結果が生じ、また白系ロシア人学生の思想に変化が起こったのか。語学教育と精神教育の2面から考えていきたい。

①語学教育においては、以下の2点がある。第一に、教科書の選定。前述したように、教材不足の中、学習者が会話がほとんどできない実情に直面して、場面シラバス中心の『速成』を選定し、学習者のコミュニケーション能力の向上を図った。一方、『速成』の編纂特徴として、漢語訳が付いており、建国大学教師の日本語振り仮名付きの教科書が学習者の「向学心を刺激する⁷⁵⁾」という論点を転用すれば、漢語訳付きの教科書の使用は学習者の漢字意識の形成にも影響があったことは否めないだろう。また、『速成』上下巻の巻末にはジャンル別の語彙表が附してある。片仮名と漢字の表記で、教科書で使用された語彙に限らず、関連語彙を大量に提示している。これによって、学習者に自習用の語彙や漢字の補充教材が提供されたと考える。第二に、作文指導の実践。作文指導の導入は満洲国の白系ロシア人に対する日本語教育の大きな特徴ともいえる。日誌及び作文を通じて、書き言葉と教科書の既習項目、つまり文法知識の練習と応用が実現でき、そのうち初期段階に現れた文法の間違い及び誤用の問題が軽減できたと考える。それと同時に、日誌と作文の作成は漢字習得の実践の場ともなり、漢字の認識度を高めたと考える。

満洲国の教育は植民地統治が背景にあり、現在の日本語教育とは性格が異なるものの、その教育は会話教育、文法教育と漢字教育を同時に有効に実現できたため、単純に言語教育の面から見れば、学習者の会話、文法及び漢字の筆記能力を高める際、実施した方法は現在のロシア人ないし非漢字圏学習者に対する日本語教育に何らかの示唆を与えるのではないかと考える。現在のロシア人に対する日本語教育は、「教材の不足・不備、文法習得困難及び漢字指導不十分⁷⁶⁾」という問題に直面している。これら問題はちょうど満洲国時代の日本語教育に重要視され、また、さまざまな試行錯誤を経て解決された問題である。現在のロシア人に対する日本語教育の方法を考える際、満洲国の対白系ロシア人日本語教育か

ら吸収し得る部分が多いと考える。また、満洲国の白系ロシア人は非漢字圏出身の日本語学習者であり、満洲国の対白系ロシア人日本語教育の事例は限界性を有し、その方法はかならずしもすべからく、ほかの非漢字圏出身の日本語学習者への指導にも当てはまるとはいえないが、一つの参考事例にはなると考える。

②精神教育。白系ロシア人学生に思想の転化が見られたのは、学校教育と社会教育が相まって相関する結果であると考え。ロシア賛美、ロシア正教及びロシア文化の賞賛は白系ロシア人の意識の中に強く根つけられたのは、初等・中等教育機関による学校教育と白系露人事務局による社会教育が教育方針に一貫性を持つからだと考え。白系露人事務局は様々な文化施設の経営、及び芸術活動の展開により、白系ロシア人の心の隅々までロシア文化の優越性を植え付け、それと同時に、ロシア伝統文化の上に満洲国の異文化を吸収して、新たな在外ロシア文化を形成して、若い世代を惹き付けながら、その新しい文化を継承させていった。

一方、満洲国国民意識の形成には、高等教育機関のほかに、協和会露人係の社会教育によるものが大きいと考える。協和会露人係は1933年に設立して以来、満洲国政府の要望に応えながら、大学で講座を開き、新聞紙などの発行、また青年訓練所の開設などを通じて、白系ロシア人の一般民衆に満洲国の建国精神の教育を行い、それと同時に、日本語教育も行って、白系ロシア人の満洲国国民への統合を取り組んでいった。

このように、学校教育と、社会教育としての協和会露人係による満洲国国民への統合と、白系露人事務局によるロシア伝統文化への統合が同時進行していたため、満洲国では、日常会話ができる以上の日本語能力を持ち、満洲国と建国精神に対する認識と理解を有し、それと同時に、ロシア伝統文化に深い執着を持つ白系ロシア人の人材像を描きだした。

最後に、満洲国の日本語教育、またはこの日本語学習は白系ロシア人にとっていかなる意味をもったのか。北満学院と建国大学の卒業生の進路から見れば、日本語教育を受け、日本語学習の努力によって、白系ロシア人の進路が保証できたことが窺える。しかし、終戦後、白系ロシア人の大部分はほかの地域に赴き、再度の亡命をしていた。この流れから、白系ロシア人にとって日本語教育は満洲国で生き抜くための手段にすぎなかったと見えるが、それと同時に、建国大学の白系ロシア人の日記と作文からみられるように、日本語を通じて、ロシア文化、ロシア文学を満洲国で広げ、さらに、戦後、満洲国教育の経験者はロシアにおける日本研究、日本語教育に従事したものが多数いる。このような通時的な観点からみれば、満洲国時代の日本語教育はロシア文化の伝授、ロシア教育事業の発展にも機能したといえよう。

【注釈】

¹ 文教部学務司『満洲国少数民族教育事情』文教部学務司 1934年 5頁

² 中嶋毅「ハルビンのロシア人教育—高等教育を中心に」『研究報告集』21世紀COEプログラム「スラブ・ユーラシア学の構築」編 2004年 61頁

³ 生田美智子『満洲の中のロシア』成文社 2012年 19頁

-
- ⁴ 生田美智子『満洲の中のロシア』成文社 2012年 20頁
- ⁵ 中嶋毅「ハルビンのロシア人教育—高等教育を中心に」『研究報告集』21世紀COEプログラム「スラブ・ユーラシア学の構築」編 2004年 27頁
- ⁶ 栗屋憲太郎・竹内桂編集『対ソ情報戦資料』現代史料出版 1999年 226頁に収められたが、本研究では生田美智子『満洲の中のロシア』成文社 2012年 31頁より引用。
- ⁷ 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』満蒙同胞会 1971年 1245頁
- ⁸ 西原征夫『全記録ハルビン特務機関 関東軍情報部の軌跡』毎日新聞社 1980年 221頁に収められたが、本研究では生田『満洲の中のロシア』成文社 2012年 33頁より引用。
- ⁹ 生田美智子『満洲の中のロシア』成文社 2012年 20頁
- ¹⁰ 満洲国史編纂刊行会『満洲国史各論』満蒙同胞会 1971年 1245頁
- ¹¹ 後藤春吉。1934年、満洲国文教部学務司普通教育科員。ドミートリエヴァ(2012)によれば、1937年11月の時点で後藤春吉は浜江省民生庁文教科科长を担当し、白系ロシア人学校に関する事業を司っていた。白系ロシア人学校への新学制の導入に参与した。以下の引用は『満洲国少数民族教育事情』による。
- ¹² 満洲国史編纂刊行会『満洲国史総論』満蒙同胞会 1970年 176頁により、東省特別区とは、旧北鉄付属地行政を専掌した中央直属の官署である。後に北満特別区という名称に変更し、さらに、北満鉄道の譲渡により、1936年1月よりハルビン市及びほか各省に管轄されるようになった。
- ¹³ 中嶋毅「満洲国北満学院の歴史—1938—1945」『ロシア史研究』79号 2006年 44頁と満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』満蒙同胞会 1971年 1089頁による。
- ¹⁴ 中国語表記である。意味については、詳しく定義されていなかったが、北満特別区区立高級小学校及び北満特別区区立俄僑中学校の課程表と合わせて判断すれば、「学年」の意味と推測できよう。
- ¹⁵ ドミートリエヴァ・エレナ「満洲国における「ロシア式」教育方針とその問題：在ハルビン市白系ロシア人普通学校を中心に—1930年代半ば」『セーヴェル』26号 2010年 65頁
- ¹⁶ ロシア語をさす。
- ¹⁷ 文教部学務司『満洲国少数民族教育』文教部学務司 1934年 90頁
- ¹⁸ 文教部学務司『満洲国少数民族教育』文教部学務司 1934年 97頁 以下の日記文に関する引用は同じ出所によるのである。
- ¹⁹ 文教部学務司『満洲国少数民族教育』文教部学務司 1934年 103-106頁
- ²⁰ 文教部学務司『満洲国少数民族教育』文教部学務司 1934年 103-106頁
- ²¹ 文教部学務司『満洲国少数民族教育』文教部学務司 1934年 103-106頁
- ²² 皆川豊治『満洲国の教育』満洲帝国教育会 1939年 117-124頁
- ²³ ドミートリエヴァ・エレナ「在満露人小・中学校への「新学制」導入問題(1936~1938)」『満洲の中のロシア—』生田美智子編 成文社 2012年 178頁
- ²⁴ ドミートリエヴァ・エレナ「在満露人小・中学校への「新学制」導入問題(1936~1938)」『満洲の中のロシア—』生田美智子編 成文社 2012年 201頁
- ²⁵ 『満洲国北満学院要覧』1941年版、25-26頁に収められたが、本研究では、中嶋毅「満洲国北満学院の歴史—1938—1945」『ロシア史研究』79号 2006年 48頁より引用。中嶋(2006)はロシア人 133名、ポーランド人 1名、ラトヴィア人 1名、ドイツ人 2名、エストニア人 1名、オセッタン 2名と記しているが、本研究では、ポーランド人などを全部ロシア人の範囲に入れており、総計 140名と表している。
- ²⁶ 中嶋毅「満洲国北満学院の歴史—1938—1945」『ロシア史研究』79号 2006年 49頁
- ²⁷ 『満洲国北満学院要覧』1941年版、25-31頁。本研究では、前掲注(26)、49頁より引用。
- ²⁸ 前掲注(26)書、51頁。
- ²⁹ 『師弟愛は民族を越えて—清水三三—その人と随筆』私家版(後藤春吉編集・清水巖発行)奈良 1984年 52頁に収められたが、本研究では前掲注(26)書、49頁より引用。
- ³⁰ 『満洲国北満学院要覧』1941年版、22、69-72頁に収められたが。本研究では、前掲注(26)、53頁より引用。
- ³¹ 日本対外文化協会日ロ歴史を記録する会編『日露オーラルヒストリー—はざままで生きた証言』彩流社、2006年、69頁に収められたが、本研究では、前掲注(26)、53頁より引用。
- ³² 中嶋毅「満洲国北満学院の歴史—1938—1945」『ロシア史研究』79号 2006年 56頁
- ³³ 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 総論』満蒙同胞会 1970年 593頁
- ³⁴ 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 総論』満蒙同胞会 1970年
- ³⁵ 皆川豊治『満洲国の教育』満洲帝国教育会 1939年 120頁
- ³⁶ 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 2頁
- ³⁷ 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 2頁
- ³⁸ 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 総論』満蒙同胞会 1970年 5頁

- 39 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 3頁
- 40 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 総論』満蒙同胞会 1970年 7頁
- 41 南満洲教育会教科書編輯部『速成日本語読本 上巻』1933年 3頁に収められたが、本研究では竹中憲一『「満洲」植民地日本語教科書集成6』緑蔭書房 2002年を参照。
- 42 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 20頁
- 43 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 4頁
- 44 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 3頁
- 45 28篇の内、甲が書いたものは7篇、乙は5篇、丙は6篇、丁は6篇、戊は4篇である。
- 46 語彙・文字レベルを測定するサイト「リーディングチュウ太」を利用して、地名、または「之」のような満洲国時代に使われている漢字を除外し、白系ロシア人に使用された漢字のレベルを測定した結果である。
- 47 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 41頁
- 48 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 49頁
- 49 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 49頁
- 50 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 50頁
- 51 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 49頁
- 52 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 8頁
- 53 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 49頁
- 54 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 51頁
- 55 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 42頁
- 56 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 42頁
- 57 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 42頁
- 58 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 42頁
- 59 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 8頁
- 60 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 43頁
- 61 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 総論』満蒙同胞会 1970年 601頁
- 62 「満洲国協和会設立委員会会議事録」『現代史資料』11、843-844頁に収められたが、本研究では鈴木隆史「満洲国協和会史試論(一)」『季刊現代史』1974年 第5号 50頁より引用。
- 63 極東国際軍事裁判検察側証拠用資料(EDと略称)第1950号「三宅光治尋問調査」、栗屋憲太郎・竹内桂編集(1999)『対ソ情報戦資料』現代史料出版、2-58頁に収められたが、本研究では竹内桂「満洲国の白系ロシア人」『駿台史学』1999年 第108号 48頁より引用。
- 64 竹内桂「満洲国の白系ロシア人」『駿台史学』1999年 第108号 50頁
- 65 満洲帝国協和会「協和会運動基本要綱」『満洲評論』、第24巻第13号、1949年、8-9頁に収められたが、本研究では、生田美智子「白系露人事務局—ハルビンにおける活動を中心に」『セーヴェル』第27号、2011年 18頁より引用。
- 66 竹内桂「満洲国の白系ロシア人」『駿台史学』第108号 1999.12 52頁
- 67 竹内桂「満洲国の白系ロシア人」『駿台史学』第108号 1999.12 52頁
- 68 極東国際軍事裁判検察側証拠用資料(EDと略称)第1963号「白系日語普及実施要項(案)」1943年6月、『対ソ情報戦資料』1-56頁に収められたが、本研究では、前掲注(67)、52-53頁より引用。
- 69 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』満蒙同胞会 1971年、1247頁
- 70 生田美智子「白系露人事務局—ハルビンにおける活動を中心に」『セーヴェル』第27号 2011年 12頁
- 71 中嶋毅「東北アジアの白系ロシア人社会」『社会主義とナショナリズム 1920年代』東アジア近現代通史 第4巻 岩波書店 2011年 138頁
- 72 生田美智子「白系露人事務局—ハルビンにおける活動を中心に」『セーヴェル』第27号 2011年 13頁
- 73 中嶋毅「東北アジアの白系ロシア人社会」『社会主義とナショナリズム 1920年代』東アジア近現代通史 第4巻 岩波書店 2011年 138頁
- 74 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』満蒙同胞会 1971年、1245頁
- 75 建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』1939年 5頁
- 76 コルチャーチナ・タチヤナ「ロシアにおける日本語教育—ロシア人日本語学習者に多くみられる間違いの傾向について—」『言語・文化・教育研究会発表要旨』1997年、ブシマキナ・アナスタシア「ロシアの高等教育機関における漢字教育の現状と問題点—ロシア人日本語教師を対象としたインタビュー調査を中心に—」『人間社会環境研究』第25号 2013年を参照。

第5章 満洲国における蒙古人の人材養成

はじめに

前章ではこれまでの研究の中で十分解明されていない満洲国の少数民族である白系ロシア人の人材養成について考察した。本章では前章に引き続き、満洲国の多民族構成の重要な一部である蒙古人の人材養成について検討する。

なぜ蒙古人を研究対象として取り上げたのか。満洲国の多言語の中で満洲語(漢語)のほかに、蒙古語は少数民族言語の中から唯一、国語と定められた言語であり、蒙古人は、この蒙古語を母語とする民族だからである。また、蒙古族は中世から近現代まで中国内地と深く関わっており、清朝末期から1949年中華人民共和国成立までの経緯から、少数民族政策や区域自治政策全般の何れからみても、対蒙古族教育は中国少数民族教育のひな形である¹とされたからである。満洲国時代の対蒙古人教育はちょうどこのひな形が形成される過程に位置しており、この点から、満洲国の蒙古人に対する教育及びその人材養成の解明は、満洲国の多民族教育のみではなく、蒙古族教育ないし中国少数民族教育の史的研究にも意味があると考えられる。

これまでの満洲国の蒙古人については、歴史、政治の方からの研究が進んでいる一方、教育分野での蓄積はまだ少ないといえる。中国側の研究は、金(2009)『日本在内蒙古植民統治政策研究』、胡(1994)「満洲国時期内蒙古蒙古族学校教育」、張(2014)「偽満洲国時期蒙古初、中等学校教科書的編集使用状況初探」などがある。特に近年、蒙古族出身の研究者が多く現われ、修士論文または博士論文で、大量の史料を駆使しながら満洲国の蒙古人教育とその文化について論究している²。

一方、日本側では、『満洲国史』(総論、各論)(満蒙同胞援護会、1970、1971)は満洲国の研究資料となり、その中に蒙古人に対する指導方策、教育方針などについて明記しており、日中の研究者の参考資料となっている。蒙古人教育の詳細研究としては、岡本(1999)、于(2001)、新保(2008)、娜荷芽(2010)、鈴木(2012)などが挙げられる。岡本(1999)では、教育政策をめぐって中国の少数民族の現在までの教育について通史的に論述し、そのうち、蒙古人と朝鮮人の教育政策を比較しながら分析を進めている。それによって、蒙古人教育ないし中国の少数民族の教育の概観は一目瞭然となっているが、具体的な教育、たとえば、蒙古人に積極的に実施した日本語教育の詳細についてはまだ不明なところが多い。于(2001)は蒙古人の日本語教育に注目し、主に満洲国期の学校教育における蒙古人に対する日本語教育の方針、教授時間数などについて分析している。于(2001)は保井克己の「日本語の急速なる普及に反比例して、原住民族の諸言語は、一層甚だしく衰退して行くやうである³」という論点を援用して、日本語の普及により、蒙古語の存在価値は喪失したと主張している。日本の満洲国占領により、満洲国内の蒙古人に対して、強制的に日本語教育

1 蒙古人の民族構成及び分布

蒙古民族はハルハ族、ダオル族、オロチョン族、ソロン族、タタール族などの多民族で構成された。その分布区域については、「北はシベリア、南は中国本土に接し、興安嶺及びアルタイ山脈により囲まれた広袤約三三三万余平方料の地域に及ぶが、その中央部を東南に走るゴビ大砂漠によって二分され、漠南を内蒙、漠北を外蒙と称した⁴」。この内蒙と外蒙のほか、中国の東北地域(遼寧、黒竜江、吉林省)、西北地域(新疆ウイグル自治区、青海、甘肅省)、と南方地域などにも大量の蒙古人が居住していた。

紀元 976 年ごろ、テムジンが蒙古を統一し、中国歴史上の元朝を創立して、蒙古民族を上記の範囲で定着させた。その後、明朝、清朝を経て、特に清朝の「恩威並びに行う政策⁵」の下、蒙古民族はこ地域で安定できた。清朝は蒙古民族を管理する際、盟旗制を施行した。旗は蒙古人集団の最小単位で、その上に近隣の幾つかの旗を管轄するために盟が設けられる。各旗と盟に中央より王公を封じ、蒙古人の属地自治を図った。この盟旗制は満洲国時代までに援用されていた。

1911 年 12 月 29 日、ロシアの援助で外蒙では蒙古帝国が成立し、独立国としての幕が開かれた。ロシア革命後の 1920 年、民国政府は武力で外蒙を統治したが、蒙古人の民族独立運動により、その統治が崩壊され、1924 年 7 月、外蒙は中国から独立して外蒙古人民共和国を設立した。一方、内蒙は民国政府の統治により中国の範囲に入り、民国政府時代の蒙古人の主な分布は図 5-1 に示されているとおりでである。

1932 年満洲国が成立して、ホロンバイル部、プトハ部及び内蒙古の東部が満洲国の領域に入り、東北地域に分散していた蒙古人とともに満洲国の蒙古人(蒙古族)を構成した。図 5-2 は満洲国の蒙古人居住区域を示す表である。

満洲国領域内の蒙古人の居住総面積は 416,000 平方メートルで、満洲国の総面積の 5 分の 2 を占めていた⁶。満洲国はそれを「興安東、南、西、北の四省と錦州蒙地(錦州省の一部)、熱河蒙地(熱河省の一部)に分け、(別に吉林省、黒竜江省に入った蒙旗四旗があった)国務院興安局(その後一時興安総署または蒙政部となった)の統轄下に置いた⁷」。そのうち、興安南省は興安省の政治、軍事、経済及び文化の中心とされ、特に、興安学院、王爺廟師道学校、興安女子国民高等学校などの教育機関の存在が満洲国の蒙古人社会の発展に有能な人材を提供していたという⁸。本章では、蒙古人の人材養成についての分析を中心とするため、分析する際、教育機関が多数存在していた興安南省に焦点を当てる。

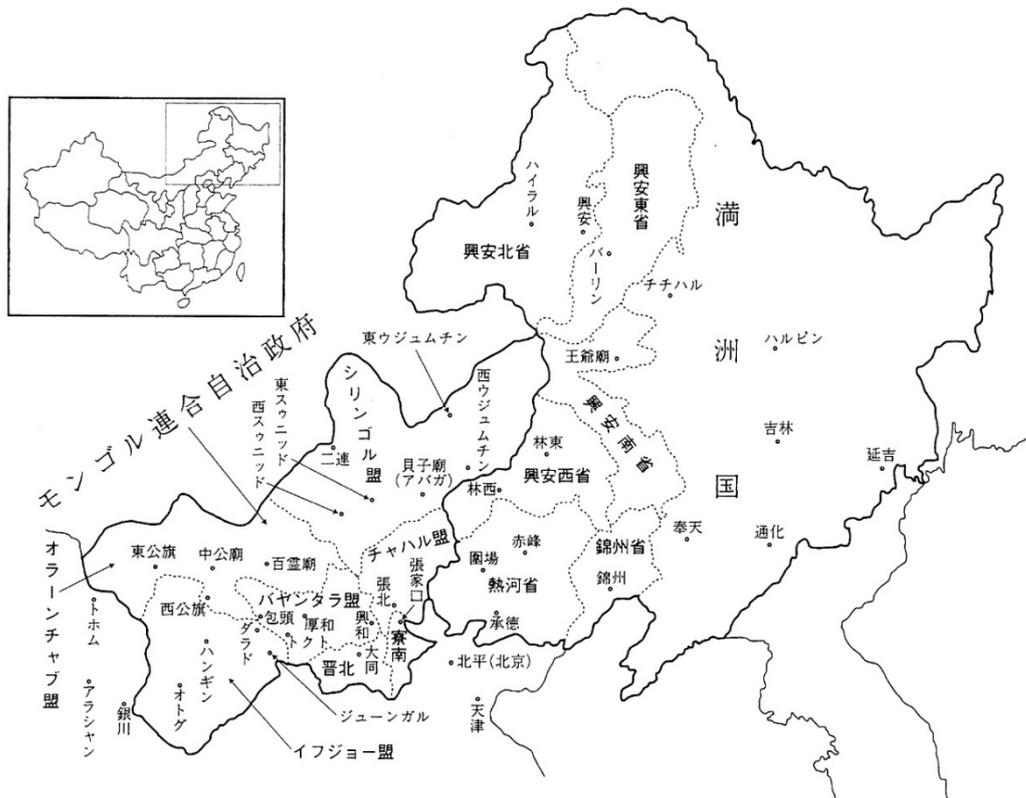


図 5-2 満洲国内の蒙古人区域区分

(岡本雅享『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社 1999 年 201 頁より転載)

2 蒙古人に対する政策

2.1 満洲国成立以前の対蒙古人政策

清朝統治下の蒙古では、盟旗制を実施したほか、主な方針としては、①ラマ教の信仰を奨励すること、②固有の遊牧生活で安定させ、進歩文化の吸収を妨害すること、③漢民族の流入を阻止することであった⁹。

1911 年 10 月 10 日、辛亥革命が勃発し、翌年 1 月 1 日に南京で中華民国臨時政府が成立した。民国政府は「五族共和」を理念としていたが、蒙古人に対する指導は、清朝の方針をそのまま踏襲していた。民国政府は管轄範囲内の蒙古人、チベット人を管理するために、蒙蔵事務所(後に蒙蔵事務局、蒙蔵院になった)を設立し、蒙古の王公であったグンセンノロブを総裁につかせ、学校の増設などの施策で少数民族の教育に力を注いだ。しかし、この時期の教育には統一した方針が定められておらず、各省、地域ごとに独自の方法をとっていたのである¹⁰。語学教育については、岡本(1999:194)によれば、蒙古語を教授用語とし、蒙古語と漢語をそれぞれ一教科として教えた学校が多かった。

1927 年蒋介石が南京で民国政府を樹立した。民族政府が以前の臨時政府を引き継ぎ、蒙

蔵委員会を設立して、蒙古人とチベット人に関する事務を管轄した。また、内蒙古の内地方を図り、内蒙古を綏遠、熱河、チャハルの3つの特別行政区に分割して、1928年、さらにこれらの特別行政区を中国の「省」に変えた。この変更に対して蒙古人は不満を募らせ、一連の民族独立運動が引き起こされた。その結果、1931年10月に国民党により「モンゴル盟部旗組織法」が公布され、従来の盟旗制度はそのまま援用された。また、省と盟旗の間に従属関係がないと定められ¹¹、各旗は盟を通して中央とつながる形のままになった。

この時期の蒙古人に対する教育は蒙蔵委員会により管掌され、「学校の建設が本格的に進んだ¹²」と評されている。1930年2月、蒙蔵委員会で「モンゴル教育に関する決議案」が採択され、1931年までに内蒙古の各旗で、学齢児童の数に応じて小学校を一校以上は建てるようにして次第に普及させ、また、6年以内に各盟に中学校または職業学校を一校ずつ建て、その他、モンゴルとチベット族に優待措置をとって国内(民国政府)大学に進学させるという方針を定めた¹³。

2.2 満洲国の対蒙古人政策

1932年、満洲国が樹立した。これまで民国政府が管轄していた興安省、遼北省、嫩江省、吉林省の西部、熱河省と黒竜江省の南西部の蒙古人居住地が満洲国の支配下に入った。満洲国はこれらの地域を興安東省、興安西省、興安南省、興安北省と熱河省に再分割し、満洲国国務院に属する興安局の管轄下に置いた。興安局は1932年8月より興安総署に改組し、1934年12月、蒙政部に昇格し、1937年7月、さらに国務院国務総理大臣直轄下で総理大臣を補佐する機関として、興安局と改称された¹⁴。興安局が管掌する業務は内蒙古のみではなく、吉林省、奉天省、黒竜江省に在住していた14の蒙旗の旗務でもある。1943年、満洲国内の蒙古人を集中管理するため、蒙古区域の区分はもとの5省から興安総署省と興安北省の2つに分割されるようになった¹⁵。

1933年7月、満洲国内に居住していた蒙古人に対して、関東軍より「暫行蒙古人指導方針要綱案」という指導方針が打ち出された。その具体的な内容は以下のとおりである¹⁶。

(1) 対日信頼の念を増強せしめる (2) 民族拮抗の観念を激化せしめず (3) 統治は旧慣を利用し王侯中心の現勢を保持せしめる (4) 察哈爾蒙古人に対しては、平和的文化工作、特に経済関係により自発的に親満に導く (5) 外蒙蒙古人に対しては、満洲国との接触を図り平和的文化工作を施し相互の修好関係を樹立しソ連との羈絆を脱せしめるとともに親日満の傾向に転ぜしめる (6) 生活様式はおおむね現在のものを踏襲せしめ、漸進的に文化の施設を行う。(イ) 漢・蒙民族間の係争は民族闘争ならざるごとく慎重に解決する。(ロ) 牧畜を保護し無制限なる耕地の拡大を防ぐ。(ハ) 衛生思想の普及、医療の法を講ずる。(ニ) 教育は一般の普及よりまず指導者の素質向上を図る。(ホ) ラマ教を利用して民族的自覚を喚起せしめ、かつその改善を図る。(ヘ) 牧畜より農業への移行は急激に行わず漸進的に助長する (7) 興安総署の改造を行う (下線は引用者)

1933年の指導方針により、以下の要点を抽出することができる。①満洲国における蒙古人の統治は、これまでの盟旗制を踏襲し、旧来の王侯の任用を中心とした。②対蒙古人の

指導の重点が生活様式に置かれていた。そのうち、蒙古人と漢人の関係について、民族闘争が起こらないようにされたが、民族関係改善の方向性は打ち出されなかった。また、教育は一般教育の普及より指導者の質向上が重要視された。その他、宗教を利用して民衆の思想の統一を図っていた。この満洲国の建国初期の蒙古人に対する指導方針は、指導者の質向上のほかに、蒙古人旧来の制度、方針をそのまま転用していたとみられる。

1936年5月20日、関東軍は内蒙古西部、つまり蒙疆に対する対策を併せて、満洲国の蒙古人に対する指導方針を改めた。その内容は以下のとおりである¹⁷。

(1) 満洲国内蒙古民族の指導に関しては満洲国の一構成分子たることを銘肝せしめ、挙国一致五族協和し、建国精神を基調とし、その範囲内において民族固有の習俗、歴史を尊重しつつ漸進的指導を加えその向上を計る。しかして国家的施策の実施並びにこれが助長及び民族協和実現のため必要なる事項等に関しては逐次全国的統一の精神に合流せしめもって多民族と同様の福祉に均霑せしむ。しかしてこれが指導と判然区分するを要す。(下線は引用者による)

(2) 国外蒙古民族の指導に関しては日本に依存し、満洲国との親善関係を保持する限り現蒙古軍政府を中心とする民族の独立を助成し外蒙経略の礎石たらしめ逐次新疆方面に拡大せしむ。ただしこれがため国内蒙古民族の離満解体運動はこれを許さず。

(3) 満蒙両民族は互いに相容れざるの歴史を有するも、五族の中核たるべき日本人の熱烈なる指導による漸を追うて融合提携せしめ、もって有色人種の大同団結を促進す。

上記の内容より、満洲国内の蒙古人に対して、まず、蒙古人は満洲国の主要民族の一つと認められ、その後、他の民族と同じように、五族協和、建国精神下に統合され、またすべての方針は五族協和、建国精神を基礎とすることを強調している。そして、その範囲内で、蒙古人の歴史、習慣を尊重しながら、日本人の指導に従わせる。また、満漢の民族関係については、「五族の中核たるべき日本人」にしたがい、その融合提携を促進すると明示され、民族対抗の根本的な方案が示されていないのである。

1933年の指導要綱と比べ、1936年以後の対蒙古人の施策に大きな変更点は、「中央集権的統一を期する」ために、「王公の公私生活を分離」する¹⁸ことである。つまり、これまでの盟旗の王公の勢力を弱体化し、満洲国政府の統治を一層強化することである。1938年、満洲国内では王公制度は正式に廃除された¹⁹。

3 満洲国における蒙古人に対する学校教育

3.1 教育方針

建国初期、興安総署(興安局)はまず各旗の蒙古人学校の建設に力を入れた。蒙古人学校の系統は主に初等教育と中等教育からなり、初等教育には私塾、初級小学校、高級小学校があり、中等教育には師範学校などがある。初等教育においては、「少なくとも一旗一校以上は之を設ける²⁰」という方針のもと、1934年の段階で、すでに79校の小学校が開設され、学生3860名、教員280名²¹を有した。その後、学生数は年々増加する一方で、1936年にな

ってすでに 9000 名²²に達した。

中等教育においては、1934 年の時点で、奉天の国立興安第一師範学校とチチハルの五旗が共立した竜江蒙旗師範学校(後に、興安東省立師道学校と国民高等学校の二校に改編)の 2 校があり、学生は合計 500 人で、蒙古人総人口の 1 万分の 1、2 に相当する割合であった²³。1935 年、興安第一師範学校が廃止され、その代わりに国立興安学院が設立された。蒙古人の中等教育以上の教育に対しては軽視されていた。その理由としては、従来蒙古人は遊牧生活を営み、牧畜業のみが重要視されたことが挙げられる。

教育方針、及び教育要綱に関しては、満洲国の建国初期において、前述したように、蒙古人に対する教育は民族協和、建国精神を基本とすると決められたが、教育法令などのような細案はまだ定められていなかった。初等教育学校は旗公署に管理され、その経費は旗より負担された。初級小学校は年齢が 9 歳以上の児童を対象とし、修業年限は 4 年で、「主として蒙文教科書を使用し簡単なる満文(漢文)を併せ教授²⁴」した。高級小学校は、初級小学校の修了者またはそれと同等学力を持つものを対象とし、修業年限は 2 年で、「満文教科書を使用し農耕畜産に関する初等実業教育を併せ行う。希望者に限り簡単なる日文を教授する²⁵」と決められた。すなわち、初等教育の低学年においては、蒙古語の教育を中心とし、その上に漢文が加えられ、そして、高学年になると、満文教育を教育の中心とし、それと同時に、農耕畜産のような実用性がある技術科目が加えられ、場合によって日本語も設けられるという 3 言語の付加教育となっている。

一方、中等教育については、1934 年までの興安学院は興安総署の直轄下(1937 年より、民生部に移管)に置かれた蒙古人の中堅指導者を養成する機関であり、本科と師範科の 2 部から構成された。本科は高級小学校卒業生またはそれと同等学力を有する者を対象者とし、師範科は本科卒業生またはそれと同等学力を有する者を対象者とする。本科の修業年限は 3 年で、師範科の修業年限は 1 年である。本科においては「中等程度の満文教科書を使用し主として農林産に関する実業教育を行ふ。師範科に於ては小学校教員たるに必要な教育を行ふ。本科及び師範科に於ては簡易なる日文を併せ教授す²⁶」と定められた。初等教育と比べ、中等教育では、漢文と日本語が重要視され、それと同時に、実業技能が教授されたのである。

上記の蒙古人に対する初等・中等教育方針より、以下の 4 点が窺える。①蒙古人の児童教育の修学年齢が漢人より高い。②蒙古人の初級小学校より蒙古語と漢語の教育を同時進行させ、初級小学校では蒙古語を中心とし、高級小学校以上になると、漢語を中心とする。さらに中等教育になると、蒙古語の代わりに、日本語の教育が求められていた。ここより、満洲国のほかの民族と比べ、蒙古人の人材養成には、民族語である蒙古語のほかに、漢語と日本語の 2 言語能力が同時に求められたと窺える。③漢人と同じく、実業教育の実施が教育の中心である。④師範教育、つまり教員の養成が重要視された。たとえば、「初等教育教師の資質向上と再教育のため、1938 年度より新京の教育講習所に年々教師を選抜入校せしめた²⁷」。この点においては、漢人に対する教育に類似しているとみられる。

1938年、満洲国では、学校教育を統一するために、新学制が実施された。蒙古人の学校教育もほかの民族とともに、新学制の規定によって改革されるようになった。1937年に発布された「学制要綱」により、「日本語ハ日満一徳一心ノ精神ニ基キ国語ノトシテ重視ス²⁸」と決められ、これまで中等教育で普遍的に実施された日本語教育は蒙古語とともに初等教育の「国民科」に入り、国民学校(小学校)の1年より実施されはじめた。その使用教科書は「旗制施行ノ地域内ニ於テハ日語ニ依ルモノ及蒙古語ニ依ルモノヲ採定シ旗県並制ノ地域内ニ於テハ日語ニ依ルモノ及省長ノ定ムル所ニ依リ満語ニ依ルモノ又ハ蒙古語ニ依ルモノヲ採定スベシ²⁹」と定められた。また、各語学科目の教授時間数は表5-1のとおりである。

表 5-1 新学制後の蒙古人初等教育国民科教授時間数

(単位：時間)

国民科	国民学校				国民優級学校	
	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第一学年	第二学年
日本語	6	6	7	8	8	8
蒙古語/漢語	7	8	8	9	8	8

(民生部教育司『学校令及学校規定』1937年79頁、127頁より、筆者が作成した)

表5-1より、新学制後の蒙古人の初等教育において、日本語と蒙古語または漢語の共存時間数がほぼ同じであるが、新学制実施前の蒙古語と漢語を中心とした語学教育の仕組みがすでに日本語と蒙古語、または日本語と漢語に変更したことが窺える。次に中等教育についてみてみよう。中等教育においては、日本語と蒙古語と漢語が「国語」という学科に括られ、3つの言語の実施方針は初等教育と同じく、日本語と蒙古語、または日本語と漢語となった。ただし、その教授時間数が初等教育と異なって、蒙古語と漢語の教授時間数がさらに減少され、下表5-2に示されているように、日本語の教授時間数の約半分である。

5-2 新学制後の蒙古人中等教育国語科教授時間数

(単位：時間)

国語	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年
日本語	6	6	6	6
蒙古語/漢語	3	3	3	3

(民生部教育司『学校令及学校規定』1937年151頁より転載)

以上、新学制実施後の初等教育と中等教育における語学の教育状況から、日本語教育が強化された一方、蒙古語と漢語の教育は弱体化されたとみられる。

3.2 教科書の編纂

満洲国成立初期、蒙古人向けの教科書はなかったため、1938年までに蒙古語の科目に中華民国政府の教科書を援用していた³⁰。教科書の不足に対して、興安総署の文教科では蒙文教科書編審委員会を成立し、初級と中等教育機関の教科書を編纂させた。蒙文教科書編審委員会により編纂された教材は初級教育用教科書『蒙文』、『算術』、『自然』、『修身』と『国民読本』がある³¹。この教科書の編纂により、1938年まで、蒙古人の初等教育には蒙文、算

術、自然、修身と『国民読本』を使用する教科が設けられていたことが推定できる。この教科の設置は漢人の初等教育と類似するとみられるが、教科書編纂の担当者により、「各民族の文化の度合、風習、言語の相違から生ずる本来的制約があった。(中略)ことに蒙系には高度の文化用語が存在しなかったため、表現の方法に苦しむ場合が少なくなかった³²⁾」との記述から判断すれば、蒙古人向けの学科目の難易度は漢人より低いと推定できる。

1938 年以後、満洲国の学校教育では国定教科書の使用が決められた。張(2014:98-99)によると、蒙古人初等教育機関で使用された教科書は日本語を除いて、蒙文、国民道徳、自然、地理の教科書のほとんどは漢人向けの教科書の蒙語訳本である。日本語は小学校 1 年から実施され、教科書は満洲国民生部編纂『国民学校日語国民読本』(全 8 巻)・『国民優級学校日語国民読本』(全 2 巻)などの教科書が使用された³³⁾。内容は 50 音図、片仮名、平仮名、単語、短文という順序で進められ、特に短文には「桃太郎」、「浦島太郎」、「乃木大将」、「建国宣言」、「即位詔書」、「御訪日」³⁴⁾などのような満洲国と日本文化に関する知識で満たされていたようである。以上の教科書の編纂により、蒙古人に対する教育は他の民族と同様、建国精神の教育を中心とし、その上に蒙古語と日本語教育を実施し、特に日本文化の伝授が重要視されたことが窺える。

満洲国の蒙古人に対する指導方針には、一般教育より指導者の養成が優先されると明示されたが、蒙古人の人材はいかに養成されていたのだろうか。次節では、蒙古人の人材養成機関である興安学院で実施された教育について検討する。

3.3 興安学院

1935 年 7 月 30 日、勅令第 82 号を持って興安学院官制が公布され、同年 9 月に「蒙古子弟をして将来への登竜門として絶対的学習機関³⁵⁾」である興安学院(王爺廟興安学院)が設立された。興安学院官制の規定により、興安学院の教育目標は実業に従事する者に必要な知識と技能を教授することと、蒙古人初等教育教員を養成することの 2 つと決められている。また、1937 年 4 月 21 日付の蒙政部令第 15 号を持って、獣医と加工(畜産、皮革など)を技能とする産業開発を担当・指導する人材を養成³⁶⁾する機関であるハイラル興安学院が設立された。この王爺廟興安学院とハイラル興安学院の 2 つの教育機関の教育方針は一致している。本節では、後に民生部の直轄下に置かれ、蒙古人の人材養成のための代表的な機関となった王爺廟興安学院を中心に、そこで行われた蒙古人人材の養成について考察する。

王爺廟興安学院は高級小学校卒業またはそれと同等の学力を有する 12 歳から 25 歳までの蒙古人男子を対象者とし³⁷⁾、修業年限は 5 年である。王爺廟興安学院は開校してから、第 1 期から第 3 期までは每期 50 名の学生を招集しており、第 1 期と第 2 期の学生は人数配分によって各旗より推薦されたものであり、第 3 期より試験採用となった。第 4 期より、毎期の入学人数の定員は 100 名から 120 名となった。1938 年より、学生を甲班と乙班の 2 つのクラスに分け、甲班を実業班、乙班を教育班とした³⁸⁾。甲班卒業生に委任官資格を授与し、乙班卒業生に教員資格を授与した³⁹⁾。つまり、王爺廟興安学院の卒業生は満洲国官吏の待遇を享受し、これにより、満洲国の蒙古人官吏及び教員が確保されたと考えられる。

1938年7月25日付きの民生部令第72号で公布された「王爺廟興安学院規定」の中で、王爺廟興安学院の教育方針については「国民道徳を涵養させ、国民精神の体得、身體の鍛錬、実業教育の実施を基礎とし、国民として必要な知識技能を教授する。労作の習慣を培い、特に実践躬行、人格の陶冶に留意し、国民の中堅男子を養成して、それと同時に、初等教育教師に必要な師道教育を実施する⁴⁰」と明示している。この方針を要約すると、徳育、体育、知育の3つの教育にまとめることができ、これは満洲国の他の民族の教育方針と一致している。

実際の学科についてみてみよう。1937年以前、王爺廟興安学院では蒙古語を除いて、すべての学科は日本語を教授用語とし、日本国内の中学教材を使用した⁴¹という。新入生は日本語の学科のみが課され、1937年より国民道徳、算術(日本尋常小学校5学年用教材を使用)、蒙文、算盤などの学科が設けられるようになった⁴²。

1938年公布された「王爺廟興安学院規定」によって、王爺廟興安学院の学科は国民道徳、教育、国語、実業、歴史、地理、数学、理科、図画、手工、体育、音楽、語学が設けられた。各学科の教育主旨及び内容は以下のとおりである⁴³。

国民道徳は忠良なる国民たるの信念を涵養するを以て其の要旨とす。国民道徳科を授くるには道徳の意義を授け作法を課し、人格修養に関係ある事項より進みて齊家の徳、社会に対する責務に及ぼし更に国家奉公の念及民族協和、日滿一徳一心に関する確固不動の信念を涵養せしむべし。高学年には、国家の政治、産業、経済、交通、文化等の各機関の構成及び運営を理解させ、協同的な国民訓練の教化を期する。

教育は教育に関する一般知識技能を身に付けさせ、特に初等教育の理論及び方法、学校管理法を教授し、教師としての精神を涵養し、国家にとって教育の重要性を理解させる。児童心理学、論理学、教育学、教育史、教授法大要、教育制度、学校の経営及び管理、学校衛生の概要、学校教育と家庭教育と社会教育の関係を教授する。特に初等教育に関する項目は詳細に教授し、教育実習、初等教育の各学科の教授法及び教材研究に指導を与える。国語科は一般の言語文章を理解し、正確で流暢で考えを現し、文字を書く能力を向上する。文学の趣味を培い、智徳を啓発して、国民精神を振興することを主旨とする。国語は日本語と蒙古語からなる。国語は現代文の講読を中心とし、平易な古文をも導入して、適宜で実用的な文章を作らせ、それと同時に文法の概要及び習字を授ける。

実業科は実業に関する適切で有用な知識技能を身に付けさせ、実習によって勤労の精神を養い、勤勉力行の習慣を錬成し、人格を陶冶することは主旨である。実業科目の教授には農作物、園芸、土壌、肥料、土地改良、農作物病虫害、畜産、畜産加工製造、獣医、家畜衛生、牧草及びその飼料、牧場経営、農産加工製造、柞蚕、製絲、育苗、造林、森林保護、森林利用、森林数学、森林経営、農林土木、農業気象、測量、産業組合及びその他の農業に必要な教材、また、商業要項、商業経済、記簿、商業算術、商業地理、及びその他の商業に関する教材から適宜な教材を選択し教授する。

歴史は歴史上重要な事件、社会変遷及びその発展過程を理解させ、特に建国の本義と日滿両国の関係を闡明し、愛国心を鼓舞して、忠良国民の信念を涵養することは主旨である。教授内容は建国前史の概要、建国の由来及び現在までの史実、日本歴史、及び満洲国、日本と重要関係を有する外国の歴史と蒙古史の概要である。(中略)

語学は英語を指す。英語の運用能力の養成を主旨とする。(下線は引用者による)

上記の学科教授の主旨及びその内容より、以下の要点を抽出することができる。第一に、教育の基本は建国精神教育にあり、蒙古人が満洲国の一員として「民族協和、日滿一徳一

心」の認識が求められた。第二に、高学年に上がると、国家の政治、経済などの知識が課された。なぜならば、王爺廟興安学院の卒業生には委任官または教師の資格が与えられるため、一定の高度な知識が要求されたからである。この点から、満洲国では、各民族の官吏と教員に同等な専門知識が求められたことが窺える。第三に、語学教育には、蒙古語と日本語の教育が同時に実行され、そのうち、日本語能力については、読解力、漢字力、文法力、作文力、及び古文体の読解・作文力が求められたと見受けられる。

張(2014:101)によると、王爺廟興安学院の学科用教科書のほとんどは日本国内の教材であり、満洲国で編纂され、出版された漢人向けの教科書は使用されなかった。また、教授用語については、蒙古語と蒙古歴史の科目を除いて、他の学科はほとんど日本語に限定されていた⁴⁴。

以上、満洲国の蒙古人に対する教育についてみてきた。満洲国成立初期、蒙古人の教育について、具体的な法令が制定されず、民国政府時代の教育をそのまま踏襲して、漢語教育を重視していた。たとえば、民族協和の指針のもと、初級小学校では蒙古語教育と漢語教育を同時に実施し、高級小学校及び中等教育になると、漢語教育が中心となった。なお、高級小学校から日本語の学習が要請されていた。

1938年、新学制の実施により、日本語が国語の地位に置かれるようになり、それにしたがって、日本語が小学校1年から中学まで一貫して学校教育の中心となった。初等教育では日本語の比重はほぼ蒙古語または漢語と同じであるが、中等教育になると、日本語の教授時間数は蒙古語と漢語のほぼ2倍に上った。また、王爺廟興安学院の事例から、教授用語はほぼ日本語に限られていたため、蒙古人の日本語能力が上がる一方、蒙古語力または漢語力が停滞していたと読取れる。

こうした状況の中、蒙古人のナショナリズムが引き起こされ、蒙古人の知識層が各種組織、団体を結成し、民族語の研究、民族文化の保護に取り組んでいた。そして、学校教育と異なる形で社会教育において民衆に蒙古語と蒙古文化の伝授を行っていた。次節では、蒙古人の社会教育について考察する。

4 満洲国における蒙古人に対する社会教育

4.1 一般社会教育

満洲国における蒙古人に対する社会教育は、「青旗報」、「蒙古報」等の刊行物の発行、民衆学校、民衆教育館、日語補習学校などの組織の開設を中心とする「一般蒙古民衆への啓蒙教育」から発足したが、教育の中心は青年訓練所を代表とした青年訓育である⁴⁵。1939年4月までに、興安省内ではすでに民主教育館3カ所、民衆講習所5カ所、日語講習所3カ所が開設され、特に日語講習所に383人の在所生がいた⁴⁶という。そのうち、蒙古人の青年訓練組織である蒙古実務学院が特筆すべきである。蒙古実務学院は新京に位置し、「蒙古青年を集めて、一般教養、簡易な実務教育(農事、建築)と生活訓練⁴⁷」を1年間実施する組織である。訓練科目には「公民科、国民道徳科、一般常識、情操教練、日語講習、精神講話⁴⁸」

などがある。実務学院は後に協和会の外郭機関として、蒙古人の青年教育を担っていた。

1933年、新京で協和会が成立してから、興安四省、熱河省及び錦州省にそれぞれ協和会省本部を設立し、その後、各省、旗に支部を設立した。各省及び旗の実情によって、協和会の構成は異なるものの、その主要工作は「民族協和、日満一徳一心」の建国精神の宣伝、各地の会員の吸収、また青年の訓育という点が共通していた。

4.2 民族文化教育

上記の民衆教育館、協和会などの組織による教育を満洲国式の教育というなら、蒙古人に対する社会教育の中に、一種蒙古民族文化の教育も存在していた。この民族文化教育は蒙古会館、蒙民厚生会、蒙文編訳社、青旗社などの社会組織に担われていた。本節では、これらの組織による蒙古民族教育について検討する。

4.2.1 蒙古会館

蒙古会館は1937年7月1日に新京で設立された興安局の監督と指導下の財団法人である。蒙古会館の設立目的は「蒙古民族の文化向上、民力涵養、ラマ教対策、蒙古事情の紹介宣伝など⁴⁹」であった。主な事業内容は①蒙古地理、歴史、民族言語、宗教産業経済、教育衛生及び蒙古に関する調査研究と宣伝②蒙古参考資料館の経営③蒙古人に対する日本文化の宣伝と紹介④蒙古語新聞雑誌書籍の発行、翻訳⑤蒙古語統制及び日本語の普及⑥蒙古人の生活改善の活動⑦蒙古人の文化産業開発・指導人材の養成と援助⑧蒙古人の職業指導と就職調整⑨蒙古と関係する各種集会及び行事の実施⁵⁰の9つが挙げられる。

そのうち、新聞雑誌書籍の発行と翻訳事業としては、「蒙古新報」が創刊されたことである。「蒙古新報」には国内外新聞、蒙古新聞、小説、日語会話等を含めており、そのほとんどは他の日本語文から訳されたものである⁵¹と指摘されている。また、「蒙古新報」は蒙古の各種機関団体、各旗公署管轄下の一般民衆、さらに興安軍各部隊までに⁵²配布され、広範囲な読者層を有していた。また、「蒙古新報」の内容は全てが蒙古語で表記され、この点から考えれば、新聞紙の発行と配布は満洲国の蒙古人に蒙古語を普及する意味を有すると考える。

蒙古会館が開設してから日蒙語学講習会を開き、極的に蒙古語と日本語の普及に取り組んでいた。この教育の詳細は不明であるが、修了者の内、満洲国政府語学検定試験に合格するものがおり、その後蒙古建設に活躍していた⁵³ことは確かである。

4.2.2 蒙民厚生会

1938年、対蒙古人統治上、満洲国政府は従来の王公制を廃止し、1939年より興安4省の蒙旗に所有した土地を次第に借用し、その代わりに毎年11の蒙旗に300万元の補償金を支払うようになった。1939年10月、興安局と各旗との協商の結果、「満洲国蒙古人の文化経済を振興し、その福祉を向上する⁵⁴」ために、300万元の補償金から半額を捻出し、それをもとに財団法人蒙民厚生会を設立することになった。蒙民厚生会の事業は蒙古人の教育、文化、産業、経済、福祉、衛生、保健などの多分野にわたっており、1939年、私立教育機

関である育成学院を創立し、その後、産業技術学院や蒙民習芸所などを設立して、蒙古人の教育に取り組んでいった。1943年まで、同会より設立された国民学校は34校、収容した学生は10000名⁵⁵に達したという。

4.2.3 蒙文編訳館

蒙文編訳館は1941年10月1日、蒙民厚生会と蒙民裕生会(蒙民厚生会に類似する組織)の共同出資により設立された組織である。この組織の事業の中心は、蒙古歴史文化及び現代文化資料の蒐集と編訳である。特に児童絵本、教材、満洲国詔書・訓話などの編訳と編集に重点を置き、また、辞書の編著、各種補充資料の編集も担当していた。編訳者は蒙古人のみではなく、日本人も20人ほど⁵⁶参与したという。この組織に関する詳細は不明であるが、この組織の存在により、蒙古歴史文化及び現代文化が伝承されたことができたと思われる。

4.2.4 青旗社

1940年12月、満洲国興安局、蒙民厚生会、蒙民俗生会及び満洲国国務院総務庁弘報処の共同出資により、蒙古会館のもとに青旗社が設立された。社員30名の内、23人が蒙古人で、7人が日本人であった⁵⁷。青旗社は「蒙古新報」を引き継ぎ、1941年1月6日に新聞紙「青旗」を創刊した。「青旗」は国内外時勢、蒙古人情勢、健康と家庭、家畜、文芸、日蒙会話、児童青旗、長編小説などのコラムを設けており、「蒙古新報」と同じように各旗公署、寺廟、学校及び関連する機関などの広範な読者層を有して、一般民衆への蒙古文化教育の一翼となっていた。興安南省のある女学生は「青旗」に投稿して「私は「青旗」から蒙古語を習っている。そして、自分が習ったものを他の人に伝えている。「青旗」は私の先生であり、蒙古人の先生である⁵⁸」と自身の感想を述べていた。また、当時、満洲国語学検定試験の受験者の回想によると、受験言語を蒙古語とする日本語試験問題では、単語と時勢に関する問題を除いて、日文蒙訳の部分はほとんど「青旗」の記事より抜粋された問題であった⁵⁹。ここより、青旗報は単に満洲国また蒙古に関する情報、文化を読者に伝えたのみではなく、語学教育の機能も持ち、蒙古人に蒙古語を教える「教師」になったと同時に、日本語教育においては、満洲国語学検定試験の参考書にもなっていたといえる。

以上のように、満洲国の蒙古人は日本側の監督と指導のもと、民衆教育館、民衆学校、及び青年訓練所などの組織を通じて、一般民衆に精神教育、実業教育と身体鍛錬を基本とする満洲国のほかの地域にもみられた一般社会教育を実施していたと同時に、蒙古人の福祉組織、蒙古語資料編訳組織の結成、また蒙古語新聞雑誌の刊行などを通じて、蒙古語、蒙古民族文化を保護し、それを民衆に伝承する民族文化教育をも実施していたことが明らかである。

斯欽巴図(2013: 189-190)によると、上記の民族語、民族文化を伝授する組織を担当する主要人員は蒙古の上層知識層であり、主に①清末に日本文化・知識を吸収し、積極的に蒙古人の教育に生かして、民族教育を促進した教育家であるグンセンノブルの故郷出身の知

識人、②満洲国の高等官吏、③北京・天津などの都市で新教育を受けていた知識人、④中東鉄道の建築で、ロシア(ソ連)と外蒙の新文化と思想を受けた知識人、⑤日本に留学し、日本の近代教育を受けた人々、⑥興安学院などの教育機関を卒業した満洲国の新知識層という 6 つの部分からなる。この知識人の出自から、そのほとんどは日本の教育と関係があるものであることがわかる。以上より、これらの日本の近代教育を受けた蒙古人知識人はナショナリズムが鼓舞され、学んできた知識を自民族振興のための教育事業に生かし、民族語と民族文化を保護すると同時に、民衆への伝授を行い、蒙古語と蒙古文化の伝承を行っていたといえよう。

小括―満洲国における蒙古人の人材養成の意味

本章では、学校教育と社会教育の 2 面から満洲国における蒙古人の人材養成について考察してきた。

満洲国の蒙古人の学校教育の体系は主に初等教育と中等教育から構成された。新学制実施前、満洲国では、対蒙古人の具体的な教育法令・方針が定められていなかったため、民国政府時代の教育を踏襲していた。語学教育については、初等教育の低学年では、蒙古語と漢語の教育が同時に進められ、高学年になると、教育の重点は漢語教育に移り、希望者のみに日本語の教育が実施され、さらに、中等教育になると、漢語と日本語が言語教育の中心となっていた。

1938 年、満洲国では新学制が実施され、満洲国全域の学校教育は新学制によって、統一された方針で実施するようになった。「民族協和、日満一徳一心」の建国精神のもと、蒙古人の学校教育はほかの民族と同様、精神教育、実業教育、身体訓練を中心とした教育を展開していた。新学制の規定により、日本語は満語、蒙古語とともに国語の地位に置かれるようになり、この時期の蒙古人に対する語学教育の仕組みは、新学制実施前の蒙古語、漢語、日本語の 3 言語ではなく、初等教育から中等教育まで一貫して、蒙古語と日本語、または漢語と日本語、つまり、日本語を中心とした 2 言語のみが求められるようになった。そのうち、日本語の比重は最も大きく、初等教育では蒙古語または漢語とほぼ同じ教授時間数が与えられたが、中等教育になると、その教授時間数はほぼ蒙古語または漢語の 2 倍になった。このように蒙古人に対する日本語が強化され、蒙古語または漢語の教育が弱まる一方で、蒙古語の教授機会は減少していった⁶⁰。

しかし一方、社会教育においては、当時、蒙古人社会では民衆講習館、民衆学校、日語補習所、また満洲国協和会などのようなほかの民族にもみられた建国精神と実業の教育を中心とした一般社会教育を実施する組織のほかに、日本側の指導と監督の下で蒙古人の知識人より結成された各種団体・組織も存在した。これらの組織は蒙古語・蒙古民族文化を保護し、それを民衆に伝授していた。これらの蒙古人知識人により結成された団体・組織は、蒙古民族資料の収集・編訳、新聞雑誌の発刊、蒙古語教材・著書の出版などで蒙古人に蒙古語と蒙古文化が伝えられていた。学校教育では、蒙古語教育の比重は弱まっていた

が、社会教育において、蒙古人知識層の努力によって、蒙古人への蒙古語教育が実現でき、また、蒙古語、蒙古民族の文化が伝承できたと考える。

蒙古民族資料の収集・編訳、また新聞雑誌の内容などには日本語文から訳されたものが多く、つまり、担当者に高度な日本語能力が求められたのである。各団体・組織を担当していた蒙古人知識人の出自を調べると、そのほとんどは日本の近代教育、または満洲国の教育を受けた経験を有する者、つまり、日本または満洲国で日本語教育を受けていたことが分かった。そして、日本の近代教育または満洲国の教育は蒙古人知識人のナショナルリズムを引き起こし、彼らの学んだ知識を自民族振興のための教育事業に生かし、民族語と民族文化を保護すると同時に、民衆への伝授を行い、蒙古語と蒙古文化の伝承を行っていたと考えられよう。

こうした学校教育と社会教育を分析した結果、満洲国が求めていた蒙古人の人材像とは、満洲国の建国精神を理解し、高度な専門知識と日本語能力を持つという人であることが判明した。しかし、それと同時に、それらの人材は、学んだ知識を生かして、自民族の言語、文化を保護していた異なる人材像の一面を見せた。

【注釈】

- 1 岡本雅享『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社 1999年 190頁
- 2 斯欽巴図(2013)、努恩达古拉(2013)などがある。
- 3 保井克己「満蒙の日本語」『日本語』第3巻第7号 1943年 22頁
- 4 満洲国史編纂刊行会『満洲国史各論』満蒙同胞援護会 1971年 1252頁
- 5 満洲国史編纂刊行会『満洲国史各論』満蒙同胞援護会 1971年 1252頁
- 6 満洲国史編纂刊行会(1971:1252)、岡本(1999:199)による
- 7 満洲国史編纂刊行会『満洲国史各論』満蒙同胞援護会 1971年 1252頁
- 8 王紅霞『興安南省蒙古族教育』東北師範大学修士論文 2012年 要旨
- 9 満洲国史編纂刊行会『満洲国史各論』満蒙同胞援護会 1971年 1252-1253頁
- 10 岡本雅享『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社 1999年 194頁
- 11 岡本雅享『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社 1999年 196頁
- 12 岡本雅享『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社 1999年 194頁
- 13 岡本雅享『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社 1999年 194頁
- 14 高承龍『偽満洲国民族政策研究』東北師範大学博士論文 2011年 29頁
- 15 高承龍『偽満洲国民族政策研究』東北師範大学博士論文 2011年
- 16 満洲国史編纂刊行会『満洲国史各論』満蒙同胞援護会 1971年 1257頁、下線は引用者による。
- 17 満洲国史編纂刊行会『満洲国史各論』満蒙同胞援護会 1971年 1257頁
- 18 満洲国史編纂刊行会『満洲国史各論』満蒙同胞援護会 1971年 1257頁
- 19 高承龍『偽満洲国民族政策研究』東北師範大学博士論文 2011年 80頁
- 20 文教部学務司『満洲国少数民族教育事情』1934年 2頁
- 21 文教部学務司『満洲国少数民族教育事情』1934年
- 22 満洲国史編纂刊行会『満洲国史各論』満蒙同胞援護会 1971年 1279頁
- 23 満洲国史編纂刊行会(1971:1279)、文教部学務司(1934:2)による。
- 24 文教部学務司『満洲国少数民族教育事情』1934年 10-11頁
- 25 文教部学務司『満洲国少数民族教育事情』1934年 11頁
- 26 文教部学務司『満洲国少数民族教育事情』1934年 12頁
- 27 満洲国史編纂刊行会『満洲国史各論』満蒙同胞援護会 1971年 1279-1280頁
- 28 文教部学務司『満洲国少数民族教育事情』1934年 4頁
- 29 文教部学務司『満洲国少数民族教育事情』1934年 4頁
- 30 張建軍「偽満洲国時期蒙古初、中等学校教科書の編纂使用状況初探」『日本侵華史研究』第1巻 2014年

- ³¹ 張建軍「偽滿洲国時期蒙古初、中等学校教科書の編纂使用状況初探」『日本侵華史研究』第1巻 2014年 97頁
- ³² 満洲国史編纂刊行会『満洲国史各論』満蒙同胞援護会 1971年 1107頁
- ³³ 保井克己「満蒙の日本語」『日本語』第3巻第7号 1943年 22頁
- ³⁴ 張建軍「偽滿洲国時期蒙古初、中等学校教科書の編纂使用状況初探」『日本侵華史研究』第1巻 2014年 98頁
- ³⁵ 張建軍「偽滿洲国時期蒙古初、中等学校教科書の編纂使用状況初探」『日本侵華史研究』第1巻 2014年 98頁
- ³⁶ 武強『東北淪陥十四年教育史料』第2輯 吉林教育出版社 1989年 53-54頁
- ³⁷ 「興安学院学生募集要綱」『内蒙古教育史志資料』（第2輯）内蒙古大学出版社、1995年、417頁に収められたが、本研究では、王紅霞『興安南省蒙古族教育』東北師範大学修士論文 2012年 26頁より引用、引用者が訳した。
- ³⁸ 「興安学院康徳十年招生簡章」『青旗報』第78号2版 1942年9月23日に収められたが、本研究では、王紅霞『興安南省蒙古族教育』東北師範大学修士論文 2012年 26頁より引用、引用者が訳した。
- ³⁹ 毕力格图「偽滿時期王爺廟幾所高等学校」『科尔沁右翼前旗文史資料』（第3輯）中国炎黄文化出版社 2010年 78頁に収められたが、本研究では王紅霞『興安南省蒙古族教育』東北師範大学修士論文 2012年 26頁より引用、引用者が訳した。
- ⁴⁰ 武強『東北淪陥十四年教育史料』第2輯 吉林教育出版社 1989年 43頁
- ⁴¹ 敖德斯尔「憶在興安学院的歲月」『興安学院回憶録』（『呼伦贝尔文史資料』第6輯 呼伦贝尔盟政協文史委員會編印、1998年、第3頁、戈更夫「我的人生歷程」『興安学院回憶録』（呼伦贝尔盟政協文史委員會編印、1998年、第21頁に収められたが、本研究では張建軍(2014:99)により、引用者が訳した。
- ⁴² 珠荣嘎「我和興安学院」『興安学院回憶録』（『呼伦贝尔文史資料』第6輯 呼伦贝尔盟政協文史委員會編印、1998年、第109頁に収められたが、本研究では、前掲注(28)、99頁より引用、引用者が訳した。
- ⁴³ 武強『東北淪陥十四年教育史料』第2輯 吉林教育出版社 1989年 44-47頁
- ⁴⁴ 張建軍「偽滿洲国時期蒙古初、中等学校教科書の編纂使用状況初探」『日本侵華史研究』第1巻 2014年 101頁
- ⁴⁵ 斯欽巴図『東蒙古植民地社会与文化的變動—1931-1945』内蒙古大学博士論文 2013年 63頁
- ⁴⁶ 斯欽巴図『東蒙古植民地社会与文化的變動—1931-1945』内蒙古大学博士論文 2013年 63頁
- ⁴⁷ 満洲国史編纂刊行会『満洲国史各論』満蒙同胞援護会 1971年 1280頁
- ⁴⁸ 斯欽巴図『東蒙古植民地社会与文化的變動—1931-1945』内蒙古大学博士論文 2013年 63頁
- ⁴⁹ 満洲国史編纂刊行会『満洲国史各論』満蒙同胞援護会 1971年 1284頁
- ⁵⁰ 満洲国史編纂刊行会(1971:1284)、斯欽巴図(2013:123)による。
- ⁵¹ 斯欽巴図『東蒙古植民地社会与文化的變動—1931-1945』内蒙古大学博士論文 2013年 122頁
- ⁵² 斯欽巴図『東蒙古植民地社会与文化的變動—1931-1945』内蒙古大学博士論文 2013年 123頁
- ⁵³ 斯欽巴図『東蒙古植民地社会与文化的變動—1931-1945』内蒙古大学博士論文 2013年 124頁
- ⁵⁴ 「蒙民厚生会定款」『開放蒙地奉上關係記録集成』第74頁に収められ、本研究では斯欽巴図『東蒙古植民地社会与文化的變動—1931-1945』内蒙古大学博士論文 2013年 125頁より引用、引用者が訳した。
- ⁵⁵ 忒莫勒「満洲国興安省蒙民厚生会始末」『蒙古史研究』第7輯 2003年 542-543頁に収められたが、本研究では斯欽巴図『東蒙古植民地社会与文化的變動—1931-1945』内蒙古大学博士論文 2013年 126頁より引用、引用者が訳した。
- ⁵⁶ 克・莫日根『克興頓——一個科爾沁蒙古人』内蒙古教育出版社 2001年 48頁に収められたが、本研究では斯欽巴図『東蒙古植民地社会与文化的變動—1931-1945』内蒙古大学博士論文 2013年 126頁より引用、引用者が訳した。
- ⁵⁷ 斯欽巴図『東蒙古植民地社会与文化的變動—1931-1945』内蒙古大学博士論文 2013年 130頁
- ⁵⁸ 「青旗」報、第23号、1941年8月23日に収められたが、本研究では斯欽巴図『東蒙古植民地社会与文化的變動—1931-1945』内蒙古大学博士論文 2013年 132頁より引用、引用者が訳した。
- ⁵⁹ 「青旗」報、第37号、1941年12月6日に収められたが、本研究では斯欽巴図『東蒙古植民地社会与文化的變動—1931-1945』内蒙古大学博士論文 2013年 132頁より引用、引用者が訳した。
- ⁶⁰ 于逢春「『満洲国』の蒙古族に対する日本語教育に関する考察」2001年 203頁
<http://ci.nii.ac.jp.anywhere.lib.kyushu-u.ac.jp/els/110004680789.pdf> 10月20日にアクセス

第6章 満洲国政府語学検定試験からみる人材養成

はじめに

第2章から第5章までは満洲国の官吏、教員、いわゆる社会的な中堅階層と、満洲国の少数民族の白系ロシア人と蒙古人の人材養成について考察してきた。官吏、教員、白系ロシア人及び蒙古人の人材養成に、共通する点は教育の中に満洲国の建国精神の教育と語学教育の同時導入である。特に漢人をはじめとする各民族に対する日本語教育の比重は教育の中で最も大きいことが確認できた。また、日本人に普遍的に漢語教育を実施したことは、他の植民地とは異なる満洲国教育の大きな特徴の一つであるといえる。しかし、各章で明らかにしたように、それぞれの教育機関で養成された人材は異なる語学能力を有し、また同じ教育機関であっても養成方式によってその能力にばらつきがある。では、満洲国ではいかに人材の語学力を評価し、また、これらの人材にいったいどのような語学能力が求められたのか。本章は語学教育の面から満洲国の人材養成の実態に迫っていく。

1936年6月1日、満洲国では国策の一環として満洲国政府語学検定試験制度が公布され、同年8月、満洲国全地域の官吏を対象者とした日本人向けの漢語試験と漢人及びそのたの民族向けの日本語試験が國務院総務庁（1938年に民生部に移管した）により実施された。試験の目的は、「語学ノ学習ヲ奨励シ其ノ普及ヲ図ル¹」ことと満洲国の建国精神の普及という2点にあった。本章では、満洲国政府語学検定試験に焦点を当てて、実際の試験問題についての分析を通じて、満洲国の人材に求められた語学能力、そのうち、特に漢人及びその他の民族の日本語能力について考察する。

これまでの満洲国政府語学検定試験に関する先行研究のうち豊田（1964）、竹中（2000）、安田（1997）、石（2005）などによって、試験の規模、受験人数及び合格率などが明らかにされている。他の研究は主に漢語試験や日本語試験のいずれかを対象としたもので、単一の試験に対する分析が中心である。漢語試験については、李素楨の著書『日本人を対象とした旧「満洲」中国語検定試験の研究』は注目に値する。同著書では、漢語試験に注目し、関東州、満鉄及び「満洲国」で実施された試験をそれぞれ取り上げ、漢語試験の規定、方法、試験問題の内容、言語の特徴などについて分析し、その上で、当時満洲国で出版された雑誌に載せられた漢語試験に関する記事に対する調査を通じて、検定試験の性格と位置づけを解明した。この著書は、大量の史料を駆使しており、内容も豊富であるため、満洲国の語学検定試験の研究に極めて貴重な参考資料になる。しかし、研究の視点は漢語のみにすえられており、また、雑誌に載せられた記事などからの考察が多く、実際の試験問題についての分析は十分とはいえない。

日本語試験については、酒井（2009）の研究成果が挙げられる。酒井（2009）では、1936年に実施された第一回目の試験に注目し、試験問題の構成、程度などについての分析を通じ

て、日本語試験は日本国内の国語教育の延長として移民に対する「同化教育」の機能を果たしており、そこから満洲国言語政策に複数の形式が存在し、学校教育と語学検定試験の教育方法上の矛盾を指摘している。

以上の先行研究を概観すると、その問題点としては、第一に酒井（2009）が指摘しているように、試験の内容や目的などの「基本的なもの」さえ解明されていないところが多いことが挙げられる。第二に単一試験についての分析は主に試験の実施側を中心としているが、受験側に対する分析が十分行われていないことが指摘できる。しかし、試験受験者の特性が試験の内容及び方法を左右する²という試験自体が持つ特性から考えれば、試験の受験者を対象とする分析が不可欠である。

そこで本研究では日本語試験と漢語試験の実施側と受験側の双方を分析の対象に据え、日本語教育史の観点から、実際の試験問題の分析を通して、満洲国の人材が求められていた語学能力、特に漢人及びその他の民族の日本語能力について考察する。考察にあたって、まず語学検定試験及び満洲国語学検定試験の歴史の流れを確認する。次に、資料的な制限により、1936年と1939年の試験問題を取り上げ、実際の試験問題についての分析を通じて、できる限り当時の教育実態を明らかにし、満洲国政府が人材に求めた語学能力を解明する。その上で、満洲国の人材養成において語学教育が果たした機能を検討する。

先行研究についての概観の部分で触れたように、これまで、多数の満洲国に関する著書または研究論文の中で、満洲国語学検定試験の存在が指摘され、例年の受験者、合格者数及び試験問題についての分析も行われてきたが、その分析は一定の年度に留まっており、試験問題の全般に関する論述は見当たらない。その理由については、史料蒐集の難しさにある。中国東北部の省私立図書館、とう案館などに戦前の史料が保存されていたが、戦後は、戦前に関する資料が焼却され、また、管理不備等のため、多くの資料が失われ、また、現在、学術上に起こっている戦争に対する日中双方の認識が異なるという問題で、一部の図書館やとう案館では戦前に関する資料に閲覧制限がかけられている。従って試験問題用紙を全部閲覧し、試験が行われた時期の連続的なものを収集することは現状において著しく困難であるため、資料全体を把握することに制約はあるものの限られた資料をできる限り活用するには、断片的な分析から研究を進めていかざるを得ないのが実際である。

なお、本章で使用する資料は主に以下の3種類である。

①史料：

武強『東北淪陥十四年教育史料』全3輯 吉林教育出版社 1998

国務院総務庁人事所『満洲国国語検定試験問題集』文明社 1937

民生部教育司『満洲国政府語学検定試験問題模範解答集』満洲帝国教育会 1941

②雑誌：『満洲国語』、『建国教育』（後に『満洲教育』と変更した）『文教月刊』

③著書：竹中憲一『「満洲」における教育の基礎的研究』緑蔭書房 2000

1 語学検定試験について

語学検定試験制度は満洲国の独創ではなく、李(2013:13)によると、語学検定試験の発端は1904年に日露戦争での需要により実施された陸軍通訳採用試験である。1908年、関東都督府は「巡查巡補通訳兼掌試験規定」と「巡查巡補特別手当支給規則」を公布し、上記の通訳採用試験に類似した語学試験を行う³ことを皮切りに、満洲国地域での語学検定試験の幕が開かれた。1915年、南満洲鉄道株式会社（以下、満鉄）は社員及び一般社会人に語学教育を普及させるために、語学検定試験の前身である「通訳適任試験」を実施し、語学普及に成果を挙げていた。そして、満洲国が成立してから、満鉄の語学検定試験を行った経験を満洲国で生かし、国策として政府官吏と一般民衆向けの「語学検定試験」制度を定めた。その後、日本の勢力が中国華北地方に拡大するに伴い、日本語を普及する手段の1つとしての語学検定試験がまた華北地方に伝えられていった。一方、植民地朝鮮では、1918年に日本人教員を対象に実施された朝鮮語試験が朝鮮での語学奨励・検定試験の嚆矢とされる。その後、警察向けの試験、また金融組合理事に対する試験などが行われたが、そのうち、最も継続年数が長く、規模が大きいのは1921年から実施された朝鮮語奨励試験である。しかし、この朝鮮語奨励試験を含め、以上に挙げられた試験はほとんど日本語または現地語のみの試験であり、日本語と現地語を統合した検定試験のはじまりは、1922年、満鉄によって行われた語学検定試験であるといえる。

本節では、「語学検定試験規程」及び「語学奨励金規程」に基づいて、語学検定試験の歴史の流れに沿って、試験の構成、対象などの基本的なものを確認しながら、満洲国政府語学検定試験の位置づけを検討してみる。

1.1 満鉄における語学検定試験

語学検定試験の最初の形態は満鉄地方課により行われた「通訳適任試験」であった。満鉄の中国人と日本人社員の殆どは学歴が低かった。この実情に対し、満鉄の管理層は「実業補習学校」を設立し、満鉄の社員及びその地域に在住していた住民に再教育を行い、社員と住民の資質と能力の向上を図っていた。漢語と日本語は実業補習学校の専門科目として開設された。その後、実業補習学校の振興策の一つとして、1915年3月、満鉄地方課から「通訳適任試験内規」が発布され、実業補習学校で成績が85点以上の学生を対象に漢語と日本語の語学奨励試験を実施するとの内容の通知書が満鉄各地に配布された⁴。

通知書に記されている語学奨励試験は通訳適任試験のことである。「通訳適任試験内規」の規定により、「試験は会話を主とし、実業補習学校の担当教員を試験官とする。95点以上を1等、85点以上を2等とし、合格者に通訳適任徽章を授与する⁵」と決められている。試験がどのような形で行われていたかは不明であるが、「会話を主とし」という記述から見れば、この試験では主に学習者の会話能力を考査しようとしたことがわかる。1916年より通訳適任試験は「予備試験」と「本試験」の2つに分けられるようになり、試験に合格したものに「通訳適任徽章」を授与するほか、通訳の資格を与え、駅または他の公用の場所で、

日本人または漢人への通訳に充てられた。

通訳適任試験は主に実業補習学校の学生を対象にしていたため、さらに語学普及の範囲を拡大するために、1922年11月、満鉄は社則第14号で「満鉄語学検定試験規程⁶」を公布し、満鉄の語学検定試験を実施しはじめた。

満鉄語学検定試験規程

大正十一年十一月 社則第十四号
改正 大正十二年八月社書 七十六号
同 十三年八月社則 第十号

- 第一条 本規程ニ依リ試験スヘキ語学ハ日本人ニ対シテハ華語又ハ露西亜語華人並其ノ他ノ外国人ニ対シテハ日本語トス
- 第二条 試験ヲ分チテ予備試験及本試験トス但シ予備試験ニ合格セサル者ニ対シテハ本試験ヲ行ワス
- 第三条 試験ノ等級ハ露西亜語及日本語ニ在リテハ一等、二等、三等及特等ノ四種トシ華語ニ在リテハ一等、二等、三等、四等及特等ノ五種トス
- 第四条 本試験ニ合格シタル者ニハ別表書式ニ依ル合格書ヲ交付ス
- 第五条 試験ハ毎年一回秋季ニ於テ之ヲ行フ
- 第六条 試験ノ期日、場所及方法ハ其ノ都度之ヲ定メ予メ告示ス
- 第七条 試験ハ筆記試験及口述トス
筆記試験ハ訳解、作文及書取トシ口述試験ハ会話、読方及聞取トス
受験志願者ハ別表第二号書式ニ依ル受験願書ニ第三号書式ニ依ル履歴書
- 第八条 履歴書ヲ備ヘ学務課長ニ提出スヘシ、但シ当会社社員タル受験者ニ在リテハ所属長ノ推薦ヲ要ス

以上の内容より、この規程を以前の「通訳適任試験規程」と比べてみると、以下の3つの相違点があると考えられる。

まず、受験言語として漢語と日本語の2つにロシア語を加えた。また、試験等級は、難易度が下がる順序に言えば、もとの1等・2等制からロシア語と日本語が特等・1等・2等・3等の4つと漢語が特等・1等・2等・3等・4等の5つという形になった。

次に、試験の種類は会話を中心に予備試験と本試験の2次試験を行う方法から、筆記と口述を同時に重視する予備試験と本試験の2次試験を行う方法に変更された。

最後に、受験資格についてみると、通訳適任試験では、主に実務補習学校の学生を対象者とし、在学生以外の受験希望者があれば協議を経て許可されたものに限定されたのである。これに対し、満鉄語学検定試験では、上記の第八条により受験者は受験願書と履歴書を学務課長に提出する必要があったが、満鉄の社員の場合は所属長の推薦が必要と規定されており、ここから判断すれば、満鉄語学検定試験の受験者には、単に「受験願書」と「履歴書」の2つだけを学務課長に提出する受験者と「受験願書」・「履歴書」のほかに「所属長の推薦」も必要である満鉄社員との2つの区分があると考えられる。前者は一般社会人で、後者は満鉄社員と考えてよいであろう。

1.2 満鉄の語学奨励金支給制度

1922年11月17日付満鉄の社報に「語学奨励金支給規程⁷」が公布された。規程の内容は

以下のとおりである。

語学奨励金支給規程

大正十一年十一月十七日第五十一号

語学奨励金支給規程左ノ通相定メ大正十一年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 第一条 社員ニシテ本公司ノ定メタル語学検定試験ニ合格シタル者ニ対シテハ左表ニ依リ語学奨励金ヲ支給ス
- 第二条 語学奨励金ハ社員月俸七十圓以上者ニ付テハ一、二、三等ハ之ヲ適用セズ
- 第三条 語学奨励金ヲ支給スル語学ハ華語、露西亜語及日本語トス
- 第四条 語学奨励金ハ二箇国語以上ニ就キ合格シタル者ニハ各別ニ之ヲ支給ス
- 第五条 語学奨励金ノ支給ハ合格ノ翌月ヨリ二箇年間トス
- 第六条 語学奨励金ノ支給ヲ受クル者ニシテ同一ノ語学ニ就キ更ニ上級ノ試験ニ合格シタルタオキハ其ノ翌月ヨリ上級ニ従ヒ二箇年間支給ス
- 第七条 語学奨励金ノ支給年間満了後□其ノ支給ヲ受ケムトスル者ハ更ニ上級ノ同語学ニ就キ同級若ハ上級ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス
- 第八条 語学奨励金ハ左記各項ノ一ツニ該当スル場合ハ之ヲ支給セス
- 一、華語、露西亜語及日本語ノ教授若ハ通訳ヲ本務トスル者
 - 一、外国語学校、東亜同文書院、拓殖大学、日露協会学校ニ於テ華語若ハ露西亜語ヲ専修シタル者
 - 一、会社ニ入社前記語学ニ付前項ト同等程度以上ノ学校若ハ其ノ他ニ於テ専修シタル者及会社留学生ニシテ華語若ハ露西亜語ヲ専修セシタル者
- 第九条 語学奨励金ノ支給ヲ受クル者ニシテ不都合ノ所為アリタルトキハ其ノ支給ヲ停止スルコトトアルベシ
- 第十条 語学奨励金ノ支給ヲ受クル者ニシテ病傷其ノ他ノ事由ニ因リテ缺勤三十日ヲ起スルトキハ以後其ノ支給ヲ停止ス
- 第十一条 語学奨励金ハ左記各項ノ一ニ該当スル場合ハ日割ヲ以テ支給ス
- 一、語学奨励金ノ支給ヲ停止セラレタルトキ
 - 一、職員月俸七十圓未滿者又ハ□員ニシテ語学検定特等試験ニ合格セス職員月俸七十圓以上ニ昇給シタル者
 - 一、解職又ハ死亡シタルトキ
 - 一、病傷其ノ他ノ事由ニ因リテ缺勤三十日以上ニ及ヒタルトキ
- 第十二条 語学奨励金ハ其ノ月分ヲ翌月七日ニ支給ス

表 6-1 満鉄語学奨励金支給表

等級	日本人	中国人
特等	月額金二十五圓乃至金五十圓	月額金十五圓乃至金三十圓
一等	月額金十五圓	月額金九圓
二等	月額金十圓	月額金六圓
三等	月額金五圓	月額金參圓

(李素禎『日本人を対象とした旧「満洲」中国語検定試験の研究』文化書房博文社2013年49頁より転載)

第一条に「社員ニシテ本公司ノ定メタル語学検定試験ニ合格シタル者ニ対シテハ」「語学奨励金ヲ支給ス」という規定から見れば、奨励金の支給は満鉄社員のみを対象にしていたことがわかる。また、支給金額について、支給される期間は言語別を問わず、各等級とも2年間であるが、金額から見れば、表 6-1 が示しているように、日本人と漢人は区別され、同じく 1 等試験に合格しても、日本人は「十五圓」支給されたのに対し、漢人の場合はわずかに「九圓」しか支給されていない。すなわち、同じ会社に勤めていても、漢人の待遇は

日本人と同等ではなかったことがわかる。

また、満鉄庶務部の『満鉄中国人生計調査』によると、1925年当時の漢人従業員の月平均収入は金27.66円⁸であった。このことから見れば、語学奨励試験に合格すると、3等で1割強、2等で2割強、1等で3割強の収入増となることがわかる⁹。

1.3 満洲国の語学検定試験

1936年6月1日、「語学検定試験規定」と「語学津貼(手当)規定¹⁰」が一斉頒布されたことをきっかけとして、満洲国政府語学検定試験は満洲国で定着した。第2章で確認していたように、満洲国が成立してからまもなく、満洲国政府は社会教育に官吏を対象者とした語学教育機関である語学講習所を開き、官吏の語学学習を奨励していた。1936年と1937年に実施された満洲国政府語学検定試験は官吏のみを対象者とし、官吏の語学能力を考査する試験である。試験科目は日本語と漢語と蒙古語の3つからなり、各言語の下にそれぞれ特等・1等・2等・3等の4つのランクが設けられ、合格者に対して一定の手当が支給された。政府の要求に応じ、または手当に惹かれて、大勢の官吏が受験していた。

満洲国政府語学検定試験は1936年8月より始まり、いつまで実施されていたのかは、明確に記載されていない。現有資料により、日本語試験は1941年までの実施は確定できるが、李(2013:31)により、漢語試験は1945年にも実施されていたことが確認されているため、それに従えば、満洲国政府語学検定試験の終焉は1945年であると考えてもよいであろう。

また、満洲国政府語学検定試験の試験規定は1936年に公布されてから1945年まで、7回にわたって改正された¹¹。しかし、実質的に大きな変更は、1938年の新学制の実施にしたがい受験対象者を社会一般にも開放したところのみと言える。満洲国政府語学検定試験を分析する際、1938年を境目として時期を分けて考察する必要があると考える。つまり、前期：1936年～1937年、後期：1938年～1945年という時期区分である。本節では、この時期区分に沿って、「語学検定試験規定」と「語学津貼規定」(手当規定)を取り上げて、それらの内容を分析することを通じて、満洲国政府語学検定試験の変遷的な特徴を探ってみる。

1.3.1 官吏を対象とした語学検定試験

1936年6月1日、満洲国国務院により「語学検定試験規定¹²」が公布され、同年度から満洲国政府語学検定試験を実施することになった。「語学検定試験規定」の内容は以下のとおりである。

語学検定試験規程

康德三年六月一日
国務総理大臣 張景恵

- 第一条 本令ニ依リ試験スベキ語学ハ日本人ニ対シテハ満洲語又ハ蒙古語其ノ他ノ者ニ対シテハ日本語トス
- 第二条 試験ハ各官署ノ長ニ於テ推薦セル者ニ就キ試験委員之ヲ行ウ
- 第三条 試験委員ハ国務院総務庁人事処長ヲ以テ之ニ充テ其ノ他ノ試験委員ハ若干名トシ政府職員ノ中ヨリ国務総理大臣之ヲ命ズ

- 第四条 試験委員長ハ試験委員ヲ監督シ試験ニ関スル一切ノ事務ヲ掌理ス
 第五条 試験ハ毎年一回以上之ヲ行フ試験ノ期日及場所ハ試験委員長之ヲ定メ予メ政府公報ヲ以テ公示ス
 第六条 試験ハ筆記試験及口述試験トス筆記試験ハ訳解、作文及書取トシ、口述試験ハ会話及読解トス
 第七条 試験ノ方法及手続ハ試験委員長之ヲ定ム
 第八条 試験ノ合格者ヲ定ムル方法ハ試験委員ノ議定スル所ニ依ル
 第九条 試験委員長ハ試験ニ合格シタル者ニ対シ等級ヲ附シタル合格証書ヲ授与シ且政府公報ヲ以テ之ヲ公示ス 前項ノ等級ハ特等、一等、二等及三等トス
 第十条 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケントシクル者ハ又ハ試験ニ関スル規程ニ違反シタル者ニ対シテハ受験ヲ停止シ若ハ其ノ合格ヲ無効トス

以上の規程の内容によって、満洲国政府語学検定試験は日本人に漢語又は蒙古語の試験を実施し、漢人及び他の民族には日本語試験を実施することがわかる。試験の対象者については、第二条に記されているように、各官署の長に推薦される者、つまり、受験資格は満洲国の官吏に限られると明示されている。また、試験委員会が設立され、試験の程度などは全て委員会によって決められる。試験には筆記試験と口述試験の2つがあり、筆記試験は訳解、作文、書取、口述試験は会話と読解からなり、言語の4技能は全部問われているとみられる。

1936年の満洲国政府語学検定試験の実施後、その経験に基づいて、試験の実施側である満洲国國務院総務庁は、「第二回語学検定試験は政府職員の中に語学を普及徹底すべくまた遠隔の地に在るものも等しく受験し得る如き改定せり」と決め、試験の実施方法の改正を行った。試験を第一次試験と第二次試験に分けて、第一次試験は各省県旗などで施行し、第二次試験は各省公署所在地及び交通の中心地など満洲国全域27の都市で施行されるようになった。そして、受験の便宜を図るために、試験の形式はもとの筆記試験より書取の部分を取り除いて第一次試験とし、同一の問題を同じ日時に満洲国全域で一斉実施することになった。その後の第二次試験の受験資格は第一次試験の合格者に限られ、試験委員を27の都市に派遣して、各地で一次試験の合格者に書取と口述の試験を実施する形である。試験の科目、また受験資格などに関しては、1937年に公布された「第二回語学検定試験要綱」を確認した限り、変更は見当たらなかった。

試験の形式から見れば、語学検定試験規定に決められた満洲国政府語学検定試験と満鉄語学検定試験とは、形式上類似しているが、以下のような相違点も存在していたと考える。

①最も重要であるのは満洲国で行われていた語学検定試験の本質と満鉄の試験の本質とは異なることである。満鉄語学検定試験は満鉄という半官半民の会社により組織され、満鉄及びその沿線地域で行われる試験であった。それに対し、満洲国政府語学検定試験はそもそも満鉄で誕生したものにに基づいているが、満洲国政府語学検定試験の「語学試験規定」に示されているように、國務総理大臣の署名が記入された。つまり、満洲国に伝えられることにともない、その位置づけは会社方針の一つから国家制度の一つとなり、満洲国全域で実施される試験になったのである。要するに、満洲国の語学検定試験は国家施策のひとつであるという性質を持っていたが、満鉄の語学奨励試験は会社方策のひとつであるとい

う性質を持っていたのである。

②試験の語学科目から見れば、満鉄の語学検定試験規程に決められた語学科目として、日本人には漢語またはロシア語が課されたことに対して、満洲国政府語学検定試験の場合は日本人に漢語または蒙古語が課されるようになった。

ここで満鉄という会社の背景について少し触れておきたい。第4章、白系ロシア人の人材の養成で述べていたように、満鉄によって経営されていた鉄道はそもそもロシア人によって敷設され、1905年の日露戦争によりその鉄道の一部の管理権が日本に譲られたものである。日本が満鉄を創立し、主に鉄道及びその関連事業を営んでいたが、大勢の白系ロシア人はまだ従業員として満鉄に勤めていた。そして、鉄道管理、または技術上、ロシア人との交渉の必要があるため、日本人にロシア語を学習させ、ロシア語の普及も重要視されるようになっていったと考えられる。

一方、満洲国では「民族協和」が治国理念とされ、満洲国が成立当初、蒙古民族は漢、満、朝鮮、日本人と共に主要民族とされ、また、官公署の中に、蒙古語は公用語として使用されたため、日本人への蒙古語の普及は、一面、蒙古人との意志疎通を図るためといえるが、もう一面は、満洲国の辺境にあたる蒙疆を指導・統治するためだと考えられよう。それと同時に、1936年、1937年の時点で、満洲国政府は日本人へのロシア語教育は重視していなかったことが窺える。

③1937年満洲国政府語学検定試験は第一次試験と第二次試験の2つに分けられるようになり、この形は満鉄の予備試験と本試験の形式とほぼ同じであり、このことから、満洲国政府語学検定試験は満鉄の語学検定試験を参照して形式を変えた可能性が高いと考える。

1.3.2 社会一般を対象とした語学検定試験

満洲国における第一・二回の語学検定試験は総務庁に管轄されていた。1938年新学制の実施により、教育に関する一切の権限が民生部に移管されるようになり、満洲国政府語学検定試験も民生部によって実施されることになった。1937年12月、民生部語学検定試験を改正し、翌年さらに改正を加え、9月5日付の民生部令第90号で新规定を發布した。改正後の規定は以下のような内容である¹³。

- 第一条 語学検定試験ハ語学ノ学習ヲ奨励シ其ノ普及ヲ図ルヲ以テ目的トス
- 第二条 本令ニ依リ試験スベキ語学ハ日本人ニ対シテハ満洲語蒙古語又ハ俄語其ノ他ノ者ニ対シテハ日本語トス
- 第三条 語学検定試験ヲ実施スル為民生部に語学検定試験委員会ヲ置ク
- 第四条 語学検定試験委員会ハ委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第五条 委員長ハ民生部教育司長ヲ以テ之ニ充ツ民生部大臣ノ命ヲ承ケ会務ヲ総理シ検定ノ結果ヲ民生部大臣ニ報告ス
- 第六条 試験委員ハ其ノ都度民生部大臣之ヲ委嘱シ又ハ之ヲ命ズ委員長ノ指揮ヲ承ケ語学検定試験ニ関スル事項ヲ掌ス
- 第七条 第一次試験ハ訳解及作文トシ第二次試験ハ会話、読解及聞取トス、第二次試験ハ第一次試験ニ合格スルニ非ザレバ之ヲ受クルコトヲ得ズ
- 第八条 試験ハ毎年一回以上之ヲ行フ

第九条 試験ハ特等試験一等試験二等試験三等試験ノ四種トス

第十条 試験ニ合格シタル者ニ対シ合格證書ヲ授与シ且政府公報ヲ以テ之ヲ公示ス

第十一条 試験料金ハ各語学各種試験毎ニ五十銭トス検定料金ハ収入印紙ヲ以テ納入スルモノトス収納シタル検定料金ハ受験ノ有無ニ不拘之ヲ返還セズ

第十二条 試験ニ関シ不正ノ行為アリタル者ニ対シテハ受験ヲ停止シ又ハ其ノ合格ヲ無効トス

新学制以前の語学検定試験規程と比べ、1938年の新学制後の試験規程は以下のような特徴があると考ええる。

①第一条に示されているように、語学検定試験の目的は「語学ノ学習ヲ奨励シ其ノ普及ヲ図ル」と明示している。

②試験の受験者については、もとの「各官署ノ長ニ於テ推薦セル者ニ就キ試験委員ハ之ヲ行ウ」という表現を失くし、満洲国政府語学検定試験の受験者は官吏のみではなく、社会一般にも開放するようになった。しかし、第四回語学検定試験要綱を確認したところ、満洲国職員は「各官公署長ニ於テ推薦セルモノニ限ル」という条件が付けられていることが分かった。このことから、満洲国政府語学検定試験の受験者の範囲は拡大され、一般人も受験できるようになったが、官吏に対する資格設定、さらに言えば、官吏の人材選抜は依然厳しくされていたことが窺える。

③日本人の受験科目にロシア語が出現した。新学制の実施により、白系ロシア人の教育は満洲国の学校規定に従うことが義務付けられることで白系ロシア人に対する教育が重視されるようになったため、それにしたいが、日本人に対するロシア語の教育は以前より必要性が増したと考えてよいであろう。

④新学制以前の試験は無料で参加できたことに対し、改正後の試験は「試験毎ニ 50 銭トス」と有料になった。

1937年12月民生部より改正されはじめた語学検定試験規定は、その後、数回にわたって改正されたが、基本的な主旨や方式、及び試験の形式には変わりはない。たとえば、1940年4月に改正した規定には第二条「受験言語ハ日本語ニ付テハ受験者ノ常用語トシ其ノ他ノ語学ニ付テハ日本語トス」との表現は新学制以前の規定と異なり、受験者の民族種別を表さないように表記されたが、実際には、日本人は日本語で漢語、蒙古語、ロシア語の試験を受け、その他の民族は常用語で日本語を受験するという主旨は変わらなかった。

1940年にいたって、満洲国政府語学検定試験の受験人数は 29,358¹⁴名に達し、前年度より 5,000 人を上回った。しかし、なぜこのように大勢の人が受験したのか。その要因のひとつは満洲国政府語学検定試験が満鉄の語学検定試験と同じく、合格者に一定の津貼（手当、以下同）を支給するからである。次に、満洲国の語学奨励金である「語学津貼」について見ていく。

1.3.3 満洲国の語学奨励金支給制度

満鉄では語学検定試験に合格した社員に一定の手当てを与える語学奨励金支給制度が存在したのと同じく、満洲国では語学検定試験の合格者に対して一定の手当を支給する規定

が定められていた。しかし、他の地域の「語学奨励金」という呼称と異なり、満洲国の語学奨励金は「語学津貼」と呼ばれた。本節では、満洲国の「語学津貼」について見ていく。

1936年6月1日、「語学検定試験規程」の公布と同時に、「語学津貼規程」も定められた。その内容は以下のとおりである¹⁵。

院令第四号

茲ニ語学津貼支給規則ヲ左ノ通制定ス

康德三年(1936年)六月一日

國務總理大臣 張景恵

- 第一条 薦任官、委任官及委任官ノ待遇ヲ受クル者ニシテ別ニ定ムル語学検定試験ニ合格シタル者ニハ別表ニ依リ語学津貼ヲ支給ス
- 第二条 語学津貼ハ各語学別ニ之ヲ支給ス
- 第三条 語学津貼ハ特等合格者ニ対シテ五箇年間一等等合格者ニ対シテ二箇年間三等等合格者ニ対シテ一箇年間合格ノ翌月ヨリ毎月之ヲ支給ス
- 第四条 語学津貼ノ支給ヲ受クル者ニ対シテ同種語学ニ付更ニ上級ノ試験ニ合格シタルトキハ其ノ翌月ヨリ当該等級ノ語学津貼ヲ支給ス
- 第五条 語学津貼ノ支給ヲ受クル者其ノ資格ニ変動アリタルトキハ変動ノ翌月ヨリ当該資格ニ従ヒ語学津貼ヲ支給ス
- 第六条 語学津貼ハ同種語学ニ付テハ既ニ合格シタル等級以下ノ試験ニ合格スルモ之ヲ支給セズ
- 第七条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニハ当該語学ノ検定試験合格シタル場合ト雖語学検定津貼ハ之ヲ支給セズ
- 一 日本語、満洲語又ハ蒙古語ノ教授、通訳若ハ翻訳ヲ本務トスル者
 - 二 前号ノ外支給ノ必要ナシト求メタル者
- 第八条 小学校及之ニ準ズルモノ又ハ中等学校及之ニ準ズルモノニシテ日本語、満洲語若ハ蒙古語ヲ主タル教授用語トスル学校ヲ卒業シタル者ニハ当該語学ニ付テハ夫夫二等又ハ一等以上ニ合格シタル場合ニ限り語学津貼ヲ支給スルコトヲ得
- 第九条 左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ語学津貼ノ支給ヲ停止ス
- 一 不都合ノ所為アリタルトキ
 - 二 休職ヲ命ゼラレタルトキ
 - 三 長期ニ亙ル出張マタハ留学ヲ命ゼラレタル時前項ノ場合ニ於ケル当月分ノ語学津貼ハ其ノ所為アリタルコト明ラトナリタル日又ハ発令ノ日ノ前日迄ヲ日割計算ヲ以テ支給ス
- 第十条 所属長官必要アリト認ムルトキハ語学津貼ノ定額ヲ減ズルコトヲ得
- 第十一条 語学津貼ハ其ノ月分ヲ翌月十日迄ニ支給ス
- 第十二条 語学津貼ノ支給ニ関シテハ本令ニ定ムルモノノ外俸給支給ノ例ニ依ル
- 附則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

表 6-2 満洲国官吏語学津貼表

	特等	一等	二等	三等
薦任官及委任官	二十圓	十五圓	十圓	六圓
委任官待遇者	十五圓	十圓	六圓	四圓

(国务院総務庁人事処『満洲国政府語学検定試験問題集』明文社 1937年 32 - 33頁より転載)

満洲国の語学津貼規程は、1936年6月1日から施行され、各言語試験の合格者に対して、表 6-2 が示しているように、等級及び官等によって金額が異なり、特等は5年間、1等、2

等は2年間、3等は1年間毎月津貼を支給されることになる。それに、第四条で定められているように、「同種語学ニ付更ニ上級ノ試験ニ合格シタルトキハ其ノ翌月ヨリ当該等級ノ語学津貼ヲ支給ス」となっているため、それによって、さらに受験者の語学を学習する意欲を促し、官吏の語学向上図っていたと考える。しかし、試験の合格者の誰にでも手当が支給されるものでもなかった。第七条で語学教授や通訳などは受験することはできるが、これらの受験者の合格者に対し、手当の支給はされていない。また、受験者全員に受験票に受験言語の学習歴を書かせ、第八条に決められたように、小学校・中学校またはそれ準じる機関で受験言語を教授用語として教えられた経験がある受験者には、2等または1等以上に合格することを手当支給の条件とした。言い換えれば、小学校・中学校で日本語、漢語などを勉強した経験のある官吏に高い日本語能力が求められたとみられる。

第2章で触れたように、満洲国では薦任官、委任官、及び委任官待遇者のような正式な官吏のほかに、官吏として任命されていない雇員、傭人及び嘱託員は多数存在していた。これらの人には1936年と1937年の満洲国政府語学検定試験で、受験資格が与えられ、そして合格者に「語学津貼」を給付する規定¹⁶も作成された。

雇員、傭人及嘱託員語学津貼規則

第一条 雇員、傭人又國務総理大臣ノ指定スル嘱託員ニシテ日本語、満洲語、蒙古語又ハ露西亞語ニ付語学検定試験ニ合格シタル者ニハ当分ノ間別表ニ依リ語学津貼ヲ支給ス

第二条 國務総理大臣ノ指定スル嘱託員ニシテ前ニハ当分ノ間委任官ニ準ジ語学検定津貼ヲ支給スルコトヲ得

第三条 語学津貼ノ支給ニ関シテハ語学津貼支給規則ヲ準用ス

表 6-3 雇員、傭人及嘱託員語学津貼表

	特等	一等	二等	三等
雇員	十五圓	十圓	六圓	四圓
傭人	十圓	六圓	四圓	二圓

(國務院総務庁人事処『満洲国政府語学検定試験問題集』明文社1937年32-33頁より転載)

満洲国では官吏に厳しい官等制度が存在しており、雇員と傭人は官吏の中で最も低い地位に位置するため、たとえ同じ語学検定試験に合格しても、支給される手当の金額は、表6-2、表6-3に示されているように委任官及び薦任官より低いことがわかる。

1938年より満洲国政府語学検定試験の対象者は官吏のみではなく、社会一般にも開放されるようになり、語学手当の支給に関しても改正が行われた。「語学津貼規定」の第一条に「薦任官、高等官試補、委任官及び委任官試補にして別に定むる語学検定試験に合格したる者には別表に依り語学津貼を支給す¹⁷」と定められ、また、もとの「語学津貼ノ支給ヲ受クル者其ノ資格ニ変動アリタルトキハ変動ノ翌月ヨリ当該資格ニ従ヒ語学津貼ヲ支給ス」を内容とした第五条は削除された。その他、雇員と傭人については、依然として満洲国政府語学検定試験の受験者と語学手当支給の対象者となっていたが、その手当の支給は上層官吏と統一されるようになった。したがって、1938年より満洲国政府語学検定試験の語学

手当の支給は表 6-4 のとおりになった。

表 6-4 1938 年以後語学津貼支給表

等級	特等	一等	二等	三等
津貼月額	20 元	15 元	10 元	6 元

(民生部教育司『満洲国政府語学検定試験問題模範解答集』満洲帝国教育会 1941 年 15-17 頁より、筆者作成)

後期の語学手当に関する改正はいかなる意味があるのか。まず、1938 年文官令の公布により、官等に試補が新設され、文官採用試験の合格者が試補として任用されるようになった。そして、新しい文官制度は 1938 年の語学津貼規定の第一条に現れている。次に、もとの第五条が削除され、支給される語学手当は官等の上下によらず均等になったことと、雇員と傭人に支給される手当の金額は他の官吏と統一されたことを併せて考えれば、満洲国政府語学検定試験は受験者の身分を問わず、試験の結果のみによって奨励を与えるようになり、試験の合理性と平等性は一層増したと考える。

しかしながら、改正後の「語学津貼規定」の第一条に「薦任官、高等官試補、委任官及び委任官試補」に表 6-4 に示されている金額の手当を支給すると明示されており、ここより、この「語学津貼規定」の対象者は相変わらず官吏であることが指摘できる。1941 年に行われた満洲国政府語学検定試験に関する会議において満洲国政府教育担当者である丸山林平氏の「語学検定に合格した者に、各会社などできちんと手当を出しておられますか¹⁸」という質問に対して、「それぞれ会社によって支給規則が別にきまってをりました¹⁹」との回答が返されたことから、1941 年の時点で、満洲国政府語学検定試験の一般社会人の合格者に対して、その手当の支給は所属組織に任せられており、政府の奨励制度に統合されていないことが窺える。それによって、満洲国が策定した「語学津貼規定」は官吏のみを対象者とする規定であったことが指摘できる。

次に、満鉄の語学奨励金規程と満洲国の語学津貼支給の相違については以下の 3 点からまとめたい。

①試験合格者の一部に奨励金を支給する。満鉄の語学検定試験の対象者は満鉄社員と一般社会人であるが、その奨励金給付の対象者は満鉄社員のみに限られている。満洲国はそれと同様、1938 年より試験対象者は社会一般まで拡大していたが、実際の奨励金の給付は政府の規定によって官吏のみに施行されたのである。

②満鉄では、民族によって、語学奨励金の支給金額が異なっていたが、これに対し、満洲国津貼支給の規程から見れば、満洲国では、民族による区別はなく、同じ言語の同じ等級の試験に合格さえすれば、誰でも同じ金額の手当てを受けることができた。

③各等級の手当を支給する期間が異なる。満鉄の奨励金の支給期間は各等とも 2 年であったのに対し、満洲国政府語学検定試験の手当を支給する期間は特等には 5 年間、1 等と 2 等には 2 年、3 等にはわずか 1 年であった。この制度は、低い等級に合格した者をさらに上

級の等級に上げることを促すことに意味があると思われるが、特等の手当給付期間が長い
ため、満鉄の制度のように手当の給付期間をさらに更新することはより少なくなることで、
上級に達した者の語学学習には不利をもたらしてしまう点は否定できないだろう。

1.4 満鉄、満洲国と華北地域の語学検定試験の関連性

川上(2014:6)によると、華北地域で初めて語学検定試験を実施したのは1938年、青島治安維持会により行われた日本語学検定試験である。その後、実施主体が変更し、1940年青島特別市による日本語学検定試験で定着した。また、同年、北京特別市において北京特別市公署により実施された語学検定試験も始まった。表6-5は満鉄、満洲国、北京特別市で実施された語学奨励試験の詳細である。

表6-5 語学検定・奨励試験表

	満鉄語学検定試験(1922)	満洲国政府語学検定試験(1936)	北京特別市語学奨励試験(1940)
実施機関	満鉄	満洲国総務庁→民生部	北京特別市公署
試験語学	日本人：漢語、ロシア語、 中国人：日本語	日本人：満語、蒙古語、ロシア語(1938) 他の民族：日本語(受験言語：漢語、蒙古語、ロシア語)、	日本語
対象者	満鉄社員、社会一般	官職員、社会一般(1938年)	官職員
等級	特等、一等、二等、三等 四等(漢語、1924年より)	特等、一等、二等、三等、	特等、一等、二等、三等
形式	予備試験、本試験	第一次試験：筆記試験 第二次試験：口述試験(筆記試験合格者)	筆記試験、 口述試験(筆記試験合格者)
科目		筆記：日文漢訳、漢文日訳、書取(1938年より口述試験で実施)、作文(3等以上) 口述：会話、読解	筆記：日文漢訳、漢文日訳、書取、作文 口述：会話、読解
手当金額	25元~3元	20元~2元	25元~5元

(李(2013:49)、国務院総務庁人事所(1937:32-33)、川上(2007:88-91)より、引用者が作成した)

日本統治下の満鉄、満洲国、華北地域の3つの地域は性格が異なり、それによって、各地域で実施された教育の性格も異なってくることはいうまでもないが、単純に語学教育の面から、3つの地域で実施された語学検定試験は何らかの関連性はないのであろうか。満鉄と満洲国の語学検定試験についてはすでに述べたが、華北の北京特別市の事例を加えて、検討してみる。北京特別市の語学奨励試験は1940年より実施され、官公署の官職員のみを対象としていた。試験は筆記試験と口述試験に分けられ、筆記試験の合格者のみが口述試験を受験することができる。試験の科目については、筆記試験は日文漢訳、漢文日訳、書取、作文からなり、口述試験は会話と読解の2部分である。満鉄と満洲国の試験と同じく、奨励金制度も制定され、合格者に5元から25元までの手当を支給する。ただし、華北地域の試験の受験者の民族性に関連する記述は見当たらない。3つの地域の検定試験及び奨励金制度については表6-5にまとめている。次は表6-5に基づき、①試験の性格、②試験言語、③試験の対象者、④試験の形式の4つの面から、満鉄、満洲国、華北地域で実施された語学検定・奨励試験の相違点について検討しよう。

①試験の性格。試験の実施機関から、満洲国の試験は「国」を代表する政府機関より行

われたのに対し、満鉄は半官半民の会社により行われ、華北の方は市公署である北京特別市と青島特別市により行われた試験であることが分かった。そこから、国策としての試験、会社の経営方策の試験と、市の開発戦略としての試験の性格の違いが現われてくる。そして、試験の実施範囲もそれぞれである。

②試験言語から、満鉄と満洲国は日本語のほかに日本人に他言語の学習が求められ、試験で検定されたが、華北では漢人に日本語教育の実施は強制され、その語学力は試験を通して検定されるが、日本人に対して漢語教育または漢語力の検定が行われたかは、いまだ不明である。

③試験の対象者から、満鉄は社員と一般社会、満洲国では最初は官吏のみであったが、その後、社会一般まで広がり、華北の試験は終始官吏のみであった²⁰。

④試験の形式については、華北の試験は満洲国の試験と同じく、筆記試験と口述試験からなり、そして試験問題の形式も一致していることが窺える。

以上、三つの地域の語学検定試験は性格が異なるものの、試験や形式から見ると、類似性も多く、満洲国の語学検定試験は満鉄の試験をもとに満洲国の特性に合わせて作られたもので、その後、この制度は華北に応用されたと考えてもよいであろう。つまり、華北の語学検定試験は満洲国の検定試験制度の延長線上に位置付けられると考えられる。ただし、華北の語学検定試験の対象者は漢人官吏のみに限られており、社会一般にまで範囲を広げた朝鮮、満洲国で実施された試験とは異なる。また、華北の語学検定試験は市別に行われ、統一性が欠けている点から考えれば、華北地域での語学教育、また語学検定試験制度の不完全性が露呈されていると考える。

2 満洲国政府語学検定試験の日本語試験と漢語試験の試験問題についての分析

前節で満洲国政府語学検定試験の制度について確認してきたが、この制度の下でいったいどのような試験が実施され、試験問題にはどのような特徴があったのであろうか。本節では、実際の試験問題についての分析を行う。分析する際、まず、毎回試験が実施される前に作成された試験要綱を確認し、その上で、試験問題についての分析を通して、試験の特徴を探る。なお、資料の制約により、ここでは満洲国政府語学検定試験の時期区分に沿って前期の1936年度と後期の1939年度の試験問題を取り上げて考察する。

2.1 1936年第1回語学検定試験についての分析

1936年6月1日、満洲国政府語学検定試験の「語学検定試験規程」と「語学津貼規定」が同時に公布され、「語学検定試験規定」にしたがい、まもなく満洲国総務庁に監原時三郎を委員長とする語学検定試験委員会が成立された。1936年6月26日に「第一回語学検定試験要綱」²¹が打ち出され、満洲国政府語学検定試験の実施は正式に軌道に乗った。

「第一回語学検定試験要綱」により、1936年の試験は漢語、日本語、蒙古語の3種から構成され、「満洲国職員にして各官署の長に於て推薦せるもの」で、「日本人は満洲語また

は蒙古語其の他の者は日本語に付応試資格を有する」と定められており、再度、受験者は満洲国官吏と明示している。試験実施の期日は1936年「8月上旬より9月下旬に至る期間」となり、漢語と日本語の試験は新京をはじめ満洲国全域に14の都市で行い、蒙古語試験は新京、承德などの5つの都市で実施された。

試験の形式は筆記試験と口述試験の2つに分けられ、筆記試験は訳解、作文及び書取（聞いた内容を書く）からなり、口述試験は会話及び読解の2つからなる。そのうち、訳解については、日本語試験は、満文日訳、日文満訳の2つで構成され、他の受験言語の試験もこれと類似した構成である。試験の実施時間は各地域によって異なっていたが、大体初日の12時から午後5時または朝8時から午後1時までの2つの時間帯での4、5時間で筆記試験が行われ、翌日に口述試験が行われる。詳しくは表6-6のとおりである。

表6-6より、各等試験の中で、訳解に割かれた時間が最も多いことがわかる。それによって、試験問題の構成の中で、訳解の部分の比率が多く、当時、日本語受験者の日漢両言語を訳す能力が重要視されていたことが窺える。

表 6-6 第一回語学検定試験筆記試験時間割表

	8時—9時 /12時—1時	9時—10時 /1時—2時	10時—11時 /2時—3時	11時—12時 /3時—4時	12時—1時 /4時—5時
特等	書取	作文	訳解		
一等	訳解			書取	作文
二等		書取	作文	訳解	
三等	なし	書取	訳解		なし

(国務院総務庁人事処『満洲国政府語学検定試験問題集』明文社 1937年 65頁)

試験の程度については、「三等：日常簡単なる日本語を解し得る程度、二等：口語及び簡単なる文語を解し得る程度、一等：口語、文語及公文を解し得る程度、特等：口語、文語及構文を自由に解し得る程度²²⁾」という基準が設定された。この基準によって、受験者に期待された日本語能力を簡単にいえば、等級を問わず、日本語の口語、つまり会話能力が最も重要視され、2等では日常生活会話のほかに、簡単な公文が加えられ、1等、特等に至ると、高度な公文を解し得る能力を有することだと考える。

ところが、試験出題者が期待していた各等級の受験者が持つ日本語能力は具体的にいかんにか試験問題で測定されていたのか、この問題を分析するために、実際に試験問題について見ていく。

1936年に実施された満洲国政府語学検定試験は筆記試験と口述試験の2つの部分からなり、筆記試験の問題は各地域の特徴に応じて検定試験委員会により等級ごとに作られ、順次に各地域で実施された。口述試験は検定試験委員会の委員を各地方へ派遣し、対面で面接を行う形式であった。実際に用いられた筆記試験の試験問題は保存されているものの、口述試験の試験問題についてはその詳細はまだ不明である。しかし、試験委員より行われた試験に対する講評から口述試験の難易度を推測できる。例えば、試験の基準については

「中等教育の一年、二年は3等に合格し、三年、四年は2等に合格するのが当然である²³」と述べられ、また、1等と特等の参考書としては「職務上の参考書、また小説、文章、雑誌、新聞、政府公報²⁴」と幅広くあげられている。つまり、難易度が低い等級では学校教育の一般的な内容が問われ、等級が上がるにつれ、職務に関する内容の運用が求められたという傾向の存在が窺える。本研究では主に筆記試験の試験問題を考察の対象にするため、口述試験に関しては当時中等教育での使用教材、また官吏の職務に関する資料などの分析を別稿に譲ることにする。

戦前に実施された語学試験、とりわけ試験問題に関する研究は、中島他(1999)より行われた日本国内の大学入試の英語試験についての考察のみであった。したがって、本研究では、試験問題の分析を行う際、先行研究の研究方法を参考し、試験の出題形式と出題内容の2面に着目し、特に、試験問題の内容と題材を分類する際、中島・他(1999)の分析枠組みを借用した。その上で試験に対する評価を加えることで検討を進めていく。

表 6-7 1936年日本語試験問題表

(() 内は文体である)

形式	特等			1等			2等			3等		
	題材	出題数	出題例	題材	出題数	出題例	題材	出題数	出題例	題材	出題数	出題例
日 文 満 訳	時 事	1 問	日満治外法権撤廃に関する条約実施に當り、張外相の名に発せられた帝国臣民以外の… (文体随意)	時 事	1 問	現内閣は国策氾濫に悩んで居ると言はれて居るが… (文体随意)	日 常 生 活	4 問	朝からどうもむし暑いと思っていた遂に降り出しましたね。	日 常 生 活	5 問	語彙 コップ 胡麻化ス
			8 問			アサツテノ朝ノ急行デ立ツツモリデス						
満 文 日 訳	思 想	1 問	人之生也未始有异也而卒至于大异者…(文語体に訳す)	国 家 建 設	1 問	新邦建立施政目標首在确立坚实之财政…(文体随意)	公 務	3 問	在好几天以前就接到您的信… (口語体に訳す)	日 常 生 活	5 問	隣近 瀑布
			7 問			如果你问 如果你要问 一句日本话也 不懂去日本的 实在不少。						
	公 務	1 問	查义仓管理规则业已本部部令第14号… (文語体に訳す)	公 務	1 問	呈悉据送到新民等县县志… (文語体に訳す)	国 家 建 設	1 問	吾人所以能生活者不仅赖有家族尤赖有国家。 (文語体に訳す)			
書 取	思 想	1 問	凡そ人生にありとしあるもの、一つとして道徳の力を籍らず…	思 想	1 問	凡そ天地の間に存在するもの、一として活動せざるはない…	思 想	1 問	商人たるものは、よく共同生活の新意義を辨へ…	日 常 生 活	5 問	エンリヨナク タクサン頂戴 シマシタ。
作 文	公 務	1 問	公私混淆ノ弊ヲ論ズ(文語体)	国 家	1 問	協和の精神 (文体随意)	風 土	1 問	満洲の夏 (口語体)			

(国務院総務庁人事所『満洲国政府語学検定試験問題集』明文社1937年をもとに筆者が作成した。)

なお、前述したように1936年に実施された満洲国政府語学検定試験は地域ごとに行われ、合わせて14種の試験問題が出題されたため、分析する際、14の地域の試験問題を総合的に

調査し、各種の出題形式から出題頻度が高いものを抽出し、表の形で提示しながら試験の全般についての分析を行う。

表 6-8 1936 年漢語試験問題表

(() 内は文体である)

形式	特等			1 等			2 等			3 等		
	題材	出題数	出題例	題材	出題数	出題例	題材	出題数	出題例	題材	出題数	出題例
満文日 記	思想	1 問	自来吾东洋思想徒知勤劳之益…	思想	2 問	夫不貪者谓之廉不費者谓之俭… 啓者舍间适需某物拟向尊处暂借一用…	日常生活	5 問	常言说打了不罚罚了不打…	日常生活	5 個	立刻铺盖毛病
	公務	1 問	为令行事查各县临时改组办法…			思想	1 問	金钱者猶人之气血者…	6 問			他是个诚实可靠的人
日文満 記	国家建設	1 問	凡そ社会ノ秩序ヲ維持スルガ為ニスル最モ直接ナル手段ハ…(時文 ²⁵ に訳す)	時事	1 問	満洲国協和会は満洲国政府と相表裏して…(白話文に訳す)	日常生活	4 問	上役から叱られる。	日常生活	5 個	夏休ミ番頭賣レ行き
				公務	1 問	先約有之拝趨致シ兼ネ候間不悪…(時文に訳す)	公務	4 問	犯罪者の過ちを改めしめ…			5 問
書取	時事	1 問	満洲国与日本国的关系由日满议定书…	思想	1 問	青年要想发展要想达到成功的目标固然要…	日常生活	2 問	我们到公园或者热闹市场就得时常留神小偷…	日常生活	5 問	既然没有把握还莫如不辦倒好
作文	時事	1 問	恭読回鑿訓民詔書後	公務	1 問	官吏之本分	公務	1 問	吉林省治安之今昔			

(国務院総務庁人事所『満洲国政府語学検定試験問題集』明文社 1937 年をもとに筆者が作成した)

表 6-7 は 1936 年に実施された日本語試験の問題である。表 6-7 に示されているように、1936 年、漢人官吏を対象とした日本語試験の出題形式は特等・1 等・2 等・3 等ともに日文満記、満文日記、書取と作文(3 級を除く)の 4 つの部分からなる。問題数は、特等と 1 等では、各形式に 1 問から 2 問が設けられ、2 等と 3 等では問題が短くなったため、各出題形式の問題数が多くなる。また、出題内容の分類からみれば、特等と 1 等では主に時事、思想、公務を中心とし、2 等になると、日常生活に関する内容の比重が大きくなったが、公務や思想に関する内容も出題されている。さらに 3 等になると、完全に日常生活を中心とする内容となっている。

表 6-8 は同年の漢語試験の問題である。表 6-8 に示されているように、1936 年日本人(台湾人、朝鮮人を含む)を対象者とした漢語試験の出題形式は日本語試験と同じく、満文日記、日文満記、書取、作文の 4 つの部分からなり、特等と 1 等では、問題が長いため、各出題形式に 1 問から 2 問が設けられており、2 等と 3 等では問題が短くなり、問題数が多くなっている。また、出題内容からみれば、特等と 1 等では思想、時事、公務を中心とし、2 等になると、日常生活に関する内容の比重が多くなったが、思想や公務に関する内容は 1 問か 2 問が設けられている。さらに 3 等になると、完全に日常生活に関する内容となっている。

では、1936年実施された日本語試験と漢語試験はいったいどのような特徴があり、その共通点や相違点はどこにあったのであろうか。次は出題形式と出題内容の2面から詳しく分析していく。

2.1.1 出題形式

以上の表6-7と表6-8についての分析より、日本語試験と漢語試験の出題形式に、以下特徴がみられる。

第一に、等級を問わず、日本語試験、漢語試験ともに「満文日訳、日文満訳」と書取の三つの形式が設けられ、2等以上には作文の項目が加えられている。なぜこの出題形式が設定されたのであろうか。まず、書取は主に受験者の聴解能力及び文字、語彙力を調べようとした意図からだと考える。試験委員会の程濤委員は「語学勉強に最も肝要なのは発音、聞取、文字²⁶」の3つであると強調している。書取の設定はこの3つの部分を巧みに組み合わせ、受験者の「(音・発音に対する)聞き取り能力と文字・語彙に対する弁別及び記憶能力²⁷」がこの部分で同時に測ることができたと考える。

第二に、「満文日訳・日文満訳」及び作文の設定については、言語学の面から見れば、三つの項目のいずれにおいても受験者の文法力、語彙力、読解力及び作文力を含む総合的な言語応用力が測定されていたことが窺える。陳叔叙委員は訳文の部分について、「(受験者は)文法が分からない、(出題された)文と文章の意味が理解できていない、訳した文が回りくどい、語彙量が足りない²⁸」という4つの問題点を挙げている。それに対して、和泉徳一委員は「自然な言葉で自分の意志を自由自在に発表したほうがいい²⁹」と受験者にアドバイスを与えている。この記述より、「満洲国政府語学検定試験」では受験者に「自由自在」に表現できる自然かつ高度な言語運用力が求められていたことが窺える。しかしなぜこのような言語能力が望まれていたのかといえば、「語学力を生かして職務に関する基本知識をより一層獲得しておかねばならない³⁰」、つまり、受験者である官吏にとって、職務に関する知識を得るために、その職務に相応しい日本語・漢語の語学力が必要だとされていたからである。この点からみれば、この試験で測定された結果に受験者の一般的言語応用力が如実に現れていただけでなく、その言語応用力により、官吏各自が職務及びそれに関連する実務の中での知識や情報にどれほど精通していたかという点も現れていたと考えられる。

第三に、3等では主に語彙、文法、単文などの基礎知識を中心とし、2等以上では複文から長文、1等と特等では文章へと問題の形式が変わっていく。特に2等以上では漢語の古文と時文、また日本語試験に漢文を日本語の文語体文に訳すといった出題形式になっていた点が注目される。前述したように、満洲国建国後、教育においてはこれまでの教育方式を踏襲し、「四書五経」などの古典を教育内容の中心としていたが、試験においてもそれなりの古文などが出題されたのは当時の教育方針との一貫性を保とうとした意図が窺える。

なお、「時文」が取り上げられている理由について言えば、1936年の試験の対象者が官吏である以上、政府の命令、公告及び時事などへの読解力が当然のこととして求められたことが考えられる。和泉徳一委員は受験者に対して「語学学習の近道は自分の職務に忠実で

あることにある」と語っており、具体的な方法としては「読書」が挙げられている。この「読書」は一般語学の外に「職務上」つまり、政府公報、公文等を読むことも含まれていたと理解できる。

2.1.2 出題内容

上述した出題形式の項でみてきたように、日本語試験と漢語試験は形式上、ほぼ一致していることが確認できた。出題内容において、両試験の表記や出題傾向に何らかの異同はないのであろうか。試験問題の文字の表記から、両試験の3等試験ではともに片仮名漢字交じり文を使用した。2等以上になると、政府公文書のような文語体文のみが片仮名漢字交じり文で表記された以外、そのほとんどの表記は平仮名漢字交じり文が用いられた。しかし、1936年に第1回目の満洲国政府語学検定試験が実施される前に、試験委員会により「政府公報」に公表された「語学検定試験模擬問題」の表記をみると、日本語試験の問題は全部片仮名漢字交じり文で表記されていたことに注目したい。なぜ日本語試験の問題の表記に変化が起こったのであろうか。一つ目は漢語試験の形式と統一させようとしたことであつたと考える。二つ目は当時の教育との整合性を保とうという意識が働いたのではないかと考えられる。戦前日本国内で行われた各種試験の問題を調査したところ、文字表記に関する規定は見当たらず、片仮名書きと平仮名書きが混在している状態であつた。しかし、当時、内地や満洲国で行われた日本人（朝鮮人・台湾人を含む）に対する「国語」教育はともに片仮名を先習し、後に平仮名と漢字に進んでいくという順序で行われていた。それにより、第1回目の試験問題を作成する際、出題者が当時の教育実態を考慮し、その教育順序にしたがって難易度の低い等級では片仮名漢字交じり文を使用し、等級が上がるにつれ、平仮名漢字交じり文を用いるのが妥当であると判断したのではないかと考える。

以下、出題内容の面から「日文満訳・満文日訳」、書取、作文といった出題形式に合わせて、日本語試験と漢語試験の異同について考察する。その上で、この異同と試験の目的との関連性を探ってみる。

上記の表6-7と表6-8の「日文満訳・満文日訳」の部分を見ると、二つの試験は同じような出題傾向が示されている。詳しく言えば、3等、2等試験の出題内容は季節やマナーなどのような日常生活でよく使われる会話体文と、「日満関係」や「国民協和」など職務上よく使用され、また満洲国政府の官吏として熟知しなければならない満洲国の「建国精神」に関する会話体の文章を中心としている。その他、「一家之中兄弟和諧其家必興…」のような典籍から引用した思想類の問題が必ず1問設けられている。しかし、それに対し、1等以上になると問題の中心が「古文」、「時文」、文語体文に移っていき、内容も異なっている。内容の中心は主に「新邦建立施政目標…」、「協和の精神」、「社会の秩序」のような満洲国の建設に関する記事、論説などで占められている。このように、「日文満訳・満文日訳」で出題された内容のほとんどは官吏の日常職務に欠かせないものである点から考えれば、この部分の出題には、まず、官吏がどの程度各自の職務及び満洲国の「建国精神」について熟知しているかを測定し、次に試験問題を解くことを通じて、その認識を一層深めさせよ

うとした出題者側の意図があったことが窺える。

書取に関しては、6-8に示しているように、満洲語試験の書取部分において3等と2等試験では主に日常生活及び職場でよく使用されたとみられる会話体文が出題されている。内容的には満洲国の風土に関するもの、また、「最近はとても忙しく休む暇がなかった」のような簡易な文などであった。1等以上になると、「青年の理想」を論ずる思想・教育類の内容、また「満洲国と日本の関係」を述べる「建国精神」に関する内容が主である。一方、日本語試験では、3等において漢語試験と同じように日常会話で使用される簡易文を中心にしていたが、2等からは「法律」や「道徳」、「人生」などの論説体の内容が増えていく。

作文の項目において言語を問わず類似した出題内容がしばしば見受けられる。例えば、2等試験の作文題目には「満洲の夏」のような各地方の地理・風土について紹介するものもあり、「私の生活」や「私の職務」のような身近な雑記を記述するものもある。しかし、1等と特等になると、「常識、また官吏として必要な知識」が出題範囲として明確にされていたため、「日満関係」や「民族協和」などの「建国精神」に関するテーマがほとんどである。

2.1.3 日本語試験と漢語試験の異同からみる試験の目的

以上、試験問題の出題形式と出題内容から日本語試験と漢語試験を対照しつつ分析してきた。その異同については、以下のようにまとめられる。

共通点としては、両試験は同じ出題形式（日文満訳・満文日訳・書取・作文）を有し、また、出題内容において同じような傾向を持っていることが挙げられる。詳しく言えば、3等と2等試験では主に語彙と文法及び口語体の使用に重点を置いており、内容的には日常生活や官吏の一般職務に関連する基本的な会話体文、つまり、一般言語能力に関するものを中心とする。一方、1等、特等になると、試験問題の重点が一転し、古文、時文及び文語体文がよく見受けられる。内容はその形式に応じて満洲国の官吏として有すべき教養とされた満洲国事情、また「民族協和」などを中心とした「建国精神」に関するものが多数を占めている。

相違点としては、出題内容において、日本語試験と漢語試験の間には満洲国の「建国精神」に関する内容を直接扱っているか否かの違いが挙げられる。例えば、漢語2等試験の「日文満訳」の部分での「建国精神を体得しないものは満洲国官吏としての価値がないといっても過言でない」と官吏に直接「建国精神」の重要性を訴える問題もあり、3等の書取問題の中で出題された「満洲国和日本有不可分的関係」のように直接満洲国または「建国精神」について問う問題もある。一方、日本語試験では出題傾向が少し異なるように見える。2等で「国民が活発な国は一番富む国である」のような「国民」の「協和」の必要性を語る問題もあり、1等、特等の釈解部分に挙げた例のように満洲国の政治、法律などを論述する問題もある。しかし、全体の特徴としてはやはり「一家の中、兄弟が協和であれば、家が興、一国家の中、民族が協和であれば、国が興である」、「仁者能愛人 仁者必有愛心」のように古典を借りて、満洲国の「王道」、「協和」を謳う内容が多い。

以上の試験問題の形式と内容の異同から次の二点を抽出することができると思われる。

第一に、まず言語学習の面からみれば、この試験の形式や内容設定は習得の段階に応じて、初級では基礎的な語彙、文法を中心にし、受験者に基本的な言語能力が求められている。一方、等級が上がるにつれ、徐々に精神的、抽象的な内容に移行して、受験者にそれらの内容に関する理解力また作文力が求められるようになったのである。すなわち、満洲国政府語学検定試験は一般的な語学学習の段階を踏まえているものであると考えられる。この点より、満洲国政府語学検定試験の第一の目的は語学奨励・語学普及にあったといえる。

第二に、満洲国の教育の中心は他の植民地・占領地と異なり、独特の「民族協和」などを中心とした「建国精神」の教育であった。この教育主旨は満洲国政府語学検定試験の試験問題にも如実に反映されている。しかも、等級が上がるにつれ、建国精神に関する内容の出題頻度が高まり、その難易度も上がっていく。つまり、満洲国政府語学検定試験は受験者の言語能力に応じて、受験者の建国精神に対する理解の程度も高く求めていることが窺える。そして、試験を通じて実際に受験者の建国精神に対する認識状況を把握し、それと同時に、それらの内容の出題により、受験者の認識を一層深めようとした意図も窺える。以上により、満洲国政府語学検定試験の第二の目的は民族協和などを中心とした「建国精神」の普及にあったといえる。

2.2 1939年第4回語学検定試験についての分析

前節では1936年、満洲国全域の14の都市で実施された満洲国政府語学検定試験についてみてきた。試験の統一を図るために、1937年より、同一の試験が満洲国全域で一斉に実施されることになった。また、試験は第一次試験と第二次試験に分けられ、第一次試験の合格者のみに第二次試験の資格を与えるようになった。しかし、1937年までの試験の対象者は満洲国の官吏に限定され、1938年より、満洲国在住者が自由に満洲国政府語学検定試験に受験できるようになった。このように、社会一般に開放された後の試験はいかに変化したのか。本節では、1939年の第4回目の試験について検討する。

「第四回語学検定試験要綱」により、1939年に実施された試験の言語は以前と同じく、日本語、漢語、蒙古語とロシア語の4種である。そのうち、日本人(朝鮮人、台湾人を含む)は漢語、蒙古語とロシア語を受験し、他の民族は日本語の試験のみ受験できた。ただし、日本語試験の受験用語は漢語、蒙古語、ロシア語の三種に分けられ、試験問題もそれぞれ作成されたため、各民族は民族語で日本語試験を受けることができた。たとえば、ロシア人はロシア語でロシア人を対象に作成された日本語を受験することができた。しかし、蒙古族出身の者のみは受験用語を蒙古語と漢語から1つを選ぶことができ、その受験用語を用いた日本語試験を受験することとなっていた。

試験は第一次試験と第二次試験に分けられ、第一次試験では主に訳解(日文を他言語に訳す、他言語文を日文に訳す)、第二次試験では会話、読解と書取が出題された。第一次試験は日本語、漢語、ロシア語に分けられ、1939年6月25日から7月9日までに新京、各省、県、旗、市公署所在地及び大連などの4つの都市で実施された。第二次試験は9月から10

月までに満洲国全域 43 の都市で実施される予定であった³¹。試験の実施範囲は 1938 年以前より拡大され、大連、また満洲国の延辺都市までに及んでいたと見受けられる。

2.2.1 出題程度

1939 年、満洲国においては新学制実施後の第二年目、建国精神及び日本語教育は新学制の規定によってすでに学校教育と社会教育で盛んに行われていた。こうした背景の中、第四回満洲国政府語学検定試験が実施される前、試験問題作成委員会は打合せを開き、試験問題の形式及び程度などをめぐって論議を行った。その中で最も注目に値するのは日本語試験に関する程度の設定である。その程度については、「学校教育ニ於ケル日本語教授ノ程度ハ常ニ国家ノ要求スル教育課程ニ基ツクモノデアルカラ語学試験ノ標準ノ各級学校ノ日本語教授程度ニ置クコトガ最モ妥当デアル³²」と明示されており、そして試験程度の詳細は表 6-9 のように表示されている。

1937 年までに、満洲国政府語学検定試験は官吏のみを対象者とし、その基準は官吏を中心に考慮して設定されたものであった。1938 年、試験の対象者が社会一般に拡大されるようになったことにしたが、満洲国政府語学検定試験の標準は学校教育を基準とすることになり、満洲国政府語学検定試験という一つの試験によって学校教育と社会教育が統合されたと考えられる。また、表 6-9 に示されているように、その範囲は 3 等、2 等程度の一般人材も含めており、また大学、師道高等学校、つまり、教員や官吏のような「社会的中枢」人材なども含まれているため、満洲国政府語学検定試験で満洲国の社会全般の各種人材を総括していると考えられる

表 6-9 1939 年日本語試験程度

	学校教育での対応	程度
特等		日本文化ノ調査・研究・発表ナドヲ自由ニナリ得ル程度
一等	大学 師道高等学校卒業程度	会話及び談話ニ習熟シ口語文及び普通ノ文語文ヲ読解シ且ツ記述シ得ル程度
二等	国民高等学校卒業程度	日常普通ノ会話ニ習熟シ普通ノ口語文及び平易ナル文語文ヲ読解シ且ツ記述シ得ル程度
三等	国民優級学校卒業程度	日常平易ナル会話ヲナシ平易ナル口語文ヲ読解シ且ツ記述シ得ル程度

(民生部教育司『満洲国政府語学検定試験問題模範解答集』満洲帝国教育会 1941 年 22-23 頁より転載)

なお、このような程度設定の下、実際、どのような問題が出題されたのか。次節では出題形式と出題内容の二面から試験問題を分析する。分析する際、漢語、蒙古語、ロシア語を受験言語とする日本語試験の試験問題をそれぞれ取り上げ、さらに、日本人を対象とする漢語試験を加えることで満洲国政府語学検定試験の特徴を検討してみる。

2.2.2 出題形式

1939年の日本語試験の問題の形式は表6-10のようにになっている。「語学検定試験規定」、または「第四回語学検定試験要綱」に示された第一次試験の筆記試験を主に訳解を中心とする規定は、実際の試験問題に表わされているとみられる。その出題形式は1938年以前の試験問題のように単に日文を対象言語に訳す、または対象言語の文を日本語に訳すという形のみではなく、表6-10に挙げられているように文体改作、仮名に漢字をあてる、漢字に仮名をつけるなどの多様な形式になっていることがわかる。

表 6-10 1939 年日本語試験問題形式

受験言語	漢語			蒙古語	ロシア語 (口語体)
		題数	点数		
特等	仮名文ニ漢字ヲアテシム	10 題	10 点		
	満文日訳	2 題	20 点		
	日文満訳	1 題	10 点	日文蒙訳 (文章 2 題)	なし
	文体改作 (口、文語体)	1 題	20 点		
	文法	2 題	20 点		
	作文 五百字以内	1 題	20 点		
一等	仮名ニ漢字ヲアテシム	10 題	10 点		
	文体改作	1 題	20 点		
	文法	1 題	10 点		
	満文日訳	2 題	20 点		
	日文満訳	2 題	20 点	日文蒙訳 (文章 2 題)	日文俄訳 (5 問)
	語句ヲ与エ短文ヲ作ラシム	2 題	20 点		作文
二等	漢字ニ仮名ヲツケシム	10 題	20 点		
	語句ヲ解釈セシム	2 題	10 点		
	文ヲ与え問ニ答エシム	1 題	10 点		
	漢文日訳	2 題	20 点		
	日文満訳	2 題	20 点	日文蒙訳 (短文 3 題)	日文俄訳 (5 問)
	語句ヲ与エ短文ヲ作ラシム	2 題	20 点		(作文)
三等	漢字ニ仮名ヲツケシム	10 題	20 点		
	誤レル文ヲ訂正セシム	4 題	20 点		
	満文日訳	2 題	20 点		
	日文満訳	2 題	20 点	日文蒙訳 (4 問)	日文俄訳 (5 問)
	語句ヲ与エ短文ヲ作ラシム	4 題	20 点		(作文)

(民生部教育司(1941)『満洲国政府語学検定試験問題模範解答集』満洲帝国教育会より、引用者が作成した)

表6-10より、1938年以後に実施された満洲国政府語学検定試験の日本語試験は1938年以前と比べると以下の特徴があると考えられる。

①文法が重要視されるようになった。1936年の試験問題を例としてみると、3等試験のみでは文法または文型に関する項目が直接出題されたが、他の等級では訳文の問題しか設けられなかった。一方、1939年の試験では、特等から3等にわたって、「文法」や誤った文を訂正するなどの形で文法についての知識が直接問われている。なぜ文法に関する問題が出題されたのか。その理由を2つの面から考えていきたい。その一は、1938年以前の試験

の中で受験者の文法に関する問題がしばしば現われていた。例えば、「～より～の方が好きです」や「～ほどではありません」などの文型の意味は理解できない、また、自他動詞の区別がつかないなどのような問題が試験委員会の委員に指摘されていた。このため、1938年以後の試験では文法項目を直接問う出題が新たに設定されている。これはつまり、受験者の文法力を調査しようとした意図からだと考えられる。その二は、当時の学校教育の日本語教育における、文法教授が不十分であったという問題が存在していたからである。当時の教育経験者に小学校及び中学校での日本語授業の状況について調査した際、対象者7人のうち、地域を問わず、7人とも「日本語授業では、ただ先生についてテキストを読んでばかりで、文法を習ったことがない」と語っていた。つまり、当時の学校教育の中で、文法は十分重視されていなかったのである。試験で文法が問われるのは、一面学校教育での日本語教育の方針とは少し乖離しているとみられる。もう一面では、満洲国政府語学検定試験は学校教育の不十分な点を補う役割を果たしたといえるだろう。むしろ後者の役割のほうが一層大きいと考えられる。

②口語体と文語体の使い分けは一貫して試験の重要部分である。表 6-9 で示された試験の程度でみられたように、2等以上では文語体文の習得が求められている。これは1938年以前に実施された試験と同じ趣旨を有するとみられる。第2章で確認したように、官吏を対象者とした社会教育組織である語学講習所、また、人材養成機関である建国大学で使用された日本語教科書に、その内容の後半に必ず日本語の文体に関する内容が設けられ、それに、文語体の文章も載せられていたことから判断すれば、満洲国の高等人材には、日本語文語体文の習得は必須知識であり、段階が上がるにつれ、その文語体に関する知識が高く求められたことが想定できる。

③作文能力が問われる。1938年以前の試験問題では、2等以上に作文の問題が設けられたが、1939年の問題からみれば、3等までも作文が課された。特等では、作文のテーマを与え、自由に書かせる形をとっていることには変わりはないが、1等から3等までは語句または単語を提示して、文を作らせる形になっていた。

④受験言語を蒙古語とロシア語とする日本語試験の問題の数は漢語より少ない。1936年に実施された満洲国政府語学検定試験の日本語試験に蒙古語とロシア語を受験言語とした受験者はそれぞれ15人と7人であり、合格者数は12人と5人であった³³。現有資料で1936年の蒙古人とロシア人を対象とした試験問題は確認できないが、1939年の出題形式から見れば、蒙古人とロシア人向けの日本語試験の問題数は漢人向けの試験問題の問題数より少ないことが確認できる。また、2つの受験言語の試験の出題形式はともに訳文を中心としており、ロシア人だけに作文が求められていた。第4章で確認しているように、満洲国におけるロシア人に対する日本語教育の正式の開始時期は1938年の新学制実施後である。それに、高等教育機関を中心としたのである。社会教育において協和会により青年訓練所などの形式でロシア人などの少数民族に日本語教育が実施されたが、学校教育と併せて全体的に見れば、その人数が少なく、試験問題を作成する際、問題数が少なく設けられたと推定

できる。また、建国大学の事例でみられたように、白系ロシア人に対する日本語教育に有効な教授方法は作文指導の導入である。白系ロシア人に作文が課されたのは、一つは白系ロシア人に定着した学習方法により日本語を調査し、もう一つは漢字能力を調査しようとした意図からだと考えられる。

2.2.3 出題内容

以上、試験問題の出題形式から漢語、蒙古語、ロシア語を受験言語とする日本語試験の異同についてみてきた。漢語を受験言語とする試験は1938年以前に実施された試験より出題形式が多様になっており、文語文と作文は依然として試験の重点となっているが、一方、蒙古語とロシア語を受験言語とする試験では問題数は漢語の場合より出題数が少なく、また問題はほぼ訳文の一種のみであった。このような出題形式にしたがって、どのような内容が出題されたのか、また、この出題内容にどのような特徴があるのだろうか。本節では、日本語試験と日本人向けの漢語試験を併せて、試験の内容について検討する。

表6-11は受験言語が蒙古語である場合の試験問題の内容である。全ての問題は日本語を蒙古語に訳す問題である。特等と1等試験において哲学、または古典を借りて民族協和、建国精神を謳う抽象的・理論的な文語文の内容が主で、蒙古人受験者の日本語文語文の読解力・理解力を調査しているのと同時に、これらの精神的な内容についての熟知度も問われていることが窺える。一方、2等と3等試験では普段の生活に関する内容が中心である。2等では、文語文は1問出題されたが、程度は易しく、語尾の変化は多くないものである。3等になると、文字の表記も片仮名漢字交じり文に変え、日常生活における基本的な日本語及び日本語文型の運用能力が測定されたことが見受けられる。

表 6-11 受験言語が蒙古語である日本語試験問題(日文蒙訳)

	題材	出題数	出題例
特等	哲学	1問	人間の弱点として、多少の特能あるものは兎角之を看板として他に誇らんとする気味あり、誇るもよし、また…
1等	思想 建国精神	1問	天ノ時ハ地ノ利ニ如カズ、地ノ利ハ人ノ和ニ如カズ(中略)一国モ上下相和セザレバ国民ノ団結薄弱トナリ国力ノ発展ハ期シ難ク、民族協和ヲ建国ノ精神トセル我国ニ於テハ人ノ和コソ最モ心掛クヘキモノナエ
2等	生活語彙	5つ	本、テーブル
	日常生活	2問	この手紙を山田さんにわたして下さい
	一般常識	1問	時間を無駄にはいけない事は誰でも知っているが、これを実行する事の出来る人は少ない
3等	公務	1問	無用の者入るべからず
	生活語彙	5つ	カゼ キャク
	日常生活	4問	モウヒトツモアリマセン ワカラナイ事ガアッタラアノ方ニ聞キナサイ

(民生部教育司『満洲国政府語学検定試験問題集』満洲帝国教育会 1940年 41-48頁より引用者作成)

表6-12はロシア語を受験言語とする日本語試験の問題である。2等と3等では、蒙古人の試験と同じく、日常生活における基本的な日本語文型の運用に関するものが多く出題されたが、1等になると、蒙古人の試験と比べて、文語文が出題されていない。内容には、一

般常識に関するものが多いが、中国の古典に関する精神訓話は見当たらない。

表 6-12 受験言語がロシア語である日本語試験問題

		題材	出題数	出題例
特等				「受験者無キ為メ作成ヲ為サズ」
1等	日文 俄訳	一般常識	1問	このパンを上げますから、毎日半分づつ食べなさいそうすると何時まで食べてもなくなりません。「そんな事はないでせう」。「今日半分食べたら、明日は残ったパンの半分を食べ、その翌日は又その半分、その又翌日は残りの半分といふふうには食べたら、いつまでもなくなりません」。「なるほどね。」
		一般常識	2問	感染病が流行するのは、文明国のはぢですからお互いに注意しなければなりません。 持つ等は何れも皆手の働きなり。もし手なくば我等は如何に…
		一般常識 (満洲国)	1問	法律は国民の生活を幸福にするためにあるので、決して人を罰するためにあるものではありません。私たちは国民として、国の法律をよく守り、幸福な生活をすると同時に、国の文化を高めるやうにつとめなければなりません。
		風景	1問	北満の秋はまことに短い。おしよせた寒気に木の葉が一時に散ったかと思ふと、もう冬が来る。家では二重窓に目張りをし、ペーチカヤスチームをたき、道行く人々は毛皮の防寒外套を着る。哈爾濱ではこぼった松花江の厚い氷の上をトルカイトルカイと言はれるそりで交通が開始される。
	作文	教育	1問	語学検定試験に対するきぼう
2等	日文 俄訳	生活語彙	10つ	リュウコウ センタクヤ
		物語	2問	二ヒキノヤギガセマイハシノ上デ…
		物語	1問	オ日サントオ月サンガーショニリヨカンニトマリマシタ…
		日常生活	1問	私たち二人はいろもかたちもよくにしています…
		文学作品(韻文)	1問	どこまで行っても 長い道 もうかへりませう 日がくれる
3等	日文 俄訳	生活語彙	10つ	サトウ コオエン
		日常生活	3問	トモダチガカエリマスカラ、ワタクシモーショニイキマシヨオ
		ロシア文学作品	1問	ワタクシノウチニボチトイウ犬ガイマス…
		日常生活	1問	目 ガ ナカッター 見ル コト ガ デキマセン

(民生部教育司『満洲国政府語学検定試験問題集』満洲帝国教育会 1940年 49-56頁より、引用者作成)

また、ロシア人を対象者とした試験問題の内容は文学的色彩に満ちている。「北満の秋」の描写、また、日本の韻文及びロシア文学作品の抜粋などの出題はその例である。これらの問題の出題はロシア人に日常生活における基本的な日本語運用力と文学作品に対する初歩的な読解力を問うものだと思われる。それと同時に、満洲国のロシア人の持っていた他の民族に対しての「文化優位性³⁴⁾」の意識が反映されていると見なすことができる。しかし、それにも関わらず、1等試験問題の中に、「文明国」、「国民」などのような満洲国及び建国精神に関する言葉が見られ、つまり、ロシア人に満洲国及び建国精神に対する理解が求められたことが窺える。これに関しては、1938年に出題されたロシア人向けの日本語試験の中に、特等と1等の作文の題目が「満蘇関係」と「満洲国の発展」と設定されていたところからもその一端が窺える。ここより、ロシア人もまた満洲国の一構成員として、他民族と同様に日本の軍政教育を強要され、高度な日本語能力が求められる運命から免れ得ないことが示されている。

表 6-13 漢語を受験言語とした日本語問題

特等			1等			2等			3等			
形式	題材	出題数	出題例	題材	出題数	出題例	題材	出題数	出題例	題材	出題数	出題例
語彙	時事 単語	7つ	日満支三国の 関係	時事 単語	10つ	記念興亜国民大会 …	語彙	10つ	秩序、 喜怒哀楽	語彙	10つ	耕す、 民族協和
日文 満訳	思想	1問	論語の抜粋 (全訳 部分説明)	日常 生活	2問	日常生活が便利に なっていくのは好 ましいこと…	日常 生活 諺	1問 1問	全く思いがけな い出来事… 病は口より入る	日常 生活	2問	仕事が忙しい ので勉強する ことが出来な いのですか
満文 日訳	思想	2問	論語(全訳部 分説明)	時文	1問	富国强兵巩固邦 基…(全訳部分説 明)	教育 熟語	2問 1問	知之為知之… 統後の護を固く す	日常 生活	2問	有事商量…
文体 改作	文学 自然	1問	春の長閑に和 げる…(口語 文に直す)	文学 自然	1問	山川の風景行く處 として… (口語文に直す)	地理 自然	1問	凍土帯・森林帯 の単調なるより も…(口語文に 直す)			
文法	動詞 区別 品詞 区別	2問 1問	吹く、伴う(文 を作る)	自然 描写	1問	冬が過ぎて暖い春 がくると…(動詞、 助動詞の接続方)				動詞 助動 詞の 訂正	4問	先生が学生に 字を書きさせ ました。
作文	時事	1問	防共協定 (500字以内)	短文	2問	心ゆくばかり (15字以上)	短文	2問	心ひそかに(15 字以上)	語彙	4問	わざわざ (15字以上)

(民生部教育司『満洲国政府語学検定試験問題集』満洲帝国教育会 1940年 31-40頁より筆者作成)

表 6-13 は受験言語が漢語である場合の試験問題の内容である。この表が示しているとおり、まず特等においては、時事、思想に関する出題は 1938 年以前の満洲国政府語学検定試験の特等の形式及び内容と変わらない。時勢、また論語や「富国強兵」などの古典についての翻訳が求められ、受験者に日本語文語文の読解力・理解力が問われたと同時に、古文、時文、白話文に対する理解、いわゆる漢文力も測定されたことがわかる。文体改作部分は 1938 年以後の試験で新設の出題形式で、この部分では日本の文学作品が取り上げられ、文語文の読解力と理解力が問われているとみられる。文法を直接問う項目は 1938 年以後の新しい形式であり、自動詞と他動詞、また品詞の種類について問う問題である。一方、2 等と 3 等において、受験言語が蒙古語、ロシア語である場合と同じく、主に日常生活に関する基本的な言語運用力が測定されたとみられる。そのうち、2 等では、1938 年以前の試験問題と同じく、必ず古文、または日本語文語文の問題が 1 問、2 問出題され、受験者の古文と文語文の理解力を測定しているとみられる。3 等では、出題内容は日常生活を中心にするが、蒙古語とロシア語を受験言語とする試験問題と比べ、漢語を受験言語とする試験問題では自動詞・他動詞の区別、動詞の接続方法、また助詞及び敬語の使用を含めた具体的な文法力がより重視され、強く求められたことが窺える。また、作文については、特等では時事についての説明、またはそれに対する理解が問われているが、1 等、2 等、3 等になるとほとんど語句を中心に、その語句の理解、及び運用力が測定されていると考える。その他、漢語を受験言語とする試験の特徴は 1938 年以降、等級を問わず時事と建国精神に関する出題がみられる点である。

表 6-14 日本人を対象者とした漢語試験問題

	特等			1等			2等			3等		
	題材	出題数	出題例	題材	出題数	出題例	題材	出題数	出題例	題材	出題数	出題例
日 文 満 洲 語	社会 知識	1問	挨拶文 ヲ白話 ニ直セ (407字)	日常生活	5問	お釣りの要らぬ ようご準備くだ さい	語彙	5つ	世話する	語彙	5つ	見える
				時事	1問	聖戦に於て… (中略) 日支両 国にとって…	日常生活	5問	どうぞお差繰りの 上是非一度拙宅に 御出下さいませ んか	日常生活	5問	趁着有工夫 把他写出来 罷
満 文 日 訳	公務	1問	公文体	語句	4問	小題大作	語句	5問	不分好歹	単語	5つ	定錢、造化
	教育	1問	言為心 声心之 所欲必 以言達 之…	思想	1問	国家政治昌明与 否全頼政府的官 吏…	日常生活	4問	你叫人家为难难道 你就过意得去么	日常生活	4問	往後留点心 就不至於錯 了
作 文	思想	1問	敬人者 人恒敬 之說	国家 建設	1問	禁煙拒毒興国家 發展(200字以 内)						

(民生部教育司『満洲国政府語学検定試験問題集』満洲帝国教育会 1940年をもとに引用者作成)

表 6-14 は日本人、朝鮮人と台湾人を対象者とした漢語試験問題である。表に示されているように、特等と 1 等においては思想、時事、政府公文などの政府官吏の職務に関連する内容が出題の中心であり、主に受験者の満洲語の古文に対する読解力と翻訳力が測定されたことが窺える。これに対し、2 等と 3 等では日常に関する会話体文の内容の出題により、受験者の日常生活に関する基本的な言語運用力が測られたことがわかった。試験の内容を蒙古人やロシア人を対象者とした日本語試験の内容と比較すると、等級が上がるにつれ、日本人(朝鮮人と台湾人を含む)には漢文力、つまり古文、時文、白話文に対する読解力及び運用力が強く求められた傾向がある。このほか、他の民族と同様に満洲国に対する認識が問われているとみられる。

2.2.4 試験問題の異同からみる満洲国における言語教育の特徴

以上、漢語、蒙古語、ロシア語を受験言語とする日本語試験と日本人(朝鮮人、台湾人を含む)を対象者とする漢語試験の試験問題の内容について分析してきた。受験言語の違いにより、試験問題にはそれぞれの工夫が凝らされ、そうした相違点が各民族に対する語学教育の特徴を逆に映し出していると考えられる。漢人、蒙古人、日本人(朝鮮人、台湾人を含む)に対する教育の中で、共通して精神教育に関するものが中心となっており、この精神教育は単に日本語文語体文を直接満洲国及び建国精神に関する内容で表現するのみではなく、論語などの古典を借りた教訓話もある。一方、ロシア人はその民族の宗教信仰から、中国の古典教訓に対する理解は求められなかったが、教育の中で他の民族と共通して満洲国に対する認識や建国精神に対する理解が期待されたものと理解できる。

各受験言語の試験問題の全般を概観すると、その共通点としては、2 等と 3 等では主に日

常生活用の会話体文を中心とし、受験者に日常に関する基本的な日本語運用能力を測定しようとしたと思われる。他方、特等と 1 等になると、特に時勢、政府公務、法律、法令に関する文語文が主となり、受験者のこれらの文語体文に対する読解力、理解力また作文力が測定されたと思われる。かつ、民族を問わず、その難易度はほぼ同程度のように見受けられる。この 1939 年満洲国政府語学検定試験の出題の特徴から 2 点を抽出することができる。

第一に、満洲国政府語学検定試験は 1938 年より対象者の範囲がもとの官吏のみから社会一般に開放されるようになったが、1939 年の試験問題を分析した結果、満洲国政府語学検定試験の目的は依然、1936 年の試験問題を分析する際、得た「語学普及」と「民族協和を中心とした建国精神」の普及にあると考えられる。

第二に、1939 年の特等と 1 等での出題内容の特徴は 1936 年に実施された官吏のみを対象者とした特等と 1 等試験の内容と類似し、両者は同じような出題傾向を有することが示されている。1938 年以降、満洲国政府語学検定試験の対象者が社会一般に開放されてからも、前述したように 1938 年、「語学津貼(手当)規定」は改正されたが、その実質は官吏を基準として実行されたことから、官吏は依然として満洲国政府語学検定試験の中心的な受験者であると思われる。そして、1939 年の特等と 1 等の試験問題に法令、政府公務などのような官吏の職務に関する内容が出題されていることから、特等と 1 等の試験問題は官吏に向けて出題されていると考える。

1939 年満洲国政府語学検定試験が実施される前、試験委員会により出された試験の各等と学校教育との対応関係に照らし合わせて考えると、1 等と特等の試験程度は大学、師範高等学校卒業程度と明示されており、第 2 章と第 3 章で確認したように、大学と高等師範学校は満洲国の高等官の源となっていたため、1939 年に実施された満洲国政府語学検定試験の特等と 1 等試験は 1938 年以前の試験と同じように、満洲国の高等官を対象者としたと考えられよう。言い換えれば、満洲国では高等官に満洲国政府語学検定試験の 1 等と特等の水準の言語力を求めていたといえよう。その上に、各民族に要求された能力の程度がほぼ同じであることを加味すれば、満洲国の各民族の高等官に求められた語学能力には満洲国政府語学検定試験の特等・1 等試験に合格するという共通の水準が存在すると考える。

以上、1938 年を境線として前期と後期を分けて満洲国政府語学検定試験について分析してきた。満洲国政府語学検定試験に関する規定「語学検定試験規定」、合格者に奨励金を支給する「語学津貼(手当)規定」、また前後の試験問題の形式、内容の比較分析を通じて、以下の要点を抽出することができると思う。

①1936 年 6 月 1 日に「語学検定試験規定」と「語学津貼規定」の同時発布により、満洲国での語学検定試験制度は正式に確立され、同年第一回目の検定試験が実施された。1937 年 12 月、つまり、第二回目の検定試験が実施された後、「語学検定試験規定」は改正され、規定の第一条に試験の目的については「語学ノ学習ヲ奨励シ其ノ普及ヲ図ル」と明示されるようになり、第一回と第二回の満洲国政府語学検定試験は正式的な目的は不明のまま実施されたのである。本研究では、実際、1936 年の試験問題について分析を行い、その結

果、満洲国政府語学検定試験の目的は語学普及のみではなく、民族協和を中心とした満洲国の建国精神の普及にもあったことを明らかにした。この目的は 1937 年 12 月、試験規定に目的を明確に表示されるようになってからも変わりはなく、1939 年の試験問題の分析を通じて、1939 年の出題内容は 1936 年と同じ傾向を有したうえに、各民族の問題に共通して満洲国に対する認識、及び建国精神についての内容が出題されている。ここから、満洲国政府語学検定試験の目的は依然、語学普及と民族協和を中心とした満洲国の建国精神の普及の 2 点にあったといえよう。

②1936 年と 1937 年満洲国政府語学検定試験の対象者は官吏のみと限定され、試験の合格者に対し、「語学津貼規定」にしたがって合格者の官等によって一定の手当が支給された。1938 年より、満洲国政府語学検定試験の受験対象は社会一般にも開放されるようになり、「語学津貼規定」は支給金額などの調整を行ったが、その施行範囲は依然として官吏を中心としている。これは官吏が 1938 年以前の試験と同様、満洲国政府語学検定試験の主な受験者であることを語っているのではないだろうか。

③後期の試験問題は前期に比べ、形式は多様になり、文法と作文の分量は大きくなり、その能力が重要視されるようになったとみられる。1939 年の試験が実施される前、試験委員より試験の各等級と学校教育との対応関係が明示され、それにより、学校教育と社会教育は満洲国政府語学検定試験によって統合されたとみなされる。そして、文法の教育は、当時学校教育の中に普遍的に存在していた問題であり、文法問題の満洲国政府語学検定試験での出題により、満洲国政府語学検定試験は学校教育における文法指導の不足を補う役割も果たしたと考える。

④1939 年の試験問題を見れば、前期と同じく、2 等と 3 等では日常会話を中心にし、1 等と特等では政治、訓育、政府公文、法令などに関する内容が主である。この出題内容の傾向は漢語を受験言語とする日本語試験のみではなく、蒙古語、ロシア語、つまり、蒙古人とロシア人に対する日本語試験にも同様な出題内容の特徴があるといえる。特に満洲国政府語学検定試験の 1 等と特等試験はそもそも満洲国の高等官吏向けの試験であり、試験問題の中の政府公務、法令、公文などの内容の出題、また、1 等と特等試験の程度は大学、高等師道学校教育に対応しており、大学、高等師範学校の卒業生はちょうど満洲国の高等官吏の候補者であることを鑑み、後期の満洲国政府語学検定試験の 1 等と特等は依然として高等官吏を対象者としたものと考えられる。そこから、蒙古語とロシア語を受験言語とする日本語試験の 1 等と特等では漢語を受験言語とする試験と同じ出題傾向を有することを加味すると、満洲国では民族を問わず、高等官吏に同様の語学能力が求められたと考えられる。その同様の語学能力の内実は、満洲国に対する認識を有し、建国精神についての理解ができ、日本語文語体文の理解、読み書きができ、正確な文法力を持つという内容になると考える。

小括一満洲国政府語学検定試験と人材養成

前節で触れたように、1939年の満洲国政府語学検定試験が実施される直前に、試験委員会によって試験の実施方法、出題内容などを議論する会議が開催された。この会議の最も顕著な成果は、満洲国政府語学検定試験の各等級試験の程度を学校教育と結びつけたことである。この試験程度の明示によって、満洲国政府語学検定試験と学校教育、社会教育、官吏、教員などの人材養成が結び付けられるようになったと考えられる。なお、満洲国政府語学検定試験はこれらの人材養成といかなる関係があるのだろうか。本節では、本章の結びを兼ねながら、満洲国政府語学検定試験と最も緊密な関係を持つとみられる官吏と教員の人材養成との関連性を明確にし、その上で満洲国政府語学検定試験の機能を検討する。

(1) 満洲国政府語学検定試験と官吏の養成

① 満洲国政府語学検定試験と語学講習所

1932年8月、満洲国が成立するや否や、日本人と漢人官吏の意思疎通を図るために、社会教育の中で語学講習所を設立し、官吏の語学教育を実施していた。教育の科目は日本語と漢語の2種がある。語学講習所はいつまで存続していたかは現存資料では確認できないが、1935年12月まで語学講習所による講習が行われたことは確実である。1936年8月、満洲国政府語学検定試験が実施された。そもそも語学講習所と満洲国政府語学検定試験は両方とも官吏を対象者としているが、その間に何かの繋がりはないのだろうか。

第2章で指摘したように、1936年、満洲国政府語学検定試験実施委員会の委員より、受験者の中に、「夜学」で短い期間で語学を学習して満洲国政府語学検定試験に臨む受験者が多数存在していたという記述があり、精査したところ、この「夜学」では語学講習所と同じ教科書を使用しており、そこから推定すれば、「夜学」は実際には語学講習所を指していると考えられる。このことから、官吏は語学講習所で語学学習を行い、その後満洲国政府語学検定試験を受験するというルートをとっていたことは明白である。さらに、語学講習所と満洲国政府語学検定試験の詳細を比較すると、両方の等級設定、教科書・参考書の指定、また、教育内容、奨励制度などの点で類似するところが多いことが分かった。その詳細に関しては表6-15にまとめている。

表6-15より、語学講習所での部門の設定は最初、語学能力によって、初級、中級と高級の3部が設けられたが、1934年より、初級をさらに細分化し、初級Ⅰと初級Ⅱに分けられ、4部門となった。この4部門の構成は満洲国政府語学検定試験の4等級の形式と一致しているとみられる。指定参考書に関しては、語学講習所の高級と満洲国政府語学検定試験の高級水準である1等と特等はともに教科書の指定はなく、職務上の公文書、公用文が用いられた。また、中級において、日本語教材として『中等日本語読本』が使用され、初級では『簡易支那語会話』が使用された点に、両方が共通している。教育の内容においては、両方の主旨は一致しており、会話能力の養成が重要視され、初級段階では日常会話などの基

礎知識を中心にし、上級段階になると、公務関係の内容が主となった。語学講習所では満洲国政府語学検定試験のように成績優秀者に奨励を与える制度が整えられた。

表 6-15 語学講習所と満洲国政府語学検定試験の相違

	語学講習所(1932~1935年)	満洲国政府語学検定試験(1936年)
等級	初級、中級、高級→(1934年)初級Ⅰ、初級Ⅱ、中級、高級	3等、2等、1等、特等
教科書	高級と1等、特等では参考書の指定なし、公用文を用いる 『中等日本語読本』(中級)、『簡易支那語会話』(初級)で一致している	
教育内容	会話能力重視、初級において発音、簡易会話のような基本的なものを中心にし、中等以上になると、職務関係の内容が主である。	
奨励制度	1933年、語学能力を検定するために、奨励方法が考慮され始め、→1935年にすでに実施された。	合格証書、奨励金の支給

(武強(1989:134-135)、國務院総務庁人事所(1937:32-33)より、引用者作成)

以上から、語学講習所は満洲国政府語学検定試験の基盤となり、満洲国の官吏にとって、語学講習所は満洲国政府語学検定試験受験の言わば予備校のような役割を果たしたと考えられよう。この点から言えば、語学講習所は官吏養成の語学教育を担っており、語学講習所と満洲国政府語学検定試験の関係から見れば、満洲国政府語学検定試験は官吏の養成に関与したといえる。

② 満洲国政府語学検定試験と文官試験制度

1938年5月7日に勅令第95号を以て満洲国では「文官令」が公布された。「文官令」により、満洲国の官吏の構成、等級、任用、待遇などが規定され、特に官吏の任用はこれまでの自由銓衡を改めて、試験採用と決められた。第2章で述べたように、官吏の試験は採用試験、適格試験と登格試験の3種に分けられ、採用試験は初めて文官を目指す者向けの試験であり、適格試験はすでに採用試験で合格し、試補になった者が本官になるための試験で、登格試験は本官になった者が上級の等級に上るために行う試験である。この3種の試験にはいずれも語学調査が設けられ、特に日本人以外の民族には日本語能力が求められた。

ただし、1938年5月7日院令第12号を以て発布された「文官考試規定」の第25条に「適格考試ノ語学ハ満語、日語、蒙古語及露語ノ中応試者ノ常用語ヲ除キタルモノニ付予メ其ノ一ヲ選択セシメ 語学検定考試ニ於テ三等以上ニ及第シタル者ニ対シテハ適格考試ニ於ケル語学ノ考試ヲ免ズ³⁵⁾」と明示されている。また、1940年10月30日院令第45号で改正され、公布された「文官考試規定」の第12条に高等官登格考試の語学科目については「語学ハ満語、日語、蒙古語及露語ノ中応試者ノ常用語ヲ除キタルモノニ付予メ其ノ一ヲ選択セシメ 語学検定考試ニ於テ三等以上ニ及第シタル者ニ対シテハ各科高等官登格考試ニ於ケル語学ノ考査ヲ免ズ」と決められている。言い換えれば、1938年、満洲国政府語学検定試験は満洲国文官試験の適格試験の語学調査の基準となり、1940年になると、満洲国政府

語学検定試験の効力は登格試験まで広がり、適格試験と登格試験の基準になったことである。適格試験と登格試験は官吏が昇進するための試験であるため、この点から、満洲国政府語学検定試験は官吏が昇進する際の基準になったといえる。

次に高等官採用試験についてみていこう。1938年度の高等官採用試験の日本語科目と漢語科目の問題³⁶は以下のとおりである。

日本語問題

- 一、我が国建国既に六周年を経、第二期建設の途上に在り国勢愈々躍進し国力益々充実を加へ今や日満両国の関係極めて緊密強固にして防共書枢軸の一員として世界に重要な地位を占むるに至りましたことは吾人の御同慶に堪えないところであります。
- 二、孔子は他人を正す前に先ず己を正し近きより遠きに及すを以て其の主義としたり「己を修めて人を安ず」とは彼が簡明に此の意を表はせる語なり嘗て自らいわく「發憤しては食を忘れ、楽しんで憂いを忘れ、老の將に至らんとするを知らず」と其の身を忘れ老を忘れて人生の為に盡瘁したる大聖の面目充分此の語に顕れたりと云うべし。
- 三、注文、手伝、心配、仕方、返事、多分、あわてる、下着、値段、腕時計

満語問題

- 一、我们旅行去也有快乐的又有困苦的坐着汽车在那人烟稀少的向下开行往往碰着淤泥的地方那胶皮车轮不由的埋在淤泥里头去可就往前进也不得往后退也不得真是为难极了。(口語体に課すべし)
- 二、人类政治之使命在使人类协和而得其安正上政治主义多矣然未见有能使人类和且安者王道政治乃继现代一切主义之末路而复起其使命即在使人类协和而得其安乐之生活也。(口語体に課すべし)

日本語問題では、第一問は満洲国建設、満洲国の国勢に関する内容の問題で、第二問は古典訓話に関する内容である。また、漢語試験問題をみると、第一問は口語体の一般文章であり、第二問は満洲国の建国理念、建国精神を述べる時文体の文章である。この出題内容と形式は満洲国政府語学検定試験の1等と特等の問題に類似していることから、高等官に求められた能力は満洲国政府語学検定試験の1等と特等で受験者に求められた能力と一致しているといえる。つまり、満洲国政府語学検定試験の1等あるいは特等に合格すれば、満洲国の高等官採用試験の語学水準に達したと考えられる。この点については、当時満洲国政府の教育政策担当者であった福井優の「この試験（満洲国政府語学検定試験）の1等と特等に合格するほどのものは、必ず何らかの形で前途が開けてくる³⁷」という指摘からも証明されている。

前述したように、満洲国政府語学検定試験の「語学津貼規程」の実行は主に官吏を対象者とし、また、試験問題に実際官吏の公務に関する内容が出題された点を鑑み、満洲国政府語学検定試験の1等と特等は満洲国の高等官吏を対象者とした試験であると考えてよいであろう。また、1939年の各種受験言語の日本語試験と漢語試験の1等と特等の試験問題から分かるように、1等と特等では、各民族の官吏に求められる能力は一致している。このことから、満洲国では、各民族の高等官吏に満洲国政府語学検定試験の1等あるいは特等の語学能力が求められたと考えられる。

以上のように、満洲国政府語学検定試験は、1938年より社会一般に開放されるようになったが、その対象者は始終官吏を中心とし、特に1等と特等では満洲国の高等官が主な受験者となっており、満洲国政府語学検定試験が満洲国の官吏の養成、任用などと密接な関係を有することは明らかである。

(2) 満洲国政府語学検定試験と教員の養成

1939年第4回満洲国政府語学検定試験が実施された際、試験委員会より試験の各等級の標準について、具体的な能力及び各等級の学校教育での対応程度が明示されたが、1941年第6回満洲国政府語学検定試験が実施される前、「第六回語学検定試験要綱」が制定され、試験要綱の規定により、試験各等級の程度はさらに補充された。詳細な内容は以下の通りである³⁸。

- 特等 口語及文語ヲ自由ニ解シ得ル程度
- 一等 口語及文語ヲ解シ得ル程度
- 二等 口語及简单ナル文語ヲ解シ得ル程度
満洲語ハ官話指南編程度
日本語ハ師道特修科日本語読本巻ニ修了程度
- 三等 日常简单ナル口語ヲ解シ得ル程度
満洲語ハ急就編程度
日本語ハ国民高等学校日本語読本巻一修了

1941年に制定された試験程度の基準により、2等と3等では参考書が指定され、1939年の基準によりさらに教授内容が充実されたところとみられ、また、試験の各等級の程度は高くなったように見受けられる。1939年に制定された基準により、3等では国民優級学校卒業程度とされ、2等は国民高等学校卒業程度とされたが、1941年になると、3等は国民高等学校日本語読本巻一修了で、2等は師道特修科日本語読本巻二修了程度と定められるようになり、求められるレベルが一段階上がったように見受けられる。しかし、1等と特等については詳細な記述が示されなかった。1939年に制定された試験程度に基づいて、1941年の満洲国政府語学検定試験の各等級の程度をまとめてみると、表6-16のようになる。

表 6-16 1941年満洲国政府語学検定試験日本語試験程度

	学校教育との対応	程度
特等	日本内地専門学校卒業程度 ³⁹	日本文化ノ調査・研究・発表ナドヲ自由ニナリ得ル程度
一等	大学 師道高等学校卒業程度	会話及ビ談話ニ習熟シ口語文及ビ普通ノ文語文ヲ読解シ且ツ記述シ得ル程度
二等	師道特修科日本語読本巻二修了	日常普通ノ会話ニ習熟シ普通ノ口語文及ビ平易ナル文語文ヲ読解シ且ツ記述シ得ル程度
三等	国民高等学校日本語読本巻一修了	日常平易ナル会話ヲナシ平易ナル口語文ヲ読解シ且ツ記述シ得ル程度

(民生部教育司『満洲国政府語学検定試験問題模範解答集』満洲帝国教育会 1941年4頁、22-23頁より、引用者作成)

満洲国政府語学検定試験の各等級の基準に対応して師道特修科と師道高等学校が出現したことは注目に値する。表 6-16 より、師道特修科日本語読本巻二修了程度は満洲国政府語学検定試験の 2 等程度に相当するとするなら、師道特修科の卒業生は満洲国政府語学検定試験 2 等以上の日本語能力を有すると推察できる。また、師道高等学校卒業程度が満洲国政府語学検定試験の 1 等程度に相当するとするなら、師道高等学校卒業生は 1 等または 1 等以上の日本語能力を有すると考えられる。

師道特修科と師道高等学校はそれぞれ初等教育機関である国民学校または国民学舎の補助教員と中等教育教員を養成するところである。この点から言えば、満洲国では、初等教育の補助教員に対して 2 等以上の日本語能力を有することが期待され、中等教育教員に対して 1 等以上の日本語能力を有することが期待されたと考えられる。初等教育教員を養成する機関である師道学校については、満洲国政府語学検定試験の基準に挙げられていなかったが、師道学校は師道特修科と師道高等学校の間に位置するため、師道学校の卒業生、つまり、初等教育教員には 2 等以上の日本語能力を有することが期待されたと推察できる。

第 3 章では、満洲国の教員養成は師道訓練所での在職教員の再教育、師道学校での新教員の養成及び教員検定試験による一般教員の検定の 3 つから構成されることを明らかにした。また、1938 年以降、教員の再教育と教員検定試験の水準は師範教育機関での教育を基準としたことを指摘した。これを上記の師範教育機関と満洲国政府語学検定試験の対応関係と併せて考えると、満洲国では、初等教育各種教員に対しては満洲国政府語学検定試験 2 等以上の日本語能力を有すること、中等教育教員に対しては 1 等以上の日本語能力を有することが期待されたと考えられる。これにより、満洲国政府語学検定試験はある程度教員の日本語能力を図る手段の一つにもなったということが指摘できる。

(3) 満洲国政府語学検定試験からみた人材養成

上述した 1941 年に明示された試験の各等級と学校教育との対応関係から、満洲国政府語学検定試験の全体的な水準、または試験の難易度が高まったとみられる。しかし、それにもかかわらず、満洲国政府語学検定試験は終始多数の受験者を擁し、かつその人数は順次上がっていく様相を呈している。表 6-17 は満洲国政府語学検定試験の受験者数と合格者数を示す表である。表 6-17 より、満洲国政府語学検定試験が実施されてから、受験人数は逐年上昇していき、1940 年にすでに 2 万 9 千人位に達したことがわかる。そのうち、受験人数が最も多いのは 3 等であり、つまり、一般の日常会話、基本的な日本語運用力を有する程度に達したものである。ここから、満洲国政府語学検定試験は満洲国の教育においては日本語普及の機能を有し、1941 年の時点ですでに成果を上げており、広範囲で大量な日本語学習者の増加を促したといえる。

表 6-17 満洲国政府語学検定試験合格率表

単位：人

		日 本 語		
		受験者数	合格者数	合格率
第康 一徳 回 3 年	特等	85	11	12.94%
	一等	555	125	22.52%
	二等	949	271	28.56%
	三等	2018	512	25.37%
	合計	3607	919	25.48%
第康 二徳 回 4 年	特等	110	4	3.63%
	一等	653	74	11.33%
	二等	1139	168	14.74%
	三等	2939	591	20.10%
	合計	4842	837	17.28%
第康 三徳 回 5 年	特等	139	9	6.47%
	一等	1167	59	5.06%
	二等	3429	269	7.84%
	三等	11294	1931	17.09%
	合計	17029	2268	13.31%
第康 四徳 回 6 年	特等	133	16	12.03%
	一等	1127	93	8.25%
	二等	3977	453	11.39%
	三等	19270	3263	16.93%
	合計	24507	3825	15.60%
第康 五徳 回 7 年	特等	146	15	10.27%
	一等	1143	56	4.90%
	二等	5413	387	7.15%
	三等	22656	1847	8.15%
	合計	29358	3905	13.30%

(丸山林平(1942)「満洲国における日本語」『国語進出篇』2000年120頁より引用者が作成した)

他方、満洲国政府語学検定試験と官吏、教員の養成との関係からみると、満洲国政府語学検定試験は官吏の養成、任用に関わっており、また教員の日本語能力を測る手段にもなり得たことを考慮すれば、満洲国政府語学検定試験は満洲国の人材の選抜過程においても機能し、官吏と教員の語学能力を測る統一の基準となっていたと考えられる。また、特等と1等試験の出題内容から、政治と法律、経済などのいわゆる満洲国の建設に関する高度な専門知識が出題されている。本研究の第2章で明らかにしたように、この出題内容はまさしく満洲国の官吏に必要とされた専門知識である。満洲国政府語学検定試験が官吏と教員の語学能力を測る統一の基準となり得たこと、さらに、専門知識が出題されたことを加味すれば、満洲国の官吏と教員には同レベルの専門性が求められたといえよう。

【注釈】

- ¹ 民生部教育司『満洲国政府語学検定試験問題模範解答集』満洲帝国教育会 1941年 1頁
- ² 民生部教育司『満洲国政府語学検定試験問題模範解答集』満洲帝国教育会 1941年 1頁。伊東(2005)によれば、成人学習者に対するテストと年少者に対するテストでは、測定しようとする能力もそのための方法も異なる。また、日本語習得の過程やテストに対する認識力、心構えが、成人と年少者では異なり、必ずしも同一の方法で同じ能力を測定できるとは限らない。
- ³ 李素楨『日本人を対象とした旧「満洲」中国語検定試験研究』文化書房博文社 2013年 13頁
- ⁴ 『満鉄付属地経営沿革全史』648頁に収められたが、本研究においては竹中憲一『「満洲」における教育の基礎的研究』第3巻 緑蔭書房 2000年 295頁より引用。
- ⁵ 『満鉄付属地経営沿革全史』648頁に収められたが、本研究においては竹中憲一『「満洲」における教育の基礎的研究』第3巻 緑蔭書房 2000年 295頁より引用。
- ⁶ 満鉄地方部学務課『南満洲鉄道株式会社学事関係規程』1933年 208頁に収められたが、本研究においては竹中憲一『「満洲」における教育の基礎的研究』緑蔭書房 第3巻 2000年 295頁より引用。
- ⁷ 満鉄地方部学務課『南満洲鉄道株式会社学事関係規程』1933年に収められたが、本研究は李素楨『日本人を対象とした旧「満洲」中国語検定試験の研究』文化書房博文社 2013年 49頁より転載。
- ⁸ 1922年の満鉄の「語学奨励金規程」の中、金の単位について全部中国の圓を採用していたが、ここでは「圓」の誤りであろう。
- ⁹ 竹中憲一『「満洲」における教育の基礎的研究』緑蔭書房 2000年 300頁
- ¹⁰ 満洲国の奨励金支給制度である。
- ¹¹ 前掲注李素楨『日本人を対象とした旧「満洲」中国語検定試験研究』文化書房博文社 2013年 43頁より、1937年12月、1938年9月、1939年4月、1940年4月、1941年3月、1942年5月、1943年3月の7回である。
- ¹² 国務院総務庁人事処『満洲国政府語学検定試験問題集』明文社 1937年 32 - 33頁
- ¹³ 民生部教育司編『満洲国政府語学検定試験問題集』満洲帝国教育会 1940年 1頁
- ¹⁴ 丸山林平(1942)「満洲国における日本語」『国語進出論』2000年 120頁。
- ¹⁵ 国務院総務庁人事処『満洲国政府語学検定試験問題集』明文社 1937年 32 - 33頁
- ¹⁶ 国務院総務庁人事処『満洲国政府語学検定試験問題集』明文社 1937年 39頁
- ¹⁷ 民生部教育司『満洲国政府語学検定試験問題模範解答集』満洲帝国教育会 1941年 15頁
- ¹⁸ 満洲国語研究会『満洲国語』第9号 1941年 29頁
- ¹⁹ 満洲国語研究会『満洲国語』第9号 1941年 29頁
- ²⁰ 川上尚恵「日中戦争期中国華北の省・特別市公署における日本語学習奨励政策について：青島特別市公署の一連の日本語試験を中心に」『神戸大学留学生センター紀要』20号 2014年 6頁
- ²¹ 国務院総務庁人事処『満洲国政府語学検定試験問題集』明文社 1937年 41-44頁。以下の試験に関する引用は同じ出所による。
- ²² 国務院総務庁人事処『満洲国政府語学検定試験問題集』明文社 1937年 42頁
- ²³ 福井優「語学検定試験の感想」『満洲国語』第2号 1940年 25頁
- ²⁴ 福井優「語学検定試験の感想」『満洲国語』第2号 1940年
- ²⁵ 『日本国語大辞典〔縮刷版〕』(1980年)によると、時文は「中国でその時代に実用性を持った文体をいう。特に明代の科挙の答案に用いられた八股文及び清末から民国にかけて官庁の公文書や新聞などでも用いられる文体をさす」。試験委員王子衡氏によれば、「満文（「満洲語」）には古文、時文、白話文の三種がある。経、詩、子、集は古文（漢文）、現代の書籍雑誌は時文、胡適が主張していた口語文は白話文である」。本研究では試験の「満洲語」問題の文体を分類する際、この分類方法にしたがう。特に、古文、白話文以外の文体を全部「時文」とする。
- ²⁶ 国務院総務庁人事所『満洲国政府語学検定試験問題集』明文社 講評篇 1937年 22頁
- ²⁷ 国務院総務庁人事所『満洲国政府語学検定試験問題集』明文社 講評篇 1937年 23頁
- ²⁸ 国務院総務庁人事所『満洲国政府語学検定試験問題集』明文社 講評篇 1937年 4頁
- ²⁹ 国務院総務庁人事所『満洲国政府語学検定試験問題集』明文社 講評篇 1937年 18頁
- ³⁰ 国務院総務庁人事所『満洲国政府語学検定試験問題集』明文社 講評篇 1937年 16頁
- ³¹ 民生部教育司『満洲国政府語学検定試験問題模範解答集』満洲帝国教育会 1941年 3頁
- ³² 民生部教育司『満洲国政府語学検定試験問題模範解答集』満洲帝国教育会 1941年 21頁
- ³³ 国務院総務庁人事所『満洲国政府語学検定試験問題集』明文社 講評篇 1937年 65-66頁
- ³⁴ 中嶋毅「東北アジアの白系ロシア人社会」『東アジア近現代通史 社会主義とナショナリズム 1920年代』第4巻、岩波書店 2011年は、「東北アジアのロシア人たちは、現地社会に同化する必要に迫られることはなく、自らロシア文化の伝統（文芸活動や芸術活動）を継承しながら、現地（特に「満洲」）

の文化についても調査を行い、それによって、外地ロシア人の独自の文化が形成されたと指摘している。

³⁵ 長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店 1940年 200頁

³⁶ 長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店 1940年、240頁

³⁷ 福井優「満洲国における日本語普及の状況」『コトバ』第23巻5巻4号 国語文化研究所1943年20頁

³⁸ 民生部教育司『満洲国政府語学検定試験問題模範解答集』満洲帝国教育会 1941年4頁

³⁹ 満洲国帝国教育会『満洲教育』第2号 1940年 22頁

終章

本研究では日本語教育史の観点から多民族社会である満洲国における人材養成、及び人材養成の軸となった日本語教育について検討してきた。

1 本研究の要約

第1章では満洲国の民族政策と教育制度を概観した。満洲国の多民族居住という実情に対し、関東軍は中華民国初期から孫文が提唱していた「五族共和」の指導思想を援用し、民族の自由・平等を唱える「民族協和」の理念を掲げ、満洲国の民族統合の指針とした。しかし、満洲国の「民族協和」の実質は、民国後期に孫文が主張していた「漢民族を中心とした統合」を内容とした「中華民族」の理念に類似し、「日本人を中心とした民族統合」という性格を持つものであることが指摘できる。こうした民族政策の下、各民族の指導にあたっては異なる方策がとられていたが、「民族協和、日満一徳一心」などの内容を中心とする満洲国の建国精神の普及と日本語教育の実施という点では各民族に共通していた。

教育について、第1章では主に漢族の学校教育と社会教育をめぐって考察した。学校教育において、徳育、知育、体育の3つの方面が重要視され、そのうち、徳育範疇に属する建国精神の普及は教育の基本とされた。日本語教育については、1938年、新学制の実施により、日本語は満洲国の国語の一つとして祭り上げられ、学校教育の中で最も重要視され、また教授時間数が最も多い学科となった。一方、社会教育において、民衆教育館、民衆学校、語学講習所などの教育機関が組織され、一般民衆への建国精神、実業技能、日本語及び身体訓練などの教育に取り組んでいた。特に、これまで十分注目されてこなかった満洲国唯一の官製教化組織である協和会については、協和会の活動を精査した結果、協和会は、従来の研究で指摘されてきた一般民衆向けに建国精神の普及を行ったほか、積極的に日本語教育の実施にも取り組み、特に青年訓練所などの組織を通じて、社会に散在していた各民族の青年の育成に一定の役割を果たしたことが明らかになった。協和会による教育、特にその日本語教育は学校教育よりも実用性を重視し、学校教育の不足を補充すると同時に、社会に入る直前の青年に社会実践の場を提供し、学校と社会のギャップを埋める機能を備えていたと考える。こうした学校教育と社会教育が緊密に連携した教育体系は、満洲国が必要な人材を養成するための不可欠な土台となった。

第2章と第3章では、満洲国の「社会の中堅階層」とされた官吏、教員の養成と教育について考察し、満洲国の官吏、教員の養成の体系をそれぞれ整理し、その人材像を描いてみた。

第2章では、まず日本の官吏制度と照合しながら、満洲国の官吏制度を確認し、満洲国の官吏の構成、等級及び任用制度を明確にした。次に官吏の養成・教育の実態を明らかにするために、1932年8月に設立された全ての官吏を対象とした社会教育の語学教育組織で

ある語学講習所と、1938年5月に創立された満洲国唯一の人材養成高等教育機関である建国大学と、1932年7月に開設された官吏の養成訓練機関である大同学院を取り上げ、各機関で実施された教育、特に日本語教育について考察した。その結果、高等官吏の育成を目標とした建国大学と大同学院で実施された教育はともに、建国精神、語学、訓練を基本とし、その上に経済、政治、法律などの幅広い専門知識を加えるという一貫性を持ち、そのうち、日本語に関しては、日本語文語体による建国精神、古典訓話、満洲国の時勢などについての読解・作文能力が求められたことが分かった。一方、社会教育範疇に入る語学講習所で実施された教育及びその後の満洲国政府語学検定試験制度は、官吏の全般を対象者とし、官吏の会話能力の育成を重要視すると同時に、日本の習慣・文化についての理解も合わせて求めたため、学校教育及び大同学院による官吏の養成体系を補完する役割を果たした。このように、満洲国の官吏養成の体系が、社会教育と学校教育を基盤とし、その上に大同学院が位置しており、大同学院の指導、訓育により満洲国の高等官と委任官、新規官吏と在職官吏、また中央と地方の官吏を統括し、均質化するという系統であったことを明らかにした。満洲国の官吏養成制度を植民地朝鮮・台湾と比べてみると、系統性が鮮明であることのほか、満洲国の官吏養成制度には、①満洲国に対する認識、満洲国の建設に関する専門知識、語学及び軍事、農業などに備える身体力という4つの要素が官吏にとって必要な能力とされたこと、②語学能力の程度が官吏の採用、昇進を決定する基準となったという特徴があることが指摘できる。

第3章では、満洲国の教員養成制度を確認した上で、社会教育組織である教員講習所による中堅在職教員への再教育、師範教育機関による満洲国の新教員の養成と、教員検定試験制度による一般在職教員への認定という満洲国の3大教員養成方式について考察した。その結果、教員の再教育と養成はそもそも分離した状態にあり、この2つの教員養成方式は、漸次、師範教育機関または教員の再教育機関に統合されていった。また、中堅在職教員の再教育と一般在職教員の検定は師範教育の水準を基準としたことを明らかにした。

こうした満洲国の教員養成制度を朝鮮の教員養成制度と比較すると、朝鮮の単一の師範学校での養成方式と比較して、満洲国では新教員の養成を重視していると同時に、在職教員の思想統一、再教育も重要視されていた。また、満洲国の教員試験検定制度は教職と直接つながっているため、朝鮮の試験制度よりも実効性を有すると言える。さらに、言語教育の面から、朝鮮では朝鮮人教員に日本語の学習を強要していたが、日本人教員に対する朝鮮語の普及は漸次、衰退の様態を呈していった。これに対し、満洲国では終始日本人教員に漢語能力が求められていた。なお、語学能力、専門知識と日本の統治精神への理解が教育に求められた点では両地域は共通していることが指摘できる。

第4章と第5章は、満洲国の多民族性に着眼した少数民族の人材養成へのアプローチである。第4章では、研究の視点を満洲国の白系ロシア人に据え、学校教育の面から、「満洲国」唯一のロシア人を対象とした特別な高等教育機関である北満学院と建国大学を取り上げた。社会教育の面からは「満洲国」の教化組織である協和会露人係と白系ロシア人の自

治団体である白系露人事務局を取り上げて、それぞれの機関・組織による白系ロシア人教育、特に日本語教育について考察した。その結果、学校教育において、新学制実施後、白系ロシア人の初等・中等教育ではまだ帝政ロシア時代の民族主義教育を踏襲していたが、高等教育では国民道徳と日本語科目の導入により、白系ロシア人の満洲国国民意識形成の促進、あるいは日本による白系ロシア人の満洲国国民への統合が働き始めたと思受けられる。しかし一方、社会教育においては協和会露人係による満洲国国民への統合と白系露人事務局によるロシア伝統文化への回帰が同時に存在している。こうした学校教育と社会教育が相まって共振した結果、白系ロシア人青年の思想認識には満洲国国民としての自覚とロシア伝統文化への強い執着が共存していたことが指摘できる。

第 5 章では、中国少数民族教育の「ひな形」とされた蒙古人の人材養成に焦点を当て、王爺廟興安学院を代表とした学校教育と蒙古人知識層が組織した各種社会団体による社会教育について考察した。その結果、他の民族と同じく、蒙古人に対する教育は建国精神と日本語と身体訓練が重要視された。そして先行研究で指摘されているように学校教育における日本語教育の強要により、もとの教育の重点であった蒙古語と漢語の教育が弱体化、ないし廃止されそうな状況にあったことも確かである。しかし、実際には、社会教育の面から、日本または満洲国で近代教育を受けた蒙古人知識層は民族ナショナリズム意識が刺激され、日本語を駆使して、日本の指導・監督下で社会団体を組織し、新聞雑誌の発刊、または資料の蒐集・翻訳などを通じて、学校教育と異なる形で蒙古語を保護し、民衆に伝授して、蒙古語・蒙古文化の継承に努力している。

以上、満洲国の一般人材の養成、社会的中堅階層人材の養成、少数民族の人材養成を考察したうえで、第 6 章では、語学教育の面から満洲国の人材養成の実態に迫った。研究対象として取り上げたのは満洲国の学校教育と社会教育を統合した制度である満洲国政府語学検定試験制度である。本研究では、史料の制約により、1936 年と 1939 年に満洲国で実際実施された日本語試験と、日本人を対象とした漢語試験の試験問題についての比較分析を行い、試験で各民族の人材に求められた語学能力を検討した。その結果、これまで解明されていない 1936 年と 1937 年に実施された試験の目的は語学普及のほかに建国精神の普及にもあったことを指摘した。また、民族を問わず、人材に求められた語学能力について、日本語を例としていえば、一般民衆には、基本的な日常生活程度の日本語能力が求められたのに対して、満洲国の高級人材には、日本語各文体の読解・作文能力と文法力、および時事と政治についての習熟度、つまり高度な言語能力が求められたことを明らかにした。特に、官吏と教員にとっては、語学能力は任用、昇進の基準となり、この分析から、官吏と教員に対しては均質化された専門知識が求められたことを指摘できる。

2 満洲国における「民族協和」下の人材養成の意味

以上の研究結果に基づいて、序章で挙げた 3 つの研究課題について回答を試みるとともに、そこから得た教訓がもつ今日的な意味を考えたい。

(1) 満洲国の人材の持つ能力。

満洲国の学校教育と社会教育の教育内容は徳育と知育、体育の三方面に分けられる。そのうち、徳育が基本とされている。徳育の内容は時勢または政府の要求に応じて決められたものであり、初期では、主に満洲国に対する認識、民族協和、王道楽土を内容とした建国精神の理解を中心とし、その後、「訪日回銚民鑑」の公布にしたがい、その内容は日満一徳一心、民族協和などへと変更され、1938年以後は、「国民訓」、「大東亜共栄圏」などの内容に対する理解であった。

知育は主に日本語と専門知識の2面からなる。日本語能力においては、一般人材には、第1章で詳述した協和会による日本語教育と、第6章で述べた満洲国語学検定試験の日本語試験の3等等級でわかったように、日常生活レベルの基礎的な日本語能力が求められた。満洲国の教員には満洲国語学検定試験の日本語試験の2等以上の日本語能力、つまり、日常生活を中心とした基礎的な日本語運用力、かつ簡単な文語体文の読解・作文能力以上の日本語能力を有することが期待された。また、満洲国の高等官吏には満洲国語学検定試験の1等と特等の日本語能力、つまり、時勢、政治、法律、建国精神などについて熟知し、それと同時に上記の内容についての読解・翻訳力、また文法力と作文力などの高度な日本語運用力が求められた。試験でみられた日本語運用力のほか、官吏と教員の養成機関で実施された日本語教育及び使用教科書についての分析から、「日本事情」と日本文化についての理解も官吏と教員に求められた日本語能力の重要な一部であるといえる。

専門知識に関しては、官吏にとっては、満洲国語学検定試験の試験問題からみた職務に関する内容はいうまでもないが、官吏の養成機関の科目から、高等官の場合、一般常識から満洲国の政治、経済、法律などあらゆる国家経営に関する知識、及び国内外情勢等が官吏の学習範囲に入り、つまり、高度な専門知識を有することが期待されていた。教員の場合、「教育」という学科の設置により教員の専門性が求められ、特に教員の再教育と教員の検定は師範教育の水準を基準とすることにより、満洲国の教員の専門性は統一されたと考えられる。

体育については、いわゆる身体力を鍛える項目で、主に各種訓練をさしている。満洲国では学校教育と社会教育では軍事、農業、武道などの多種の訓練が実施された。

このように、満洲国の建国精神に関する認識を有し、高度な専門知識と日本語能力をもち、さらに身体力も備えるという満洲国に必要な人物像を描き出すことができよう。

しかし一方では、建国大学の事例が示すように、まだ養成途中の漢人官吏は建国大学の教育を受けながら、漢人学生の読書会を組織し、三民主義や資本研究などの進歩的な書籍を閲読することを通じて、漢人としての民族アイデンティティに覚醒し、満洲国の思想統治に抵抗していた人々も少なくなかった。そして、彼らにとって満洲国の教育は自身をかめ、「祖国」を守る武器となった。このように、満洲国が求めた官吏像とは異なる官吏像の一面をも見せている。また、教員の養成に関する分析が示すように、満洲国の教員の再教育や検定試験は師範教育の水準を基準とし、教員の素質の均質化が図られたが、実際の

インタビュー調査により得た結果からみれば、漢人日本語教員の日本語能力にはばらつきがあり、満洲国政府の期待と乖離していたことが指摘できる。

(2) 満洲国における日本語教育の機能

満洲国時代の教育、特に日本語教育はその時代を生きてきた人々にとって、如何なる意味を持つのであろうか。これについて最も説得力をもつのは、その時代の生き証人の証言であろう。

戦後、中国東北地域の教育専門家となった王野平は1945年2月から8月までの吉林師道大学での自身の学習経験について、以下のように述べている。

大学に進学してから物事がだんだんと分かってきました。中国がどのような状況にあり、日本がどのような状況にあるのか。当時多くのことが分かってきて、新鮮な思いをしました。その他にも、学校では知識を学びました。(中略)私が日本語を本当にマスターしたのは、大学に半年いたときでした。毎日日本語に触れ、授業も日本語で受け、友達と交際するにも彼らは中国語が分からないので、日本語で話しました。またとにかくある程度の文化知識を学びました。今も私は歴史の本を読みますが、ほとんどの基礎はそのときに出来たものです¹。(下線は引用者による)

王野平は1927年中国遼寧省で生まれ、1935年満洲国の小学校に入学し、1939年、国民優級学校、1941年国民高等学校を経て、1945年2月に吉林師道大学に入学²した。「中国人教師が教科書によって日語教授をした小学校期、日語授業を行う日本人教師との接触が始まった国民高等学校期、日本人学生と共同で寮生活を送るに到った大学期³」を経験していた。約10年間、日本語教育は王野平の学習生活の軸となり、他の知識とともにこの博識の教育家の基礎をなしていた。

また、第3章で述べたように、筆者が長春市で7人の満洲教育経験者にインタビュー調査を実施したところ、この7人の当事者はともに日本語教育による小学校と中学校時代を経験し、7人の内、5人は王野平氏と同じように、戦後、満洲国時代の日本語知識を基礎として、翻訳、通訳、日本語教育などの中国の教育事業に身を投じていた。この点からみれば、満洲国時代に身に付けた日本語知識はその時代に養成された人材にとって、中国の教育に貢献できる原動力となったといえる。

また、他の民族からみれば、第4章の北満大学と建国大学の白系ロシア人人材養成の事例からわかったように、白系ロシア人の日本語学習者は日本語を駆使して、ロシア文学を訳し、また在学中、教授の通訳を担当することなどで、実際の生活に役立たせた。大学卒業後、これらの人々は教鞭をとって、白系ロシア人の日本語教育に携わり、終戦後、ロシアの日本研究・日本語教育に貢献していた。白系ロシア人の歴史からみれば、満洲国の白系ロシア人にとって、日本語学習はただ満洲国に定着するための一種の手段に過ぎないかもしれないが、実際の学習過程とその後の結果からみれば、日本語を通じてロシア文化、ロシア文学を満洲国に広げ、また戦後、日本文化と日本語教育のロシアへの導入に役割を果たしたと考える。

さらに、蒙古人人材養成からみれば、第 5 章で考察してきたように、日本語による教育で養成された人材は、民族ナショナリズムを育み、日本語を駆使して、蒙古語文献の蒐集・翻訳、また、新聞雑誌などの刊行により、知識や国内時勢などを民衆に伝えると同時に、蒙古語を保護し、民衆に普及して、蒙古語と蒙古文化の伝承を実現できた。つまり、日本語は民族語を保護・伝承する手段にもなったと考える。

以上により、日本は満洲国の各民族の人材養成と教育において強制的に日本語教育を実施し、一定の効果を収めたといえるが、それと同時に、日本語が各民族の人材に使用され、自民族文化、言語及びその教育の保護・伝承の道具として活用されたことが分かった。この分析から、日本語教育は満洲国の各民族の人材養成には、戦時と戦後を問わず、その民族の教育を促進し、発展させる働きをしたと言えよう。

(3) 満洲国における人材養成の特徴

同時代的な視点から満洲国の人材養成と植民地台湾・朝鮮との比較分析を行った結果、満洲国における人材養成の特徴については、以下の側面からまとめていきたい。

①官吏の養成。官吏の構成からみれば、3つの地域はともに日本の官吏制度を母体としていたが、その上に各地域の性格及び特質に合わせて制度を改善し、充実させたのである。台湾・朝鮮の官吏制度と比べ、満洲国の官吏制度と官吏の養成制度は一層系統的であり、その特徴は鮮明であると考えられる。まず、官吏の養成において、学校教育と社会教育を基盤とし、その上に大同学院が位置しており、満洲国の官吏の全般を統括、均質化している。次に、官吏の素養に関しては、満洲国に対する認識、満洲国の建設に関する専門知識、語学及び軍事、農業などに備える身体力の 4 つが必要な能力とされ、この能力は満洲国独自の文官試験、または、大同学院によって均質化された。さらに、語学教育は官吏にとって極めて重要な部分であった。語学能力は官吏として必要な能力の一つのみではなく、その能力の程度は官吏の採用、昇進を決める標準ともなっていた。

②教員の養成。まず、教員養成の方式においては、朝鮮の単一の師範学校での養成方式と比較して、満洲国では新教員の養成を重視していると同時に、在職教員の思想統一、再教育も重要視されていた。ここから、満洲国における教員養成は教員の多民族構成に対応した多様な養成方式を有するという特徴が指摘できる。次に、教員試験検定制度の策定は 2 つの地域に共通するものであるが、満洲国の教員試験制度は一般在職教員を対象者とし、試験は就職と直接的につながっていたため、教員の確保という面において、朝鮮の試験制度よりも一層実効性があると考えられる。また、言語教育の面から考えれば、朝鮮では朝鮮人教員に日本語の学習を強要していたが、日本人教員に対する朝鮮語の普及は漸次衰退の様態を呈していった。これに対し、満洲国では終始日本人教員に漢語能力が求められたため、満洲国における教員に対する言語教育は朝鮮よりも一層徹底的であると考えられる。

なお、朝鮮の師範学校と試験制度による教員養成の内容には、満洲国で実施された教員養成の内容に類似したものがあり、特に、「教育」と「修身」、「国語」の科目設定から、両地域は共通して教員に語学能力、専門知識と日本の統治精神への理解を求めていたと考え

られる。

③語学能力。語学力が各民族人材の養成、任用、特に高級人材の選抜の基準とされ、それと同時に、官吏、教員のような「社会の中核」と見なされた人材には均質化された専門性が求められた。

(4)満洲国における人材養成の経験から今日の日本における多文化共生を目指す日本語教育への示唆

では、多民族社会である満洲国における人材養成の事例は、現在の多文化化・多様化の様相を呈する日本語教育にどのような示唆を与えるのであろうか。その方法論から考えていきたい。

①多民族共学・共塾(宿舍)の環境づくり。共学はともに学習することを意味し、共塾は1つの宿舍に入ってともに生活することを意味する。第2章と第3章の官吏と教員の人材養成・教育からみたように、満洲国の人材養成は多様な方式で行われていたが、共通した部分もみられる。それは各教育機関・組織での「多民族共学・共塾」である。これまで多くの先行研究の中で、日本人の視点から満洲国の建国大学における日本人と他民族学生との「共学・共塾」については論述されている。ただし、本研究では、建国大学のみではなく、官吏、教員及び他の人材の養成・教育の学校教育と社会教育機関、また、協和会による青年訓練などの社会教育の中でも「多民族共学・共塾」が広範に実施されていることを新たに提示した。したがって、「多民族共学・共塾」は満洲国における人材養成の特徴であるといえる。

こうした教育形式の下、本研究の第4章で白系ロシア人の人材養成からみたように、他民族との共塾により、白系ロシア人の日本語習得は会話能力などに著しい上達を示し、また、性格においても当初の孤独を好む傾向から活発な性格へと変化したといった過程が示された。

吉林師道大学時代を経験した王野平は「私が日本語を本当にマスターしたのは、大学に半年いたときでした」と述べている。王野平は吉林師道大学での半年間は、日本人2人、中国人2人の共塾で送っていた。実際、「毎日日本語に触れ、授業も日本語で受け、友達と交際するにも彼ら(日本人)は漢語が分からないので日本語で話しました⁴⁾」と述べている。

ここから、日本語学習にはそれに合わせた学習環境づくりが肝要であるといえる。たとえば、教員養成所で実施された中堅在職教員の再教育、及び在職日本語教員の養成では、教員の日本語能力を向上するために、教室や宿舍に日本語看板の提示、日本語雑誌の配置などの方法をとっていた。また、満洲国教育経験者へのインタビュー調査の中でも、自身の日本語学習に関しては、「本屋で日本語雑誌を買って読んでいた」という回想もあった。

②学校教育と社会教育の統合。満洲国の社会教育は一般民衆から高級人材まで広範囲の社会階層を対象者とし、その形式は民衆教育館、語学講習所などの様々な形を持ち、また、実施主体としても国家、協和会及び他の社会団体、個人など様々であった。第1章の協和会による教育、及び第4、5章の少数民族に対する社会教育からみたように、日本語教育の

観点から、社会教育は学校教育の延長であり、学校教育を補完する機能を持つことを明らかにしたが、第 6 章の満洲国政府語学検定試験についての分析から、社会教育は学校教育の日本語教育に方法論を提示した点を指摘したい。満洲国学校教育の中に、文法教育の不十分さがしばしば指摘されたが、満洲国政府語学検定試験の日本語問題には文法項目が出題され、文法及び文型の質問が同時に出題されたことにより、日本語学習者の文法学習を促進し、それと同時に、全ての学習者に文法学習の方法を提示していたと考える。こうして、学校教育と社会教育との統合により、満洲国の日本語教育の重層的な体系が有機的に構築されたと考える。

現在、日本における多文化共生のための日本語教育には、地方自治団体による日本語教育と学校教育による日本語教育の併存が求められている。両者の関係をいかに調整し、各教育機関の機能を最大限に生かせるのであろうか。この問題を考える際、社会教育の課題を学校教育に還元した満洲国の事例は示唆するところが大きいと考える。

3 今後の課題

本研究は日本語教育史の観点から満洲国の多民族的社会構成に対する教育に関する研究の出発点にすぎない。本研究の限界及び残され課題について補足を加える。

①本研究では、満洲国の多民族的社会構成に対する人材養成と日本語教育を中心に分析し、朝鮮と台湾の事例との比較分析を行ったが、他の地域での実施された多民族支配とその教育については論究していない。②満洲国では各地域にその地域の独自性を有する。本研究では、主に満鉄沿線の中心都市及び少数民族の密集地域のみについて考察してきたため、これをもって満洲国全域の特徴を論じるには不十分なところがある。③少数民族の人材養成について、白系ロシア人と蒙古人を研究対象としたが、朝鮮族及び他の民族をも包括して、総合的な考察は行えなかった。④社会教育については、政府及び協和会などの社会団体による教育、特に日本語教育について検討したが、民衆教育館、民衆学校、及びマスメディアなどによる社会教育についての検討は行えなかった。上記の問題は今後の研究課題としたい。

【注釈】

¹ 大森直樹「中国人が語る「満洲国」教育の実態—元吉林師道大学学生：王野平氏へのインタビュー記録—」『東京学芸大学紀要』1 部門 45 号 1994 年 59 頁。下線は引用者による。

² 前掲注(1)書、49 頁

³ 前掲注(1)書、48 頁

⁴ 前掲注(1)書、49 頁

文献目録

【史料】

- 大出正篤『新撰日本語読本正編』満洲図書文具株式会社 1936年第17版
大出正篤『師道学校用 日本語読本 卷二』満洲文化普及会 1939
大阪商科大学興亜経済研究室『満洲国に於ける指導者教育』 1943
河原春作『現代支那満洲教育資料』培風館 1940
吉林省図書館偽満洲国史料編委会『偽満洲国史料』全国図書館文献縮印複製センター 2000
建国大学『建国大学要覧』 1940
建国大学『露人学生に対する日本語教授の報告』建国大学 1939
建国大学同窓会『建国大学同窓会名簿』 1955
国務院総務庁『満洲国官吏録』満洲日報 1933
国務院総務庁人事処『満洲国政府語学検定試験問題集』明文社 1937
佐田弘治郎『南満洲鉄道株式会社第二次拾年史』南満洲鉄道株式会社 1928
嶋田道弥『満洲教育史』青史社 1935
竹中憲一『「満洲」植民地日本語教科書集成』緑蔭書房 2002
——『在満日本人用教科書集成』緑蔭書房 2002
大同学院『大同学院抄録』 1937
長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店 1940
長谷鎮廣『最新満洲帝国高等文官考試問題模範解説』清水書店 1941
双川喜文『満洲国文官令逐条解説』大同印書館 1941
武強『東北淪陥十四年教育史料』全3輯 吉林教育出版社 1989～1998
文教部学務司『満洲国少数民族教育事情』 1934
文教部学務司『満洲国学事要覧』 1935
文教部『文教月報』第7号 1936
満洲帝国協和会『協和運動』9月号 1943
満洲国史編纂刊行会『満洲国史 総論』満蒙同胞援護会 1970
満洲国史編纂刊行会『満洲国史 各論』満蒙同胞援護会 1971
満洲国通信社『満洲国現勢 康德八年版』クレス出版 2000
——『満洲国現勢 康德九年版』クレス出版 2000
——『満洲国現勢 康德十年版』クレス出版 2000
満洲国民生部『満洲国教育概況』満洲国民生部 1942
満洲事情案内所『満洲国の現住民族』 1938
満洲帝国教育会『建国教育講演集1』 1939

- 皆川豊治『満洲国の教育』満洲帝国教育会 1939
 南満洲鉄道株式会社経済調査会『満洲国教育方策』 1935
 南満洲鉄道株式会社『満蒙年鑑』中日文化協会 1932
 民生部教育司会『学校令及学校規定』満洲帝国教育会 1937
 民生部教育司『学校令及学校規定』 1938
 民生部教育司『満洲国政府語学検定試験問題集』満洲帝国教育会 1940
 民生部教育司『満洲国政府語学検定試験問題模範解答集』満洲帝国教育会 1941
 山口重次「満洲帝国協和会指導要綱案」『20世紀日本のアジア関係重要研究資料』 1938
 山口喜一郎『日本語教授法原論』新紀元社版 1944
 『高等師範学校要覧』 1937

【資料】

<日本>

- 生田美智子『満洲の中のロシア』成文社 2012
 朝日新聞社『国語進出篇』冬至書房復刻 2004
 岡本雅享『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社 1999
 岡本真希子『植民地官僚の政治史 朝鮮・台湾総督府と帝国日本』三元社 2008
 小林竜夫他『現代史資料 11 続満洲事変』みすず書房 1965
 関正昭、平高史也『日本語教育史』アルク 1997
 関正昭『日本語教育史研究序説』スリーエーネットワーク 1997
 建国大学九期生刊行世話人会『建国大学九期生』 1995
 国語文化学会『外地・大陸・南方 日本語教授実践』国語文化研究所 1986
 斉紅深著、竹中憲一訳『「満洲」オーラルヒストリー<奴隷化教育>に抗して』皓星社 2004
 阪本秀昭『満洲におけるロシア人の社会と生活』ミネルヴァ書房 2013
 鈴木健一『満洲教育史論集—古稀記念』山崎印刷出版 2000
 鈴木仁麗『満洲国と内モンゴル』明石書店 2012
 創立七十周年記念出版委員会『物語大同学院：民族協和の夢にかけた男たち：創立七十周年記念』
 2002
 滝川政次郎『満洲建国十年史』第1巻 原書房 1969
 大同学院史編纂委員会『渺茫として果てもなし：満洲国大同学院創設五十年』大同学院同窓会
 1981
 竹中憲一『「満洲」における教育の基礎的研究』緑蔭書房 2000
 『「満洲国」教育史研究』東海教育研究所 1993
 豊田国夫『民族と言語の問題』錦正社 1964
 長野県南嶺会学院史刊行委員会『師魂：満洲国立中央師道学院史』長野県南嶺会学院史刊行委員
 会 1981
 長野県南嶺会学院史刊行委員会『師魂：満洲国立中央師道学院史補』長野県南嶺会学院史刊行委

員会 1982

- 中村忠一『日本語教授の領域』冬至書房 2002
- 那須清『旧外地における中国語教育』不二出版社 1992
- 日本国語大辞典編集委員会・小学館国語辞典編集部『日本国語大辞典』第二版第八巻 小学館出版 2001
- 野村章『「満洲・満洲国」教育史研究序説』エムティ出版 1995
- 秦郁彦『日本官僚制総合事典』東京大学出版社 2001
- 浜口裕子『日本統治と東アジア社会』勁草書房 1996
- 松田利彦・やまだあつし『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』思文閣出版 2009
- 松永典子『「総力戦下」の人材養成と日本語教育』花書院 2008
- 満洲青年聯盟史刊行委員会『満洲青年連盟史』原書房 1968
- 満洲帝国協和会『満洲帝国協和会組織沿革史』(1940) 不二出版社復刻版 1982
- 宮坂広作『近代日本社会教育政策史』国土社 1966
- 『近代日本社会教育史の研究』法政大学出版局 1967
- 宮沢恵理子『建国大学と民族協和』風間書房 1997
- 安田敏朗『帝国日本の言語政策』世織書房 1997
- 山下達也『植民地朝鮮の学校教員—初等教育集団と植民地支配』九州大学出版会 2011
- 山田寛人『植民地朝鮮における朝鮮語奨励政策』不二出版 2004
- 山本有造『「満洲国」の研究』緑陰書房 1995

<中国>

- 王野平『東北淪陥十四年教育史』吉林教育出版社 1989
- 王智新『批判植民地教育史認識』社会評論社 2000
- 曲鉄華他『日本侵華教育全史』第1巻 人民教育出版社 2005
- 金斑実『満洲間島地域の朝鮮民族と日本語』花書院 2014
- 斉紅深『東北地方教育史』遼寧大学出版社 1992
- 『東北淪陥十四年教育研究』遼寧人民出版社 1997
- 石剛『日本の植民地言語政策研究』明石書店 2005
- 蘇崇民『満鉄史』遼寧出版社 1997
- 東北師範大学教育系編『偽満奴化教育』1951
- 大連市図書館編『東北地方文献連合目録』第2輯：外文（日、西、俄）図書部分、上冊：日文図書部分、東北連合文献目録編輯組 1984
- 長春市政協文史和学習委員会編『回憶偽満建国大学』1997
- 楊家余『内外控制交合—日本統制下の東北教育研究』安徽大学出版社 2005
- 『偽満社会教育研究(1932—1945)』高等教育出版社 2010
- 李素楨『日本人を対象とした旧「満洲」中国語検定試験の研究』文化書房博文社 2013

【論文】

<日本>

- 荒木馨「学生の日本語成績に関する」『満洲教育』第1号満洲帝国教育会 1940
- 生田美智子「多文化空間における亡命ロシア人の民族・文化的アイデンティティ—ハルビンの場合」『セーヴェル』第25号 2009
- 「白系露人事務局—ハルビンにおける活動を中心に」『セーヴェル』第27号 2011
- 内山ヴァルーエフ紀子「ハルビンのロシア人学校—初等・中等教育編」『セーヴェル』第9巻 1999
- 内山ヴァルーエフ紀子「哈爾濱のロシア人学校<高等教育編②>」『セーヴェル』第11巻 2000
- 江幡寛夫「満洲国に於ける日語の地位」『満洲国語』第4号 満洲国語研究会 1940
- 海老原治善「「満洲国」教育史研究の今日の意義」『「満洲国」教育史研究』No.1 東海教育研究所 1993
- 大石初太郎「日本語教授における教材・教授法・教師」『コトバ』第22巻 4巻7号 国語文化研究所 1942
- 大森直樹・金美花・張亜東「中国人が語る「満洲国」教育の実態—元吉林師道大学学制：王野平氏へのインタビュー記録」『東京学芸大学紀要第1部門教育科学』Vol.45 1994
- 大森直樹「「満洲国」日系初等教師のライフ・ヒストリー」『東京学芸大学紀要一部門』48号 1996
- 「「満洲国」における日系初等教師政策」『近代日本のアジア教育認識—その形成と展開』平成6・7年度科学研究費(総合A)研究成果報告書(課題番号:06301037)研究代表者:阿部洋 1997
- 川上尚恵「占領下の中国華北地方における日本語教育—日本人日本語教師と中国人日本語教師の連携をめぐる—」『言葉と文化』(5)名古屋大学大学院国際言語文化研究科日本語文化専攻 2004
- 「占領下の北京特別市における市公署職員を対象とした日本語教育—語学奨励試験と日本語クラスを中心に—」『日本語教育』132号 2007
- 神野香織「「民族協和」運動の発展と変容—『協和運動』誌にみる—」2000
<http://ci.nii.ac.jp/naid/110007164216> 2013年9月2日にアクセスした。
- 小林藤次郎「満洲国教育界の進むべき道」『コトバ』第17巻 2巻8号 国語文化研究所 1940
- 小林武雄「日本語教員養成講習会受講の記」『コトバ』第20巻 3巻8号 国語文化研究所 1941
- コルチャーギナ・タチャナ「ロシアにおける日本語教育—ロシア人日本語学習者に多く見られる間違いの傾向について—」『言語・文化・教育研究会発表要旨』1997
<http://ci.nii.ac.jp/anywhere.lib.kyushu-u.ac.jp/els/110001079847.pdf> 2014.7.30にアクセスした
- 桜井隆「「満洲語」・「満語」」『植民地教育史研究年報第7号植民地教育体験の記憶』日本植民地教育史研究会運営委員会皓星社 2005
- 佐藤喜代治「満洲国における日本語の問題」『満洲国語』第4号 満洲国語研究会 1940
- 田中俊資「在満国民学校における女教師の問題」『在満教育研究』第9号 在満日本教育会 1944

- 鈴木隆史「満洲国協和会史試論」(一)『季刊現代史』創刊号 1973(a)
 ———「満洲国協和会史試論」(二)『季刊近代史』第2号 1973(b)
- 鈴木普慈夫「満洲における白系ロシア人教育機関の考察—初等教育を中心に」『社会文化史学』
 44号 2003
- 高萩精玄「満洲国における日本語教授の現状」『コトバ』第17巻 2巻8号 国語文化研究所 1940
- 竹内桂「満洲国の白系ロシア人」『駿台史学』第108号 1999
- 田村敏雄「満洲国の本質と教育者の使命」『建国教育講演集1』満洲帝国教育会 1939
- 張華峰・駒込武「満洲国統治下における中国東北地域の教育—本溪县におけるインタビュー調査
 を中心にして」『人間発達研究』通号22 1999
- 趙鳳彬「旧満洲における植民地教育についての一考察—中国人学校教育を中心に—」『蒼翠』通
 号3 筑紫女学園大学 2002
- 槻木瑞生「書評 鈴木健一著『古稀記念 満洲教育論集』について」『アジア教育史研究』10号
 アジア教育研究会 2001
- 「満洲教育史研究のフロンティア—いま満洲教育史研究が直面している問題—」『東ア
 ジア研究』第44号 大阪経済法科大学アジア研究所 2006
- 「満洲教育史概略—その土地に生きた人の視点から—」『News letter』24号 近現代東
 北アジア地域史研究会編 2012
- ドミートリエヴァ・エレナ「満洲国における「ロシア式」教育方針とその問題：在ハルビン市
 白系ロシア人普通学校を中心に—1930年代半ば」『セーヴェル』26号 2010
- 「在満露人小・中学校への「新学制」導入問題(1936~1938)」『満
 洲の中のロシア—』生田美智子編 成文社 2012
- 「在満露人小・中学校への「新学制」導入問題を巡って：—「神学」
 科の教授問題(1936~1939)—」『セーヴェル』30号 2014
- 中嶋毅「ハルビンのロシア人教育—高等教育を中心に」『研究報告集』21世紀COEプログラム「ス
 ラブ・ユーラシア学の構築」編 2004.3
- 「満洲国北満学院の歴史—1938—1945」『ロシア史研究』79号 2006
- 科学研究費補助金研究成果報告書「両大戦間期ハルビンにおけるロシア人社会の歴史的位
 相」 2009
- 「東北アジアの白系ロシア人社会」『社会主義とナショナリズム 1920年代』東アジア近
 現代通史 第4巻 2011 岩波書店
- 中村忠一「国民錬成への日本語教育」『コトバ』第23巻 5巻4号 国語文化研究所 1943
- 野村正良「満洲国の言語的概観—(満洲国の言語的構成)」『コトバ』第19巻 3巻3号 1941
- 林大「日本語能力評価について」『日本語教育』58号 日本語教育会 1986
- 福井優「満洲国における日本語普及の状況」『コトバ』第23巻 5巻4号 国語文化研究所 1943
- ブジマキナ・アナスタシア「ロシアの高等教育機関における漢字教育の現状と問題点—ロシア人
 日本語教師を対象としたインタビュー調査を中心に—」『人間社会環境研究』第25号 2013(a)

—————「ロシア人日本語学習者の漢字学習についてのピリャーフーロシアの高等教育機関にて日本語を学んでいる学生に対するアンケート調査を元に」『人間社会環境研究』第26号 2013(b)

保井克己「満蒙の日本語」『日本語』第3巻第7号 1943

堀敏夫「満洲国における日本語教育の動向」『日本語』第1巻創刊号 日本教育振興会 1942

—————「満洲国日本語教育の概況」『コトバ』第23巻4巻12号 国語文化研究所 1942

—————「満洲国における国語」『コトバ』第24巻6巻4号 国語文化研究所 1944

前田熙胤「満洲に於ける日本語教育の私見」『日本語』第1巻第5号 日本教育振興会 1943

前原保「満洲国の日本語教師として」『コトバ』第20巻4巻5号 国語文化研究所 1942

松尾茂「満洲国における日本語の現状」『日本語』第4巻上 5月号 日本教育振興会 1944

松本重雄「満洲の日本語問題」『コトバ』第17巻2巻7号 国語文化研究所 1940

満洲帝国教育会「第二次県市立中等教員検定試験問題」『満洲教育』第3巻第3号 満洲帝国教育会 1937

満洲帝国教育会「満人教師いかに日語を教授している」『満洲教育』第6号 1940

—————「小学日語教授の一課」『満洲教育』第6号 1940

—————「語学検定試験委員座談会」『満洲教育』第7号 1941

森田孝「満洲国の国語政策と日本語の地位」『日本語』第2巻第5号 日本語教育振興会 1942

<中国>

王艷君・顧洪敏「近十五年来偽滿職官制度研究総述」『唐山師範学院学報』第27巻第4期 2005

王紅霞『興安南省蒙古族教育』東北師範大学修士論文 2012

王正緒「建国精神の教養」『満洲教育』第3号 満洲帝国教育会 1939

王紫微「『満洲帝国協和会』的機構沿革—以「満洲国現勢」的記載為中心」『外国問題研究』第4期 2012

韓明「中国遼寧省の学校に於ける日本語教育についての研究」『昭和女子大学大学院日本語教育研究紀要』(2) 2004

曲鉄華「東北淪陥時期偽滿在職教師教育」『河北師範大学学報』第7巻第4号 2005

胡嘉明「日本能力試験作用に関する思考」『工会理論与实践』第18巻第5期 2004

高承龍『偽滿洲国民族政策研究』東北師範大学博士論文 2011

齊紅深「皇民化教育・同化教育与奴化教育—日本植民地教育性質を反映する概念の異同を比較する」『錦州師範学院学報』Vol. 21 1999

斯欽巴図『東蒙古植民地社会与文化的變動—1931-1945』内蒙古大学博士論文 2013

修剛「中国高等学校における日本語教育の現状と展望—専門日本語教学を中心に」『日語学習与研究』第5期 2008

徐敏民「戦前中国における日本語教育方法に関する比較考察」『筑波大学教育学系論集』18(1) 筑波大学教育学系 1993(a)

- 「戦前中国での日本語教育に関する比較考察」『教育学研究』60(4) 日本教育学会 1993(b)
- 宋恩荣「偽満洲国教育再考」『「満洲国」教育史研究』No.1 東海教育研究所 1993
- 孫太雨『民国時期社会教育法規研究—1912-1945』瀋陽師範大学修士論文 2013
- 張建軍「偽満洲国時期蒙古初、中等学校教科書の編纂使用状況初探」『日本侵華史研究』第1巻
2014
- 鄧玥『偽満洲国協和会述略』東北師範大学修士論文 2008
- 娜荷芽「内モンゴルにおける近代教育の研究の展開について(1932-1945)」富士ゼロックス小林
節太郎記念基金 2010年
- 福井優「語学検定試験の感想」『満洲教育』第2号 満洲帝国教育会 1940
- 房建昌「偽満洲国時代の白俄」『黒竜江社会科学』第6期 1997
- 楊家余「試論偽満時期学校教育制度的変遷及特点」『党史研究与教育』第2期 2001
- 楊秋芬・孫英「基礎日語課程教学改革方案探究」『河北工業大学成人教育学院学報』第22巻 第
3期 2007
- 楊文海『壬戌学制的研究』南京大学博士論文 2011
- 李素禎「旧満洲・満洲国に在住した日本人の中国語検定試験の考察—受験者の合格率を中心とし
て」『日中言語文化：桜美林大学紀要』第2期 桜美林大学文学部中国語中国文学部 2004
- 「旧満洲における中国語検定試験の研究—中国語検定試験の内容を中心として」『日中言
語文化：桜美林大学紀要』第3期 桜美林大学文学部中国語中国文学部 2005
- 「旧満洲における中国語検定試験の研究—その規程、方法、言語の特徴について」『日中
言語文化：桜美林大学紀要』第4期 桜美林大学文学部中国語中国文学部 2006
- 李麗「大学初級日本語教授法」『貴州工業大学学報社会科学版』(4) 2001
- 劉紀星「旧満洲時代における日本語教科書の考察」『札幌大学総合論原叢』18号 2004
- 劉建華『偽満洲国協和会研究』吉林大学博士論文 2010
- 劉第謙「我所了解的伪满建国大学」『建国大学的幻影』水口春喜著・董炳月訳 崑崙出版社 2004